

WARABI

「コンパクトシティ蕨」 将来ビジョンⅡ

2024 (令和6年度) ▶ 2033 (令和15年度)



— 安心・にぎわい・未来 —

みんなで創る

みんなにあたたかい

みんなのまち

蕨



「安心・にぎわい・未来

みんなで創る みんなにあたたかい みんなのまち蕨」 を目指して

日本一コンパクトな市域の中に、歴史や文化、コミュニティの豊かさと利便性の高さをあわせ持つ蕨市では、その長を最大の強みとしながら、市民の皆さんとともに、住みやすさ日本一のまちを目指そうと、2014(平成26)年3月に、本市の最上位計画として「『コンパクトシティ蕨』将来ビジョン」を策定し、まちづくりを進めてまいりました。

この間、公共施設やライフラインの耐震化など、防災都市づくりが進み、10年で犯罪発生件数は半減したほか、県南をリードする子育て・教育の充実、超高齢社会に対応した介護・健康づくりなど、各分野でまちづくりが大きく前進してきました。人口減少社会にあっても、蕨市の人口は当初の想定を大きく超える約7万5千人に増加し、市民意識調査では、子育てしやすいまちと思う子育て世帯の割合が85%に上るなど、選ばれるまちとして発展を続けています。

こうしたなか、昨年10月に市役所新庁舎が開庁、12月に蕨駅西口再開発の起工式を迎え、更に市立病院の建替えに向けた取組がスタートするなど、厳しいコロナ禍も乗り越え、蕨は未来への飛躍に向け、大きな一歩を踏み出しています。

蕨市を取り巻く環境は、全国的な人口減少・少子高齢社会の本格化、気候変動や災害の頻発化、脱炭素社会やDXの進展など、更に大きく変化しています。このような大きな節目にあって、これまでの成果の上に、時代の変化や市民の皆さんのニーズに応え、これから10年の蕨市のまちづくりの指針となる新たな計画として、この度、「『コンパクトシティ蕨』将来ビジョンⅡ」を策定しました。

この計画では、「安心・にぎわい・未来 みんなで創る みんなにあたたかい みんなのまち蕨」を目指すまちのビジョンとして掲げていますが、市民の皆さんと力を合わせて、誰もが安心して住み続けられるとともに、まちの活力にあふれ、未来を担う子どもたちが輝く、そんな住みよいまちづくりを加速化し、蕨の更なる飛躍に向けて全力をあげていく決意です。

本計画の策定に当たりましては審議会をはじめ、ワークショップや市民意識調査、パブリック・コメントなど、市民の皆さんからご意見をいただく場を多く設けてまいりましたが、いずれの場におきましても貴重なご意見等をいただきました市民の皆さんには、改めて心から感謝申し上げますとともに、今後の蕨の飛躍に向け、本計画の推進に向け引き続きのご理解・ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

2024(令和6)年3月 蕨市長 頼高 英雄

第1編 序論 1

| | |
|------------|----|
| 1 策定の趣旨 | 2 |
| 2 策定の視点 | 3 |
| 3 構成と期間 | 5 |
| 4 時代の潮流 | 6 |
| 5 蕨市の概況 | 9 |
| 6 まちづくりの課題 | 19 |

第2編 将来構想 21

| | |
|----------------|----|
| 1 目的と期間 | 22 |
| 2 目指すまちのビジョン | 22 |
| 3 まちづくりの基本フレーム | 23 |
| 4 分野別の目指す姿 | 25 |
| 5 まちづくりの重点方向 | 27 |

第3編 基本計画 29

| | |
|------------|----|
| 基本計画の趣旨と構成 | 30 |
|------------|----|

第1部 重点プロジェクト 31

| | |
|-------------------------|----|
| 1 安全安心・エコシティ プロジェクト | 33 |
| 2 子どもの元気・未来創造シティ プロジェクト | 34 |
| 3 魅力と活力・にぎわいシティ プロジェクト | 35 |
| 4 みんなで笑顔・健幸シティ プロジェクト | 36 |

第2部 テーマ別計画 37**第1章 安全で安心して暮らせるまち** 45

| | | | |
|--------|----|---------|----|
| 1 防災 | 48 | 4 消費者保護 | 56 |
| 2 防犯 | 52 | 5 消防・救急 | 58 |
| 3 交通安全 | 54 | | |

第2章 豊かな個性を育み子どもたちの未来輝くまち 61

| | | | |
|-------------|----|------------|----|
| 6 子ども・子育て支援 | 64 | 8 青少年の健全育成 | 72 |
| 7 学校教育 | 68 | | |

第3章 みんなにわたたく健康に生活できるまち 75

| | | | |
|----------|----|--------------|----|
| 9 地域福祉 | 78 | 12 障害者支援 | 86 |
| 10 社会保障 | 80 | 13 健康（健幸）づくり | 88 |
| 11 高齢者支援 | 82 | 14 医療 | 92 |

第4章 にぎわいと活力、市民文化と歴史がとけあう元気なまち 95

| | | | |
|----------------|-----|------------------|-----|
| 15 地域資源 | 98 | 18 生涯学習 | 104 |
| 16 市街地活性化・産業支援 | 100 | 19 文化振興 | 108 |
| 17 勤労者支援 | 102 | 20 スポーツ・レクリエーション | 110 |

第5章 環境にやさしく快適で過ごしやすいまち 113

| | | | |
|---------------|-----|----------|-----|
| 21 ゼロカーボンシティ | 116 | 25 市街地整備 | 124 |
| 22 環境美化・環境保全 | 118 | 26 道路・交通 | 126 |
| 23 資源循環・廃棄物処理 | 120 | 27 上・下水道 | 128 |
| 24 公園・緑地 | 122 | 28 住宅 | 130 |

第6章 一人ひとりの心でつなぐ笑顔あふれるまち 133

| | | | |
|------------------|-----|---------------|-----|
| 29 地域コミュニティ・市民活動 | 136 | 31 多文化共生・国際交流 | 140 |
| 30 人権・平和 | 138 | 32 男女共同参画 | 142 |

第7章 市民と市がともに力を発揮して創る自立したまち 145

| | | | |
|------------|-----|----------|-----|
| 33 市民参画・協働 | 148 | 35 行財政運営 | 154 |
| 34 職員・組織体制 | 152 | | |

第3部 蕨市国土強靱化地域計画 157

| | |
|---------------|-----|
| 1 国土強靱化地域計画とは | 158 |
| 2 想定する大規模自然災害 | 159 |
| 3 基本目標と行動目標 | 160 |
| 4 脆弱性の評価 | 161 |
| 5 強靱化に向けた施策 | 163 |
| 6 強靱化の推進に向けて | 185 |

資料編 187

| | |
|----------------|-----|
| 1 策定の流れ | 188 |
| 2 市民参画 | 190 |
| 3 庁内検討 | 200 |
| 4 基本計画における指標一覧 | 205 |
| 5 用語解説 | 208 |

第 1 編

序 論

1 策定の趣旨

古くから中山道の宿場町として、また機織物のまちとして栄えてきた私たちのまち蕨市は、戦後、首都・東京への交通利便性を生かしながら、あたたかなコミュニティの息づく住宅都市として発展してきました。

市のまちづくりに当たっては、これまで、まちの将来像や、その将来像を実現するための施策を総合的・体系的に整理した長期計画を策定し、それぞれの時代に対応したまちづくりを進めており、2014(平成26)年3月には、計画期間を10年間とする「『コンパクトシティ蕨』将来ビジョン」を策定しました。

この「『コンパクトシティ蕨』将来ビジョン」が2023(令和5)年度で計画期間を終えることから、社会経済情勢等の大きな変革が進むなかで、新たな時代に対応し、未来を展望するための新たなビジョンとして、このたび「『コンパクトシティ蕨』将来ビジョンⅡ」を策定しました。

今後は、本計画を市政運営の基本指針として、市民と行政との協働による未来のまちづくりの方向性と具体的な取組を示すとともに、この指針に沿った市政運営を着実に推進していきます。

2 策定の視点

「『コンパクトシティ蕨』将来ビジョンⅡ」は、以下の視点に基づき策定しました。

1 蕨の地域性・特性を生かした計画

多角的な視点から本市の現状を十分に分析した上で、実態に即した内容とするとともに、活発なコミュニティ活動、都市機能のコンパクトな集積、中山道の宿場町として栄えた歴史的資源など、蕨の地域性を踏まえた計画としました。

また、2023(令和5)年度には、市役所新庁舎が開庁し、蕨駅西口地区市街地再開発事業の本体工事着工、更には、市立病院建替えに向けた取組がスタートするなど、本市のまちづくりが大きな節目を迎える時期であることから、こうしたさまざまな市の情勢の変化等を踏まえた計画としました。

2 社会経済情勢等の変化に対応した計画

新型コロナウイルス感染症の影響による「ニューノーマル」への社会転換や、2030(令和12)年までの10年が「決定的な10年間」であると国際的にも重視されている「カーボンニュートラル」への取組、デジタル庁の設置など国においても動きが加速化するDX*への対応など、地方自治体を取り巻く社会経済情勢等に的確に対応した計画としました。

3 持続可能な開発目標(SDGs)の理念を踏まえた計画

SDGs(次ページ参照)は、政府や地方自治体、企業、教育・研究機関、住民、NPOなど幅広いステークホルダーが参画するものであり、地方自治体は、取組を行う主体であるとともに、市民に取組を促すという点からも重要な役割を担っています。このSDGsの目標期間は2030(令和12)年であり、本計画の計画期間である2033(令和15)年度と重なることから、SDGsの理念を踏まえた計画としました。

4 市民参画による計画・市民との協働を重視した計画

審議会や市民ワークショップ、若者ミーティング、キーパーソン・ヒアリング等の開催、パブリックコメントや市民意識調査の実施など、市民参画の機会を多様な形で設けることにより、市民の視点を踏まえた計画としました。

また、市民とビジョンを共有するため、分かりやすい計画とするとともに、これまで市民とともに培ってきた協働によるまちづくりを引き続き重視し、市民と行政がいっしょに蕨のまちを創るといった視点に立った計画としました。

5 「国土強靱化地域計画」及び「地方版総合戦略」とのつながりを視野に入れた計画

国は、国土強靱化基本法に基づく各自治体の国土強靱化地域計画について、他の計画等の上位計画として位置付ける、いわゆる「アンブレラ計画」として策定することを示していることから、国土強靱化地域計画を「『コンパクトシティ蕨』将来ビジョンⅡ」の基本計画と一体のものとして策定しました。

また、地方版総合戦略については、これまでも国の総合戦略に基づき、「蕨市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「改定 蕨市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定してきましたが、今後策定を予定する新たな総合戦略につながる計画としました。

～本計画と持続可能な開発目標（SDGs）～

SDGsとは、2015（平成27）年9月の国連サミットにおいて採択された、2030（令和12）年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」という理念のもと、発展途上国も先進国も含めた積極的な取組が求められています。

このSDGsの達成に向けては、政府や地方自治体、企業、教育・研究機関、住民、NPOなど、あらゆる主体による取組の推進が大切です。

本計画においても、SDGsの達成に貢献するため、基本計画の各分野において17のゴールを結び付け、SDGsの理念を踏まえて施策の展開を図っていきます。

| | |
|--|--|
| <p>1 貧困をなくそう あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる</p> | <p>2 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p> |
| <p>3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p> | <p>4 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p> |
| <p>5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う</p> | <p>6 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p> |
| <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p> | <p>8 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p> |
| <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p> | <p>10 人や国の不平等をなくそう 国内及び各国家間の不平等を是正する</p> |
| <p>11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p> | <p>12 つくる責任 つかう責任 持続可能な消費生産形態を確保する</p> |
| <p>13 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p> | <p>14 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p> |
| <p>15 陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p> | <p>16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p> |
| <p>17 パートナリーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p> | |

3 構成と期間

『コンパクトシティ蕨』将来ビジョンⅡは、将来構想、基本計画、実施計画で構成します。

「将来構想」（10年）

蕨市が目指すまちのビジョンや方向などを示しているものであり、計画期間は10年とします。

「基本計画」（前期5年・後期5年）

将来構想で掲げる目指すまちのビジョンの実現に向けて、行政分野・テーマごとに市が取り組む施策を「テーマ別計画」として体系的に示します。なかでも、特に重点的に推進する取組などを「重点プロジェクト」として位置付けます。

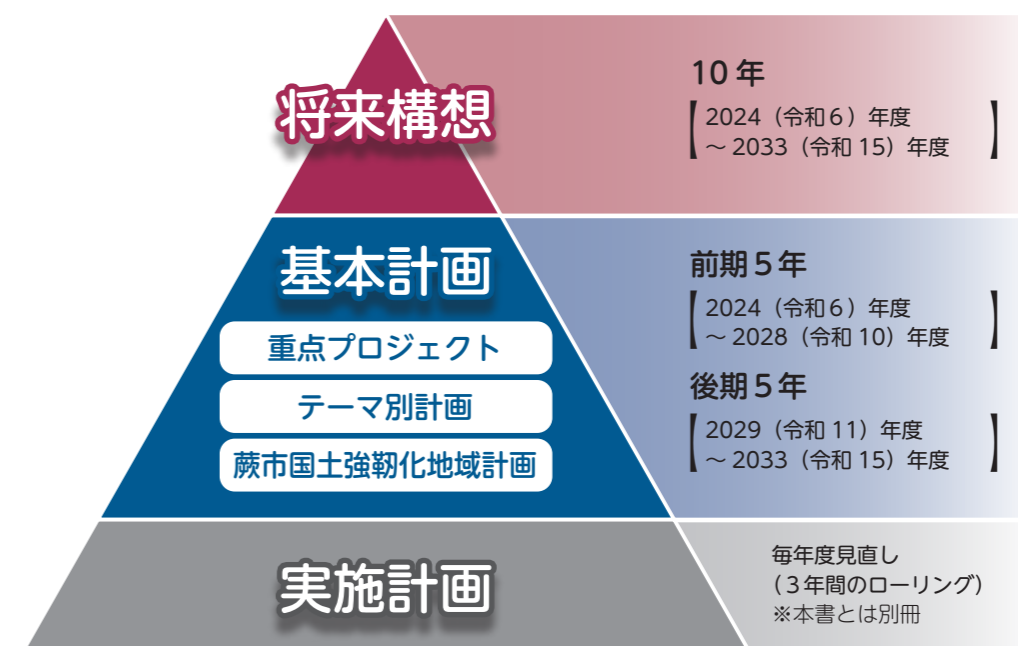
更に、「蕨市国土強靱化地域計画」として、テーマ別計画に示す取組を、国土強靱化の観点で示します。

計画期間は前期計画5年・後期計画5年とします。

「実施計画」

施策を推進するための主要な事業の概要、事業費などを示し、3年間のローリングにより毎年度見直しを行います（本書とは別冊）。なお、この実施計画は、蕨市国土強靱化地域計画に基づく各個別事業の取組を示す計画としても位置付けます。

【構成と期間のイメージ】



4 時代の潮流

1 人口減少と少子高齢化の進行

2020(令和2)年国勢調査によれば、わが国の総人口は1億2,614万6千人であり、2015(平成27)年調査と比較して、100万人近く減少しています。国は、この人口減少傾向が今後も続くと予測しており、国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という。)の「日本の将来推計人口(令和5年推計)死亡中位・出生中位」によれば、2056(令和38)年には、わが国の総人口は、1億人を割り込むことが推計されています。

また、2020(令和2)年国勢調査では、15歳未満人口は総人口の11.9%である一方、65歳以上人口は28.6%に達しています。社人研によれば、65歳以上人口の割合(高齢化率)は2070(令和52)年には38.7%へと上昇するものと推計されており、世界でも例を見ない少子高齢化が進行していくことが見込まれます。

このような人口減少と少子高齢化の進行は、経済活動の停滞だけでなく、社会保障費の増大、コミュニティの担い手不足など、わが国の社会経済のあらゆる側面に多大な影響を及ぼしています。このため、国は、地方都市における人口減少の抑制、東京への一極集中の是正などを目指し、まち・ひと・しごと創生法を2014(平成26)年に制定し、人口減少と少子高齢化の抑制に取り組んでいます。

一方、高齢になっても活躍の場があり、すべての人が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくることも重要であり、「人生100年時代」が到来するとされるなか、生涯学習や就労・雇用のあり方が重視されるとともに、QOL(生活の質)の観点から健康寿命*の延伸が課題とされ、人々の健康づくりや社会参画の促進などに向けた取組が進められています。

2 子ども・子育て支援の加速化と、時代に即した教育の展開

厚生労働省の「人口動態統計」によれば、2022(令和4)年の出生者数は77万759人であり、2015(平成27)年調査と比較して20万人以上の減少となりました。また、2022(令和4)年の合計特殊出生率*は1.26であり、人口の維持に必要な水準(人口置換水準)である2.07を大きく下回る状況が続いています。総人口に占める15歳未満人口の割合は世界で最も低い水準にあり、子どもを産み育てやすい環境づくりが喫緊の課題となっています。

こうしたなか、国は、「こどもまんなか社会」の実現を掲げて2023(令和5)年4月に「こども家庭庁」を設置し、子どもと家庭の福祉や健康の向上、子どもの権利の擁護など、子どもをめぐる政策を強力に推進しています。

また、教育については、ICT*を活用したGIGAスクール構想*に基づく取組が2019(令和元)年から積極的に推進されるとともに、文部科学省の新しい学習指導要領が2020(令和2)年度から小学校で、2021(令和3)年度からは中学校で全面実施となり、新たな時代に対応できる「生きる力」の育成の重要性、子ども一人ひとりに寄り添った教育の重要性がうたわれ、時代に即した教育が展開されています。

3 持続可能な社会の構築に向けた取組の推進

地球規模での気候変動は、自然災害の激甚化、生物多様性の喪失、干ばつや洪水による水・食料不足などを世界各地で引き起こしており、対策を取らなければ今後更に加速化していくと予測されています。

2015(平成27)年に採択された「パリ協定」では、世界共通の長期目標として世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べ1.5℃に抑えることを掲げ、2022(令和4)年に開催されたCOP27(国連気候変動枠組条約第27回締約国会議)では、取組の具体的実施が各国に求められるなど、持続可能な社会の構築に向けた動きが世界的に推進されています。

また、2015(平成27)年に国連は、2030(令和12)年までに持続可能でより良い世界を目指し、地球上の誰一人取り残さないことへの決意を示したSDGs(持続可能な開発目標)を採択し、これらの動きを受け、わが国でも、2050(令和32)年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指す宣言や、SDGsを実現するための取組の推進が国・地方自治体において行われ、持続可能な社会の構築が進められようとしています。

4 安全・安心への更なる関心の高まり

近年、わが国においても、地震・風水害など大規模な自然災害による被害が深刻化しており、被害を最小限に抑えるための努力が求められています。また、今後は、高度経済成長期に集中的に整備された道路・橋りょう、公共建築物などの社会資本が一斉に老朽化することが見込まれるため、これらのインフラの戦略的な維持管理・更新も全国的な課題となってきます。このような状況を受け、国は、2014(平成26)年6月に国土強靱化基本計画を策定し、「強さとしなやかさ」を備えた国土・地域・経済社会の構築を進めており、これにあわせ、多くの地方自治体においても国土強靱化地域計画が策定されています。

また、近年では、刑法犯認知件数、交通事故死者数ともに減少傾向にありますが、インターネットを利用した新たな犯罪や、子どもが被害者となる交通事故などが引き続き発生しており、安全・安心なまちづくりへの関心が更に高まっています。

更には、2020(令和2)年に、世界的な拡大をみせた新型コロナウイルス感染症は、社会・経済のみならず、人々の働き方や日常的な行動に至るまで、大きな影響を及ぼし、消費縮小や雇用悪化、医療提供体制の逼迫、社会的な孤独・孤立などさまざまな課題を顕在化させました。

5 国をあげたDXの推進

インターネットをはじめとした情報通信技術の革新的発展により、人々の働き方や日常生活にも大きな変革が生じています。

総務省によれば、DX(デジタル・トランスフォーメーション)*とは「ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること」とされており、世界各国において国をあげた取組が推進されています。

このような潮流のなか、国は、2021(令和3)年にデジタル庁を発足させ、マイナンバーカードの

利用促進と利便性の向上、地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化、オンライン診療の促進等を通じ、さまざまな分野でのデジタル化を進めています。

加えて、国は、情報通信技術を活用し地方を活性化することを目的として、2021(令和3)年にデジタル田園都市国家構想を掲げ、2022(令和4)年12月には、デジタル田園都市国家構想総合戦略を示して、デジタルの力による地方創生の取組の加速化・深化を進めています。

こうしたデジタル化の流れに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、日常のさまざまな場面でのオンライン化が進んだことにより、ネットショッピングやオンライン授業、テレワーク*など、人々の暮らしや働き方の変革が急速に進展し、個人の居住地や、企業立地の選択肢が拡大するといった影響もみられています。

5 蕨市の概況

1 地勢と沿革

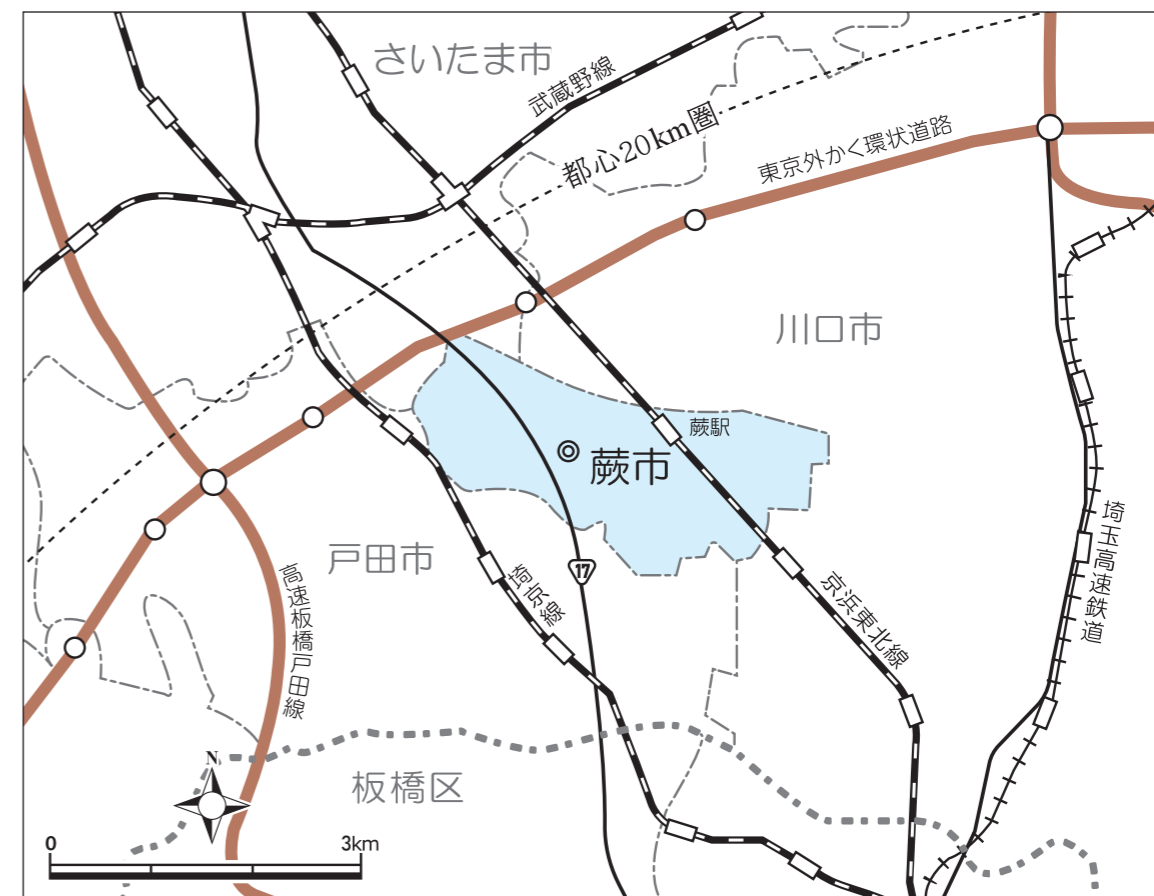
1 地勢

蕨市は、5.11km²の日本一コンパクトな市域に約7万5千人の市民が暮らす、全国の市町村で最も人口密度の高いまちです。埼玉県の南部、東京都心から約20km圏内に位置し、北はさいたま市、北から東にかけては川口市、南から西にかけては戸田市に接しています。

市域は川口低地と呼ばれる平坦地に属し、海拔は3.2mから最高点でも5.5mと、ほとんど起伏のない平坦な地形となっています。

交通の利便性は非常に高い地域であり、鉄道は、市内にJR京浜東北線の蕨駅があるほか、隣接する川口市にあるJR京浜東北線西川口駅、戸田市にあるJR埼京線の北戸田駅、戸田駅、戸田公園駅も徒歩圏内で利用可能となっています。

道路交通は、かつての中山道が国道17号として市内を縦貫し広域幹線道路の役割を果たしているほか、主要地方道や一般県道が各方面に伸び、また、市の北側には、東京外かく環状道路が位置し、高速道路へのアクセスも容易な地域となっています。



2 沿革

【江戸時代まで】

蕨市では、弥生時代には集落が形成されていたことが分かっており、更に南北朝時代には、戦国大名の渋川氏がこの地に館を構え、蕨城を築きました。

江戸時代に入ると、幕府は街道の整備に着手し、蕨宿は五街道の一つ中山道の宿場町として栄えました。蕨宿は、まちなみの長さが10町(約1.1km)、周囲が用水堀で囲まれており、宿の防犯や防火の役割を果たしていました。

江戸時代末期には、塚越村(現在の塚越地区)ではじめられた綿織物業が近隣の農家にも広まり、やがてニタ子織(双子織*)の名で江戸でも評判となり、地場産業として発展していきました。

【明治から昭和前期まで】

1870(明治3)年、旧昌平坂学問所の儒官であった石川直中により、蕨郷学校(現北小学校)が開かれ、近代学校教育の幕が明けました。

1889(明治22)年には町村制の実施に伴い、蕨宿と塚越村が合併して蕨町が誕生しました。

1893(明治26)年には東北本線蕨駅が開設され、東京への移動時間が大幅に短縮されるとともに、当時産業の中心だった織物業の商品流通は一層活発になりました。

しかし、大正期後半から蕨の織物業は徐々に衰退していきました。これまでの人力による機織りは、昭和に入ると電動織機を装備した工場での生産が主流となる一方で、織物業の廃業、他産業への転業も進みました。

戦時体制下の1942(昭和17)年には、軍需工場などで働く労働者のための住宅団地の建設が、営団の第一期事業として、現在の南町地区で行われました。団地跡地は、今でも当時のまちなみの面影を残しています。

大戦末期の1945(昭和20)年には3回の空襲を受け、埼玉県下では熊谷市に次ぐ被害を受けました。住民の努力によってまちは復興しましたが、この時の悲しい思い出が、後の「平和都市宣言」の背景となっています。

終戦直後の1946(昭和21)年、混乱する社会のなかで次代を担う若者を励まそうと、青年団が中心となり「青年祭」が蕨第一国民学校(現北小学校)で行われました。これが現在の成人式の先駆けとなり、蕨市は、成人式(蕨市では成年式)発祥の地として全国的に知られることとなりました。

【昭和後期から現在まで】

戦後の行政改革により近隣の町村では合併が進められましたが、蕨町は1959(昭和34)年に単独で市制を施行し、ここに蕨市が誕生しました。戦後の復興期から高度経済成長期を通して、首都圏では地方からの人口流入が続き、その規模は急激に拡大しました。蕨市でも東京への近接性、利便性の高い交通網といった特性により、昭和30年代から昭和40年代前半にかけて人口が急増し、市域では宅地開発が進み、蕨市は首都圏で働く人々の住宅都市としての機能を強めました。

地域社会が大きく様変わりするなか、1971(昭和46)年に策定された総合振興計画では、地域のコミュニティづくりの推進が定められ、市内の5地区(錦町、北町、中央、南町、塚越)を基本単位とするコミュニティの形成と、活動の拠点としてのコミュニティ・センター*の整備が進められました。更には、1988(昭和63)年に、まちづくり条例を制定、また2012(平成24)年には「蕨市市民参画と

協働を推進する条例(愛称 みんなで創るわらび推進条例)を制定し、市民参画と協働によるまちづくりが積極的に進められながら、現在に至っています。



中山道本町通りの様子(大正11年)



織物工場の様子(昭和6年頃)



コミュニティ活動の拠点(写真は中央コミュニティ・センター)

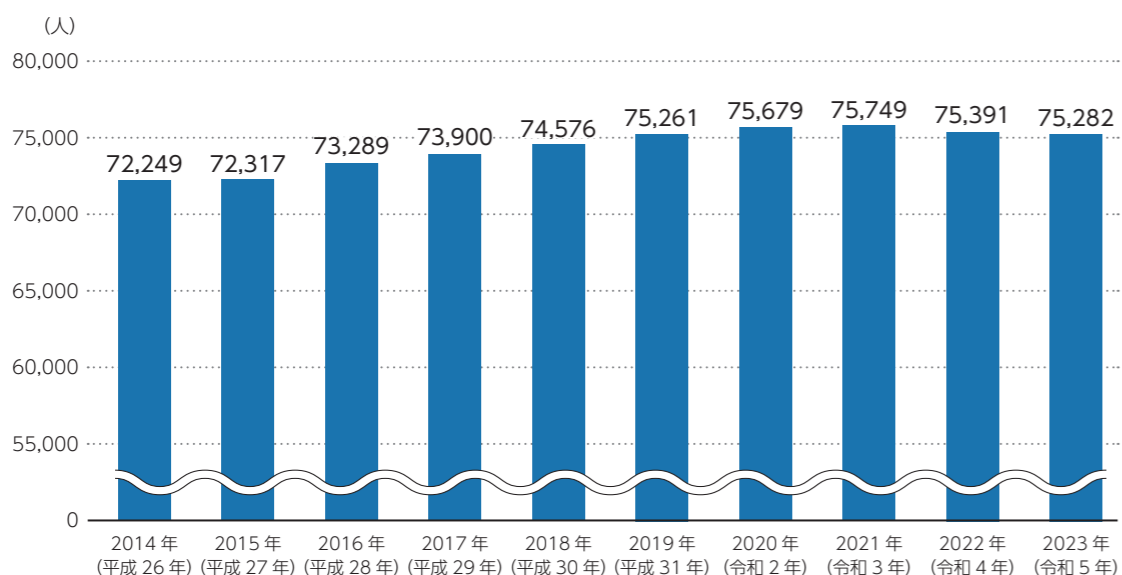
2 人口

1 総人口及び年齢別人口

過去10年間の、蕨市の総人口の推移をみると、おおむね増加傾向であり、2023(令和5)年には75,282人となっています。

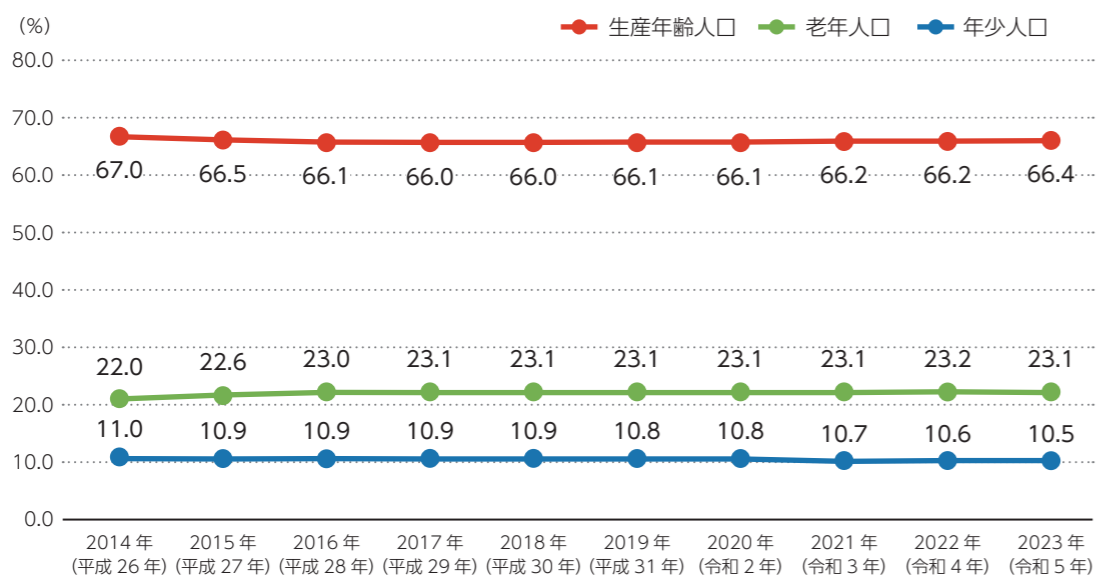
年齢3区分別割合をみると、年少人口(15歳未満)及び生産年齢人口(15~64歳)が微減する一方、老年人口(65歳以上)は微増しており、2023(令和5)年には23.1%となっています。

【総人口の推移】



資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」(各年1月1日時点)

【年齢3区分別人口割合の推移】

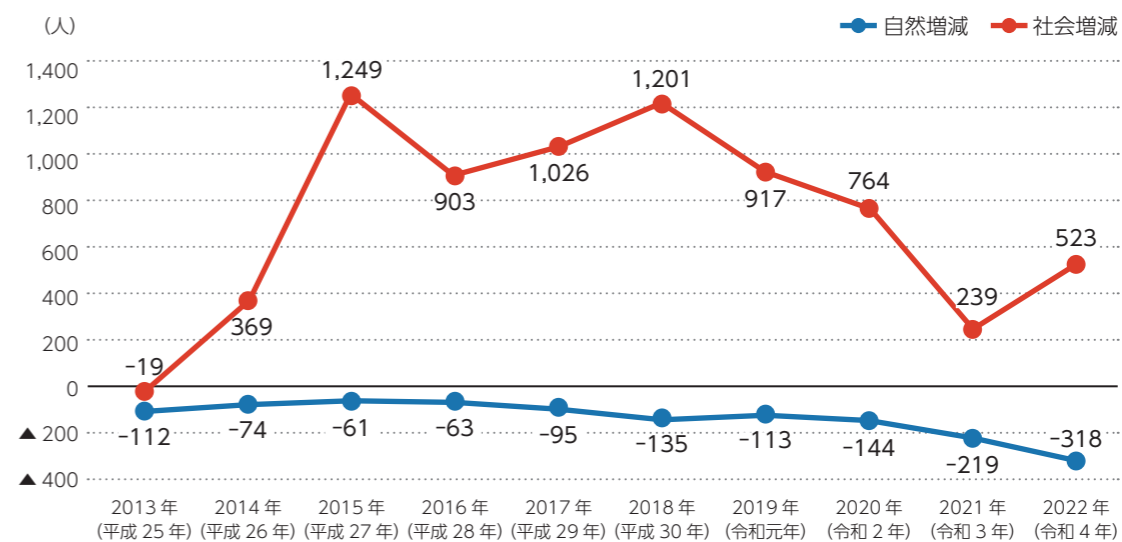


資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」(各年1月1日時点)

2 自然増減・社会増減

過去10年間の自然増減・社会増減をみると、死亡者数が出生者数を上回る人口の自然減が続いています。一方で、転入者数が転出者数を上回る社会増が続いており、近年の人口増加は社会増に起因していることが分かります。

【自然増減・社会増減の推移】

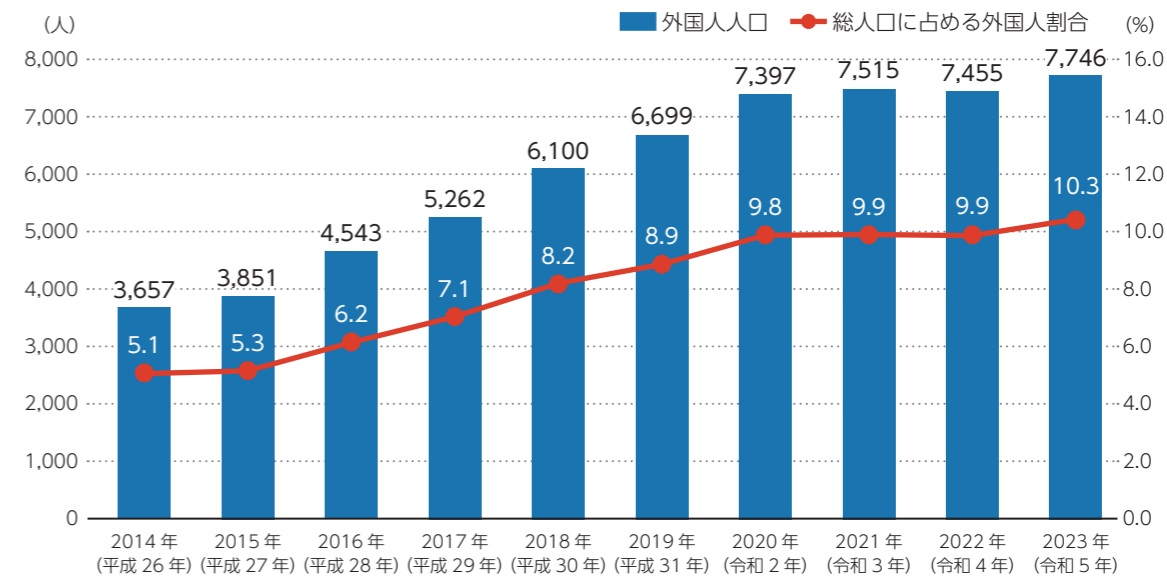


資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

3 外国人人口

外国人人口は増加傾向にあり、10年間で倍増しています。2023(令和5)年には総人口の1割を占めており、外国人人口の割合の高さは本市の特徴の一つといえます。

【外国人人口と総人口に占める割合の推移】

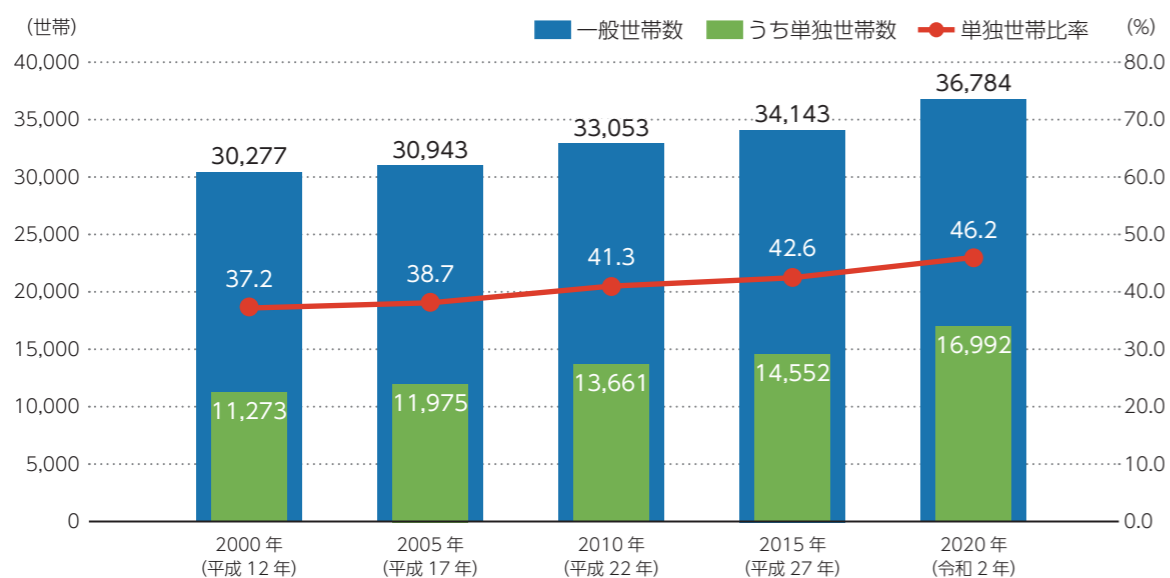


資料：蕨市「各年次別人口統計」(各年1月1日時点)

4 世帯の状況

国勢調査に基づく蕨市の一般世帯数は増加傾向にあり、2020(令和2)年で36,784世帯です。また、単独(单身)世帯の割合も増加し、2020(令和2)年で46.2%に達しており、全国(38.0%)や埼玉県(34.0%)と比べ、単独(单身)世帯の割合が相対的に高くなっています。

【世帯数の推移】



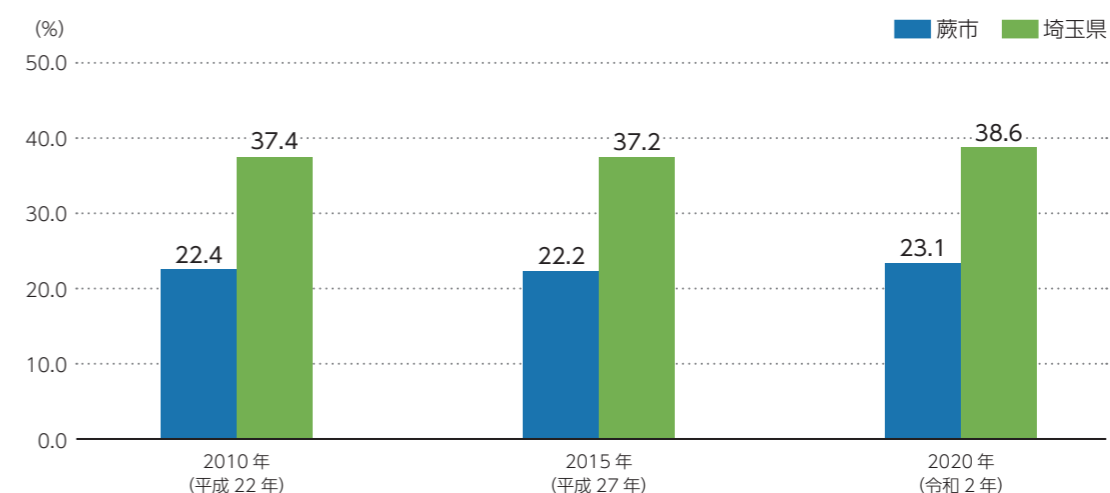
資料：総務省「国勢調査」

3 産業

1 自市内従業割合

国勢調査に基づく蕨市の2020(令和2)年の自市内従業割合は23.1%で、2010(平成22)年以降、ほぼ横ばいとなっています。全国(54.2%)と比べて自市内従業割合が低い埼玉県(38.6%)を更に下回っており、市外で従業する人の割合が非常に高いまちであることが分かります。

【自市内従業割合の推移】

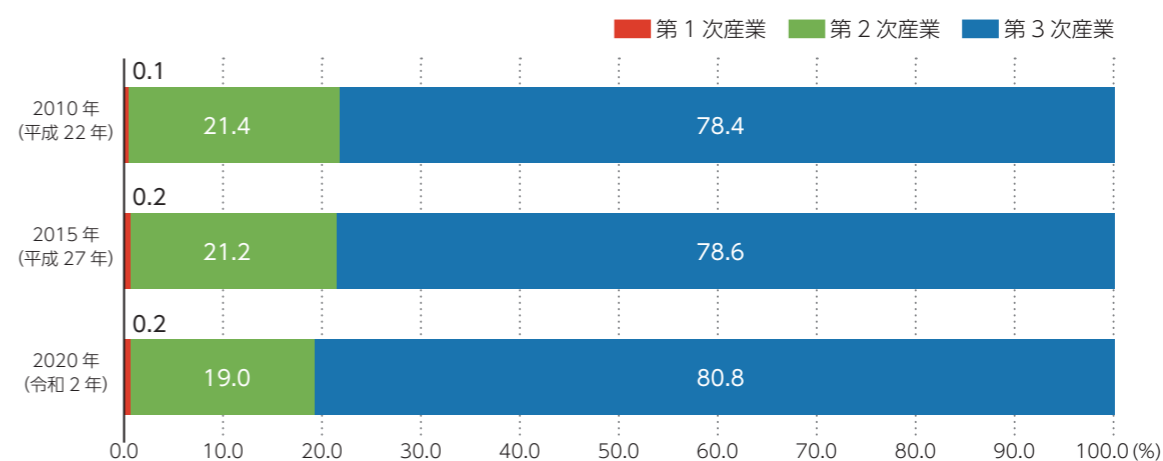


資料：総務省「国勢調査」

2 産業別就業人口

蕨市の産業別就業人口をみると、第3次産業の就業者が増加し、2020(令和2)年には80%を超えています。埼玉県の第3次産業就業者比率(75.5%)と比べると、蕨市では第3次産業就業者比率が高いことが分かります。

【産業別就業者比率】



資料：総務省「国勢調査」

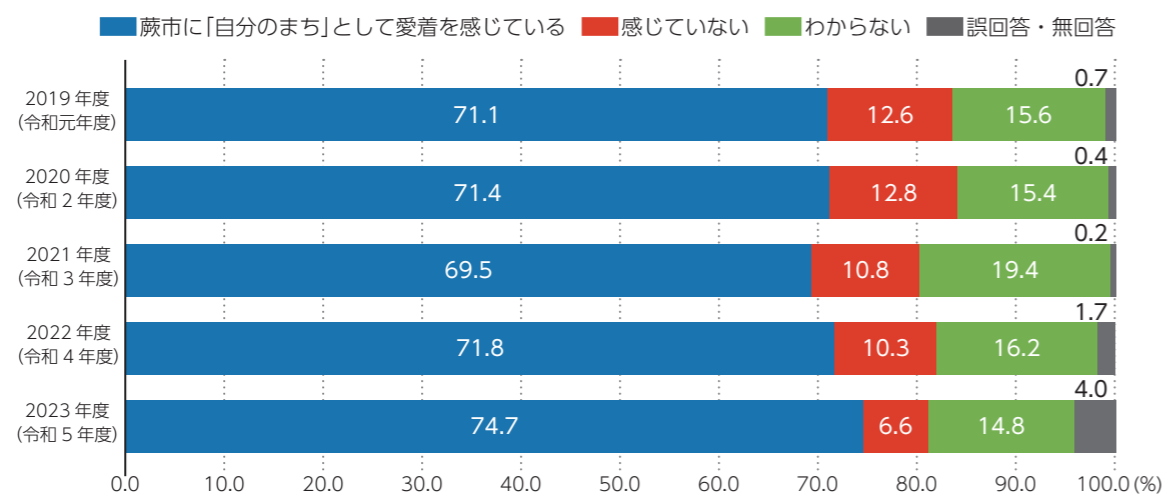
4 市民意識調査

市では毎年、無作為抽出による市民アンケート調査を実施し、市の取組等に対する市民の意識を把握しています。

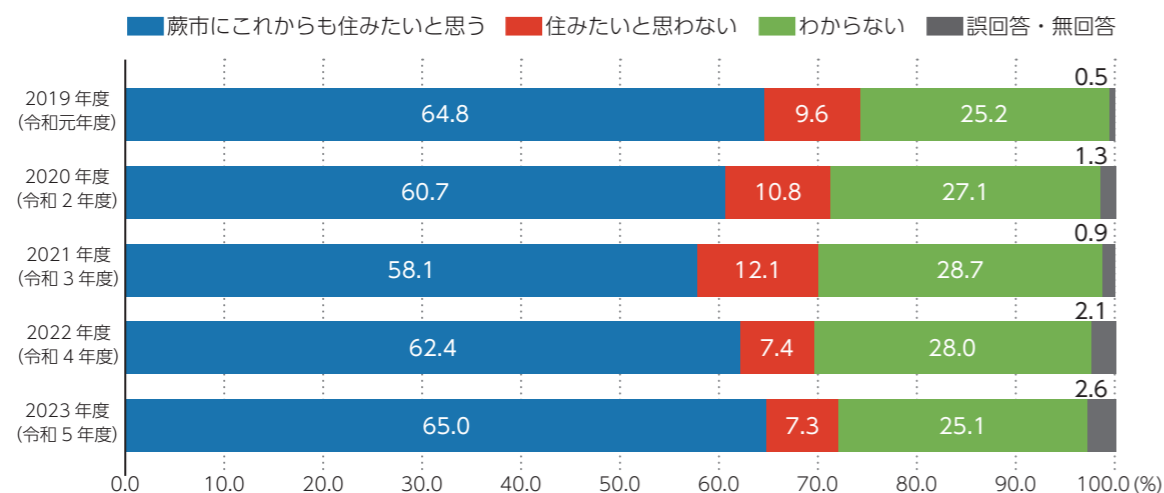
① まちへの愛着と永住意識

蕨市に「自分のまち」として愛着を感じている人の割合は、近年、おおむね7割前後で推移しており、2023(令和5)年度は約75%となっています。また、これからも蕨市に住みたいと思う人の割合は、おおむね6割を超えて推移しています。

【まちへの愛着】



【永住意識】



② これまでと将来の蕨市のまちづくり

10年前と比較して充実してきたと思うまちづくりの分野としては、「交通・道路・上下水道などの都市基盤の整備」をあげた市民が最も多く、次いで「災害対策、消防・救急体制」、「買い物や食事を楽しめるにぎわい」、「犯罪や交通事故の少なさ」が続いています。

また、今後10年間で特に力を入れるべきだと思うまちづくりの分野としては、「医療や福祉」の割合が最も高く、次いで「災害対策、消防・救急体制」、「犯罪や交通事故の対策」、「買い物や食事を楽しめるにぎわい」が続いています。

| 順位 | 10年前と比較して充実してきた分野 | 今後10年間で特に力を入れるべき分野 |
|----|-----------------------------------|---------------------------------|
| 1 | 交通・道路・上下水道などの都市基盤が整備されたまち (35.2%) | 医療や福祉がゆきとどいたまち (51.5%) |
| 2 | 災害への備えや消防・救急体制が整備されたまち (29.0%) | 災害への備えや消防・救急体制が整備されたまち (44.2%) |
| 3 | 地域で買い物や食事を楽しめるにぎわいのあるまち (25.6%) | 犯罪や交通事故が少ないまち (41.8%) |
| 4 | 犯罪や交通事故が少ないまち (25.5%) | 地域で買い物や食事を楽しめるにぎわいのあるまち (32.6%) |

(2022(令和4)年度 市民意識調査)

③ 重要度・満足度

重要度が高いと感じる施策としては、「防災対策」、「防犯対策」、「消防・救急体制」といった、安全・安心の分野がこの間(2019(令和元)年度～2023(令和5)年度)、上位となっています。

また、満足度が高いと感じる施策としては、「消防・救急体制」、「子育て支援」、「防災対策」、「公園緑地の整備、身近な緑と花の充実」、「上・下水道の整備、雨水対策」などがこの間、上位となっています。

【重要度が高いと感じる施策】

| 順位 | 2019年度 (令和元年度) | 2020年度 (令和2年度) | 2021年度 (令和3年度) | 2022年度 (令和4年度) | 2023年度 (令和5年度) |
|----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 1 | 防犯対策 | 防災対策 | 消防・救急体制 | 防災対策 | 防犯対策 |
| 2 | 防災対策 | 防犯対策 | 防犯対策 | 消防・救急体制 | 防災対策 |
| 3 | 消防・救急体制 | 消防・救急体制 | 防災対策 | 防犯対策 | 消防・救急体制 |
| 4 | 交通安全対策 | 財政の健全化 | 交通安全対策 | 上・下水道の 整備、雨水対策 | 上・下水道の 整備、雨水対策 |
| 5 | 市立病院の充実 | 上・下水道の 整備、雨水対策 | 市立病院の充実 | 市立病院の充実 | 財政の健全化 |

【満足度が高いと感じる施策】

| 順位 | 2019年度 (令和元年度) | 2020年度 (令和2年度) | 2021年度 (令和3年度) | 2022年度 (令和4年度) | 2023年度 (令和5年度) |
|----|---------------------------|----------------------------|----------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 1 | 消防・救急体制 | 消防・救急体制 | 消防・救急体制 | 消防・救急体制 | 消防・救急体制 |
| 2 | 上・下水道の 整備、雨水対策 | コミュニティ バスなどの 公共交通の充実 | 上・下水道の 整備、雨水対策 | 上・下水道の 整備、雨水対策 | 子育て支援 |
| 3 | 子育て支援 | 子育て支援 | 防災対策 | 子育て支援 | 防災対策 |
| 4 | 公園緑地の整備、 身近な緑と花の 充実 | 学校教育の充実 | 公園緑地の整備、 身近な緑と花の 充実 | 公園緑地の整備、 身近な緑と花の 充実 | 公園緑地の整備、 身近な緑と花の 充実 |
| 5 | 防災対策 | 防災対策 | コミュニティ バスなどの 公共交通の充実 | 防災対策 | 学校教育の充実 |

6 まちづくりの課題

蕨市をめぐる時代潮流や市民のニーズなどを踏まえ、本市の特色を生かしながらこれからのまちづくりを進めるために重要となるまちづくりの課題について、次のとおりまとめました。

- 近年わが国では、地震災害や風水害など大規模な自然災害による被害が深刻化しており、災害に強いまちづくりに向けた取組は一層重要です。また、わが国の刑法犯認知件数は減少傾向にありますが、インターネットを利用した新たな犯罪などが問題となっており、犯罪の起きにくい環境づくりも重要です。こうしたなか、安全・安心なまちを求める蕨市民の声は、市民意識調査等の結果をみても非常に高く、引き続き、着実な取組の推進が求められています。
- 地球規模での気候変動への対応が全世界的に進むなか、わが国でも、2050（令和32）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指す取組が進められていますが、環境にやさしい、循環型で持続可能なまちづくりは、地方自治体や、市民一人ひとりの取組が重要であり、本市においても、こうした取組を一層充実させて進めていくことが求められています。
- わが国では、人口減少と少子化が進んでおり、この傾向は今後も続くことが予測されています。本市においても、近年、出生者数が死亡者数を下回る人口の自然減と、年少人口割合の微減傾向が続いており、こうした現状を改善していくためには、子育て世代が、このまちで出産、子育てをしたいと思えるようなまちづくりに取り組むとともに、未来を担う子どもたちを健やかに育てる環境をつくることが求められています。
- 蕨市は高度経済成長期以降、首都圏で働く人々が住む住宅都市として発展し、近年でも、転入者数が転出者数を上回る社会増により人口の増加傾向が続いています。また、市民意識調査によると、7割の市民がまちに愛着を感じ、6割を超える市民がこれからも蕨市に住みたいと感じています。人口減少社会のなか、引き続き蕨市が「選ばれるまち」となるために、今後も、まちの魅力を高める取組を進めるとともに、それを市内外に積極的に発信することにより、市民のまちへの愛着を一層深め、更には市外からの人を呼び込む取組を進めていくことが求められています。
- 「人生100年時代」にあっては、QOL（生活の質）を重視する観点から、健康寿命*の延伸が重要であるとともに、生涯にわたって生きがいを持って暮らし続けられる「健康で幸せ」なまちづくりに取り組むことが重要です。また、市民意識調査では、今後10年間で特に力を入れるべきだと思うまちづくりの分野として「医療や福祉」が最も高い結果となっており、だれもが健康で自分らしく暮らせる環境をつくることが求められています。
- これからのまちづくりに当たっては、地球上の誰一人取り残さないことへの決意を示した国際的な目標であるSDGs（持続可能な開発目標）の理念を尊重することや、新たな時代の流れであ

る、DX*による地域課題の解決に取り組むことなどが求められています。また、蕨市で長年醸成され、このまちの強みとなっている市民参画と協働によるまちづくりも、引き続き市のまちづくりの基本として一層の推進を図ることが求められています。

第2編

将来構想

1 目的と期間

1 目的

この蕨市将来構想は、社会経済情勢が大きく変化していくなかにおいて、新たな時代に対応しながら、市民と行政とが共有すべき未来の蕨市のまちづくりを総合的・計画的に進めるため、蕨市が目指すまちのビジョンや方向などを示すものです。

2 期間

本将来構想の計画期間は、令和6年度から令和15年度までの10年間とします。

2 目指すまちのビジョン

今後10年間で蕨市が目指すべき「将来のまちのビジョン」を次のとおり掲げます。

安心・にぎわい・未来

みんなで創る

みんなにあたたかい

みんなのまち

蕨

古くから中山道の宿場町として栄え、機織りのまちとして発展してきた歴史と文化を持つ私たちのまち蕨市は、日本一のコンパクトな市域に、75,000の市民が暮らす生活都市です。

多くの人々が生活を営む場である蕨市のまちづくりには、だれもが安全で安心して暮らせること、蕨らしさを生かしたまちの活力を感じられること、まちの未来につながる子どもたちを大切にしていけることが、何より求められます。

また、これまで蕨市では、市民と市民、市民と行政とがお互いに協力し合うまちづくりが長く進められてきており、今もまちの魅力を高めるさまざまな地域活動が、市民自らの手で活発に行われていることは、このまちにとって、とても大きな財産であり強みです。

これからも、蕨市では、みんなでこのまちをより良くするために力を合わせ、だれもが人のあたたかさ、まちのあたたかさ、コミュニティのあたたかさを感じられる、みんなが愛着を持てるわがまち蕨を目指して、住みやすいまちづくりを進めていきます。

3 まちづくりの基本フレーム

今後10年間におけるまちづくりの「基本的な枠組み」となる、蕨市の人口と都市形成の考え方を次のとおり示します。

1 人口

計画期間における蕨市の人口を約75,000人と見込みます。

令和5年4月1日時点の蕨市の人口は75,195人となっています。蕨市では近年、死亡者数が出生者数を上回る自然減の傾向が続く一方で、転入者数が転出者数を上回る社会増の傾向が続いています。

直近の人口動態*については、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け、不透明なところもありますが、今後も蕨市では、人口減少社会のなかにおいても「選ばれるまちづくり」、だれもが住みやすく、市民が愛着を持って住み続けられるまちづくりを目指していくものとし、令和15年における蕨市の人口を、現状水準を維持した約75,000人と見込みます。

2 都市形成

日本一コンパクトな市域である蕨市では、限られた土地を有効活用しつつ、都市の基本的な機能である「にぎわい」や「住みやすさ」を高めるまちづくりを進めていく必要があります。

蕨市の現在の都市構造に立脚しつつ、特色あるまちづくりを展開していくため、都市形成の基本的な考え方を次のとおり示します。なお、この考えは、令和3年に策定した「蕨市都市計画マスタープラン」に示す「将来都市構造」とも整合した考え方となります。

① 「にぎわい」の空間づくり

蕨駅を中心とする地域には、鉄道・バスといった交通機関をはじめ、商業・業務施設など人々の生活における中心的な機能が集積しており、また、蕨駅西口地区市街地再開発事業もいよいよ完了し、まちの玄関口としての新たな顔を現します。この蕨駅周辺を「都市機能の核」と位置付け、土地の有効活用を図りつつ、交通拠点機能や商業・業務機能なども高めながら、まちの顔としてのイメージアップへとつなげていきます。

一方、江戸時代に宿場町として栄えた中山道蕨宿を中心とする地域には、ほかに、歴史民

俗資料館分館や三学院、和樂備神社といったまちの歴史・文化を感じさせる資源が数多くあります。この中山道蕨宿周辺を「蕨らしさの核」と位置付け、地域資源をまちづくりに有効活用しながら、他のまちにはない蕨らしさを発揮していきます。

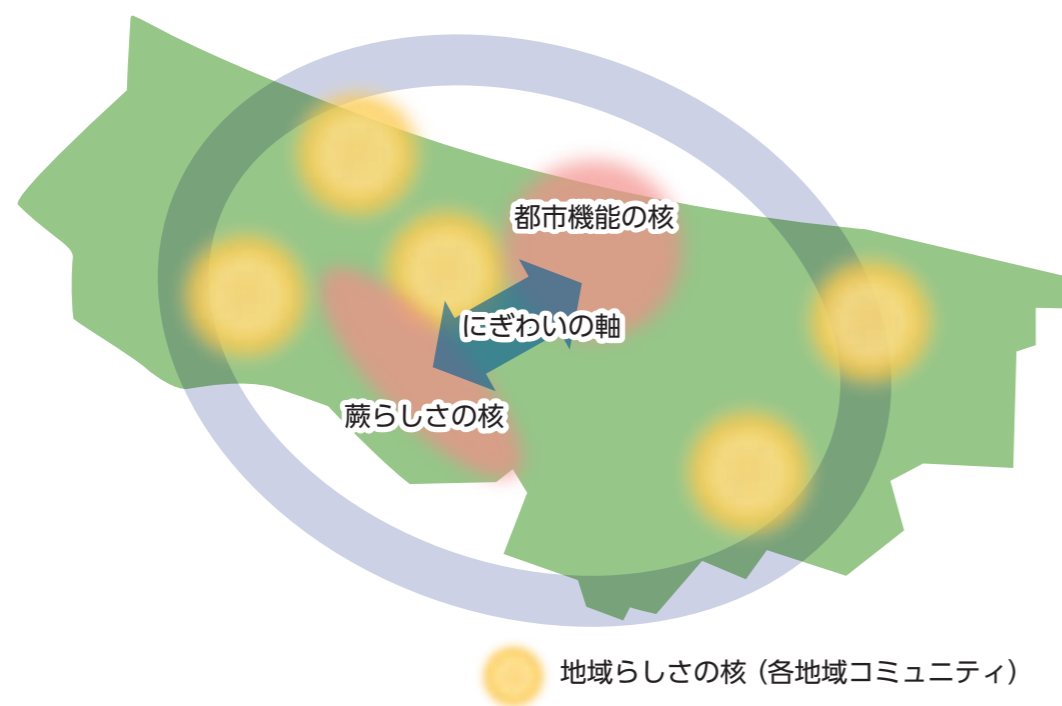
更には、この「都市機能の核」と「蕨らしさの核」を結ぶ地域を「にぎわいの軸」と位置付け、商店街の活性化支援などを通じ、人と人が触れ合うまちづくりを進めることによって、だれもが楽しく行き交う、にぎわいの空間づくりを進めていきます。

② 「住みやすさ」の空間づくり

蕨市では、5つの地区ごとにコミュニティ・センターが整備されており、地区ごとに特色あるコミュニティ活動が行われています。このような活動は、人と人とのつながりが希薄化しつつある現代社会にあって大きな安心感をもたらす要素であり、蕨市のまちづくりの大きな推進力となっていることから、この各コミュニティ・センターを「地域らしさの核」と位置付け、今後も地域におけるさまざまなコミュニティ活動の活性化を図っていきます。

また、通学路や生活道路の整備、住宅地の適正な整備と維持管理、緑化の推進などにより、だれもが住み続けたい、住んで良かったと感じられる、住みやすさの空間づくりを進めていきます。

【都市形成の概念図】



4 分野別の目指す姿

今後10年間の蕨市のまちづくりの目指す姿について、7つの行政分野に整理し、分野ごとに次のとおり示します。

1 安全で安心して暮らせるまち

地震・風水害や、感染症の拡大など、あらゆる災害から市民の命と暮らしを守るため、関係機関との連携を図りながら、市民の災害に対する意識を高めるとともに、地域防災体制の一層の充実や施設・設備の強化を図り、自助・共助・公助*による、市民一人ひとりと、地域、行政が一体となった災害に強いまちを目指します。

また、犯罪や交通事故などから市民の暮らしを守るため、市民との協働や警察など関係機関との連携による積極的な防犯活動や交通安全活動を展開していくとともに、多様で複雑化する消費生活に関するトラブル等に対する相談機能の充実などを進め、日常生活における危険や不安のないまちを目指します。

更には、地域との連携や消防施設・設備の計画的な整備と充実を図り、消防・救急機能の強化に努め、安全で安心して暮らせるまちを目指します。

2 豊かな個性を育み子どもたちの未来輝くまち

将来を担う子どもたちと子育て世代の市民のために、地域と連携しながら、多様なニーズに応じた子育てを応援する環境をつくるとともに、妊娠期からの切れ目のない支援に取り組むことにより、安心して子どもを産み育てることができるまちを目指します。

また、一人ひとりの個性を尊重し、生きる力を育む学校教育を展開するとともに、家庭・学校・地域の連携を進め、子どもたちが健やかに学び、育つ環境を整えていきます。あわせて、学習と活躍の場の提供を通じて広い視野と自立心を持つ青少年を育てることにより、子どもたちの未来が輝くまちを目指します。

3 みんなにあたたかく健康に生活できるまち

市民がいつまでも自分らしく、住み慣れた地域で暮らしていけるよう、市民・団体・事業者の協力・連携による地域福祉活動の推進と、社会保障制度の適切な運用に取り組むとともに、高齢者・障害者の支援を展開し、だれもが地域の中でいきいきと生活できる、みんなにあたたかいまちを目指します。

また、市民の健康に対する意識の向上を図るとともに、市立病院の建替えと充実、保健・医療・福祉の連携などによる包括的な保健医療体制づくりを進め、いつまでも健康で幸せに暮らせるまちを目指します。

4 にぎわいと活力、市民文化と歴史がとけあう元気なまち

蕨の歴史的・文化的資源をまちづくりに活用することにより、市民の市への愛着の一層の醸成と市の魅力の向上を図るとともに、商店街への支援をはじめとした産業支援や観光事業の取組、勤労者が働きやすい環境づくりの支援などにより、にぎわいと活力あるまちを目指します。

また、市民一人ひとりが生涯を通じて学び、交流の輪が広げられるよう、さまざまな活動機会の提供や団体の育成支援などに努めていくとともに、市民の自主的な文化・芸術活動の支援とその活用・創出の環境を整えることにより、地域に根ざした多彩な文化が薫るまちを目指します。

更に、市民のだれもがスポーツやレクリエーションを楽しめるよう、推進体制の整備や施設の利便性の向上を図り、いつまでも元気に活動できるまちを目指します。

5 環境にやさしく快適で過ごしやすいまち

世界的に喫緊の課題となっている地球温暖化問題・気候変動問題に対応するため、省エネルギーの促進や再生可能エネルギー*の普及を推進するとともに、ごみの減量・再資源化、適正な廃棄物処理などを進め、環境にやさしく持続可能なエコシティを目指します。

また、市民のだれもが将来にわたり住み続けられる都市環境を整えるため、地域の特性に即した市街地の整備を進めるとともに、道路・交通の安全性や利便性の向上、上・下水道の計画的な整備、市民との協働による公園の管理や緑化の推進、住環境の整備などに努め、快適で過ごしやすいまちを目指します。

6 一人ひとりの心でつなぐ笑顔あふれるまち

市民による自主的なまちづくり活動を更に活性化していくため、地域コミュニティと、各種団体・NPOなどによる市民活動を支援するとともに、これらを有機的にネットワーク化し、お互いの顔が見える安心感に満ちた、笑顔があふれるまちを目指します。

また、ますます重要となっている人権や平和、外国人住民の増加により一層必要となる多文化共生*、また国際交流や男女共同参画などについてさまざまな機会を捉えての学習や実践を促すことにより、市民一人ひとりが尊重される、心でつなぐまちを目指します。

7 市民と市がともに力を発揮して創る自立したまち

市は、市民への積極的で効果的な情報発信と、市民ニーズの把握に常に努めるとともに、市の計画づくりなどへの市民参画を進め、市民に寄り添いながら、まちづくりに取り組みます。あわせて、協働による事業実施の場や機会を設けることにより、市民、団体・NPO、事業者などとの協働によるまちづくりを一層推進し、市民とともに創るまちを目指します。

また、市職員の人材育成や、時代の変化に対応した組織体制の構築、デジタル技術の活用などを図るとともに、厳しい社会経済状況のなか、自主財源の確保と歳出の見直しによる安定的な財政運営に努め、自立したまちを目指します。

5 まちづくりの重点方向

今後10年間のまちづくりにおいて、特に重点とするまちづくりの方向性を、まちづくりの重点方向として次のとおり示します。

1 安全・安心で環境にやさしいまちをつくる

わが国では、平成23年の東日本大震災以降も、各地で地震災害が発生しています。また、近年は気候変動の影響を受けた風水害も各地で大きな爪痕を残しており、蕨市に甚大な影響を及ぼす恐れのある自然災害への備えや、突如として世界的な拡大を見せ、人々の生活や経済に大きな影響を与えた新型コロナウイルス感染症のような感染症拡大の脅威への備えはますます重要となっています。

また、複雑多様化し大きな社会問題となっているSNS*を利用した犯罪や、子どもが被害者となる交通事故など、市民の日常生活を脅かす脅威は全国各地で後を絶ちません。

蕨市は、5.11km²の市域に約75,000人が暮らす、日本一人口密度の高い市です。小さな市域に多くの市民が暮らしていることから、自助・共助・公助*の取組で防災都市づくりを加速化し、暮らしの場としての安全・安心なまちをつくっていきます。

あわせて、世界的に喫緊の課題となっている地球温暖化問題に対応し、省エネルギーの促進や再生可能エネルギー*の普及の取組を推進し、環境にやさしい、循環型で持続可能なまちをつくっていきます。

2 子どもたちの未来輝くまちをつくる

人口減少と少子高齢化の進行は、経済活動の停滞や社会保障費の増大、コミュニティの崩壊など社会経済のあらゆる側面に多大な影響を及ぼします。こうした影響を緩和し、未来へ続く持続可能な社会を形成するためには、子どもを産み育てやすい環境の更なる充実が喫緊の課題となります。

蕨市は、首都東京から20km圏内にあり、通勤・通学に便利な立地条件のもと、生活都市として発展してきたまちであり、このまちで子どもを産み育てる子育て世代の市民が多く暮らしていることから、妊娠期からの切れ目のない支援に取り組むとともに、子どもたちが健やかに学び育つための時代に即した教育環境と、すべての子どもたちが安全で安心して暮らせる環境を整えることにより、親世代が安心して子どもを産み育てられ、そして子どもたちの未来が輝くまちをつくっていきます。

3 にぎわいあふれる元気なまちをつくる

人口減少社会のなか、全国の自治体には、これまで以上に「選ばれるまちづくり」が求められてきています。そのためには、住みやすいまちであると同時に、まちの魅力を一層高めていくことが欠かせません。

蕨市は、中山道蕨宿や寺社などの歴史、絵画や音楽などの芸術・文化、機まつりや全国で初めての成人式(成年式)といった祭事や行事、双子織*やわらびりんごなど、多彩な地域資源を有しており、

これらは蕨市への愛着を深めるとともに、蕨市を更に魅力あふれるまちにしていくために大切な要素です。こうした地域資源を生涯学習活動や文化活動、産業振興、観光事業、商店街や市街地の活性化などに積極的に活用していきます。あわせて、市の魅力を発信するシティプロモーション*の取組や、必要な都市基盤整備の推進、また、いよいよ完成する蕨駅西口再開発も機として、市外からの人を呼び込むとともに、市民にとって便利でにぎわいあふれる元気なまちをつくっていきます。

4 みんなにわたたくだれもが健康で住みやすいまちをつくる

超高齢化社会が進展するなか、高齢者も含めたすべての人たちが、地域で元気に暮らせるよう、身体面の健康だけでなく、生きがいを感じ、安全・安心で豊かな生活を送れる、「健康で幸せ」なまちづくりの実現（“スマートウェルネスシティ”の実現）が求められています。

蕨市は、生活都市であり、多様な人々が暮らすまちですが、このまちに住むだれもが健康で幸せを感じ、自分らしくいきいきと住み続けられる環境をつくるため、高齢者や障害者の支援をはじめ、包括的な保健医療等の体制整備、健康づくりの推進、バリアフリーやユニバーサルデザイン*などの視点に立った必要な基盤整備など、みんなにわたたくだれもが健康で住みやすいまちをつくっていきます。

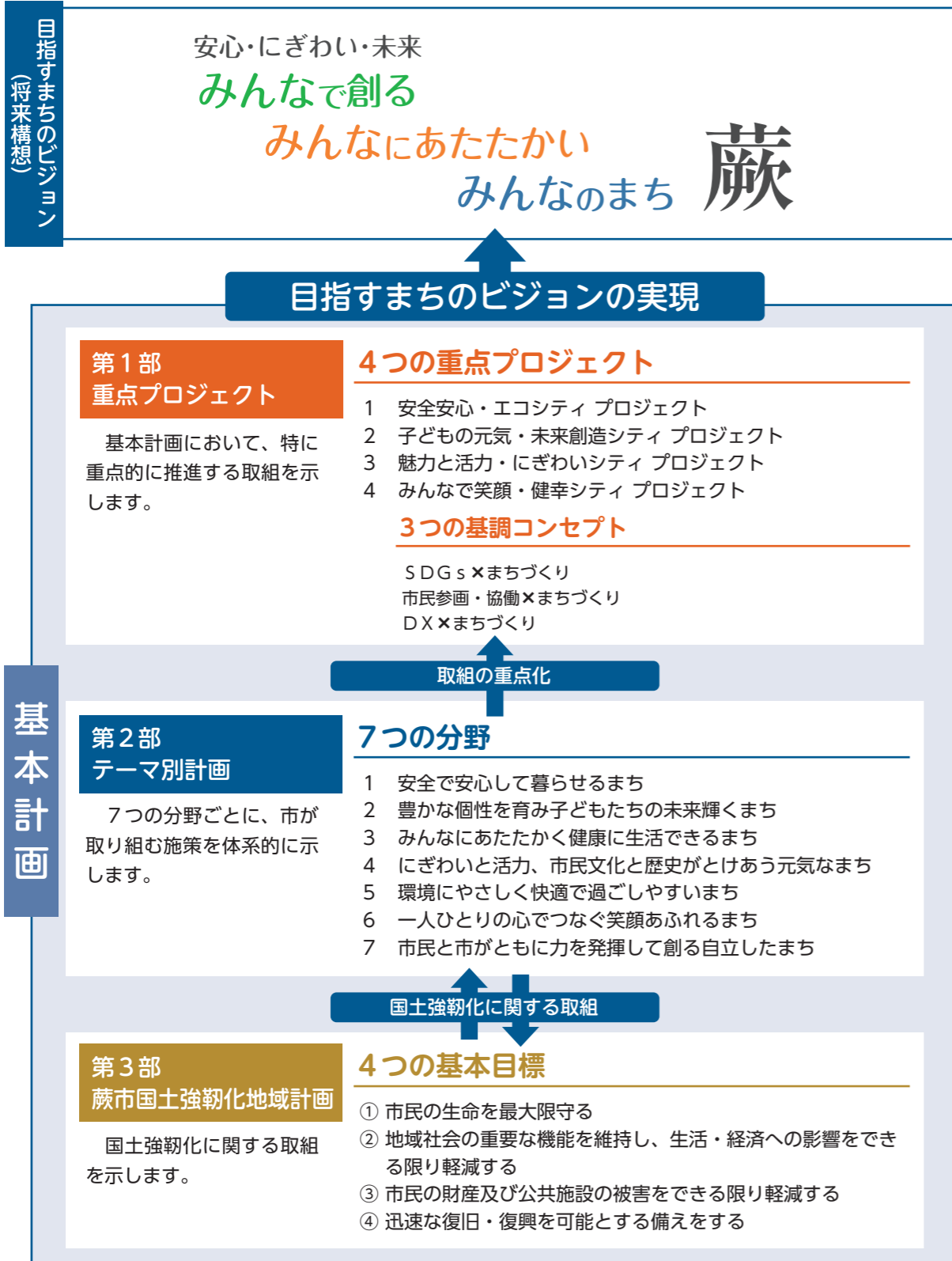
第3編

基本計画

基本計画の趣旨と構成

基本計画とは、将来構想で掲げる、目指すまちのビジョンの実現に向けた取組を体系的に示すものであり、「重点プロジェクト」と「テーマ別計画」、及び「蕨市国土強靱化地域計画」で構成します。

計画期間は、前期計画5年(2024(令和6)年度～2028(令和10)年度)、後期計画5年(2029(令和11)年度～2033(令和15)年度)とします。



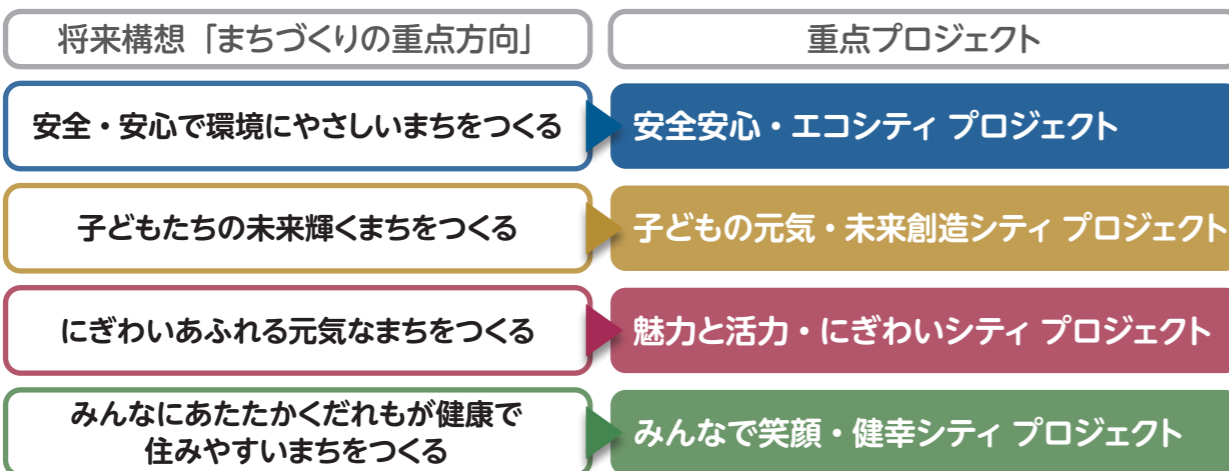
第1部 重点プロジェクト

重点プロジェクト

「選ばれるまちづくり」を進めるため、将来構想に示す「まちづくりの重点方向」に沿い、基本計画において、特に重点的に推進する取組を、4つの「重点プロジェクト」として示します。

また、いずれの分野の取組にあっても、根底に位置付けて重視すべき、まちづくりに当たっての基本的な概念を3つの「基調コンセプト」として示します。

4つの重点プロジェクト



3つの基調コンセプト

SDGs × まちづくり

持続可能な開発のための17の国際目標「SDGs」は、政府や自治体、企業、住民など幅広いステークホルダーの参画のもと推進していくものです。市は取組を行う主体であるとともに、市民に取組を促すという点からも重要な役割を担っていることから、市のまちづくりについては、SDGsの理念を踏まえて進めます。

市民参画・協働 × まちづくり

蕨市がこれまで培ってきた大きな強みである市民参画・協働のまちづくりを引き続き重視し、市民みんなでまちづくりに取り組みます。また、その前提として、市政や市の取組の情報を必要とする人に必要なときにこれまで以上に共有できるよう積極的な情報発信に努めます。

DX × まちづくり

社会全体のDX（デジタル・トランスフォーメーション）*の推進に向け、国が示す「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」を実現するため、市はデジタル技術を活用し、住民の利便性の向上や業務効率化などに努めます。

重点プロジェクト 1

安全安心・エコシティ プロジェクト

- 1-1 自助・共助・公助の取組による防災都市づくりの加速化
- 1-2 犯罪や交通事故のない安全・安心なまちづくり
- 1-3 環境にやさしい、循環型で持続可能なまちづくり

自助・共助・公助*の取組で災害に強いまちづくりを進めるとともに、犯罪や交通事故など、日常生活を脅かす脅威から市民を守る、安全・安心なまちをつくっていきます。
あわせて、省エネルギーの促進や再生可能エネルギー*の普及の取組を推進し、環境にやさしい、循環型で持続可能なまちをつくっていきます。

| プロジェクト指標 | 現状値 | 目標値 |
|---------------------------|---------------|--------|
| 自主防災組織による防災訓練の実施率 | 48.1%（過去5年平均） | 100% |
| 市内の防犯カメラ設置台数（公設・商店街・家庭等） | 233台 | 400台 |
| 地球温暖化対策設備等設置費補助金の補助件数（累計） | 614件 | 1,000件 |

現状値＝特記のないものは令和4年度実績または令和4年度末実績 目標値＝令和10年度目標または令和10年度末目標

- SDGs** 安全で強靱（レジリエント）なまち、犯罪のないまち、気候変動に対応し、自然の豊かさを守りエネルギーをクリーンに使うまちをつくります。【GOAL 3、7、9、11、12、13、14、15、16など】
- 市民参画・協働** 災害・犯罪・事故・感染症などについて市から市民への適切な情報提供を図り、地域や関係団体等と連携しながら、市民一人ひとりとともに安全・安心なまち、環境にやさしいまちをつくります。
- DX** デジタル技術の活用によって、市民への情報提供・共有手段の充実を図るとともに、災害対策や環境配慮の取組を進めます。



重点プロジェクト
2

子どもの元気・未来創造シティ プロジェクト

- 2-1 切れ目のない支援による、子どもを産み育てやすいまちづくり
- 2-2 子どもたちが健やかに学び育つ教育環境づくり
- 2-3 子どもたちが安全で安心して暮らせる環境づくり

妊娠期からの切れ目のない子ども・子育て支援に取り組むとともに、子どもたちが、健やかに学び育つための教育環境と安全で安心して暮らせる環境を整えることにより、だれもが安心して子どもを産み育てられるまち、子どもたちの未来が輝くまちをつくっていきます。

| プロジェクト指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|----------------|------|
| 子育てしやすいと思う市民の割合【市民意識調査】 | 78.4% (過去5年平均) | 80% |
| 埼玉県学習状況調査において各教科内容別結果(正答率)が県平均を上回った項目の割合(小・中学校) | 89.7% (過去5年平均) | 100% |
| 小・中学校トイレの洋式化率 | 54.9% | 100% |

現状値=特記のないものは令和4年度実績または令和4年度末実績 目標値=令和10年度目標または令和10年度末目標

| | |
|----------------|---|
| SDGs | 妊産婦や子どもの健康を確保し、子どもたちに質の高い教育を提供するまち、子どもに対する虐待や暴力の心配のないまちをつくりまします。【GOAL 3、4、16など】 |
| 市民参画・協働 | 支援を必要とする人に必要な情報を届け、また地域全体で子育てを応援することにより、子育ての孤立を防ぐとともに、地域と学校の連携により子どもを見守り、育てるまちをつくりまします。 |
| DX | デジタル技術の活用によって、子育て世帯への効果的な情報提供・共有手段の充実を図るとともに、教育の場でのICT*の活用を進めます。 |



子どもたちの未来輝くまちづくり

- **子どもを産み育てやすいまち**
 - ・切れ目のない包括的な相談事業の実施
 - ・保育環境の充実
 - ・子育て世代への経済的支援の充実
 - ・子育て情報の発信 など
- **蔵らしい教育活動の展開**
 - ・地域に根ざした教育の展開
 - ・外国語教育の充実
 - ・ICT教育の充実
 - ・教育センター機能の充実 など
- **安全・安心な環境や居場所づくり**
 - ・児童虐待の防止
 - ・困難な状況にある子や家庭への支援
 - ・子どもの居場所づくりの推進
 - ・青少年の活動機会の充実 など



重点プロジェクト
3

魅力と活力・にぎわいシティ プロジェクト

- 3-1 多彩な地域資源のまちづくりへの活用
- 3-2 市の魅力を発信するシティプロモーションの推進
- 3-3 まちの活性化と、魅力ある都市基盤整備の推進

市の誇る多彩な地域資源をまちづくりに積極的に活用しながら、市の魅力を発信するシティプロモーション*の取組や、中心市街地の活性化と都市基盤整備により、市民の市への愛着を深めるとともに、市外からの人を呼び込むことで、にぎわいあふれる元気なまちをつくっていきます。

| プロジェクト指標 | 現状値 | 目標値 |
|--|-------------------|--------|
| サブリース等による空き店舗解消件数(サブリース事業により出店または空き店舗有効活用事業補助金を活用して出店した件数・期間中累計) | — | 15件 |
| 魅力ある店舗づくり支援事業補助金の活用件数(累計) | — | 80件 |
| 市公式SNSの登録者数 | 5,587人(令和5年10月時点) | 7,000人 |

現状値=特記のないものは令和4年度実績または令和4年度末実績 目標値=令和10年度目標または令和10年度末目標

| | |
|----------------|--|
| SDGs | 地域の経済成長と産業化を促進するとともに、持続可能な都市整備を進めます。【GOAL 8、9、11など】 |
| 市民参画・協働 | 事業者や関係団体と連携することで、更なる地域資源の活用とPRを進めるとともに、市民一人ひとりが市の魅力を発信し内外へ発信できるまちをつくりまします。 |
| DX | デジタル技術の活用によって、市の魅力を内外に積極的に発信するとともに、DX*に対応できるような産業の支援等に取り組まします。 |

市街地の活性化・魅力ある都市基盤整備

にぎわいをもたらす新たな集客拠点である蔵駅西口地区の再開発の推進

多彩な地域資源をまちづくりに活用

写真は第3期蔵ブランド認定品

中山道地区における、にぎわいを創出する新たな交流拠点の整備

重点プロジェクト
4

みんなで笑顔・健幸シティ プロジェクト

4-1 だれもが自分らしくいきいきと暮らし、活躍できる環境づくり

4-2 健康で幸せなまち「スマートウェルネスシティ」の実現

4-3 市立病院の建替え・充実と、包括的な保健医療体制の整備

だれもが、自分らしくいきいきと住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくりを進めるとともに、健康で幸せに暮らせるまち「スマートウェルネスシティ」の実現を目指します。あわせて、市立病院の建替え・充実や、包括的な保健医療等の体制整備などに取り組み、みんなにわたかくだれもが健康で住みやすいまちをつくっていきます。

| プロジェクト指標 | 現状値 | 目標値 |
|---------------------------------|-----------------|---------|
| 介護予防事業参加者数 | 10,694人(過去5年平均) | 20,000人 |
| 健康長寿藤市モデル事業(コバトンALKOOマイレージ)参加者数 | — | 2,000人 |
| 市立病院病床利用率 | 59.0% | 73% |

現状値=特記のないものは令和4年度実績または令和4年度末実績 目標値=令和10年度目標または令和10年度末目標

| | |
|---------|--|
| SDGs | あらゆる年齢のすべての市民の健康的な生活を確保し、福祉を推進するまちをつくります。 【GOAL 3など】 |
| 市民参画・協働 | 年齢や性別、障害の有無、国籍等にかかわらず、お互いを尊重し助け合うことで、だれもが地域でその人らしくいきいきと暮らせるまちをつくります。 |
| DX | デジタル技術の活用によって、支援を必要とする人のニーズにあった情報提供を図るとともに、スマートウェルネスシティの実現に向けた取組の充実を目指します。 |



実現のための4つの要素

1. 公共交通インフラの整備(緑道、歩道、自転車道等)
2. 健康医療データ分析、総合的エビデンスに基づく客観評価
3. 健康増進インセンティブによる住民の行動変容促進(ポピュレーションアプローチ)
4. ソーシャルキャピタルの醸成(社会的なつながり)



市の特長を生かした新たな視点

1. 歩きやすいまちづくり
 - ・都市基盤整備に合わせた道路の拡幅や広場、歩道の整備、更なる「ぷらっとわらび」の充実 など
2. 歩きたくなるまちづくり
 - ・市民や団体、事業者との協働による出かけたくなるまちの魅力づくり
 - ・健康長寿藤市モデル事業の更なる推進 など

スマートウェルネスシティの実現へ

第2部

テーマ別計画

施策の体系図

| 分野 | テーマ | 施策 |
|------------------------------------|------------------------------|--|
| 1 安全で安心して暮らせるまち | 1 防災 | 1 地域の防災力の向上 2 危機管理体制の確立 3 災害に強いまちづくりの推進 |
| | 2 防犯 | 1 地域の防犯力の向上 2 防犯体制等の充実 3 犯罪被害者等の支援 |
| | 3 交通安全 | 1 交通安全活動の促進 2 交通安全推進体制の充実 |
| | 4 消費者保護 | 1 消費生活の安全確保 |
| | 5 消防・救急 | 1 防火意識の向上 2 消防体制の充実 3 救急・救命体制の充実 |
| 2 豊かな個性を育み 子どもたちの未来輝くまち | 6 子ども・子育て支援 | 1 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援 2 すべての子どもが健やかに成長できる環境づくり |
| | 7 学校教育 | 1 教育内容の充実 2 教育環境の充実 3 地域に根ざした教育の展開 4 教育への支援 |
| | 8 青少年の健全育成 | 1 青少年の活動機会などの充実 2 家庭教育の支援 |
| 3 みんなにわたたく健康に生活できるまち | 9 地域福祉 | 1 地域福祉の推進 |
| | 10 社会保障 | 1 国民健康保険制度の安定的運営 2 後期高齢者医療制度の安定的運営 3 国民年金事務の円滑な運営 4 低所得者支援の充実 |
| | 11 高齢者支援 | 1 生きがいを持ち安心して生活できる環境づくり 2 介護サービスの充実 3 地域支援の充実 |
| | 12 障害者支援 | 1 自立した生活への支援 2 社会参加に向けた環境整備 |
| | 13 健康（健幸）づくり | 1 健康づくりの体制整備 2 健康づくりに向けた行動改善の促進 3 健康づくりに向けた社会環境の整備 4 ライフステージに応じた健康づくり |
| 14 医療 | 1 地域における医療体制の充実 2 市立病院の充実 | |
| 4 にぎわいと活力、市民文化と 歴史がとけあつ元気なまち | 15 地域資源 | 1 地域資源の活用と発信 2 地域の特性を生かした観光振興 |
| | 16 市街地活性化・産業支援 | 1 中心市街地の活性化 2 産業支援の推進 |
| | 17 勤労者支援 | 1 多様な働き方の支援 |
| | 18 生涯学習 | 1 生涯学習推進体制の整備 2 学習環境と学習機会の充実 |

| 分野 | テーマ | 施策 |
|---------------------------------|------------------|---|
| 4 | 19 文化振興 | 1 芸術・文化活動の振興 2 歴史・文化の保存と活用 |
| | 20 スポーツ・レクリエーション | 1 スポーツ・レクリエーション推進体制の充実 2 スポーツ・レクリエーション活動の推進 |
| 5 環境にやさしく快適で過ごしやすいまち | 21 ゼロカーボンシティ | 1 省エネルギー行動や再生可能エネルギー活用などの促進 2 脱炭素社会に向けたまちづくりの推進 |
| | 22 環境美化・環境保全 | 1 清潔で美しいまちづくりの推進 2 暮らしやすい安心なまちづくりの推進 |
| | 23 資源循環・廃棄物処理 | 1 循環型社会の構築 2 ごみ処理体制の充実・し尿処理施設の適正な維持管理 |
| | 24 公園・緑地 | 1 公園の整備 2 緑化の推進 3 農地・緑地の活用や保全 |
| | 25 市街地整備 | 1 魅力ある空間づくりの推進 2 快適で暮らしやすいまちづくりの推進 |
| | 26 道路・交通 | 1 道路等の整備 2 交通の利便性等の向上 |
| | 27 上・下水道 | 1 上水道の整備 2 下水道の整備 |
| | 28 住宅 | 1 住宅の改善・確保と適正管理 2 市営住宅の適切な維持管理 |
| 6 一人ひとりの心でつながり 笑顔あふれるまち | 29 地域コミュニティ・市民活動 | 1 地域コミュニティへの支援 2 市民活動の活性化 3 市民活動拠点の充実と連携 |
| | 30 人権・平和 | 1 人権意識の高揚 2 平和意識の高揚 |
| | 31 多文化共生・国際交流 | 1 多文化共生に向けた環境づくり 2 国際交流に向けた環境づくり |
| | 32 男女共同参画 | 1 男女共同参画推進体制の充実 2 男女共同参画・多様な性に関する意識づくり 3 男女が活躍できる社会づくり 4 男女がともに安心して暮らせるまちづくり |
| 7 市民と市がともに力を 発揮して創る自立したまち | 33 市民参画・協働 | 1 市民参画意識の高揚 2 市民と行政の協働の推進 3 市民参画と協働を進めるための情報発信・共有 |
| | 34 職員・組織体制 | 1 職員力の発揮 2 組織力の発揮 3 窓口体制の充実 |
| | 35 行財政運営 | 1 行財政改革の更なる推進 2 自治体DXの推進 3 健全な財政運営 |

テーマ別計画の見方(各分野の扉ページ)

テーマ別計画では、将来構想で示した「分野別の目指す姿」ごとに、分野・テーマ・施策を体系的に整理し、蕨市が取り組む内容などを表しています。
各分野(各章)の扉ページの内容については、以下のとおりです。

分野ごとの目指すまちな姿を掲げています。

第1章 安全で安心して暮らせるまち

市民の命と暮らしを守るため、自助・共助・公助*による災害に強いまちを目指します。また、市民との協働や関係機関との連携により、積極的な防犯活動や交通安全活動、消費生活相談などを展開し、日常生活における危険や不安のないまちを目指すとともに、消防・救急機能の強化に努め、安全で安心して暮らせるまちを目指します。

【施策の体系】

| 分野 | テーマ | 施策 |
|--------------------|---------|-----------------|
| 1 安全で安心して暮らせるまち | 1 防災 | 1 地域の防災力の向上 |
| | | 2 危機管理体制の確立 |
| | | 3 災害に強いまちづくりの推進 |
| | 2 防犯 | 1 地域の防犯力の向上 |
| | | 2 防犯体制等の充実 |
| | | 3 犯罪被害者等の支援 |
| | 3 交通安全 | 1 交通安全活動の促進 |
| | | 2 交通安全推進体制の充実 |
| | 4 消費者保護 | 1 消費生活の安全確保 |
| | 5 消防・救急 | 1 防火意識の向上 |
| | | 2 消防体制の充実 |
| | | 3 救急・救命体制の充実 |

【施策の体系】
この章に掲げるテーマと施策を体系的に示しています。

【指標】

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|--------------------------|-------------------|--------|
| 自主防災組織による防災訓練の実施率 | 48.1% (過去5年平均) | 100% |
| 災害協定の締結数(累計) | 49件 | 60件 |
| 市内の防犯カメラ設置台数(公設・商店街・家庭等) | 233台 | 400台 |
| 応急手当普及啓発活動の参加者数 | 1,252人 | 1,500人 |

現状値=特記のないものは令和4年度実績または令和4年度末実績 目標値=令和10年度目標または令和10年度末目標

【関連計画等(主要なもの)】

| 計画等の名称 | 内容 |
|---------------|--|
| 蕨市地域防災計画 | 災害予防、応急対策、復旧に至る一連の対策を実施し、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とした計画です。 |
| 国民保護に関する蕨市計画 | 武力攻撃事態、武力攻撃予測事態、緊急対処事態から、市民の生命、身体、財産を保護するため、必要な事項を定めた計画です。 |
| 蕨市建築物耐震改修促進計画 | 地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的に促進するために定めた計画です。 |
| 蕨市防犯計画 | 安全で安心して暮らせる「犯罪のないまち蕨」を目指して、市民と行政の協働により、犯罪を防止・減少させるための基本方針を定めた計画です。 |
| 蕨市交通安全計画 | 交通事故のない社会を目指して、本市における交通事故の特徴に対応した総合的な交通事故防止対策の取組を定めた計画です。 |

【協働とDXの取組】

| テーマ | 具体的な取組(例) |
|-----|--|
| 協働 | 関係機関や地域との協働により、災害に強い地域づくりや、犯罪や交通事故の発生を抑制する環境づくりを進めます。あわせて、災害や犯罪、交通事故、消費者トラブルから身を守る知識や、バイスタンダー(救急現場に居合わせた市民)が応急手当できるよう、知識・技術の普及を進めます。 |
| DX | デジタル技術の活用により、防災情報、犯罪発生情報等の情報伝達・共有手段の強化を図るとともに、市民に対し、迅速かつ的確に情報を提供します。 |

【指標】
取組の達成度を指標化し、現状の値と目標値を示しています。
※各指標の考え方については、巻末の資料編に掲載しています。

【関連計画等(主要なもの)】
各分野における主要な関連計画等の名称と、計画の概要を掲載しています。
なお、掲載している計画等は令和5年度時点のものであります。

【協働とDXの取組】
「協働」と「DX」について、まちづくりを推進する横断的なテーマとして、各分野ごとに取組の例を掲載しています。

| 現状値 | 目標値 |
|-------------------|--------|
| 48.1% (過去5年平均) | 100% |
| 49件 | 60件 |
| 233台 | 400台 |
| 1,252人 | 1,500人 |

現状値=特記のないものは令和4年度末実績 目標値=令和10年度目標または令和10年度末目標

【SDGsの取組】
SDGsのゴールと各分野の施策及び主な施策展開を関連付けて整理しています。

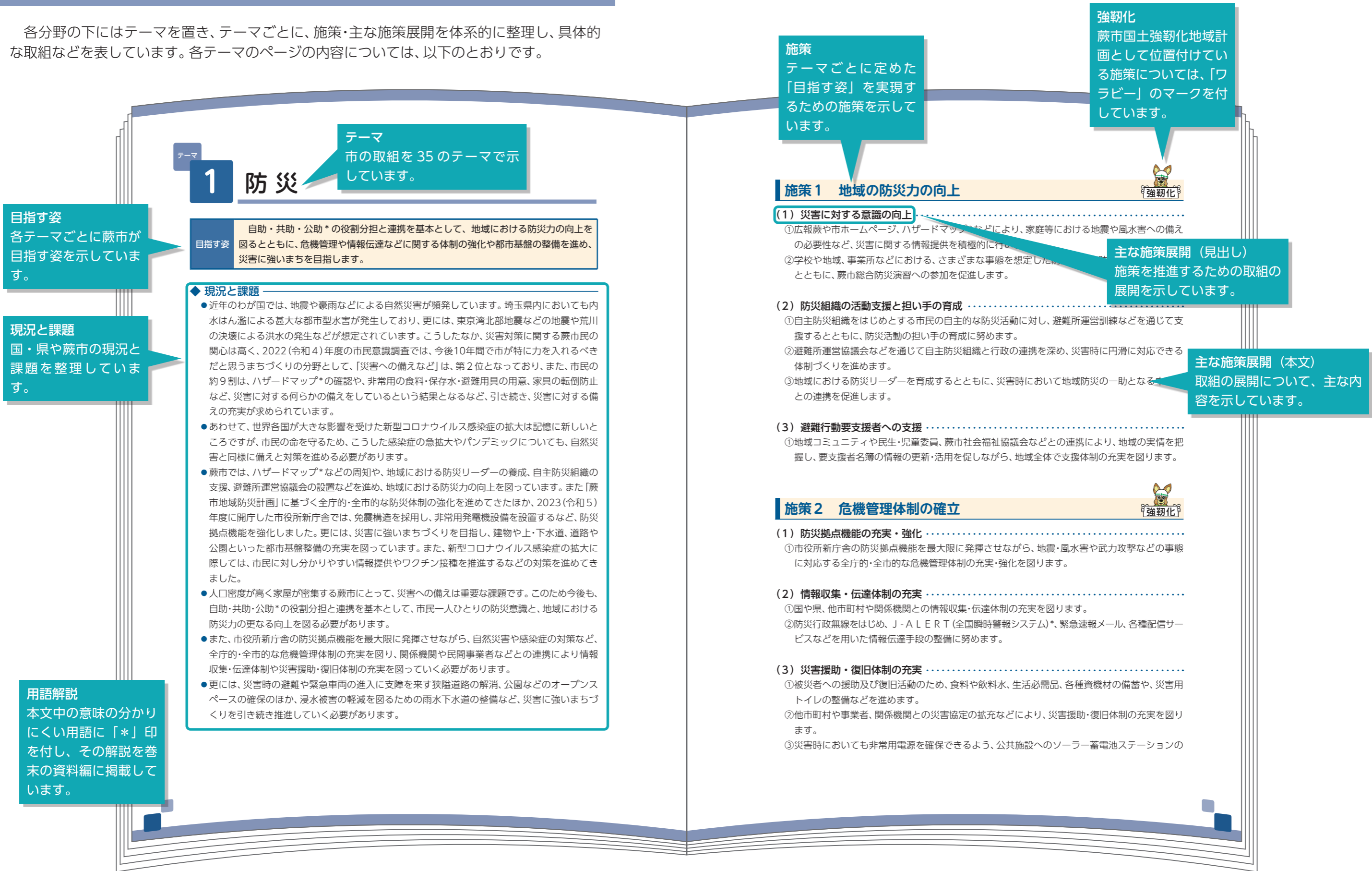
【具体的な取組(例)】
災害に強い地域づくりや、犯罪や交通事故の発生を抑制する環境づくりを進めます。あわせて、災害や犯罪、交通事故、消費者トラブルから身を守る知識や、バイスタンダー(救急現場に居合わせた市民)が応急手当できるよう、知識・技術の普及を進めます。

【SDGsの取組】

| | |
|------------------------|--|
| ゴール3 : すべての人に健康と福祉を | 3-1. 交通安全活動の促進(市民の交通安全意識の向上、自転車利用者の交通安全、交通安全活動の支援と担い手の育成) 3-2. 交通安全推進体制の充実(警察・交通安全関係団体との連携、交通事故の起きにくい環境づくり) 5-3. 救急・救命体制の充実(救急・救命体制の強化、市民と連携した救急・救命の充実) |
| ゴール9 : 産業と技術革新の基盤をつくろう | 1-3. 災害に強いまちづくりの推進(市立病院の建替え) |
| ゴール11 : 住み続けられるまちづくりを | 1-1. 地域の防災力の向上(災害に対する意識の向上、防災組織の活動支援と担い手の育成、避難行動要支援者への支援) 1-2. 危機管理体制の確立(防災拠点機能の充実・強化、情報収集・伝達体制の充実、災害援助・復旧体制の充実、感染症等への対応強化) 1-3. 災害に強いまちづくりの推進(災害に強い都市基盤づくり、住宅の耐震化) 5-1. 防火意識の向上(啓発活動の実施と防火管理体制の強化促進) 5-2. 消防体制の充実(常備消防力の強化、消防団の強化、地域との連携による訓練などの充実) |
| ゴール16 : 平和と公正をすべての人に | 2-1. 地域の防犯力の向上(市民の防犯意識の向上、防犯組織の活動支援と担い手の育成) 2-2. 防犯体制等の充実(防犯体制の充実、犯罪の起きにくい環境づくり) 2-3. 犯罪被害者等の支援(犯罪被害者等の支援体制の充実) 4-1. 消費生活の安全確保(消費者意識の啓発と学習支援、蕨市消費生活センターなど相談体制の充実) |

テーマ別計画の見方(各テーマのページ)

各分野の下にはテーマを置き、テーマごとに、施策・主な施策展開を体系的に整理し、具体的な取組などを表しています。各テーマのページの内容については、以下のとおりです。



テーマ
1 防災
市の取組を35のテーマで示しています。

目指す姿
各テーマごとに蕨市が目指す姿を示しています。

目指す姿
自助・共助・公助*の役割分担と連携を基本として、地域における防災力の向上を図るとともに、危機管理や情報伝達などに関する体制の強化や都市基盤の整備を進め、災害に強いまちを目指します。

現況と課題
国・県や蕨市の現況と課題を整理しています。

◆ 現況と課題

- 近年のわが国では、地震や豪雨などによる自然災害が頻発しています。埼玉県内においても水はん濫による甚大な都市型水害が発生しており、更には、東京湾北部地震などの地震や荒川の決壊による洪水の発生などが想定されています。こうしたなか、災害対策に関する蕨市民の関心は高く、2022(令和4)年度の市民意識調査では、今後10年間で市が特に力を入れるべきだと思うまちづくりの分野として、「災害への備えなど」は、第2位となっており、また、市民の約9割は、ハザードマップ*の確認や、非常用の食料・保存水・避難用具の用意、家具の転倒防止など、災害に対する何らかの備えをしているという結果となるなど、引き続き、災害に対する備えの充実が求められています。
- あわせて、世界各国が大きな影響を受けた新型コロナウイルス感染症の拡大は記憶に新しいところですが、市民の命を守るため、こうした感染症の急拡大やパンデミックについても、自然災害と同様に備えと対策を進める必要があります。
- 蕨市では、ハザードマップ*などの周知や、地域における防災リーダーの養成、自主防災組織の支援、避難所運営協議会の設置などを進め、地域における防災力の向上を図っています。また「蕨市地域防災計画」に基づく全庁的・全市的な防災体制の強化を進めてきたほか、2023(令和5)年度に開庁した市役所新庁舎では、免震構造を採用し、非常用発電機設備を設置するなど、防災拠点機能を強化しました。更には、災害に強いまちづくりを目指し、建物や上・下水道、道路や公園といった都市基盤整備の充実を図っています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大に際しては、市民に対し分かりやすい情報提供やワクチン接種を推進するなどの対策を進めてきました。
- 人口密度が高く家屋が密集する蕨市にとって、災害への備えは重要な課題です。このため今後も、自助・共助・公助*の役割分担と連携を基本として、市民一人ひとりの防災意識と、地域における防災力の更なる向上を図る必要があります。
- また、市役所新庁舎の防災拠点機能を最大限に発揮させながら、自然災害や感染症の対策など、全庁的・全市的な危機管理体制の充実を図り、関係機関や民間事業者などとの連携により情報収集・伝達体制や災害援助・復旧体制の充実を図っていく必要があります。
- 更には、災害時の避難や緊急車両の進入に支障を来す狭隘道路の解消、公園などのオープンスペースの確保のほか、浸水被害の軽減を図るための雨水下水道の整備など、災害に強いまちづくりを引き続き推進していく必要があります。

用語解説
本文中の意味の分かりにくい用語に「*」印を付し、その解説を巻末の資料編に掲載しています。

施策
テーマごとに定めた「目指す姿」を実現するための施策を示しています。

強硬化
蕨市国土強硬化地域計画として位置付けている施策については、「ワラビー」のマークを付しています。

施策1 地域の防災力の向上

- (1) 災害に対する意識の向上**
- ① 広報蕨や市ホームページ、ハザードマップなどにより、家庭等における地震や風水害への備えの必要性など、災害に関する情報提供を積極的に行います。
 - ② 学校や地域、事業所などにおける、さまざまな事態を想定した防災訓練などとともに、蕨市総合防災演習への参加を促進します。
- (2) 防災組織の活動支援と担い手の育成**
- ① 自主防災組織をはじめとする市民の自主的な防災活動に対し、避難所運営訓練などを通じて支援するとともに、防災活動の担い手の育成に努めます。
 - ② 避難所運営協議会などを通じて自主防災組織と行政の連携を深め、災害時に円滑に対応できる体制づくりを進めます。
 - ③ 地域における防災リーダーを育成するとともに、災害時において地域防災の一助となるなどとの連携を促進します。
- (3) 避難行動要支援者への支援**
- ① 地域コミュニティや民生・児童委員、蕨市社会福祉協議会などとの連携により、地域の実情を把握し、要支援者名簿の情報の更新・活用を促しながら、地域全体で支援体制の充実を図ります。

主な施策展開(見出し)
施策を推進するための取組の展開を示しています。

主な施策展開(本文)
取組の展開について、主な内容を示しています。

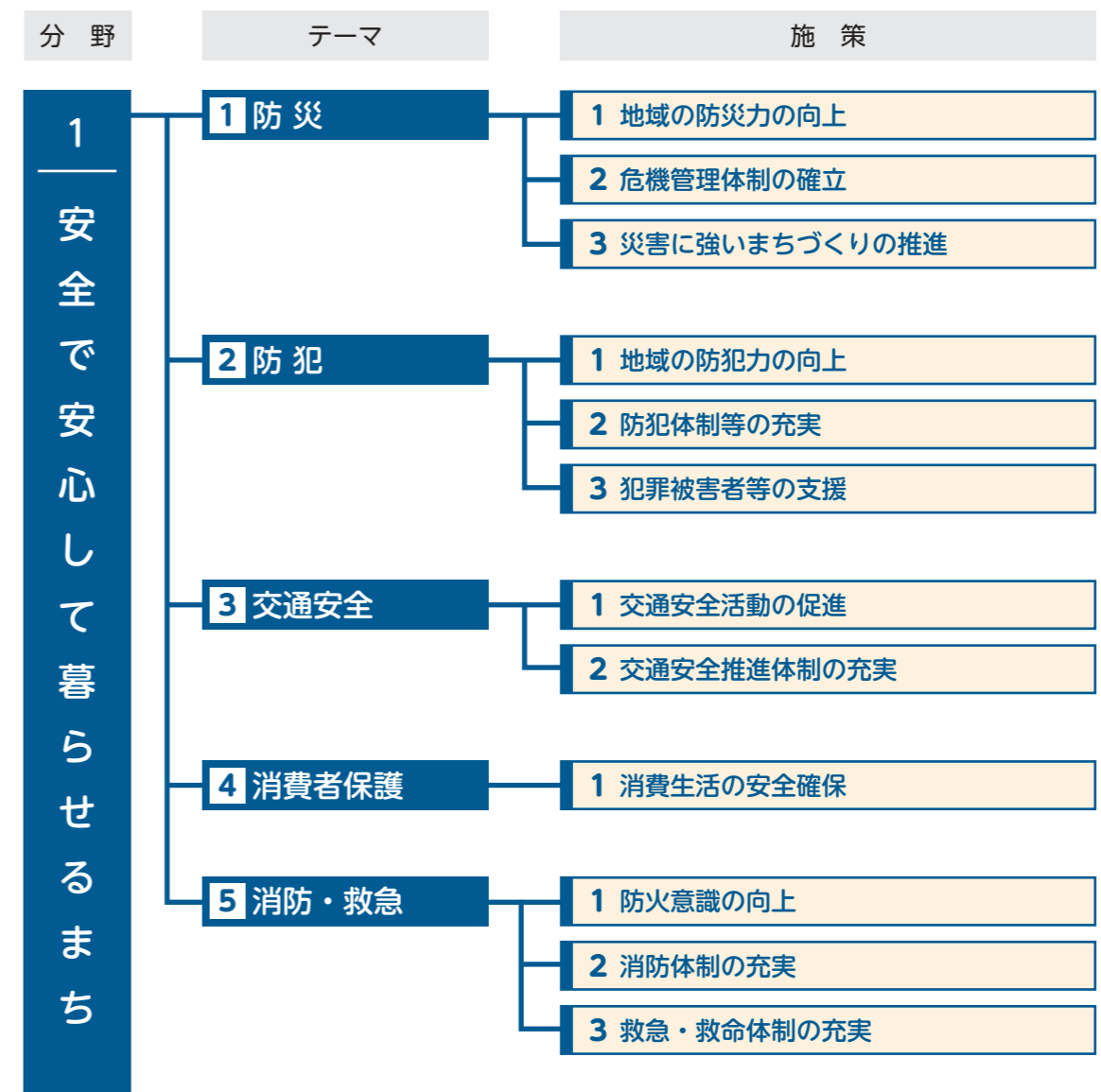
施策2 危機管理体制の確立

- (1) 防災拠点機能の充実・強化**
- ① 市役所新庁舎の防災拠点機能を最大限に発揮させながら、地震・風水害や武力攻撃などの事態に対応する全庁的・全市的な危機管理体制の充実・強化を図ります。
- (2) 情報収集・伝達体制の充実**
- ① 国や県、他市町村や関係機関との情報収集・伝達体制の充実を図ります。
 - ② 防災行政無線をはじめ、J-ALERT(全国瞬時警報システム)*、緊急速報メール、各種配信サービスなどを用いた情報伝達手段の整備に努めます。
- (3) 災害援助・復旧体制の充実**
- ① 被災者への援助及び復旧活動のため、食料や飲料水、生活必需品、各種資機材の備蓄や、災害用トイレの整備などを進めます。
 - ② 他市町村や事業者、関係機関との災害協定の拡充などにより、災害援助・復旧体制の充実を図ります。
 - ③ 災害時においても非常用電源を確保できるよう、公共施設へのソーラー蓄電池ステーションの

第1章 安全で安心して暮らせるまち

市民の命と暮らしを守るため、自助・共助・公助*による災害に強いまちを目指します。また、市民との協働や関係機関との連携により、積極的な防犯活動や交通安全活動、消費生活相談などを展開し、日常生活における危険や不安のないまちを目指すとともに、消防・救急機能の強化に努め、安全で安心して暮らせるまちを目指します。

【施策の体系】



【指標】

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|--------------------------|-------------------|--------|
| 自主防災組織による防災訓練の実施率 | 48.1% (過去5年平均) | 100% |
| 災害協定の締結数(累計) | 49件 | 60件 |
| 市内の防犯カメラ設置台数(公設・商店街・家庭等) | 233台 | 400台 |
| 応急手当普及啓発活動の参加者数 | 1,252人 | 1,500人 |

現状値=特記のないものは令和4年度実績または令和4年度末実績 目標値=令和10年度目標または令和10年度末目標




【関連計画等(主要なもの)】

| 計画等の名称 | 内容 |
|---------------|--|
| 蕨市地域防災計画 | 災害予防、応急対策、復旧に至る一連の対策を実施し、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とした計画です。 |
| 国民保護に関する蕨市計画 | 武力攻撃事態、武力攻撃予測事態、緊急対処事態から、市民の生命、身体、財産を保護するため、必要な事項を定めた計画です。 |
| 蕨市建築物耐震改修促進計画 | 地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的に促進するために定めた計画です。 |
| 蕨市防犯計画 | 安全で安心して暮らせる「犯罪のないまち蕨」を目指して、市民と行政の協働により、犯罪を防止・減少させるための基本方針を定めた計画です。 |
| 蕨市交通安全計画 | 交通事故のない社会を目指して、本市における交通事故の特徴に対応した総合的な交通事故防止対策の取組を定めた計画です。 |

【協働とDXの取組】

| テーマ | 具体的な取組(例) |
|-----|--|
| 協働 | 関係機関や地域との協働により、災害に強い地域づくりや、犯罪や交通事故の発生を抑制する環境づくりを進めます。あわせて、災害や犯罪、交通事故、消費者トラブルから身を守る知識や、バイスタンダー(救急現場に居合わせた市民)が応急手当できるよう、知識・技術の普及を進めます。 |
| DX | デジタル技術の活用により、防災情報、犯罪発生情報等の情報伝達・共有手段の強化を図るとともに、市民に対し、迅速かつ的確に情報を提供します。 |

【SDGsの取組】

| | |
|---|--|
| ゴール3 : すべての人に健康と福祉を | |
|  | 3-1. 交通安全活動の促進(市民の交通安全意識の向上、自転車利用者の交通安全、交通安全活動の支援と担い手の育成) 3-2. 交通安全推進体制の充実(警察・交通安全関係団体との連携、交通事故の起きにくい環境づくり) 5-3. 救急・救命体制の充実(救急・救命体制の強化、市民と連携した救急・救命の充実) |
| ゴール9 : 産業と技術革新の基盤をつくろう | |
|  | 1-3. 災害に強いまちづくりの推進(市立病院の建替え) |
| ゴール11 : 住み続けられるまちづくりを | |
|  | 1-1. 地域の防災力の向上(災害に対する意識の向上、防災組織の活動支援と担い手の育成、避難行動要支援者への支援) 1-2. 危機管理体制の確立(防災拠点機能の充実・強化、情報収集・伝達体制の充実、災害援助・復旧体制の充実、感染症等への対応強化) 1-3. 災害に強いまちづくりの推進(災害に強い都市基盤づくり、住宅の耐震化) 5-1. 防火意識の向上(啓発活動の実施と防火管理体制の強化促進) 5-2. 消防体制の充実(常備消防力の強化、消防団の強化、地域との連携による訓練などの充実) |
| ゴール16 : 平和と公正をすべての人に | |
|  | 2-1. 地域の防犯力の向上(市民の防犯意識の向上、防犯組織の活動支援と担い手の育成) 2-2. 防犯体制等の充実(防犯体制の充実、犯罪の起きにくい環境づくり) 2-3. 犯罪被害者等の支援(犯罪被害者等の支援体制の充実) 4-1. 消費生活の安全確保(消費者意識の啓発と学習支援、蕨市消費生活センターなど相談体制の充実) |

1 防災

目指す姿 自助・共助・公助*の役割分担と連携を基本として、地域における防災力の向上を図るとともに、危機管理や情報伝達などに関する体制の強化や都市基盤の整備を進め、災害に強いまちを目指します。

◆ 現況と課題

- 近年のわが国では、地震や豪雨などによる自然災害が頻発しています。埼玉県内においても内水はん濫による甚大な都市型水害が発生しており、更には、東京湾北部地震などの地震や荒川の決壊による洪水の発生などが想定されています。こうしたなか、災害対策に関する蕨市民の関心は高く、2022(令和4)年度の市民意識調査では、今後10年間で市が特に力を入れるべきだと思うまちづくりの分野として、「災害への備えなど」は、第2位となっており、また、市民の約9割は、ハザードマップ*の確認や、非常用の食料・保存水・避難用具の用意、家具の転倒防止など、災害に対する何らかの備えをしているという結果となるなど、引き続き、災害に対する備えの充実が求められています。
- あわせて、世界各国が大きな影響を受けた新型コロナウイルス感染症の拡大は記憶に新しいところですが、市民の命を守るため、こうした感染症の急拡大やパンデミックについても、自然災害と同様に備えと対策を進める必要があります。
- 蕨市では、ハザードマップ*などの周知や、地域における防災リーダーの養成、自主防災組織の支援、避難所運営協議会の設置などを進め、地域における防災力の向上を図っています。また「蕨市地域防災計画」に基づく全庁的・全市的な防災体制の強化を進めてきたほか、2023(令和5)年度に開庁した市役所新庁舎では、免震構造を採用し、非常用発電機設備を設置するなど、防災拠点機能を強化しました。更には、災害に強いまちづくりを目指し、建物や上・下水道、道路や公園といった都市基盤整備の充実を図っています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大に際しては、市民に対し分かりやすい情報提供やワクチン接種を推進するなどの対策を進めてきました。
- 人口密度が高く家屋が密集する蕨市にとって、災害への備えは重要な課題です。このため今後も、自助・共助・公助*の役割分担と連携を基本として、市民一人ひとりの防災意識と、地域における防災力の更なる向上を図る必要があります。
- また、市役所新庁舎の防災拠点機能を最大限に発揮させながら、自然災害や感染症の対策など、全庁的・全市的な危機管理体制の充実を図り、関係機関や民間事業者などとの連携により情報収集・伝達体制や災害援助・復旧体制の充実を図っていく必要があります。
- 更には、災害時の避難や緊急車両の進入に支障を来す狭隘道路の解消、公園などのオープンスペースの確保のほか、浸水被害の軽減を図るための雨水下水道の整備など、災害に強いまちづくりを引き続き推進していく必要があります。



施策1 地域の防災力の向上

- (1) 災害に対する意識の向上
- ①広報蕨や市ホームページ、ハザードマップ*などにより、家庭等における地震や風水害への備えの必要性など、災害に関する情報提供を積極的に行います。
 - ②学校や地域、事業所などにおける、さまざまな事態を想定した防災訓練や防災学習を支援するとともに、蕨市総合防災演習への参加を促進します。
- (2) 防災組織の活動支援と担い手の育成
- ①自主防災組織をはじめとする市民の自主的な防災活動に対し、避難所運営訓練などを通じて支援するとともに、防災活動の担い手の育成に努めます。
 - ②避難所運営協議会などを通じて自主防災組織と行政の連携を深め、災害時に円滑に対応できる体制づくりを進めます。
 - ③地域における防災リーダーを育成するとともに、災害時において地域防災の一助となる中学生との連携を促進します。
- (3) 避難行動要支援者への支援
- ①地域コミュニティや民生・児童委員、蕨市社会福祉協議会などとの連携により、地域の実情を把握し、要支援者名簿の情報の更新・活用を促しながら、地域全体で支援体制の充実を図ります。



施策2 危機管理体制の確立

- (1) 防災拠点機能の充実・強化
- ①市役所新庁舎の防災拠点機能を最大限に発揮させながら、地震・風水害や武力攻撃などの事態に対応する全庁的・全市的な危機管理体制の充実・強化を図ります。
- (2) 情報収集・伝達体制の充実
- ①国や県、他市町村や関係機関との情報収集・伝達体制の充実を図ります。
 - ②防災行政無線をはじめ、J - A L E R T (全国瞬時警報システム)*、緊急速報メール、各種配信サービスなどを用いた情報伝達手段の整備に努めます。
- (3) 災害援助・復旧体制の充実
- ①被災者への援助及び復旧活動のため、食料や飲料水、生活必需品、各種資機材の備蓄や、災害用トイレの整備などを進めます。
 - ②他市町村や事業者、関係機関との災害協定の拡充などにより、災害援助・復旧体制の充実を図ります。
 - ③災害時においても非常用電源を確保できるよう、公共施設へのソーラー蓄電池ステーションの

設置に向けた検討を進めます。

- ④BCP(業務継続計画)*に基づき、市の行政機能の維持に努めます。また、市内事業所などに対してBCPの策定を促します。

(4) 感染症等への対応強化

- ①「蕨市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、情報の提供、予防・まん延防止、予防接種の推進、市民生活及び市民経済の安定の確保に努めます。
- ②国、南部保健所、蕨戸田市医師会、蕨戸田歯科医師会及び蕨市薬剤師会などとの連携を深め、感染症対策の体制強化を図ります。

施策3 災害に強いまちづくりの推進



強靱化

(1) 災害に強い都市基盤づくり

- ①市街地整備事業などの都市基盤整備の機会を捉え、道路の整備やオープンスペースの確保等を計画的に進めます。
- ②市民生活を支える上・下水道などのライフラインや道路(橋りょう)の耐震化・長寿命化を推進します。
- ③下水道整備による都市浸水対策を推進するとともに、市民や事業者による雨水流出抑制対策を促進し、浸水被害の軽減を図ります。

(2) 市立病院の建替え

- ①耐震化が課題となっている市立病院について、早期の建替えを推進します。

(3) 住宅の耐震化

- ①耐震診断及び耐震改修の助成などを通じ、住宅の耐震化を支援します。



避難所運営訓練



蕨市総合防災演習



水道耐震管路の整備

2 防犯

目指す姿 警察などの関係機関や関係団体との連携により、地域における防犯まちづくりの促進や防犯体制の充実、犯罪の起きにくい環境づくりなどに取り組み、犯罪のない安心して暮らせるまちを目指します。

◆ 現況と課題

- 近年のわが国では、刑法犯認知件数は減少傾向にあるものの、子どもや高齢者を狙った悪質な犯罪、特にインターネットを介した犯罪や、振り込め詐欺をはじめとした特殊詐欺*などの発生が大きな社会問題となっています。蕨市においても、市民・関係機関などの努力により刑法犯認知件数は減少していますが、今後も引き続き、犯罪のないまちを目指し、防犯対策を進めていく必要があります。防犯に対する蕨市民の関心は高く、2022(令和4)年度の市民意識調査では、今後10年間で市が特に力を入れるべきだと思うまちづくりの分野として、「犯罪や交通事故が少ないまち」が第3位となっています。
- 蕨市では、2020(令和2)年に策定した「第3次蕨市防犯計画」に基づき、警察や防犯関係団体との連携により、防犯講習会や防犯キャンペーンなどを通じて市民に注意喚起を図るとともに、防犯灯や防犯カメラの設置などの取組を進めています。また、2023(令和5)年には「蕨市犯罪被害者等支援条例」を制定し、犯罪被害者に対する総合的な支援体制も整えています。
- 安全で安心して暮らせるまちづくりに向け、防犯は引き続き重要な課題であり、今後も、市民一人ひとりの防犯意識の向上や、防犯パトロールなど地域における取組の継続を図っていくことが大切です。
- また、警察などの関係機関や防犯関係団体との連携により、防犯体制の充実を図るとともに、地域の実情を踏まえた防犯灯や防犯カメラなどの計画的な整備や、ごみや落書きなどのないまちづくりなど、犯罪の起きにくい環境づくりに取り組むことも、引き続き重要です。
- 更には、「蕨市犯罪被害者等支援条例」を踏まえ、彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センターなどとの連携を図りながら、犯罪被害者に寄り添った支援を進めていく必要があります。

施策1 地域の防犯力の向上



- (1) 市民の防犯意識の向上
- ① 広報蕨や市ホームページ、メール配信サービスなどにより、防犯に関する情報提供を積極的に行います。
 - ② 防犯キャンペーンを通じて市民の防犯意識の向上を図るとともに、地域などにおける防犯講習会の開催を支援します。
- (2) 防犯組織の活動支援と担い手の育成
- ① 自主防犯組織等による防犯パトロールなど、市民の自主的な防犯活動を支援するとともに、その活動の担い手の育成と確保に努めます。

施策2 防犯体制等の充実



- (1) 防犯体制の充実
- ① 警察などの関係機関や防犯関係団体との連携を強化し、情報の共有に努めます。
- (2) 犯罪の起きにくい環境づくり
- ① 市内のLED防犯灯や防犯カメラの維持管理・新規設置などを進めるとともに、市民等の防犯環境整備の取組を支援することで、地域全体の犯罪抑止力の向上を図ります。
 - ② 警察などの関係機関や防犯関係団体との連携により、自転車盗難防止活動を継続的に実施します。
 - ③ 発生事例の情報提供や、通話録音機能付き電話機の購入費用補助などの支援により、振り込め詐欺防止を図ります。
 - ④ 地域との協働により、明るく安全な公園や道路づくり、ごみや落書きなどの除去に取り組み、犯罪が起きにくい環境をつくります。

施策3 犯罪被害者等の支援



- (1) 犯罪被害者等の支援体制の充実
- ① 「蕨市犯罪被害者等支援条例」に基づき、相談・支援体制の強化に努めます。
 - ② 彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センターなど関係機関との連携を図りながら、犯罪被害者などへの総合的な支援に努めます。

3 交通安全

目指す姿 警察などの関係機関や関係団体との連携により、地域における交通安全活動の促進や交通安全推進体制の充実、交通事故の起きにくい環境づくりなどに取り組み、交通事故のない安全なまちを目指します。

◆ 現況と課題

- わが国の交通事故死者数は減少傾向にありますが、交通事故死者数に占める高齢者の割合は依然として高く、また、子どもたちが犠牲になる痛ましい事故も各地で発生しています。蕨市では、この間、市内交通死亡事故連続ゼロ日数の最長記録を更新していますが、2022(令和4)年度の市民意識調査結果にも見られるように、交通安全に対する市民の意識は非常に高く、交通事故のないまちづくりに向けた取組を継続的に展開する必要があります。
- 蕨市では、2021(令和3)年に策定した「第11次蕨市交通安全計画」に基づき、警察や交通安全関係団体との連携により、子どもから高齢者まで世代に応じた交通安全教育を実施してきたほか、違法駐輪の解消などに努めるなど、交通事故の起きにくい環境づくりを進めています。
- 今後も、子どもから高齢者まで市民一人ひとりの交通安全意識の向上と、地域における交通安全活動の継続を図っていくことが大切です。特に、市域がコンパクトで平坦な地形の蕨市では自転車の交通安全が重要であり、自転車利用者に対する交通安全教育を展開しつつ、近年義務化・努力義務化された、自転車損害保険への加入やヘルメットの着用の促進を図っていく必要があります。
- また、警察などの関係機関や交通安全関係団体との連携により、交通安全推進体制の強化を図るとともに、地域の実情を踏まえた交通安全施設の整備等を通じ、事故が起こりにくい環境づくりを進めていく必要があります。

施策1 交通安全活動の促進

- (1) 市民の交通安全意識の向上
- ① 広報蕨や市ホームページ、イベントの開催などにより、交通安全啓発活動を展開します。
 - ② 子どもから高齢者まで世代に応じた交通安全教育を推進し、交通ルールやマナーの周知徹底を図ります。
- (2) 自転車利用者の交通安全
- ① 関係機関及び民間事業者との連携により、自転車損害保険への加入やヘルメットの着用を促します。
 - ② 市自転車駐輪場の維持管理や民間駐輪場への支援を通じ、駐輪場の確保に努めるとともに、関係機関との連携により、蕨駅周辺の違法駐輪の解消に向けた取組を引き続き推進します。
- (3) 交通安全活動の支援と担い手の育成
- ① 交通安全指導員の担い手の確保をはじめ、地域コミュニティやPTAなどによる、市民の自主的な活動の支援を通じて、地域ぐるみの交通安全活動を推進します。

施策2 交通安全推進体制の充実

- (1) 警察・交通安全関係団体との連携
- ① 警察などの関係機関や交通安全関係団体との連携を強化し、情報共有に努めます。
- (2) 交通事故の起きにくい環境づくり
- ① 地域の実情を踏まえながら、道路標識や道路反射鏡などの交通安全施設を計画的に整備します。
 - ② 学校や保護者などによる点検結果等を踏まえながら、通学路を計画的に整備します。

【交通事故(人身)発生状況等の推移】

(件・人)

| 区分 | 年 | 2018年 (平成30年) | 2019年 (令和元年) | 2020年 (令和2年) | 2021年 (令和3年) | 2022年 (令和4年) |
|------|---|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 件数 | | 130 | 132 | 108 | 62 | 93 |
| 死者数 | | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 負傷者数 | | 146 | 165 | 126 | 73 | 107 |

安全安心課

4 消費者保護

目指す姿

多様で複雑化する消費生活に関するトラブルから市民を守るため、消費者意識の向上を図りながら、相談体制などの充実に努め、消費者被害のないまちを目指します。

◆ 現況と課題

- 情報通信技術の急速な発展や、新型コロナウイルス感染症の拡大などを背景として、インターネットを介した消費行動が一般化するなど、消費者の意識や行動が著しく変化しています。こうしたなか、消費生活をめぐるトラブルも多様化しており、高齢者のみならず、若者の消費者トラブルの未然防止に取り組む必要性がこれまで以上に高まっています。
- 蕨市では、関係団体等との連携のもと消費生活展を開催するなど、これまで、消費者意識の啓発と学習支援等に努めてきました。また、蕨市消費生活センターに相談員を配置し、相談体制を整えるとともに、2016(平成28)年には、消費者安全法に対応した、「蕨市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例」を整備し、消費生活センターの機能向上と円滑な運営に努めてきました。
- 今後も、インターネットを介したトラブルなど、市民が消費生活に関する問題を抱える事態の増加が想定されることから、若者から高齢者まで幅広い世代を対象として、情報発信や意識啓発の機会づくりなどを進めるとともに、国や県、関係機関との連携を強化し、消費生活情報の収集・提供や相談体制の充実に努め、市民が安全な消費生活を送れるよう、取組を継続的に展開していく必要があります。

施策1 消費生活の安全確保

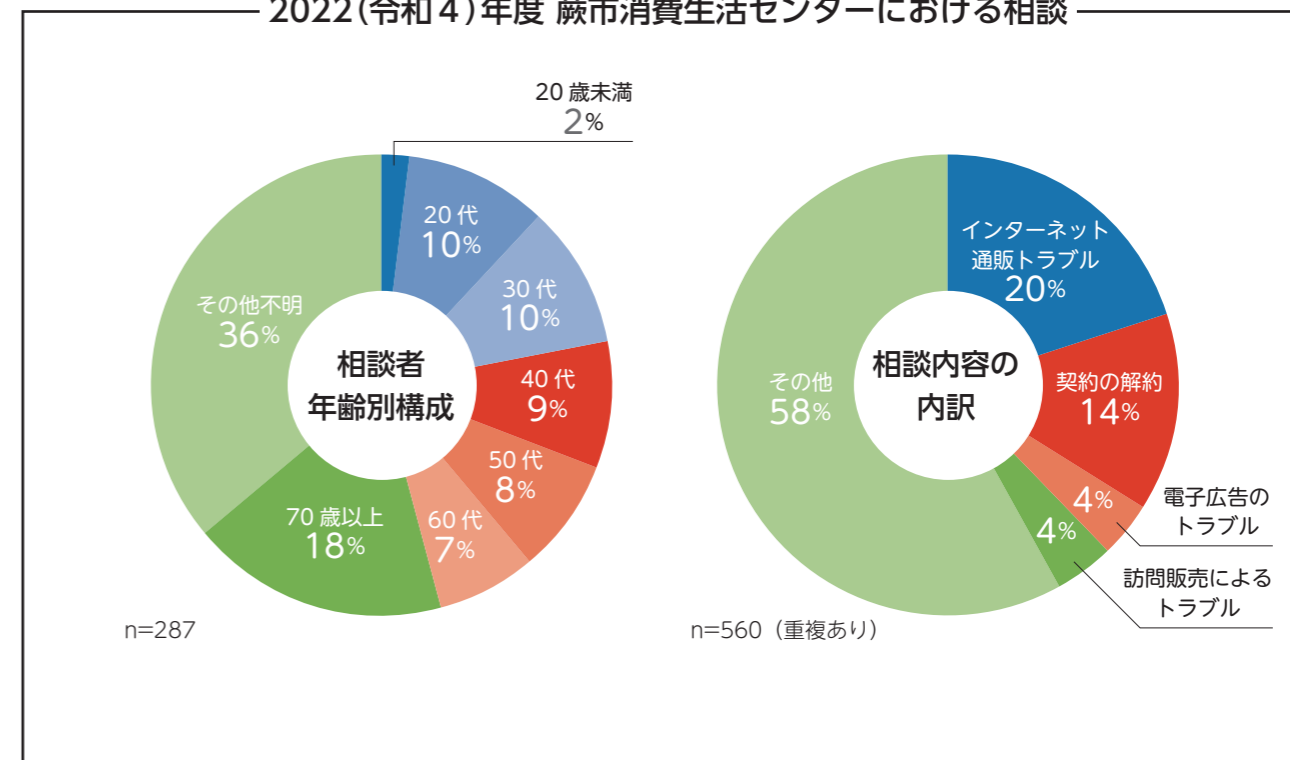
(1) 消費者意識の啓発と学習支援

- ① 広報蕨や市ホームページ、SNS*の活用などによって消費生活情報を提供し、幅広い世代の消費者意識の向上を図ります。
- ② 市民との協働により、消費生活に関する啓発機会の提供に努めるとともに、市民の自主的な学習会などの開催を支援します。
- ③ 消費者が食の安全に関する正しい知識と理解を深めるため、県や関係機関との連携により必要な情報の周知・啓発に努めます。

(2) 蕨市消費生活センターなど相談体制の充実

- ① さまざまな消費者トラブルの解決に向けて、国や県、関係機関との連携により、消費生活をめぐる最新情報の収集に努めます。
- ② 研修会などへの参加を通じ相談員の専門知識を向上させ、相談体制の充実に努めます。

2022(令和4)年度 蕨市消費生活センターにおける相談



商工観光課

5 消防・救急

目指す姿 地域における防火意識の向上や、常備消防力及び消防団の強化、地域との連携などによる消防体制の充実に取り組むとともに、救急・救命体制の充実を図ることにより、安全で安心して暮らせるまちを目指します。

◆ 現況と課題

- わが国では、過去の大規模災害などの実態から、最も身近な公助としての消防・救急に対する期待が高まっています。また、高齢化の進展や新型コロナウイルス感染症の拡大などを契機として救急の需要が増大し、救急体制の充実・強化などが社会的な課題となっています。
- 蕨市では、常備消防である消防本部・消防署を核として、地域に根付いた消防団が、消防活動を担っています。これまで、計画的な資機材の整備による消防力の強化に加え、消火訓練などの指導や出前講座の開催などに取り組んできました。また、救急については、最新鋭の資機材と車両の導入、救急救命士の人員確保と質の向上などに努めているほか、コンビニエンスストアやガソリンスタンドへのAED(自動体外式除細動器)の設置などを進めてきました。
- 人口密度が高く家屋が密集する蕨市では、火災の発生は大きな被害につながる恐れがあります。このため今後も、市民や事業所などの防災・防火意識を高めながら、火災の未然防止に努めていく必要があります。
- また、常備消防力である消防本部・消防署の人員や資機材の計画的な強化、地域に密着した消防力である消防団の人員確保などに取り組むとともに、近隣市との協力体制の充実に努めていく必要があります。
- 救急については、今後の救急需要の増加や救急業務の高度化に対応していくため、人員や資機材など一層の体制の充実・強化や、救急車の適正利用の促進などが必要となっています。更に「自助・共助・公助*」の考え方のもと、バイスタンダー(救急現場に居合わせた市民)でも応急手当ができるよう、その基礎知識・技術の普及に努めることが重要となっています。

施策1 防火意識の向上



強靱化

(1) 啓発活動の実施と防火管理体制の強化促進

- ① 広報蕨や市ホームページなどによる情報発信や、イベントの開催、標語の募集やポスターの作成などの啓発を通じ、市民一人ひとりの防火意識の向上に努めます。また、住宅用火災警報器の設置に向け、啓発活動を継続的に展開します。
- ② 学校や事業所などに対して、防火管理体制の強化を促します。

施策2 消防体制の充実



強靱化

(1) 常備消防力の強化

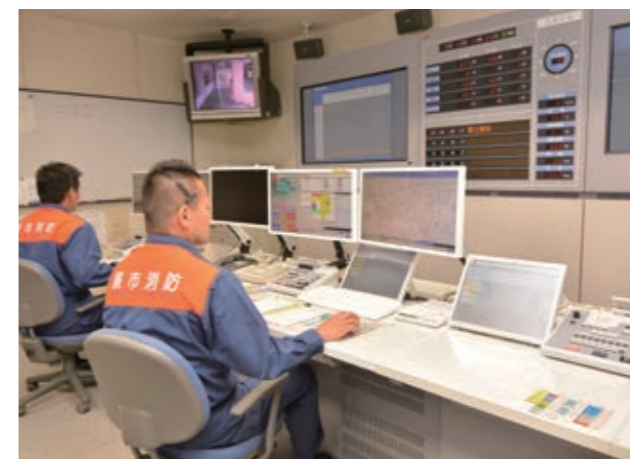
- ① 人員体制や車両・消防資機材などの充実・強化に努めるとともに、消火栓や防火水槽などの計画的な整備と耐震化を推進します。
- ② 近隣市と連携し、相互応援など協力体制の充実に努めます。また、特殊災害*等対応訓練などの合同訓練を進めます。

(2) 消防団の強化

- ① 市民に広く呼びかけ、消防団への入団を促進するとともに、車両や消防資機材、訓練などの充実・強化を図ります。

(3) 地域との連携による訓練などの充実

- ① 消防本部・消防署や消防団、自主防災組織などの協働により、地域における効果的な訓練を実施します。



消防・救急活動を支える指令台



救命講習会

施策3 救急・救命体制の充実



(1) 救急・救命体制の強化

- ①車両・救急資機材などの計画的な整備に努めるとともに、救急救命士の確保や、訓練を通じた救急隊員の能力向上を図ります。また、感染症拡大などによる救急需要に対応した体制強化に努めます。
- ②救急車の適正な利用のあり方について、引き続き周知・啓発に努めます。
- ③近隣市と連携し、救急に関する相互応援など、協力体制の充実に努めます。

(2) 市民と連携した救急・救命の充実

- ①民間事業者などとの連携により、事業所等におけるAEDの設置を促進します。
- ②救命講習会への市民の参加を促し、応急手当に関する正しい知識の周知と技術の向上に努めます。

【災害発生件数の推移】

(件)

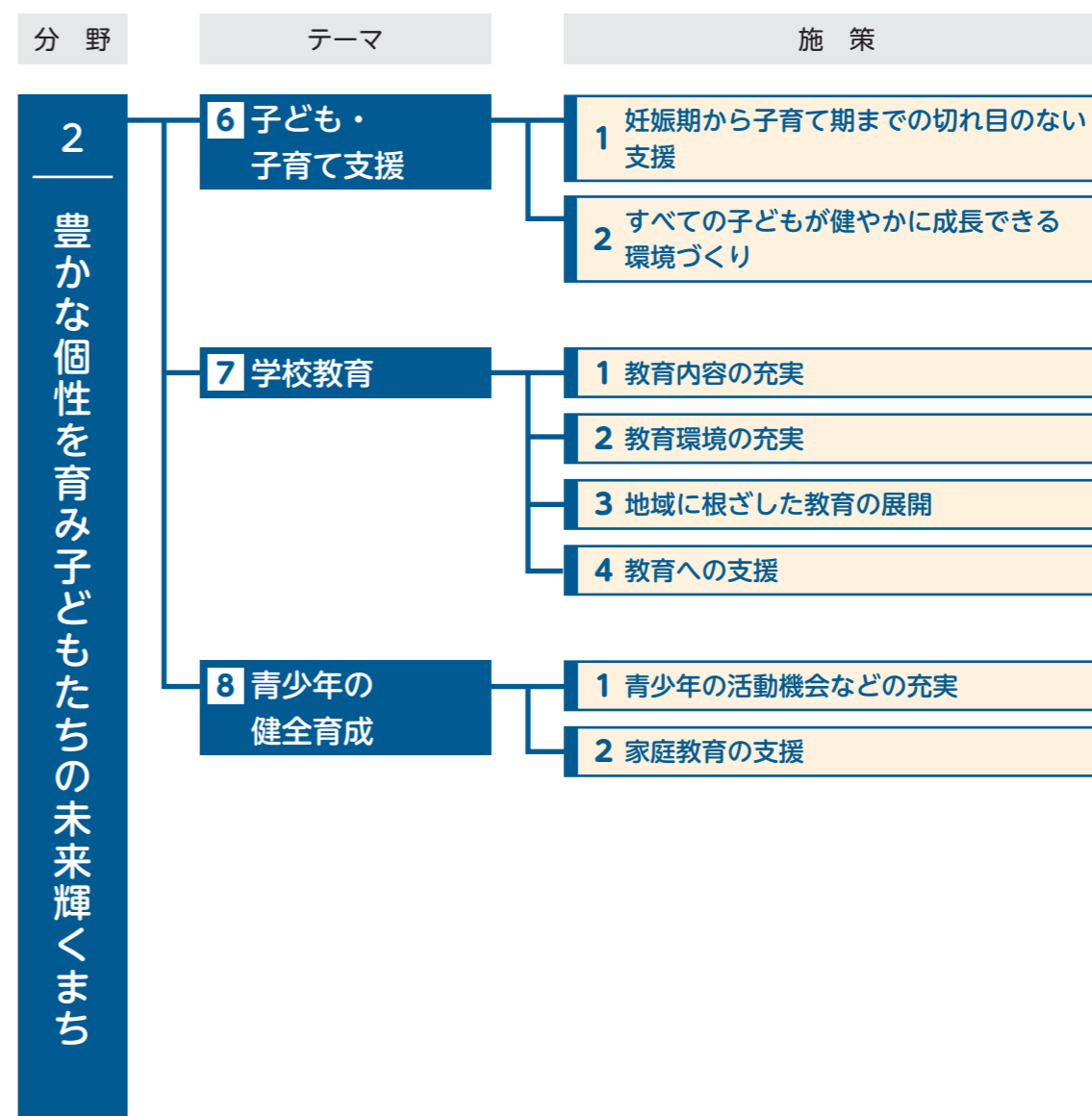
| 災害種別 | 年 | 2018年 (平成30年) | 2019年 (令和元年) | 2020年 (令和2年) | 2021年 (令和3年) | 2022年 (令和4年) |
|------|---|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 火災 | | 7 | 15 | 13 | 10 | 17 |
| 救助 | | 107 | 97 | 82 | 115 | 78 |
| 救急 | | 4,117 | 4,098 | 3,642 | 3,860 | 4,514 |

蕨市消防本部

第2章 豊かな個性を育み子どもたちの未来輝くまち

将来を担う子どもたちと子育て世代の市民のために、子育てを応援する環境づくりと切れ目のない支援により、安心して子どもを産み育てることができるまちを目指します。また、一人ひとりの個性を尊重し、生きる力を育む学校教育を展開するとともに、広い視野と自立心を持つ青少年の育成に取り組み、子どもたちの未来が輝くまちを目指します。

【施策の体系】



【指標】

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|-------------------|---------|
| 子育てしやすいと思う市民の割合【市民意識調査】 | 78.4% (過去5年平均) | 80% |
| 地域子育て支援センター利用件数 | 9,138件 | 15,000件 |
| 埼玉県学習状況調査において各教科内容別結果(正答率)が県平均を上回った項目の割合(小・中学校) | 89.7% (過去5年平均) | 100% |
| 小・中学校トイレの洋式化率 | 54.9% | 100% |

現状値=特記のないものは令和4年度実績または令和4年度末実績 目標値=令和10年度目標または令和10年度末目標

【関連計画等(主要なもの)】

| 計画等の名称 | 内容 |
|-----------------|---|
| 蕨市子ども・子育て支援事業計画 | 幼児期の教育・保育や、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的とし、その事業の提供体制の確保など基本方針を定めた計画です。 |
| 蕨市教育振興基本計画 | 目指すべき教育の姿や取り組むべき施策の方向性を明らかにし、本市の実情に応じた教育行政を計画的に推進するための計画です。 |

【協働とDXの取組】

| テーマ | 具体的な取組(例) |
|-----|---|
| 協働 | 学校・家庭・地域との協働により、子どもの居場所づくりや地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりを進めるとともに、地域の力を生かした教育の展開と、青少年の見守りを進めます。 |
| DX | デジタル技術の活用により、子育て世帯への効果的な情報提供・共有手段の充実を図るとともに、教育の場でのICTの活用を図ります。 |

【SDGsの取組】

| | |
|-----------------------------|--|
| ゴール1 : 貧困をなくそう |  <ul style="list-style-type: none"> 6-1. 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援(子育て家庭への経済的な支援の充実) 6-2. すべての子どもが健やかに成長できる環境づくり(困難な状況にある子どもや家庭に対する支援) |
| ゴール3 : すべての人に健康と福祉を |  <ul style="list-style-type: none"> 6-1. 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援(妊娠・出産・子育てしやすい環境づくり、妊娠・出産・子育て等に関する情報発信) 6-2. すべての子どもが健やかに成長できる環境づくり(子どもの居場所づくりの推進) |
| ゴール4 : 質の高い教育をみんなに |  <ul style="list-style-type: none"> 7-1. 教育内容の充実(自ら学び自ら考える児童・生徒の育成、魅力的な魅力ある教育活動の展開、豊かな心と体を育む教育の展開、学校給食の充実、特別支援教育の充実、教職員の指導力向上と人材の確保) 7-2. 教育環境の充実(時代に対応した学校施設の機能充実、学校安全の向上) 7-3. 地域に根ざした教育の展開(学校・家庭・地域の連携) 7-4. 教育への支援(家庭などに対する支援) 8-1. 青少年の活動機会などの充実(青少年の活動機会の充実、青少年を見守る活動の充実) 8-2. 家庭教育の支援(家庭教育の意識向上と学習機会の充実) |
| ゴール5 : ジェンダー平等を実現しよう |  <ul style="list-style-type: none"> 6-1. 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援(保育環境の充実) |
| ゴール16 : 平和と公正をすべての人に |  <ul style="list-style-type: none"> 6-2. すべての子どもが健やかに成長できる環境づくり(児童虐待防止対策の強化) |

6 子ども・子育て支援

目指す姿

地域と連携しながら子育てを応援する環境をつくとともに、妊娠・出産期から子育て期まで、多様なニーズに応じた切れ目のない支援や子どもが健やかに成長できる環境づくりにより、だれもが安心して子どもを産み育てられ、子どもたちの笑顔が輝くまちを目指します。

◆ 現況と課題

- わが国では、2022(令和4)年に生まれた子どもの数が77万759人と、統計開始以来の最少を更新するなど、少子化の進行が続いており、国は、2023(令和5)年に、こども家庭庁を創設、同時にこども基本法を施行し、こどもの最善の利益を第一に考え、こども施策を社会の真ん中に据える、「こどもまんなか社会」の実現を推進しています。蕨市においては、合計特殊出生率*は国や県の水準を下回っており、まちの未来を担う子どもの数の減少が危惧されることから、子ども・子育て支援の取組は引き続き重要です。
- 蕨市では、こども医療費無料化の拡大や産後ケア事業*の実施、地域子育て支援センターなどでの親子の交流や一時預かりの実施、認可保育園や小規模保育園、留守家庭児童指導室*の大幅な増設、病児保育室の設置など、子育て家庭への幅広い支援に取り組んできました。加えて、2023(令和5)年10月には、「こども家庭センター*」を設置し、相談支援の充実を図り、児童虐待防止対策を強化しています。
- 少子化や核家族化、地域社会の希薄化など子育て家庭を取り巻く環境の変化により、子育て家庭の不安感や孤立感、子育ての負担が増加していることから、今後も、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援が一層重要であり、相談や支援の場の充実、保育の充実、経済的支援の充実、子育て等に関する情報提供などにより、子育て家庭が安心して子育てできる環境を整備することが必要です。
- 更には、子どもの健やかな成長のため、子どもが多様な遊びや体験ができる場や、安全・安心に過ごせる居場所づくり、子どもの貧困やヤングケアラー*など困難な状況にある子どもへの支援や児童虐待防止対策も必要です。

施策1 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援



- (1) 妊娠・出産・子育てしやすい環境づくり
- ① 児童福祉と母子保健の一体的な相談支援を行うこども家庭センター*を中心に、家庭児童相談室や地域子育て支援センター、保育・子育てコンシェルジュ*などが連携し、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない包括的な相談事業を実施します。
 - ② 産後の心身の負担の軽減を図る産後ケア事業*等を実施するとともに、子育て世帯訪問支援事業や一時預かり、ファミリー・サポート・センター*事業等を実施し、育児等の負担を軽減します。
 - ③ 子育ての孤立感の解消を図るため、地域子育て支援センター、福祉・児童センターや児童館、公民館など、親どうしの交流の場や親子での遊びの場を提供します。
- (2) 保育環境の充実
- ① 保育園等の量的確保及び保育の質の向上を図り、子育て家庭の仕事と育児の両立を支援するとともに、子どもの健やかな成長を支援します。
 - ② 一時的保育や延長保育、障害児保育、病児・病後児保育など、ニーズを踏まえた保育サービスを実施します。
 - ③ 留守家庭児童指導室*の量的確保及び保育の質の向上を図り、子育て家庭の仕事と育児の両立を支援するとともに、子どもの健やかな成長を支援します。
 - ④ 保育の実施に当たっては、園児や児童が健康で安全に過ごせるよう、衛生管理や安全管理、災害への備えについて、必要な対策を講じます。
- (3) 子育て家庭への経済的支援の充実
- ① 出産・子育て応援事業や子育てファミリー応援事業により、伴走型相談支援*と経済的支援を一体的に実施します。
 - ② 児童手当、こども医療費給付、幼児教育・保育の無償化など、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。
 - ③ 経済的に困難な状況にあるひとり親家庭に対するさまざまな経済的支援の実施や養育費の履行確保のための取組、NPO等が実施する「子ども食堂*」や「フードパントリー*」の情報提供など、ひとり親家庭等の自立へ向けた支援を推進します。
- (4) 妊娠・出産・子育て等に関する情報発信
- ① 妊娠・出産・子育て等に関する情報が、必要とする人にしっかり届くよう、各種申請時などの機会を捉え、対面による情報提供を行うほか、子育て情報誌や市ホームページ、広報蕨など、さまざまな方法での情報発信を行います。

施策2 すべての子どもが健やかに成長できる環境づくり

(1) 児童虐待防止対策の強化

- ①こども家庭センター*における妊娠期から子育て期までの包括的な相談支援や通告等の対応により、児童虐待の早期発見や早期対応を図ります。
- ②要保護児童対策地域協議会において、児童相談所や警察などの関係機関や関係団体、地域住民等との連携を図り、要保護児童等の支援に努めます。

(2) 困難な状況にある子どもや家庭に対する支援

- ①障害のある子どもやその家庭に対する支援を図ります。
- ②生まれ育った環境にかかわらず、だれもが未来への希望を持てるよう、ヤングケアラー*や子どもの貧困などへの対策に努めます。

(3) 子どもの居場所づくりの推進

- ①福祉・児童センターや児童館、放課後子ども教室など、子どもが多様な遊びや体験ができる場、安全・安心に過ごせる環境づくりに努めます。
- ②「子ども食堂*」に対する支援など、NPO等と連携した子どもの居場所づくりにより、地域で子どもを見守る環境づくりを推進します。
- ③ボール遊びができる公園など、子どもが安全で楽しく遊べる公園づくりを進めます。



こども家庭センターの様子



保育園での活動の様子



プレーパークで外遊びを楽しむ親子

7 学校教育

目指す姿

一人ひとりの個性を尊重し、社会の変化に対応できる生きる力を育むとともに、蕨市ならではの魅力ある教育活動を展開し、学校・家庭・地域の連携を深めながら、子どもたちが健やかに学び、育つまちを目指します。

◆ 現況と課題

- 少子高齢化や人口減少、地球規模の環境問題といったさまざまな課題のなか、国は、生きる力を育むという理念のもと学習指導要領を改訂するとともに、2023(令和5)年には新たな教育振興基本計画を策定し、学校教育における取組を推進しています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、学校現場のデジタル化への対応にも影響を与え、この間、遠隔・オンライン教育は急速に進展しました。更に、現在、国においては部活動の地域移行の推進を図っており、地域との連携による取組が一層求められてきています。
- 蕨市では、確かな学力と豊かな人間性を持ち、たくましく生きる児童・生徒の育成を目指し、自ら学び、考える「生きる力」の育成、魅力ある教育活動の展開、更には学習環境の向上や地域に根ざした教育の展開などに取り組んできました。小学校全学年において少人数学級(35人程度学級)を実施するとともに、蕨市教育センター*では、教育相談、日本語特別支援、教職員研修体制を強化しているほか、学校応援団*(学校ボランティア)の充実など、学校・家庭・地域の連携を進めています。また、2019(令和元)年度には塚越地区、2023(令和5)年度には第二中学校区において、コミュニティ・スクール(学校運営協議会)*を導入し、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めています。あわせて、G I G Aスクール構想*に伴い全児童・生徒一人1台の端末の配備や、学校体育館のエアコン設置などにも取り組み教育環境の整備を進めてきました。
- 未来を担う児童・生徒の育成は、蕨市としてこれからも力を入れていく重要な施策であり、今後も、蕨市ならではの魅力ある質の高い教育活動を展開していく必要があります。
- また、G I G Aスクール構想*で配備した端末の更新に加え、時代に対応した施設整備、児童・生徒が安全で安心して学べ、多様なニーズに対応する環境づくりを進めていく必要があります。
- あわせて、こうした取組の展開に当たっては、学校・家庭・地域の緊密な連携・協働により推進を図っていくことも重要です。



施策1 教育内容の充実

- (1) 自ら学び自ら考える児童・生徒の育成
 - ① 蕨市の学校教育としての目標及び各学校における目標を設定し、その確かな実現を通じて児童・生徒の確かな学力と自立する力を育成します。
 - ② 社会経済状況の変化に対応した、情報活用能力の育成や、環境教育、国際理解教育などを推進します。
 - ③ 司書教諭と学校図書館教育支援員*を中心とした学校図書館教育の推進を図ります。
 - ④ 災害や事故から児童・生徒を守るため、防災教育や安全教育の充実を図ります。
- (2) 蕨らしい魅力ある教育活動の展開
 - ① カリキュラム・マネジメント*を確立し、特色ある教育活動を展開します。
 - ② はつらつスクール事業*やスクール支援員*などにより、学校生活や学習の支援を図ります。
 - ③ 中学生ワーキングウィークなどを通じてキャリア教育を推進します。
 - ④ 教育相談や日本語特別支援などの機能を有する教育センター*の更なる充実を図ります。
 - ⑤ 少人数学級の有効性を高めるための指導体制の充実を図ります。
 - ⑥ A L T (外国語指導助手)の全校配置や「G T E C*」の活用などにより外国語教育の充実を図ります。
- (3) 豊かな心と体を育む教育の展開
 - ① 豊かな心を育む道徳教育や福祉教育、ボランティア体験などを推進します。
 - ② 心と体に関する正しい知識を身に付けるための保健教育を推進します。
 - ③ 地域と連携して指導者の確保を図り、豊かな心と健やかな体を育む部活動の充実に努めます。
 - ④ スクールカウンセラー*の増員や学習室(ステップアップルーム*)の拡充などにより不登校の児童・生徒への支援を図ります。
- (4) 学校給食の充実
 - ① 安全で栄養バランスのとれたおいしい給食を提供するとともに、食育を推進します。
 - ② 地場産の野菜を使った給食や地元生産者とのふれあい交流を通じて、郷土への愛着や食に関する関心を促進します。
 - ③ 学校給食センター施設・設備の計画的な維持管理に努め、安定的に安全・安心な給食を提供します。
- (5) 特別支援教育の充実
 - ① 特別支援学級における特別支援教育*の充実を図ります。
 - ② 通常学級における特別な支援を必要とする児童・生徒への支援体制の充実を図ります。
- (6) 教職員の指導力向上と人材の確保
 - ① 教育センター*を活用した計画的・継続的な教職員研修の実施などにより、外国語やICT*教育等にも対応した指導力の向上を図るとともに、優秀な教職員の確保に努めます。



施策2 教育環境の充実

(1) 時代に対応した学校施設の機能充実

- ①児童・生徒が健やかに学習・生活できるよう、トイレの洋式化を進めるとともに、新しい時代の学びに対応した環境の整備に努めます。
- ②GIGAスクール構想*に伴い配備した一人1台の端末の活用や維持・更新、ICT*活用環境の充実を図ります。

(2) 学校安全の向上

- ①施設の安全対策や防犯対策、校舎等における設備・機器等の保守点検や計画的な修繕等による安全管理を徹底します。

施策3 地域に根ざした教育の展開

(1) 学校・家庭・地域の連携

- ①蕨市の学校教育施策や各学校の取組に関する情報を公開します。
- ②コミュニティ・スクール*及び学校応援団*の取組などの充実と活用により、地域に根ざした学校づくりを推進します。
- ③家庭や地域との連携により、児童・生徒の安全を守ります。

施策4 教育への支援

(1) 家庭などに対する支援

- ①就園や就学のための補助制度などを継続するとともに、その周知に努めます。
- ②私立幼稚園への支援を通じて幼稚園教育の充実を促進します。
- ③高等学校及び高等教育機関への就学のための貸付(貸与)制度を継続するとともに、その周知に努めます。
- ④給食費の完全無償化を国とともに推進し、また、市独自に二人目以降の給食費無償化の実施を図ります。

【小学校の概況】

(各年5月1日現在)

| 年度 | 区分 | 学校数 | 学級数 | 児童数 | 教職員数* (常勤職員のみ) |
|----------------|----|-----|-----|-------|-------------------|
| 2018年度(平成30年度) | | 7 | 114 | 3,027 | 182 |
| 2019年度(令和元年度) | | 7 | 114 | 3,076 | 182 |
| 2020年度(令和2年度) | | 7 | 113 | 3,099 | 179 |
| 2021年度(令和3年度) | | 7 | 114 | 3,153 | 178 |
| 2022年度(令和4年度) | | 7 | 116 | 3,152 | 186 |

※市費教員を含む

学校教育課

【中学校の概況】

(各年5月1日現在)

| 年度 | 区分 | 学校数 | 学級数 | 生徒数 | 教職員数 (常勤職員のみ) |
|----------------|----|-----|-----|-------|------------------|
| 2018年度(平成30年度) | | 3 | 45 | 1,325 | 92 |
| 2019年度(令和元年度) | | 3 | 43 | 1,305 | 89 |
| 2020年度(令和2年度) | | 3 | 42 | 1,316 | 85 |
| 2021年度(令和3年度) | | 3 | 42 | 1,348 | 86 |
| 2022年度(令和4年度) | | 3 | 44 | 1,392 | 87 |

学校教育課

8 青少年の健全育成

目指す姿 青少年が安心して過ごせる居場所づくりや学習と活躍の場の提供を図るとともに、社会活動への参加を促すことにより、家庭や学校、地域の連携のもと、青少年が広い視野と自立心を持ち、健やかに成長できるまちを目指します。

◆ 現況と課題

- 少子化や核家族化、地域の人間関係の希薄化が進むなかで、ひきこもりや不登校、自殺、更には居場所のない青少年の増加や、SNS*を通じた犯罪に巻き込まれることなど、青少年をめぐる問題が深刻化しています。また、民法の一部改正により、2022(令和4)年4月1日以降、18歳が成人年齢となったことで、18歳・19歳の社会参画の拡大が期待されるとともに、2023(令和5)年4月に施行したこども基本法では、子どもが意見を表明する機会や多様な社会活動に参画する機会の確保がうたわれています。
- 蕨市では、青少年健全育成事業として、安全・安心な居場所づくりを目的とした放課後子ども教室をはじめ、さまざまな学習、スポーツ、芸術・文化、生活体験、自然体験活動を実施しています。また、全国に先駆けて開催した成年式の運営への参画などを通じ、社会参画の機会づくりに取り組んできたほか、有害な情報などから青少年を守る環境づくりを進めています。更に、蕨市健やかメディア宣言*、わらび子ども宣言*の活用など家庭教育に対する支援にも努めています。
- 今後も、青少年の自主的な取組を促しながら、青少年の活動機会の充実を図るとともに、家庭や学校、地域などとの連携により、青少年を見守る体制の充実に引き続き努めていくことが大切です。
- また、青少年は、未来を担う存在であり、これからの社会を形づくる大切な主体であることから、家庭における教育を継続的に支援する必要があります。

施策1 青少年の活動機会などの充実

(1) 青少年の活動機会の充実

- ①中学生や高校生、大学生なども対象としたボランティアの機会の充実を図るとともに、ボランティア活動への参加を促進します。
- ②サマーパークフェスティバル・青少年まつり、20歳のつどい(成年式)などの企画運営に対する若者の参画を促進します。
- ③さまざまな機会を通じて、子どもたちの生きる力を育むために、生活体験や地域参画の場の充実を図ります。
- ④子どもたちの安全・安心な居場所づくりや異学年交流、地域住民との触れ合いなどを提供する放課後子ども教室の充実を図ります。
- ⑤青少年を対象とした自然・科学や文化・芸術、食育、環境学習など、さまざまな体験や機会を提供します。
- ⑥蕨・戸田・川口市青少年の船事業を実施します。

(2) 青少年を見守る活動の充実

- ①地域と青少年育成団体、少年センターなどとの連携により、有害な情報や環境などから青少年を見守る活動を実施します。
- ②成人年齢の改正に伴い、新たに成人となった18歳、19歳の社会参加の促進について支援します。

施策2 家庭教育の支援

(1) 家庭教育の意識向上と学習機会の充実

- ①家庭教育の重要性に関する普及・啓発に努めます。
- ②蕨市健やかメディア宣言*、わらび子ども宣言*などを活用しながら、家庭で子どもと保護者が話し合う機会の充実を図ります。
- ③家庭教育を推進する上で必要な学習機会の提供に努めるとともに、保護者が気軽に集え、情報交換できる場の充実を図ります。

蕨から始まった成年式

第1回成年式

戦後、虚脱状態だった若者を励まそうと、蕨町青年団が発案した青年祭が、昭和21年11月22日から3日間、蕨第一国民学校(現在の北小学校)で開かれました。

大正15年11月22日から昭和2年11月21日までに生まれた男女約100人が来場。その最初のプログラムが全国に先駆けて行われた「成年式」でした。昭和23年に制定された「成人の日」の基となった「成年式」。蕨市では当時の青年団の思いを引き継ぎ、「成年式」の名称で二十歳の門出をお祝っています。



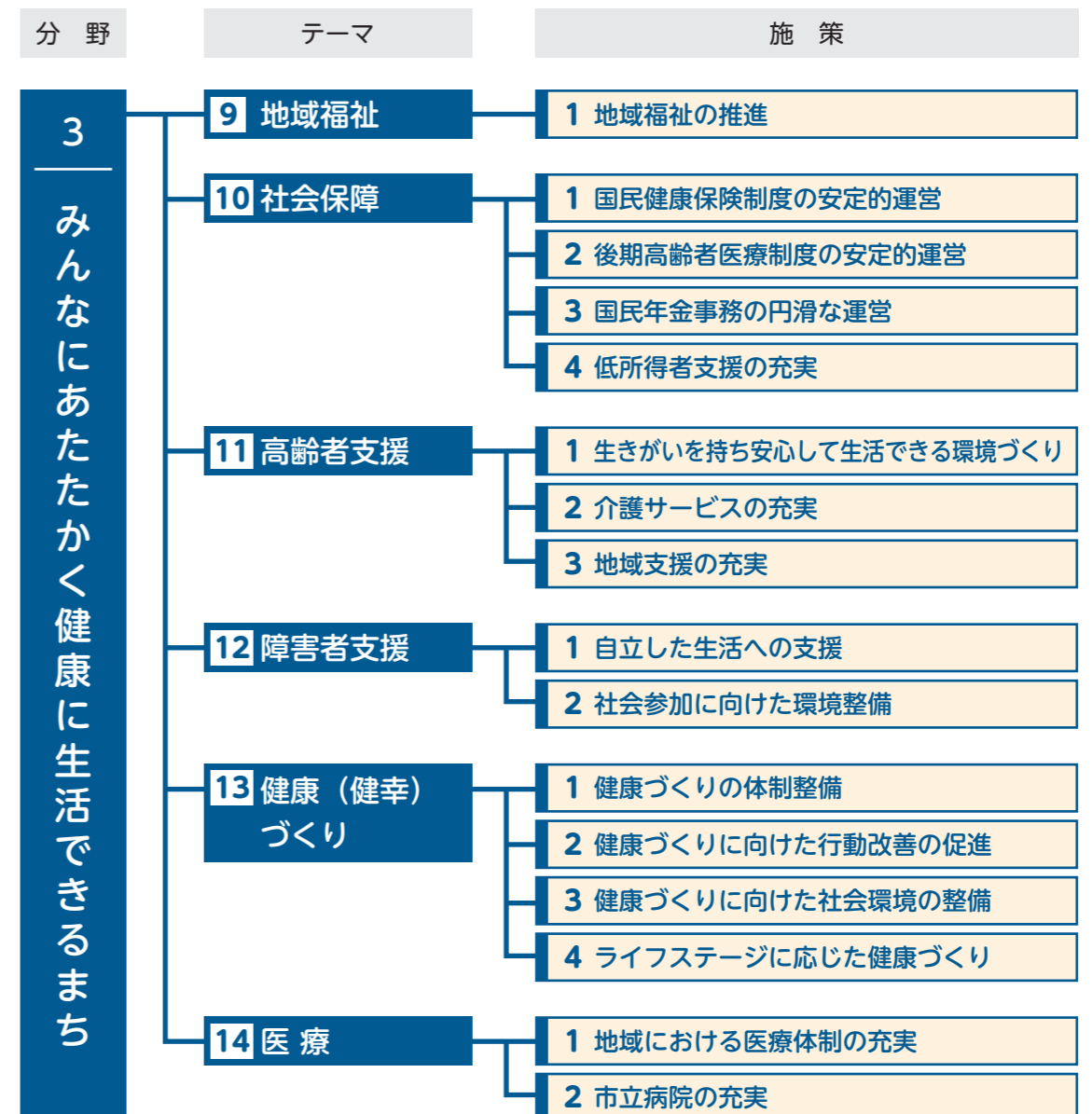
成年式発祥の地記念像

成年式発祥の地記念像は、成年式が開かれる市民会館の隣の城址公園に建っています。この像は昭和54年の成人の日により市制施行20周年と成人の日制定30周年を記念して造られたものです。毎年、成年式当日は、新成人の写真撮影スポットとしてもにぎわっています(写真は第78回成年式実行委員の皆さん)。

第3章 みんなにわたたく健康に生活できるまち

だれもがいつまでも自分らしく住み慣れた地域で暮らしていけるよう、市民・団体・事業者の協力・連携により福祉の取組を推進し、みんなにわたたくいまちを目指します。また、市民の健康に対する意識の向上や、市立病院の建替えと充実、包括的な保健医療体制づくりを進め、いつまでも健康で幸せに暮らせるまちを目指します。

【施策の体系】



【指標】

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---------------------------------|---------------------|---------|
| 介護予防事業参加者数 | 10,694人 (過去5年平均) | 20,000人 |
| 認知症サポーターステップアップ講座の修了者数(累計) | — | 150人 |
| 健康長寿蕨市モデル事業(コバトンALKOOマイレージ)参加者数 | — | 2,000人 |
| 市立病院病床利用率 | 59.0% | 73% |

現状値=特記のないものは令和4年度実績または令和4年度末実績 目標値=令和10年度目標または令和10年度末目標

【関連計画等(主要なもの)】

| 計画等の名称 | 内容 |
|--------------------|---|
| 蕨市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 | 地域の実情に応じた高齢者の福祉サービスと介護保険サービスを提供する体制の確保や、地域支援事業の実施などを計画的に進めることを目的とした計画です。 |
| 蕨市障害者計画 | 障害のある人の人権の尊重という観点から、基本理念と施策の方向性を示すとともに、障害者施策の総合的な展開を図るための計画です。 |
| 蕨市障害福祉計画・蕨市障害児福祉計画 | 社会の著しい変化のなかで多様化する障害者・障害児をめぐるニーズに対応し、障害者・障害児がその人らしく生活できるための事業の内容や量、体制等について定めた計画です。 |
| わらび健康アップ計画 | ライフステージに応じた身体と心の健康づくりや、市全体で取り組む健康づくりに向けて、基本理念や方針、取組の方向性などを定めた計画です。 |
| 蕨市国民健康保険データヘルス計画 | 蕨市国保被保険者を対象に、蕨市国保被保険者の健康・医療情報を活用した効果的で効率的な保健事業の実施を図るための計画です。 |

【協働とDXの取組】

| テーマ | 具体的な取組(例) |
|-----|--|
| 協働 | 地域や事業者との協働により、支援を必要とするさまざまな人を見守るネットワークの充実と、だれもがその人らしく地域で生活できる環境づくりを進めるとともに、市民一人ひとりの健康意識を高め健幸なまちづくりを進めます。 |
| DX | デジタル技術の活用により、健康づくりの取組を進め、スマートウエルネスシティの実現を目指すとともに、あらゆる世代でデジタルデバイド*の解消に取り組みます。 |

【SDGsの取組】

| | |
|---|---|
| ゴール1 : 貧困をなくそう | |
|  | 10-4. 低所得者支援の充実(生活保護制度の適正な運営、生活困窮者の自立支援) |
| ゴール2 : 飢餓をゼロに | |
|  | 13-2. 健康づくりに向けた行動改善の促進(食生活の改善と食育の推進) |
| ゴール3 : すべての人に健康と福祉を | |
|  | 9-1. 地域福祉の推進(地域福祉に対する意識の向上、相談支援体制の充実、活動支援と担い手の育成・ネットワークづくり、地域福祉の環境整備) |
| | 10-1. 国民健康保険制度の安定的運営(国民健康保険制度の健全な運営、国民健康保険加入者の健診受診率の向上) |
| | 10-2. 後期高齢者医療制度の安定的運営(後期高齢者医療制度の適正な運営) |
| | 10-3. 国民年金事務の円滑な運営(国民年金に関する周知と相談の充実) |
| | 11-1. 生きがいを持ち安心して生活できる環境づくり(高齢期の生きがいづくり、日常生活の支援) |
| | 11-2. 介護サービスの充実(介護保険制度の適正な運営、介護サービス基盤の整備) |
| | 11-3. 地域支援の充実(介護予防の充実、認知症高齢者などへの支援、地域包括ケアの充実) |
| | 12-1. 自立した生活への支援(地域での生活支援、保健・医療との連携) |
| | 12-2. 社会参加に向けた環境整備(地域活動への参加促進) |
| | 13-1. 健康づくりの体制整備(健康づくりを推進する体制の整備) |
| | 13-2. 健康づくりに向けた行動改善の促進(健康づくりに向けた意識の向上、歯科保健対策の推進) |
| | 13-3. 健康づくりに向けた社会環境の整備(こころの健康のための情報提供・相談体制の充実、ウォークアブルなまちづくりの推進) |
| | 13-4. ライフステージに応じた健康づくり(母子保健の充実、成人保健の充実、高齢期の健康増進) |
| | 14-1. 地域における医療体制の充実(身近な医療体制づくり、救急医療体制の充実、ワクチン接種の促進) |
| 14-2. 市立病院の充実(医療サービスの充実、市立病院の機能の強化) | |
| ゴール8 : 働きがいも経済成長も | |
|  | 11-1. 生きがいを持ち安心して生活できる環境づくり(就労の支援) 12-2. 社会参加に向けた環境整備(就労機会の拡大) |
| ゴール10 : 人や国の不平等をなくそう | |
|  | 11-3. 地域支援の充実(高齢者の権利擁護の充実) 12-1. 自立した生活への支援(障害者の権利擁護の充実) |

9 地域福祉

目指す姿

市民一人ひとりが地域福祉の担い手であり、お互いに助け合うという共助の意識を高めながら、市民・団体・事業者との協働により地域福祉の課題解決を図り、だれもが地域社会のなかでその人らしく、安心して充実した暮らしを送ることができるまちを目指します。

◆ 現況と課題

- わが国では、少子高齢化やライフスタイルの変化などを背景として、地域における福祉的ニーズが多様化・複雑化しています。特に近年では、新型コロナウイルス感染症の拡大などを契機として、幅広い年齢層で社会から孤立し、孤独感を抱えてしまう人も多くなっています。こうした潮流のなか、個人や家族の力、あるいは行政の力のみでなく、市民一人ひとりが地域福祉の担い手であり、お互いに助け合うという共助の意識を高めていくことが求められています。
- 蕨市では、市の強みでもある地域コミュニティを基盤として、蕨市社会福祉協議会や民生・児童委員、各種福祉団体、事業者などが連携し、地域での助け合いや見守り活動、新たな地域福祉の担い手育成などを進めています。また今後は、福祉分野の計画の上位計画となる「蕨市地域福祉計画」を策定し、地域におけるさまざまな主体が互いに支え合う地域共生社会の実現に向けた取組を進めます。
- 地域における助け合いを活性化していくためには、地域福祉に関する学習機会の充実を図り、市民一人ひとりの共助の意識を高め、身近な地域における活動の実践を促していくことが有効です。また、支援を必要とする人を把握し、適切な支援につなげていくことも非常に重要であり、地域で孤立しないよう見守るためのネットワークづくりや、複雑化・高度化する課題に対応する分野を超えた包括的な支援体制の整備が必要となっています。

施策1 地域福祉の推進



- (1) 地域福祉に対する意識の向上
- ① 広報蕨や市ホームページ、各種イベントなどを通じて、地域福祉に対する意識啓発に努め、地域での支え合い、助け合いを促します。
 - ② 学校教育や生涯学習を通じて、地域福祉に対する意識の向上を図ります。
- (2) 相談支援体制の充実
- ① 蕨市社会福祉協議会や民生・児童委員、各種福祉団体、事業者などの地域の関係機関と連携し、複合的、分野横断的な課題に対する包括的な相談支援体制の整備を図ります。
 - ② 「再犯防止推進計画」を策定し、再犯防止の推進に取り組みます。
- (3) 活動支援と担い手の育成・ネットワークづくり
- ① 蕨市社会福祉協議会や民生・児童委員、各種福祉団体、事業者などによる主体的な活動を支援します。
 - ② 蕨市社会福祉協議会によるボランティアセンターの運営と、地域ボランティアの確保・育成を支援します。
 - ③ 子どもや高齢者、障害のある人をはじめ、すべての支援を必要とする人を見守るネットワークの充実を図りながら、虐待や地域での孤独・孤立の防止などに取り組みます。
- (4) 地域福祉の環境整備
- ① 地域での支え合い、助け合いを促すため、さまざまな属性の市民が交流する環境づくりを進めるとともに、地域福祉活動の拠点として、総合社会福祉センターの施設・機能の充実を図ります。



高齢者世帯を訪問する民生委員



総合社会福祉センター

10 社会保障

目指す姿 国民健康保険制度など各種社会保障制度の安定的な運営に努めるとともに、生活の安定と自立の促進を趣旨とした低所得者支援制度の適正な運営を行い、市民が安心して生活できるまちを目指します。

◆ 現況と課題

- わが国における社会保障制度には戦前からの長い歴史があり、国民皆保険・皆年金制度が確立されています。しかし近年では、少子高齢化、国や地方自治体の財政状況の悪化などを背景として、国においては制度のあり方などに関する議論がなされており、地方自治体には、一層の制度の周知や安定的な運営が求められています。
- 蕨市では、「蕨市国民健康保険データヘルス計画」、「蕨市国民健康保険特定健康診査等実施計画」を策定し、効果的で効率的な保健事業の実施を図るとともに、制度の広域化にも対応しながら、国民健康保険制度の円滑な運営に努めています。また、国の制度に基づき、後期高齢者医療制度、国民年金制度、生活保護制度、生活困窮者自立支援制度*の適正な運用に努めているほか、制度の正しい理解に向けた啓発活動や相談活動などを実施しています。
- 今後も、引き続き国民健康保険制度、後期高齢者医療制度、国民年金制度など、各種社会保障制度の周知に努め、市民の正しい理解を得るとともに、制度の円滑な運営を図っていくことが重要です。
- また、生活保護制度については、生活の安定と自立の促進という趣旨を踏まえ、真に支援を必要とする市民に対するセーフティネット*として機能するよう、適正な運営を行うとともに、低所得者支援、生活困窮者の自立支援などにも取り組む必要があります。

施策1 国民健康保険制度の安定的運営

- (1) 国民健康保険制度の健全な運営
- ① 国民健康保険制度の健全な運営に向け、制度の内容や国民健康保険税、医療費などに関する市民の理解を促進します。
 - ② 「蕨市国民健康保険データヘルス計画」に基づき、効果的で効率的な保健事業の実施を図ります。
- (2) 国民健康保険加入者の健診受診率の向上
- ① 広報蕨や市ホームページ、携帯電話のショートメッセージサービス、未受診者への受診勧奨通知の送付などを通じて、特定健康診査の受診を促進します。また、人間ドックの費用補助により、受診を促進します。

施策2 後期高齢者医療制度の安定的運営

- (1) 後期高齢者医療制度の適正な運営
- ① 埼玉県後期高齢者医療広域連合との連携などにより、後期高齢者医療制度の内容や保険料などに関する市民の理解を促進します。
 - ② 埼玉県後期高齢者医療広域連合「高齢者保健事業実施計画(データヘルス計画)」に基づき、埼玉県後期高齢者医療広域連合と連携して、健診受診の促進をはじめとした効果的で効率的な保健事業の実施を図ります。

施策3 国民年金事務の円滑な運営

- (1) 国民年金に関する周知と相談の充実
- ① 国民年金制度の内容や保険料、加入、給付などに関する市民の理解を促進します。また、保険料や加入、給付などに関する年金相談の充実に努めます。

施策4 低所得者支援の充実

- (1) 生活保護制度の適正な運営
- ① 医療扶助の適正化、不正受給の防止などを前提とし、生活保護制度を適正に運営するとともに自立に向けた支援に取り組めます。
- (2) 生活困窮者の自立支援
- ① 関係機関や団体などとの連携に努めながら、相談機能の充実に努めます。
 - ② 自立相談支援員による就労支援の強化を図るとともに、公共職業安定所との連携を図り、経済的な自立を目指します。また、学校・団体・事業者などとの連携により、生活困窮世帯の子どもの学習支援などのニーズに対応します。
 - ③ 蕨市社会福祉協議会との連携により、生活福祉資金貸付制度など支援制度を周知するとともに、その活用を促進します。

11 高齢者支援

目指す姿 健康づくりや介護予防、地域活動などへの参加の促進、就労の機会づくりなどを進めるとともに、介護保険事業や地域支援事業の取組により、高齢になっても健康で生きがいをもち、住み慣れた地域でできる限り自分らしく生活できるまちを目指します。

◆ 現況と課題

- わが国の高齢者人口は約3,589万人で、総人口に占める割合は28.6% (2023 (令和5)年1月1日現在、住民基本台帳人口) に達しており、世界一の超高齢社会* となっています。蕨市の高齢者人口は17,402人、総人口に占める割合は23.1% (2023 (令和5)年1月1日現在、住民基本台帳人口) であり、割合としては全国平均より低く、高齢者の数は、横ばいであるものの、今後はサービス需要の高い85歳以上の高齢者の増加が見込まれることから、高齢になっても、健康で、住み慣れた地域でできる限り自分らしく生活できる環境づくりはますます重要となります。
- 蕨市では、老人福祉センターや高齢者クラブ、シルバー人材センターなどでの活動を通じ、高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進に努めています。また、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、3か所の地域包括支援センターを拠点として、医療や介護、介護予防、住まい、生活支援サービスを必要とする市民に切れ目なく提供する地域包括ケアシステム* の構築を進めるとともに、地域・事業者・行政の連携により、高齢者の見守りや権利擁護に努めています。
- 今後も増加していく高齢者の一人ひとりが、生涯にわたり健康で生きがいをもち、安心して生活できる環境づくりは一層重要となります。
- また引き続き、介護保険制度の適正な運営と、必要な介護サービス基盤の整備を図る必要があります。
- 更に、高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくためには、介護予防や生活相談の拠点である地域包括支援センターの機能強化を図るほか、高齢者の居場所づくりや住民主体による介護予防の充実が重要であり、特に、今後は認知症高齢者の増加も予測されるため、その対策の加速化も求められます。

施策1 生きがいをもち安心して生活できる環境づくり

- (1) 高齢期の生きがいづくり
- ① 老人福祉センターなどにおける各種講座の内容充実に努めます。
 - ② 高齢者クラブの活動の活性化を図るとともに、高齢者の地域コミュニティ活動や市民活動への参加を促します。
 - ③ 敬老祝賀事業の実施や敬老祝い金の贈呈により、市全体で、長寿を祝い敬老の意を表します。
- (2) 就労の支援
- ① 蕨市シルバー人材センターの事業の充実と効率的な運営体制の構築に努めます。
 - ② 高齢者の雇用促進に向けた啓発に努めます。
- (3) 日常生活の支援
- ① 紙おむつ支給事業や、民間賃貸住宅家賃助成事業など、各種給付制度や助成制度を周知することで、その活用を促進します。
 - ② 高齢者の日常生活の円滑なコミュニケーションを支援するため、補聴器購入費の補助を実施します。
 - ③ 地域住民や関係団体、事業者との連携により、ひとり暮らしの高齢者などを対象とした緊急時の通報や健康相談、地域における見守り体制の充実などを図ります。

施策2 介護サービスの充実

- (1) 介護保険制度の適正な運営
- ① 介護保険制度に関する情報提供と相談体制の充実を図り、サービスの円滑で適正な利用を促します。
 - ② 「介護保険事業計画」に基づくサービスの質と量の確保に努めます。
 - ③ 居宅介護支援事業所* や地域密着型サービス* 事業所などへの運営支援や指導を進めます。
- (2) 介護サービス基盤の整備
- ① 地域密着型サービス* などの介護サービス基盤の整備に努めます。
 - ② 適切なサービスの利用につなげることにより、ケアラーの支援を進めます。

施策3 地域支援の充実

- (1) 介護予防の充実
- ① 高齢になっても、元気に生きがいをもち生活できるよう、介護予防・生活支援サービス事業* の充実に取り組むほか、介護予防の啓発、いきいき百歳体操* をはじめとする住民主体による介

護予防の取組の促進などに努めます。

- ②医療情報、介護情報、健診結果等の分析に基づき、地域の健康課題を抽出・把握し、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施を推進します。

(2) 認知症高齢者などへの支援

- ①広報蕨や市ホームページ、イベントなどを通じて、認知症に対する理解を促します。
②認知症初期集中支援チームによる支援や認知症地域支援推進員*による地域の体制整備の推進、認知症サポーター*の養成、認知症ケアパス*の普及・活用、認知症の人やその家族の相談支援など、認知症ケア体制の充実を図ります。

(3) 地域包括ケアの充実

- ①高齢者支援の拠点である地域包括支援センターの機能を強化し、地域課題の抽出、地域資源の発掘を行うとともに、多職種間の連携等に努め、包括的なケア体制の構築を進めます。
②自立支援型地域ケア会議により、多職種間の連携によるアドバイスをを行い、高齢者の自立に向けたケアマネジメントを支援します。
③在宅医療と介護の連携の推進を図るほか、生活支援コーディネーター*を中心に、高齢者の居場所づくりや地域の支え合い活動の充実に取り組みます。

(4) 高齢者の権利擁護の充実

- ①地域包括支援センターや蕨市高齢者虐待防止ネットワーク会議を活用し、虐待の防止と対応を図ります。
②成年後見制度*の周知を図り、その利用を促進し、高齢者の権利擁護を図ります。



老人憩いの家「みつわ苑」で趣味を楽しむ皆さん



ボッチャを楽しむ高齢者学級の皆さん



地域包括支援センター

12 障害者支援

目指す姿 障害のある人に対する市民の理解を深めながら、地域での自立支援の充実、社会参加の機会の充実などにより、障害のある人が住み慣れた地域で尊厳を持ち、安心して暮らせるまちを目指します。

◆ 現況と課題

- 国の2023(令和5)年版障害者白書によれば、わが国の障害者の概数は、身体障害者が約436万人、知的障害者が約109万人、精神障害者が約615万人で、いずれの区分においても障害者数が増加傾向にあります。こうしたなか、だれもが障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた取組の重要性は増しており、特に、障害者自身や家族の高齢化が進むなかで、住み慣れた地域で暮らし続けるための環境整備や、医療的ケア児*の増加などを背景とした、多職種間の連携は大切です。
- 蕨市では、「蕨市障害者計画」、「蕨市障害福祉計画」、「蕨市障害児福祉計画」を策定し、障害者支援の取組を進めています。また、2021(令和3)年には手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解及び普及に関する基本理念を「蕨市手話言語条例」として定めました。更には、総合社会福祉センターを拠点として、生活支援や就労支援、各種相談などを総合的に進めているほか、市や関係機関等における発達支援、小・中学校での特別支援教育*などを行っています。
- 今後も、障害のある人が住み慣れた地域で尊厳を持って安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステム*を構築するとともに、グループホーム*など地域で共同生活を営む施設の整備や、公共施設や障害のある人の住宅などのバリアフリー化、虐待の防止や差別の解消に向けた相談体制の充実などを図る必要があり、更には、強度の行動障害や重度の障害のある人にとって必要な入所施設の確保も求められています。
- また、事業者による合理的配慮*の提供の義務化等を含む改正障害者差別解消法が2024(令和6)年4月より施行されることを踏まえ、障害のある人の就労支援に向けた雇用者への働きかけを継続するとともに、多様な活動の場の確保、地域のイベントなどに気軽に参加できる環境づくりなど、地域活動への参加を促していくことも大切になっています。

施策1 自立した生活への支援

- (1) 地域での生活支援
- ① 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスと市独自の地域生活支援事業等を総合的に推進します。
 - ② 障害のある人の生活支援などの包括的支援体制の充実を図ります。
 - ③ 「蕨市障害者計画」、「蕨市障害福祉計画」等に基づき、ショートステイ*施設やグループホーム*など暮らしの場の確保に努めます。
 - ④ 公共施設や障害のある人の住宅などのバリアフリー化を推進します。
- (2) 保健・医療との連携
- ① 障害の早期発見体制の強化と療育支援体制の充実を図り、あわせて、医療的ケア児*(者)とその家族への支援に努めます。
 - ② 関係機関と連携を図りながら、難病患者支援や精神保健対策を推進します。
- (3) 障害者の権利擁護の充実
- ① 障害のある人への虐待防止や差別の解消のための体制の充実にも努めるとともに、成年後見制度*の利用を促進し、障害のある人の権利擁護を図ります。

施策2 社会参加に向けた環境整備

- (1) 就労機会の拡大
- ① 蕨市障害者就労支援センターや公共職業安定所(ハローワーク)との連携により、事業者に対して障害者雇用の意識啓発を図るとともに、助成制度の周知に努めます。
 - ② 就労支援事業や地域活動支援センターにおける、訓練指導の充実を図ります。
 - ③ 関係機関や事業者などとの連携により、職業相談の実施や一般就労への移行にチャレンジできる環境づくり、就労後のフォローアップなどを進めます。
- (2) 地域活動への参加促進
- ① 合理的配慮*の必要性を市民や事業者等に周知しながら、地域における文化、スポーツ・レクリエーション活動への障害のある人の参加と交流を促進します。

13 健康(健幸)づくり

目指す姿

市民の健康に対する意識の向上を図るとともに、生活習慣の改善や健康づくりをめぐる環境の向上、ライフステージに応じた健康づくりなどを推進することにより健康寿命*の延伸を図り、生涯にわたり健やかで幸せに暮らせるまち(健幸なまち:スマートウエルネスシティ)、健康密度も日本一のまちを目指します。

◆ 現況と課題

- わが国は世界で最も高い水準の平均寿命を誇る長寿国ですが、近年では単に長寿であるだけでなく、生涯にわたり健やかで幸せに暮らせるまち(健幸なまち:スマートウエルネスシティ)を創造することが重視されてきており、そのための多面的な健康施策の重要性が高まっています。また、近年では、社会経済動向の著しい変化のなかで、こころの健康の維持なども重要な課題となっています。
- 蕨市では、「わらび健康アップ計画」に基づき、生活習慣病の発症予防と重症化予防のための健康づくり、生涯を通じた健やかで心豊かな生活の実現、市民全体の健康づくりとそれを支える環境の整備に努めています。2024(令和6)年には「第3次わらび健康アップ計画」を策定し、ライフステージに応じた健康課題への取組とともに、胎児期から高齢期に至るまで人の生涯を経時的に捉えた(ライフコースアプローチ)の観点も取り入れた健康づくりを推奨しています。
- これからも、市民の健康を支えていくためには、健康づくりに向けた推進体制の充実に努めるとともに、関係機関や地域との連携を強化していくことが大切です。
- 健康であることは、心豊かで質の高い生活を送るためにも重要です。このため、栄養・食生活、身体活動・運動といった生活習慣の改善や、生活習慣病の発症予防・重症化予防、ロコモティブシンドローム*の予防といった生活機能の維持・向上などについて市民に周知するとともに自主的な行動を促し、個人の行動と健康状態の改善を図っていくことが重要です。
- また、社会とのつながりの維持や、こころの健康の維持及び向上、健康増進のための環境整備も課題となっています。
- 更には、医療機関などの関係機関と連携しつつ、市民のライフステージに応じた健康づくりに向けた取組を進めていく必要があります。

施策1 健康づくりの体制整備

- (1) 健康づくりを推進する体制の整備
- ① 「わらび健康アップ計画」に基づいた全庁的な取組を推進します。また、同計画に基づき、生涯にわたり健やかで幸せに暮らせるまち「スマートウエルネスシティ」の推進を図ります。
 - ② 広く市民の健康づくりを支援する企業や民間団体等の参加・協力を得るなど、市民が主体的に行う健康づくりの取組を総合的に支援する環境整備を推進していきます。

施策2 健康づくりに向けた行動改善の促進

- (1) 健康づくりに向けた意識の向上
- ① 広報蕨、市ホームページ、イベントの開催などを通じて健康づくりに関する情報の提供に努め、健康づくりに向けた市民の意識の向上を図ります。
 - ② 健全な生活習慣に向け、乳幼児期から高齢期まで幅広い健康教育を推進します。
 - ③ 健康長寿蕨市モデル事業や介護予防・生涯スポーツなどの取組を通じ、運動への意識向上を図ります。
- (2) 食生活の改善と食育の推進
- ① 食生活の改善指導により、規則正しくバランスの取れた食生活の推進に努めます。
 - ② 生活習慣病予防のための食生活の改善を推進します。
 - ③ 市民の食育に関する啓発を図り、次世代につながる食育を推進します。
- (3) 歯科保健対策の推進
- ① 蕨市歯科医師会との連携による、歯ッピーわらびなどのイベントや歯科健康診査の受診促進などを通じ、歯科口腔の健康づくりを啓発します。
 - ② ライフステージを踏まえた歯科口腔保健を推進します。

施策3 健康づくりに向けた社会環境の整備

- (1) こころの健康のための情報提供・相談体制の充実
- ① 国・県、関連団体等や市の相談支援窓口を周知するとともに、関係機関との連携を強化し、相談体制の充実に努めます。
 - ② さまざまな世代がメンタルヘルスに関する知識や情報を身に付けられるよう、市ホームページなどを活用した周知・啓発の充実に努めます。また、「蕨市自殺対策計画」に基づき、だれもが早期の「気づき」に対応できるようゲートキーパー*養成講座等の取組を行います。

(2) ウォーカブルなまちづくりの推進

- ①健康維持のため、出歩きやすい「ウォーカブル*なまちづくり」の推進に努めます。

施策4 ライフステージに応じた健康づくり

(1) 母子保健の充実

- ①妊婦健康診査や新生児・産婦訪問指導、未熟児への対応など産前・産後の支援体制の充実を図ります。
- ②妊娠・出産や育児に関する学習機会の提供に努めます。
- ③こども家庭センター*における母子保健と児童福祉の連携により、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない包括的な相談支援などを行います。

(2) 成人保健の充実

- ①健康診査や各種検診の受診率向上を図ります。
- ②健康相談や保健指導、健康教育の充実に努めます。
- ③成人健診センターにおける総合健康診査(人間ドック)の充実に努めます。

(3) 高齢期の健康増進

- ①市民主体の介護予防教室「いきいき百歳体操*」の運営支援や参加促進に努めるとともに、健康教室の開催などを通じて、介護予防を推進します。
- ②身体機能の維持など健康管理に関する知識の普及・啓発に努めるとともに、健診等の受診促進を図り、生活習慣病の発症予防・重症化予防を支援します。
- ③医療情報、介護情報、健診結果等の分析に基づき、地域の健康課題を抽出・把握し、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施を推進することにより、健康寿命*の延伸を図ります。

スマートウェルネスシティ (Smart Wellness City) について

健幸づくりは「まち」づくりから～ Smart Wellness City ～

少子高齢化・人口減少社会においては、高齢になっても健康で元気に暮らせること、それ自体が「社会貢献」であると言えます。

健康で元気に暮らせること、すなわち、「健幸＝健康で幸せ」であることは、個人と社会の双方にとってメリット(生きがい、豊かな生活、医療費の抑制)があります。

高齢化・人口減少が進んでも地域住民が「健幸(身体面の健康だけでなく、人々が生きがいを感じ、安心安全で豊かな生活を送れること)」であるためには、そこに暮らすことで健幸になれる「まち」"Smart Wellness City(スマートウェルネスシティ)"が求められています。

「歩いてしまう、歩き続けてしまう」まちづくり

高齢化・人口減少が進んでも地域住民が「健幸」であるためには、まず生活習慣病や寝たきりの予防が重要であり、この実現にはポピュレーションアプローチ※により、地域住民全体の日常の身体活動量を増加(底上げ)させることがカギとなります。

最近では、美的景観の良い地域に住んでいる人やソーシャルキャピタル(社会的なつながり)が高い地域ほど健康度が高いなど、まちの構造と健康の関係について、さまざまなデータが出てきており、海外の成功事例や最新の研究成果に基づき、そこに住んでいるだけで「歩いてしまう、歩き続けてしまう」まちづくりの取組が始められています。

生涯にわたり健やかで幸せに暮らせるまち(健幸なまち:スマートウェルネスシティ)を創造することで、高齢化・人口減少が進んでも持続可能な予防型社会を目指しています。



※ポピュレーションアプローチとは高いリスクの住民を対象に絞り込んで対処するハイリスクアプローチに対して、対象を限定せずに地域住民全体へ働きかけることで、地域全体のリスクを低減する取組。

出典・参考：Smart Wellness City 首長研究会ホームページ

14 医療

目指す姿 保健・医療・福祉の連携促進と、各医療機関との連携により地域における医療体制の充実を図るとともに、市立病院の建替えと充実に取り組むことにより、身近な地域で医療サービスを受けられるまちを目指します。

◆ 現況と課題

- 保健医療を取り巻く環境が大きく変化するなか、近年における新型コロナウイルス感染症の拡大の経験などからも、身近な地域で医療サービスを受けられる環境づくりはますます重要となっています。また、蕨市では、市立病院について、施設の耐震化や老朽化対策が大きな課題となっており、2023(令和5)年1月に、施設整備検討委員会において報告書がまとめられ、市としてもこの報告を受けて、今後、市立病院の建替えを進めていく方針を決定しました。
- 蕨市には、市内の医療拠点としての機能を担う市立病院をはじめ、病院や一般診療所、歯科診療所が82か所(2023(令和5)年8月現在)あります。一次医療*は、市内及び戸田市内の医療機関を中心に、かかりつけ医による初期診療、健康診査などの保健サービスを提供しており、各医療機関と専門医が連携しています。一方、第一次救急医療*は、蕨市と戸田市の休日・平日夜間急患診療所、産婦人科休日在宅当番医制などで対応しており、第二次救急医療*については、市立病院を含め蕨・戸田市内の4医療機関で行っています。
- 少子高齢化が進むなか、地域における医療体制の維持・充実は、今後も重要な課題となります。このため今後も、休日・平日夜間の医療体制を維持し、かかりつけ医の普及を進めるとともに、保健や福祉、介護などの関係機関との連携を強化していくことが求められます。
- また、市立病院については、「蕨市立病院経営強化プラン」に基づき、効率的かつ安定的な経営を推進するとともに、市立病院に求められる役割などを踏まえた建替えを進めていきます。



施策1 地域における医療体制の充実

- (1) 身近な医療体制づくり
- ① 日常の健康を維持するための健康診査・検診や早期にかかれる身近な医療機関として、かかりつけ医の普及を促進します。また、在宅医療と介護の連携を促進します。
 - ② 蕨田市医師会や蕨田歯科医師会による、市内医療機関の機能分担と連携を促進します。
 - ③ 広域的な医療機関の連携を促進します。
- (2) 救急医療体制の充実
- ① 第二次救急医療*機関との連携により、救急医療体制の充実を図ります。
 - ② 休日・平日夜間急患診療所、産婦人科休日在宅当番医制、小児救急に関する情報提供の充実を図ります。
 - ③ 救急医療の適正な利用方法について、普及・啓発に努めます。
- (3) ワクチン接種の促進
- ① 定期予防接種について、国の方針等に基づき適切に対応するとともに、任意接種の带状疱疹ワクチン接種の助成などにより疾病予防の促進を図ります。



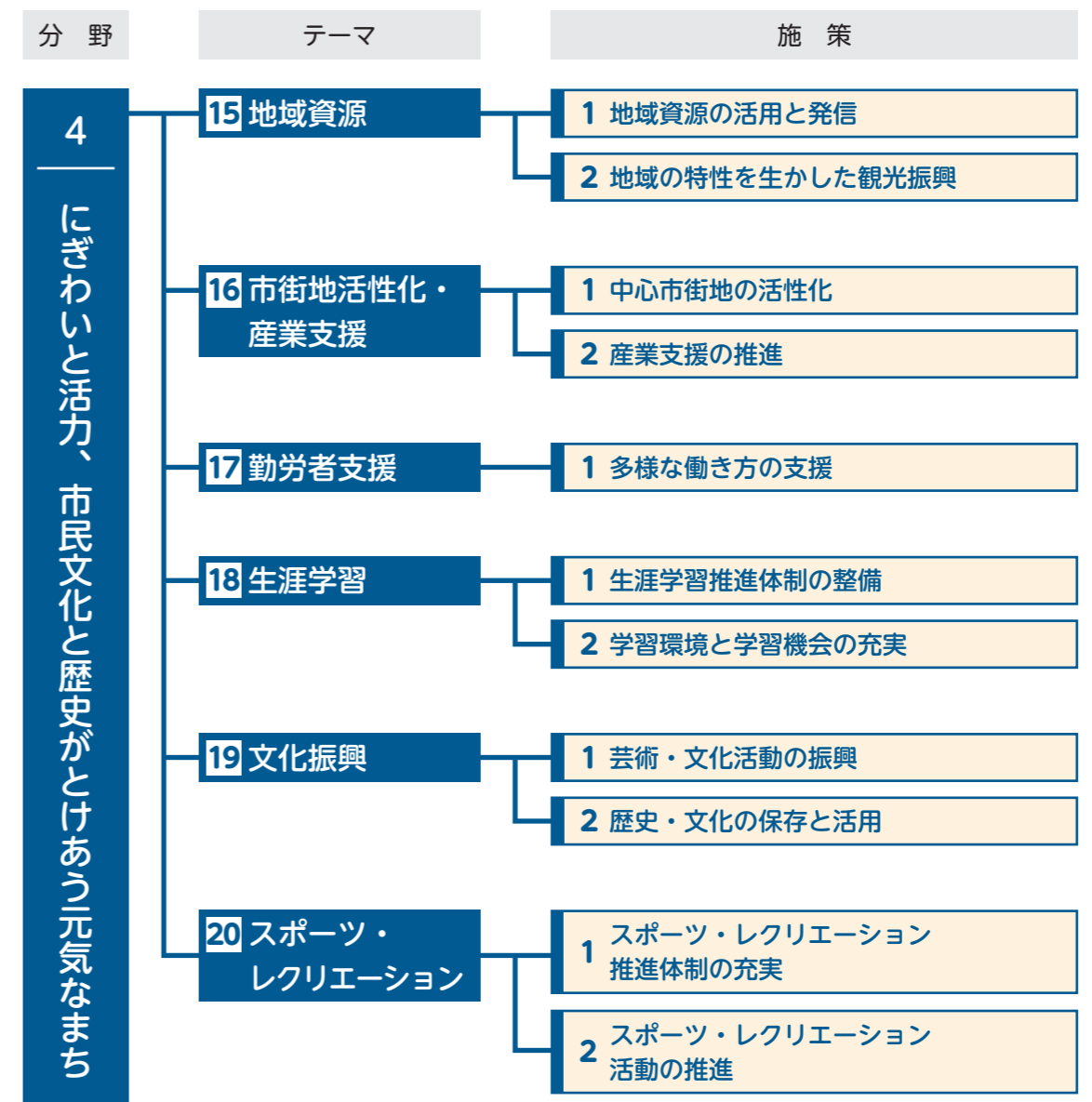
施策2 市立病院の充実

- (1) 医療サービスの充実
- ① 安定的な医師確保や更なる市立病院の充実に向けて、大学病院等との連携を推進します。
 - ② 市民の健康を守るため、地域の医療機関や保健、福祉、介護などの関係機関との連携強化を図ります。
 - ③ 地域に根ざした第二次救急医療*機関としての機能の充実を図ります。
- (2) 市立病院の機能の強化
- ① 市立病院の効率的かつ安定的な経営を推進します。また、必要な施設・設備の更新及び修繕を進めます。
 - ② 市立病院に求められる役割などを踏まえた基本構想・基本計画に基づき、早期の建替えを推進します。

第4章 にぎわいと活力、市民文化と歴史がとけあう元気なまち

歴史的・文化的資源を活用し、市への愛着の一層の醸成と市の魅力の向上を図るとともに、産業支援や観光事業の取組などを通じ、にぎわいと活力あるまちを目指します。また、市民一人ひとりが生涯を通じて学び、地域に根ざした文化が薫るまちを目指すとともに、だれもがスポーツやレクリエーションを楽しめ、元気に活動できるまちを目指します。

【施策の体系】



【指標】

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|--|-----------|-----------|
| サブリース等による空き店舗解消件数（サブリース事業により出店または空き店舗有効活用事業補助金を活用して出店した件数・期間中累計） | — | 15 件 |
| 魅力ある店舗づくり支援事業補助金の活用件数（累計） | — | 80 件 |
| 公民館延べ利用者数 | 163,634 人 | 210,000 人 |
| 図書館の貸出等件数（電子図書含む） | 357,073 件 | 530,000 件 |

現状値＝特記のないものは令和4年度実績または令和4年度末実績 目標値＝令和10年度目標または令和10年度末目標

【関連計画等（主要なもの）】

| 計画等の名称 | 内容 |
|-----------------|--|
| わらびシティプロモーション指針 | 「選ばれるまち“わらび”」を目指し、交流人口や定住人口の増加を目指すとともに、シビックプライドの醸成を図るための考え方や方向性などを定めた指針です。 |
| 蕨市中心市街地活性化プラン | 各種団体などとの連携により、都市活力の持続性確保を目指し、中心市街地活性化に向けて取り組むための計画です。 |
| 蕨市教育振興基本計画 | 目指すべき教育の姿や取り組むべき施策の方向性を明らかにし、本市の実情に応じた教育行政を計画的に推進するための計画です。 |
| 蕨市生涯学習推進計画 | 市民と行政が協働で創る生涯学習社会の実現を目指し、今後の蕨市における生涯学習推進の方向性を定めた計画です。 |
| 蕨市子ども読書活動推進計画 | 家庭、地域、学校等の連携・協力により、幼少期からの読書習慣の定着を促し、子どもが自ら読書に親しめるよう、本に触れる機会や本を読むための環境をより一層充実するための計画です。 |

【協働とDXの取組】

| テーマ | 具体的な取組（例） |
|-----|---|
| 協働 | 関係機関や地域、事業者との協働により、蕨市の誇る地域資源の活用やまちのにぎわいづくりを進めるとともに、市民一人ひとりによる市の魅力発信を進めます。また、関係団体等との協働により、生涯学習やスポーツ・レクリエーションの機会、芸術・文化に触れる機会づくりを進めます。 |
| DX | デジタル技術の活用により、市の魅力を内外に積極的に発信するとともに、DX*に対応できるような産業の支援等に取り組めます。また、電子図書館の普及をはじめ、生涯学習活動等へのデジタル技術の活用を図ります。 |

【SDGsの取組】

| ゴール4：質の高い教育をみんなに | |
|---|--|
|  | 18-1. 生涯学習推進体制の整備（生涯学習推進体制の充実、生涯学習に関する団体の支援と地域の人材の活用） 18-2. 学習環境と学習機会の充実（学習環境の充実、多様な学習機会の提供、生涯学習情報の発信、図書館サービスの充実） 19-1. 芸術・文化活動の振興（芸術・文化活動団体の支援と地域の人材活用、芸術・文化活動の環境づくり、音楽によるまちづくり（わら音）の推進、地域資源を生かした芸術・文化振興） 20-1. スポーツ・レクリエーション推進体制の充実（取組を進める運用体制の充実、スポーツ・レクリエーション団体の支援と地域の人材活用） 20-2. スポーツ・レクリエーション活動の推進（スポーツ・レクリエーション環境の充実、多様なスポーツ・レクリエーション機会の充実） |
| ゴール8：働きがいも経済成長も | |
|  | 15-1. 地域資源の活用と発信（地域資源を生かした商品開発の促進、シティプロモーションの推進） 15-2. 地域の特性を生かした観光振興（地域資源を活用した観光振興の推進、戦略的な観光振興の展開） 16-1. 中心市街地の活性化（計画的な中心市街地の活性化、魅力ある商業空間の創出） 16-2. 産業支援の推進（経営体質の強化と起業支援、産業関係団体等への支援と連携促進） 17-1. 多様な働き方の支援（情報提供・相談体制の充実、事業者に対する啓発、キャリア形成の支援） |
| ゴール11：住み続けられるまちづくりを | |
|  | 19-2. 歴史・文化の保存と活用（歴史資料に関する調査・研究の推進、歴史民俗資料館における事業の充実） |

15 地域資源

目指す姿 蕨市の誇る歴史的・文化的資源などの多様な地域資源を積極的に活用し、市民のまちへの愛着の醸成と市の魅力の向上を図るとともに、市外からの来訪者を増やしまちを活性化させることによって、蕨らしいにぎわいのあるまちを目指します。

◆ 現況と課題

- 人口減少社会のなか、「選ばれるまち」を目指し、地域に暮らす人々のまちへの愛着を高めるとともに、まちの魅力を外部の人々に知ってもらう取組は重視されてきています。このため、地域固有の資源を生かした個性豊かなまちづくりと、まちの魅力を内外にPRするシティプロモーション*の重要性は一層高まっています。
- 蕨市には、中山道蕨宿をはじめ、三学院、和樂備神社といった歴史ある寺社、幕末から明治にかけて活躍した絵師・河鍋暁斎の美術館、機まつりや宿場まつりなどの祭事、わが国で初めての成人式(成年式)、日本一早く実がなるわらびりんご、かつて織物の生産地として名をはせた蕨の技術を今に伝える双子織*、蕨市を舞台としたアニメや、女子サッカーWEリーグとの関わりなど、日本一小さなまちの中に多くの地域資源が息づいています。
- これまで蕨市では、多様な地域資源を積極的にまちづくりに活用すべく、「蕨ブランド認定制度」の創設や、「わらびシティプロモーション指針」の策定と取組の展開、関係団体等との連携による多彩なイベントの開催など、さまざまな取組を進めてきました。
- これからも、蕨市の宝である地域資源を大切に守り育てるとともに、新たな資源の掘り起こしや商品開発に取り組み、これらを市民の学びやまちづくりに広く活用しながら、蕨市の魅力を伝えるシティプロモーション*の取組を進めることが大切です。
- また、市民や団体、事業者などとの協働により、地域間交流や観光事業の取組を推進し、市外からの来訪者を増やし、まちのにぎわいづくりにつなげていくことが重要です。

施策1 地域資源の活用と発信

- (1) 地域資源を生かした商品開発の促進
- ① 蕨商工会議所や蕨市にぎわいまちづくり連合会、蕨市観光協会、蕨ブランド協会などとの連携により、蕨ブランドの更なる魅力向上を図ります。
 - ② わらびりんごや双子織*、河鍋暁斎などの地域資源を生かし、商品開発やまちづくりへの活用を促進するとともに、新たな地域資源の掘り起こしに取り組みます。
- (2) シティプロモーションの推進
- ① 広報蕨、市ホームページ、SNS*、イベントなどを通じ、蕨市の地域資源が持つ魅力などについて、市内外に広く発信します。
 - ② 蕨市の地域資源が持つ魅力を児童・生徒や市民の学びなどに活用し、まちへの愛着の醸成を図ります。
 - ③ 蕨市PR大使などとの連携やメディアを活用した情報発信、ロケーションサービス*などにより、蕨市の魅力を幅広く発信します。

施策2 地域特性を生かした観光振興

- (1) 地域資源を活用した観光振興の推進
- ① 各種産業関係団体や蕨市観光協会などとの連携により、機まつりや宿場まつりなど地域資源を生かしたイベントの開催を推進します。
- (2) 戦略的な観光振興の展開
- ① 中山道蕨宿など地域資源の活用方策を検討し、更なる魅力向上を図りながら、新たなにぎわい交流拠点の整備など、戦略的な観光振興を推進します。
 - ② 交流協定等を締結している群馬県片品村や栃木県大田原市、静岡県湖西市などとの相互の地域資源を生かした地域間交流を推進します。



わらびりんごサイダー



双子織を使ったショルダーバッグ

16 市街地活性化・産業支援

目指す姿 蕨駅西口再開発をはじめとした新たな拠点整備などの中心市街地の活性化に取り組むとともに、商店街への支援など産業の育成・支援を進めることにより、にぎわいと活力のあるまちを目指します。

◆ 現況と課題

- わが国では、人口減少と少子高齢化、消費生活の変化などを背景として、特に地方都市において中心市街地の活力低下が顕著です。国は、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、中心市街地活性化制度を設け、各地域における取組を支援しています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大などを契機として、既存事業者への支援や、起業・創業支援の重要性も増しています。蕨市は、東京近郊の住宅都市として急速に発展したまちですが、近年では他の都市同様、中心市街地の活力低下が課題となっています。
- 蕨市では、現在、蕨駅西口地区市街地再開発事業や中央第一地区まちづくり事業などを進めるとともに、「蕨市中心市街地活性化基本計画」の後継計画として2022(令和4)年に策定した「蕨市中心市街地活性化プラン」に基づき、日本一市域が小さいという蕨ならではの特性を生かして、従来の中心市街地エリアを軸としつつ、市域全体を中心市街地として、まちの活性化に取り組んでいます。
- まち全体の活性化のためには、空き店舗対策や蕨駅西口再開発による新たな集客拠点と中山道周辺における新たな交流拠点の整備などのエリアリノベーション*、ソフト事業の拡充などによるにぎわい創出などが求められます。
- また、デジタル技術の進展やリモートワークの浸透など時代の変化等も踏まえつつ、市内事業者の経営体質の強化や、起業支援のほか、産業支援の推進も求められます。



施策1 中心市街地の活性化

(1) 計画的な中心市街地の活性化

- ① 「蕨市中心市街地活性化プラン」に基づき、まち全体の活性化に向けた事業を計画的に推進します。また、にぎわいを創出する新たな交流拠点の整備など、エリアリノベーション*の推進に取り組めます。
- ② 蕨駅西口地区市街地再開発事業や中央第一地区まちづくり事業などにあわせ、周辺商業者などとの協働により、まちのにぎわいづくりを進めます。

(2) 魅力ある商業空間の創出

- ① 蕨市にぎわいまちづくり連合会などとの連携により、商店街への支援を充実するとともに、にぎわいの軸としての駅前通りのリニューアル整備など、魅力的な商業空間を創出します。
- ② 関係団体などとの連携により、空き店舗の有効活用に向けた取組を支援します。



施策2 産業支援の推進

(1) 経営体質の強化と起業支援

- ① 蕨商工会議所や蕨市にぎわいまちづくり連合会との連携により、経営改善や事業継承などに向けた各種講習会を継続的に実施するとともに、魅力ある店舗づくりに取り組む事業者の支援などを通じて、市内事業者の経営体質の強化を促進します。
- ② 起業を志す人を対象とした、情報や学習機会の提供と相談体制の充実に努めます。

(2) 産業関係団体等への支援と連携促進

- ① 「蕨市商業振興条例」に基づき、各種産業関係団体に対して支援するとともに、各種団体間の連携を促進します。
- ② 中小企業等経営強化法に基づき、市の認定を受けた中小企業の設備投資を促進します。
- ③ 住宅改修資金助成制度と中小企業を対象とした資金融資制度の活用を促進します。
- ④ 公共施設における小規模修理・修繕契約希望者登録制度の活用を促進します。
- ⑤ SDGsの達成に向けて取り組む市内事業者等と連携し、その取組の周知やSDGsの普及・促進を図ります。

17 勤労者支援

目指す姿 国や県、関係機関との連携により、就労に関する情報提供や相談体制の充実、事業者への啓発を図るとともに、ニーズに応じたキャリア形成支援などに努めることにより、だれもが自分らしく働けるまちを目指します。

◆ 現況と課題

- 新型コロナウイルス感染症の拡大は、わが国の経済・雇用情勢にも大きな影響を与えました。今なお、産業ごと、職種ごとにみると雇用情勢の改善状況は一様ではなく、デジタル技術の著しい進展も相まって、テレワーク*などの新しい働き方が急速に浸透するなど、勤労者をめぐる環境は大きく変化しています。また国は、だれもが活躍できる全員参加型の社会の実現を目指し、働く意欲のある人たちの環境改善に向け、雇用や職業能力開発のための施策を推進しています。
- これまで本市では、国や県、関係機関との連携により、就労に関する情報提供や相談体制の充実、職業能力開発の支援に努めてきたほか、勤労者住宅資金や生活資金の融資あっ旋、小規模企業退職金共済制度の活用促進などを図ってきました。
- 今後は、勤労者をめぐる環境が大きく変化するなか、市民がニーズに沿った就業の機会を得られるよう、国や県、関係機関との連携により情報提供や事業者への啓発に取り組むとともに、市民の多様な働き方とキャリアの形成を支援していく必要があります。

施策1 多様な働き方の支援

- (1) 情報提供・相談体制の充実
- ① 市民がニーズに沿った就業の機会を得られるよう、国や県、関係機関との連携により雇用に関する情報の収集・提供に努めます。
 - ② 県との連携により、労働セミナーなどを開催し、だれもが健康で安心して働ける環境づくりを進めます。
- (2) 事業者に対する啓発
- ① 事業者に対し、労働契約法に基づく継続雇用や、高齢者雇用安定法に基づく継続雇用、その他高齢者の雇用促進に向けた啓発に努めます。
 - ② 小規模企業退職金共済制度の周知に努めるとともに、その活用を促進します。
- (3) キャリア形成の支援
- ① 国や県、関係機関との連携により、各種制度や取組について情報提供を行うなど、キャリア形成の支援に努めます。



労働セミナーの様子

18 生涯学習

目指す姿

生涯学習に関わる団体の支援や人材の活用を進めるとともに、学習環境や機会の充実を図ることにより、市民一人ひとりが生涯を通じて、それぞれの目的やニーズに応じて自由に学び、学習した成果を社会参加活動などに生かしていくことができるまちを目指します。

◆ 現況と課題

- 「人生100年時代」に向けて社会が大きな転換点を迎えるなか、個人の心の豊かさの追求とともに、学習を通じた人づくりや人と人とのつながりの場づくりとなる生涯学習の重要性は一層高まっています。国は、一人ひとりが生涯を通じて学ぶことのできる環境の整備、多様な学習機会の提供、学習した成果が適切に評価され、それを生かしてさまざまな分野で活動できるようにするためのしくみづくりなど、生涯学習社会の実現のための取組を進めています。
- 蕨市では、これまで、「蕨市生涯学習推進計画」に基づくさまざまな事業を展開してきています。公民館や図書館、文化ホールくるるなどを拠点とした生涯学習機会の提供とともに、NPOや各種団体、企業等との協働型の学習機会の提供にも努めており、その結果、多くの個人や団体による多彩な生涯学習活動が展開されています。
- 生涯学習の重要性が更に増していく一方で、活動の担い手の高齢化や固定化が進んでいる状況もあり、次代を担う指導者やボランティアの養成を継続的に図ることも含め、生涯学習推進体制を整備していく必要があります。
- また、これからも市民の主体的かつ自主的な生涯学習活動が行われるよう、各種団体や地域の人材との連携を図りながら、活動への幅広い支援や関連情報の提供、多様な学びの場の提供、成果発表としての地区生涯学習フェスティバルの開催など、さまざまな取組の充実を図っていく必要があります。

施策1 生涯学習推進体制の整備

(1) 生涯学習推進体制の充実

- ① 「蕨市生涯学習推進計画」に基づいた取組を進めます。
- ② 社会教育委員会議や公民館運営審議会、地区生涯学習連絡会など生涯学習の推進に関する組織の充実を図ります。
- ③ 公民館や図書館など、社会教育施設におけるサービスの充実と専門性の向上を図ります。

(2) 生涯学習に関する団体の支援と地域の人材の活用

- ① 社会教育関係団体など生涯学習に関係する団体の育成とその活動の支援に努めます。
- ② 次代を担う指導者となる人材を確保・育成するとともに、わらび市民活動人材ネットつながるバンク*の取組などで、地域の人材の活用を図ります。
- ③ 放課後子ども教室、わらび学校土曜塾*などにおいて、地域の教育力と人材の活用を図ります。

施策2 学習環境と学習機会の充実



(1) 学習環境の充実

- ① 公民館や歴史民俗資料館、文化ホールくるるなど、生涯学習の拠点となる施設を計画的に改修し、その機能の向上を図ります。
- ② 生涯学習の拠点となる施設について、利用者のニーズや施設設備の状況・必要性などを踏まえつつ、施設運営の充実とサービスの向上を図り、だれもが利用しやすい環境づくりに努めます。

(2) 多様な学習機会の提供

- ① 公民館などを拠点として、市民の学習ニーズやライフステージに応じた学習課題、その時々々の社会情勢などをテーマとした多様な学習や学びを生かす機会を提供します。
- ② 地域の団体や学校、保育園などと連携して、地区生涯学習フェスティバルなどの事業を実施します。
- ③ 市民参画を促すための生涯学習まちづくり出前講座の充実を図ります。また、NPOや各種団体、企業等との協働型の学習機会を提供します。
- ④ 子どもたちに学ぶ楽しさを教え、基礎学力の向上や学習習慣の定着を目的とする、わらび学校土曜塾*の充実を図ります。

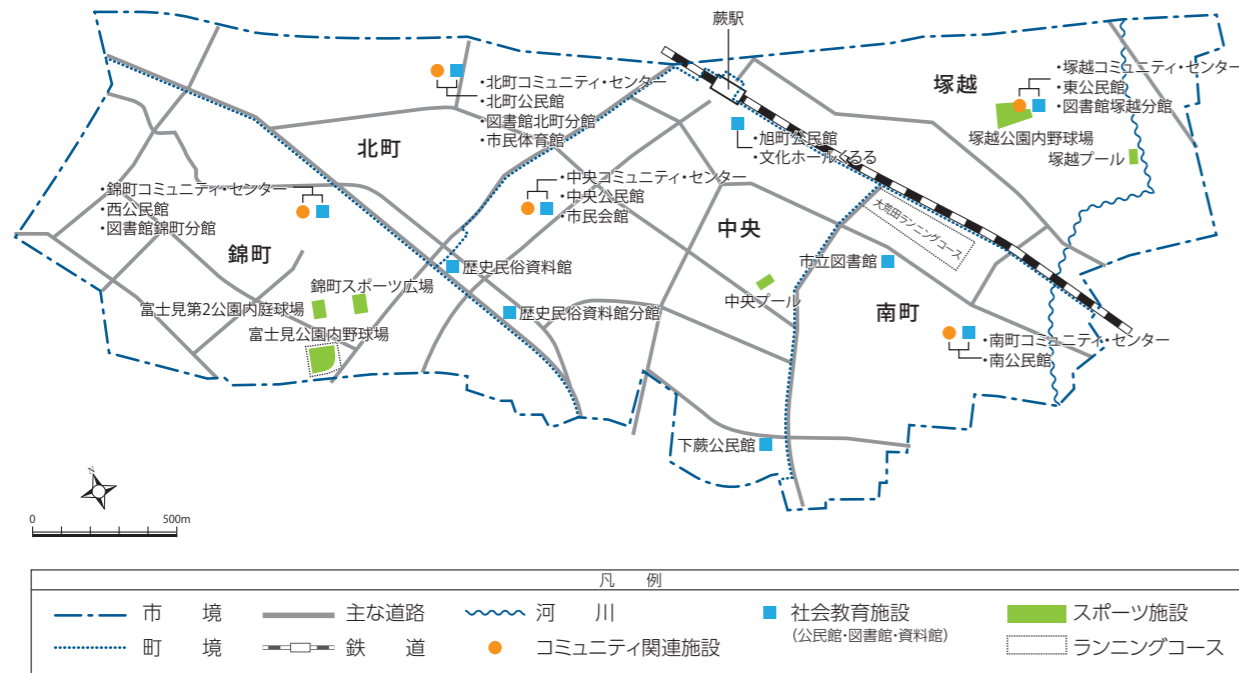
(3) 生涯学習情報の発信

- ① 広報蕨や市ホームページ、生涯学習カレンダーや公民館報、わらびネットワークステーションなどを活用し、市民のニーズや社会の課題を捉えた生涯学習情報を発信します。また、SNS*等も活用し、若年層への情報発信を強化することで、生涯学習活動の活性化や地域づくりの担い手の確保につなげます。

(4) 図書館サービスの充実

- ① ICT*の活用促進により、資料の検索、予約などにおける利便性の向上や手続きの簡素化を進めるとともに、電子図書館サービスの充実を図ります。
- ② 「蕨市子ども読書活動推進計画」に基づき、幼少期からの読書習慣の定着を促します。また、子どもたちが絵本に触れ合えるセカンドブック事業*や読書通帳*の活用を進めます。
- ③ 蕨駅西口再開発に伴い駅前に整備が予定されている新図書館については、多様化する学習ニーズや利用者特性に配慮し、良好な立地を生かした安心・快適な利用環境を提供できるよう施設の整備を進めます。

生涯学習・コミュニティ施設等位置図



わらび学校土曜塾



生涯学習フェスティバル



図書館で読書を楽しむ子どもたち

19 文化振興

目指す姿 蕨市に息づくさまざまな歴史・文化資源の保存と活用、周知を図りながら、市民の芸術・文化活動の支援とその活用・創出の環境を整えることにより、蕨らしい文化の薫るまちを目指します。

◆ 現況と課題

- 文化芸術は、人々の創造性を育み、豊かな人間性を養うとともに、人と人との心のつながりを強め、心豊かで多様性と活力のある社会を形成するために大切なものです。国は、2023(令和5)年に文化芸術推進基本計画(第2期)を策定し、価値創造と社会・経済の活性化を目指しています。
- 市内には、中山道蕨宿の風情を感じるまちなみをはじめ、三学院や和樂備神社などの寺社、幕末から明治にかけて活躍した絵師・河鍋暁斎の美術館、機まつりや宿場まつり、成年式といった歴史・文化資源が豊富にあります。
- これまでも蕨市では、こうした貴重な歴史・文化資源を生かしつつ、公民館や市民会館、文化ホールくるるなどを拠点とした市民による芸術・文化活動が活発に行われており、その成果が蕨市文化祭や蕨市公募美術展覧会(市展)などで発表されているほか、音楽によるまちづくり(わら音)の推進も図られています。また、歴史資料に関する調査・研究を進め、歴史民俗資料館における企画事業などを通じて、郷土の歴史に触れる機会を提供しています。
- 芸術・文化活動は、生涯学習活動と同様に、人づくりや人と人をつなぐ場づくりといった観点からも重要であり、また、活動を通じて蕨のさまざまな歴史や文化に触れることから、蕨を愛する心の醸成にもつながります。このため、今後も、市民による自主的な芸術・文化活動の支援・活用を図っていく必要があります。
- また、引き続き歴史民俗資料館を中心として、蕨市に息づくさまざまな歴史・文化資源が失われないよう、その保存と活用、市民への周知を図っていく必要があります。

施策1 芸術・文化活動の振興

- (1) 芸術・文化活動団体の支援と地域の人材活用
- ① 助成金や情報の提供などにより、芸術・文化団体の育成や担い手の確保を支援し、活動の活性化を促進します。
 - ② 市内在住の芸術家など、芸術・文化活動の担い手の文化・芸術事業への参加促進に努めます。
 - ③ わらび市民活動人材ネットつながるバンク*の取組などで、芸術・文化活動に寄与する人材の活用を図ります。
- (2) 芸術・文化活動の環境づくり
- ① 蕨市文化祭や蕨市公募美術展覧会(市展)をはじめとした、芸術・文化活動の成果発表の場の充実を図るとともに、市民の自主的な活動をまちづくりに生かします。
 - ② 蕨市民会館や文化ホールくるる、市庁舎などを活用し、質の高い芸術・文化に触れる機会の提供に努め、芸術・文化活動に対する市民の関心の向上を図ります。
 - ③ 蕨駅西口再開発に伴い駅前に移転が予定されている現図書館の跡地について、芸術・文化の拠点としての活用方針を検討します。
- (3) 音楽によるまちづくり(わら音)の推進
- ① 蕨市民音楽祭などを通じて音楽によるまちづくりを推進し、身近に音楽に触れられる機会やイベントを通じてまちのにぎわいを創出することを目指します。また、イベントや音楽情報を効果的に発信する方法を研究します。
- (4) 地域資源を生かした芸術・文化振興
- ① 絵師・河鍋暁斎の作品など地域の芸術・文化の魅力に触れる機会の充実に努めます。

施策2 歴史・文化の保存と活用

- (1) 歴史資料に関する調査・研究の推進
- ① 歴史民俗資料館を中心として、市内に残る歴史・民俗資料の調査研究と整理を進めるとともに、地域資料として重要なものを、市の文化財として指定していきます。
- (2) 歴史民俗資料館における事業の充実
- ① 歴史民俗資料館における展覧会や講座を通じて、地域の文化財や郷土の歴史に触れる機会の充実に努めます。
 - ② さまざまな分野の芸術家との連携のもとで展示を行い、資料館の魅力向上に努めます。

20 スポーツ・レクリエーション

目指す姿 地域の人材を活用しながら生涯スポーツ・レクリエーション推進体制の充実を図るとともに、施設や活動機会の提供、指導者となる人材の育成・確保に努め、だれもが生涯にわたりスポーツ・レクリエーションに親しめるまちを目指します。

◆ 現況と課題

- スポーツは、世界共通の人類の文化であり、人々が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものです。国は、2022(令和4)年に第3期スポーツ基本計画を策定し、「つくる／はぐくむ」、「あつまり、ともに、つながる」、「誰もがアクセスできる」の3つの視点のもと、国民がスポーツを「する」、「みる」、「ささえる」ことを真に実現できる社会を目指しています。また、スポーツ・レクリエーションは、健康の増進だけでなく、体を動かすことによって得られる爽快感や達成感、更には友人や家族間の触れ合いを促すなど、現代社会において大きな意義を有しています。
- 蕨市には、市民体育館や錦町スポーツ広場、富士見公園内野球場やテニスコート、ランニングコースなどが整備されているほか、小・中学校の体育施設開放が行われており、これらを拠点として、市民がさまざまなスポーツを楽しんでいます。また、市民ロードレース大会や水泳大会などのイベントが開催されており、子どもから大人まで、多くの市民が参加しています。更に、近年では、WEリーグなど関係団体等との連携により、「女子サッカーを応援するまち・蕨」としての取組も積極的に進めています。
- 市民のスポーツ・レクリエーション活動の推進のため、今後も、スポーツ団体の支援と地域の人材活用などを通じ、スポーツ・レクリエーション推進体制の充実に努めていく必要があります。
- また、スポーツ・レクリエーション活動の拠点となる施設の適正な維持管理などを通じ、スポーツ・レクリエーション環境の充実を図るほか、市民がスポーツに親しめる機会の充実を図ることにより、だれもが、それぞれのライフステージに応じて、いつでも気軽にスポーツ・レクリエーション活動に取り組める環境を整えていく必要があります。

施策1 スポーツ・レクリエーション推進体制の充実

- (1) 取組を進める運用体制の充実
- ①「蕨市生涯学習推進計画」に基づき、スポーツ・レクリエーションに関する取組を進めます。
 - ②公共スポーツ施設予約システムの適正な運用により施設予約の利便性を確保します。また、地域のニーズに即したスポーツ情報の提供に取り組みます。
- (2) スポーツ・レクリエーション団体の支援と地域の人材活用
- ①蕨市スポーツ協会や蕨市レクリエーション協会、蕨市スポーツ少年団などへの支援を通じて、自主活動の促進を図ります。
 - ②スポーツ推進委員の育成とその活動を支援するとともに、各種団体の指導者となる人材の発掘・育成に努めます。

施策2 スポーツ・レクリエーション活動の推進



- (1) スポーツ・レクリエーション環境の充実
- ①市民体育館や錦町スポーツ広場など、スポーツ・レクリエーション活動の拠点となる施設を適正に維持管理し、機能の維持と安全性の確保を図ります。
 - ②老朽化が進む中央プールについては、整備・活用方針とともに、学校授業をはじめ、幅広い活用も視野に検討します。また、塚越プールについては、施設の利用やあり方を検討します。
 - ③富士見公園内野球場、塚越グラウンドについては、利用者のニーズ等を踏まえて改修を実施します。
 - ④地域・学校との連携により、学校体育施設開放事業に取り組みます。
 - ⑤「女子サッカーを応援するまち・蕨」として、WEリーグなど関係団体等との連携により情報発信と事業の充実を図り、女子サッカーの裾野拡大や魅力に触れる機会の創出に努めます。



女子プロサッカーチームとの交流事業

(2) 多様なスポーツ・レクリエーション機会の充実

- ①市民体育館などを拠点として、市民ニーズに応じたさまざまなスポーツ・レクリエーション講座を開催します。
- ②市民ロードレース大会や、少年スポーツ教室の開催、民間温水プールの借上げなどを実施し、スポーツ・レクリエーションに親しめる機会を提供します。
- ③年齢や性別、障害の有無などを問わず、だれでも無理なく楽しめるスポーツの普及に向けた取組を推進します。



市民ロードレース大会



市民体育館のキッズスポーツ教室

第5章 環境にやさしく快適で過ごしやすいまち

地球温暖化問題・気候変動問題に対応するため、環境にやさしく持続可能なエコシティを目指します。また、市民のだれもが将来にわたり住み続けられる都市環境を整えるための都市整備を進め、快適で過ごしやすいまちを目指します。

【施策の体系】

| 分野 | テーマ | 施策 |
|-------------------------|---------------|---|
| 5 環境にやさしく快適で過ごしやすいまち | 21 ゼロカーボンシティ | 1 省エネルギー行動や再生可能エネルギー利活用などの促進 2 脱炭素社会に向けたまちづくりの推進 |
| | 22 環境美化・環境保全 | 1 清潔で美しいまちづくりの推進 2 暮らしやすい安心なまちづくりの推進 |
| | 23 資源循環・廃棄物処理 | 1 循環型社会の構築 2 ごみ処理体制の充実・し尿処理施設の適正な維持管理 |
| | 24 公園・緑地 | 1 公園の整備 2 緑化の推進 3 農地・緑地の活用や保全 |
| | 25 市街地整備 | 1 魅力ある空間づくりの推進 2 快適で暮らしやすいまちづくりの推進 |
| | 26 道路・交通 | 1 道路等の整備 2 交通の利便性等の向上 |
| | 27 上・下水道 | 1 上水道の整備 2 下水道の整備 |
| | 28 住宅 | 1 住宅の改善・確保と適正管理 2 市営住宅の適切な維持管理 |

【指標】

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|---------------------------|-----------------------|-----------|
| 地球温暖化対策設備等設置費補助金の補助件数（累計） | 614 件 | 1,000 件 |
| コミュニティバス利用者数 | 180,678 人 (過去5年平均) | 220,000 人 |
| 市内住宅の耐震化率（戸数） | 85.7% (平成30年10月時点) | 95% |
| 重要施設配水管路の耐震適合率 | 89.1% | 99% |

現状値＝特記のないものは令和4年度実績または令和4年度末実績 目標値＝令和10年度目標または令和10年度末目標

【関連計画等（主要なもの）】

| 計画等の名称 | 内容 |
|----------------------|--|
| 蕨市環境基本計画 | 多様化・複雑化する環境問題に対応し、持続可能な社会を実現するため、地域の実情に対応した施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした計画です。 |
| ごみ処理基本計画 | 持続可能な循環型・低炭素社会を構築するため、蕨市・戸田市・蕨戸田衛生センター組合の三者により、ごみの減量化や資源化、ごみの収集・処理のあり方などについて定めた計画です。 |
| 蕨市都市計画マスタープラン | 「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、都市の将来像とその実現に向けた方針や施策を示した計画です。 |
| 蕨市立地適正化計画 | 将来の人口減少や少子高齢化の進展を見据え、都市全体の構造を見直し、コンパクトなまちを実現することを目的とした計画です。 |
| 錦町土地区画整理事業計画 | 施行地区である錦町の公共施設の整備改善を図り、健全かつ良好な住居環境を有するまちづくりを推進するため、道路や公園などの公共施設整備や土地利用などについて定めた計画です。 |
| 中央第一地区まちづくりプラン | 中央第一地区における防災性の向上や良好な商業・住環境の形成を目的とした計画です。 |
| 蕨市景観計画 | 地域の実情に合った景観づくりを進めるため、良好な景観の形成に関する基本的な方針などを定めた計画です。 |
| 蕨市水道事業ビジョン | 「将来にわたって、市民に安心・安全な水を安定的に、適正な料金でお届けする」という経営理念のもと、中期的視点から水道事業を推進するための計画です。 |
| 荒川左岸南部流域関連蕨公共下水道事業計画 | 快適な生活環境を確保するとともに、浸水から人々の生命や財産などを守る下水道事業の施設配置や、財政計画などについて定めた計画です。 |

【協働とDXの取組】

| テーマ | 具体的な取組（例） |
|-----|---|
| 協働 | 市民一人ひとりの環境意識の向上による省エネルギー行動の促進や再生可能エネルギー*の利活用を進めるとともに、地域との協働による公園や道路の維持管理など快適な都市空間づくりの取組を進めます。 |
| DX | デジタル技術の活用により、環境に配慮したまちづくりを進めるとともに、都市基盤の効率的な管理等を図ります。 |

【SDGsの取組】

| | |
|--------------------------------|--|
| ゴール6：安全な水とトイレを世界中に | 23-2. ごみ処理体制の充実・し尿処理施設の適正な維持管理（し尿処理施設の適正な維持管理） 27-1. 上水道の整備（水道事業の健全な運営、施設の計画的整備） 27-2. 下水道の整備（下水道事業の健全な運営、施設の計画的整備） |
| ゴール7：エネルギーをみんなにそしてクリーンに | 21-1. 省エネルギー行動や再生可能エネルギー利活用などの促進（情報提供の充実、省エネルギーの促進、再生可能エネルギーの利活用の促進） |
| ゴール11：住み続けられるまちづくりを | 22-1. 清潔で美しいまちづくりの推進（まちの美化の推進、団体などの支援） 22-2. 暮らしやすい安心なまちづくりの推進（身近な環境問題への対応） 24-1. 公園の整備（身近な公園の整備・充実、市民参画・協働による公園づくり） 25-1. 魅力ある空間づくりの推進（計画的な都市形成の推進、蕨駅西口地区市街地再開発事業の推進、錦町土地区画整理事業の推進、中央第一地区まちづくり事業の推進） 25-2. 快適で暮らしやすいまちづくりの推進（景観まちづくりの推進、狹隘道路の解消、地区計画などの活用促進） 26-1. 道路等の整備（幹線道路と生活道路等の整備、道路・橋りょうの計画的改修、出歩きやすい歩道等の整備） 26-2. 交通の利便性等の向上（鉄道の利便性と安全性向上、バスの利便性向上、新たな交通・移動手段の検討） 27-2. 下水道の整備（雨水対策の推進） 28-1. 住宅の改善・確保と適正管理（住宅の改善に向けた支援の充実、質の高い住宅の確保と支援、民間住宅等の適正管理の促進） 28-2. 市営住宅の適切な維持管理（既存市営住宅の計画的長寿命化と適正管理） |
| ゴール12：つくる責任 つかう責任 | 23-1. 循環型社会の構築（循環型社会の実現に向けた意識向上、適正なごみ出しと分別・減量に向けた周知と支援、廃棄物の再使用と資源循環の推進） 23-2. ごみ処理体制の充実・し尿処理施設の適正な維持管理（ごみ処理体制の充実） |
| ゴール13：気候変動に具体的な対策を | 21-2. 脱炭素社会に向けたまちづくりの推進（交通における脱炭素の推進、スマートコミュニティの検討、広域連携によるカーボンオフセットの検討） |
| ゴール14：海の豊かさを守ろう | 22-2. 暮らしやすい安心なまちづくりの推進（環境保全などの推進） |
| ゴール15：陸の豊かさを守ろう | 24-2. 緑化の推進（市民による緑化の支援、公共施設の緑化の推進） 24-3. 農地・緑地の活用や保全（自然との触れ合いと交流の場の提供） |

21 ゼロカーボンシティ

目指す姿

市民・事業者・行政など多様な主体との連携により、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの利活用などを通じ、脱炭素のまち「ゼロカーボンシティ*」を目指します。

◆ 現況と課題

- 地球規模での気候変動は、自然災害の激甚化、生物多様性の喪失、干ばつや洪水による水・食料不足などを世界各地で引き起こしており、自然環境だけでなく人類の存立そのものに大きな影響を及ぼしつつあります。こうしたなか、2015(平成27)年に採択された「パリ協定」では、批准した各国が、世界の平均気温の上昇を1.5℃に抑える努力をすることに合意し、2022(令和4)年に開催されたCOP27(国連気候変動枠組条約第27回締約国会議)では、取組の具体的実施が求められるなど、持続可能な社会の構築に向けた取組が世界的に推進されています。わが国でも、2020(令和2)年に「2050カーボンニュートラル宣言」を表明し、翌年改正した、地球温暖化対策推進法では、2050(令和32)年までのカーボンニュートラルの実現が明記されました。
- 蕨市では、これまでも「蕨市環境基本条例」、「環境基本計画」に基づく環境施策を推進してきましたが、2023(令和5)年には、「第3次蕨市環境基本計画」を策定し、地球温暖化とその影響による気候変動に対して展開する施策をこの計画に内包させ、ゼロカーボンシティ*の実現に向けた取組を総合的に展開しています。更には、「ゼロカーボンシティ*宣言」を行い、取組を加速化させていきます。
- 今後は、情報提供や取組の充実を図るとともに、市民・事業者の省エネ行動や省エネ・再エネ設備等の導入促進、再エネ導入や機器の導入促進などを行うことによって、省エネルギーの促進や再生可能エネルギー*の利活用を進めていく必要があります。
- また、市民・事業者などとの連携により、ゼロカーボンシティ*の実現に資する交通インフラの整備、スマートコミュニティ*づくりやカーボンオフセット*の検討などを通じ、脱炭素社会に向けたまちづくりの推進を図っていく必要があります。



施策1 省エネルギー行動や再生可能エネルギー利活用などの促進

- (1) 情報提供の充実
 - ① 省エネルギー行動や再生可能エネルギー*の利活用を促すため、広報蕨や市ホームページ、その他さまざまな機会を通じて市民や事業者、市民団体等に分かりやすく情報を発信します。
- (2) 省エネルギーの促進
 - ① LED照明への交換や冷暖房時の適切な節電など、市民の省エネ行動を促進します。
 - ② 公共施設の新築、改築、設備の更新などに際しては、省エネルギー診断などを踏まえ、省・創・蓄エネルギー設備の導入を推進します。
 - ③ 各家庭や事業所などに対し、省エネルギー設備の導入を啓発・支援します。
- (3) 再生可能エネルギーの利活用の促進
 - ① 太陽光発電設備をはじめとした、ソーラー蓄電池ステーションの導入を検討します。また、各家庭や事業所などにおける再生可能エネルギー*設備の導入を支援します。
 - ② 蕨戸田衛生センター組合と連携し、電力の地産地消を推進します。また、公共施設において再生可能エネルギー*由来の電力の活用を拡大するほか、各家庭や事業所などに対し、再生可能エネルギー*由来の電力の活用を促します。



施策2 脱炭素社会に向けたまちづくりの推進

- (1) 交通における脱炭素の推進
 - ① 事業者との連携により、自転車やバス・鉄道といった公共交通機関の利用について市民に広く啓発します。
 - ② 公用車・ぷらっとわらびのEV(電気自動車)導入を推進します。また、市民に対してEVへの切り替えを支援するとともに、普及・促進を図るため、公共空間での充電設備の充実に向けて国・県などへの働きかけを行います。
 - ③ シェアサイクル*や電動カートシェア事業など、環境に優しい新たな交通・移動手段の導入を推進します。
- (2) スマートコミュニティの検討
 - ① エネルギーの消費を最小限に抑え、地域でエネルギーを有効活用するスマートコミュニティ*の実現に向け、検討を進めます。
 - ② EVの普及を図り、V2H(ヴィークルトゥホーム)*やV2G(ヴィークルトゥグリッド)*と連携した電力需給システムの構築を検討します。
- (3) 広域連携によるカーボンオフセットの検討
 - ① 他の自治体と連携し、森林整備によるカーボンオフセット*などを検討します。

22 環境美化・環境保全

目指す姿

市民や団体との協働のもとに清潔で美しいまちづくりの推進や身近な環境問題への対応を進めることにより、美化活動の進んだ快適で持続可能なまちを目指します。

◆ 現況と課題

- わが国では、経済活動の拡大により人々の暮らしは便利で快適になった一方、公害の発生やまちの美観の低下など、市民生活にとって身近な環境問題を引き起こしてきました。国は、2018(平成30)年に第五次環境基本計画を策定し、環境・経済・社会の統合的向上が求められるとした上で、地域資源を活用した持続可能な地域づくりや、健康で心豊かな暮らしの実現などに取り組むとしています。
- 蕨市でもこれまで、環境美化活動の促進や不法投棄対策といった清潔で美しいまちづくり、身近な環境問題への対応や環境汚染対策など、暮らしやすい安心なまちづくりに取り組んでいます。更に、2023(令和5)年に策定した、「第3次蕨市環境基本計画」においても、「みんなで守る 安心して暮らせる快適なまち」の推進を図っているところです。
- 蕨市には、コンパクトな市域の中に活発な地域コミュニティが息づくという、大きな特長があります。今後も、このような特長を生かし市民・事業者・行政の協働を進めながら、地域の美化活動を促進して美しいまちを維持していくことが大切です。
- また、安心して暮らせる快適なまちづくりに向け、都市・生活型公害など身近な環境問題の防止や相談体制の強化、県との連携による産業型公害の未然防止や適正指導等について、多様な主体との協働により取り組んでいくことが重要です。

施策1 清潔で美しいまちづくりの推進

(1) まちの美化の推進

- ① 「蕨市さわやか環境条例」、「蕨市路上喫煙の防止等に関する条例」などの周知により、ポイ捨てや不法投棄などの防止に努め、きれいなまちづくりを進めます。
- ② さわやか環境の日・クリーンわらび市民運動など住民の主体的な環境美化活動を推進します。また、更なる参加促進に向けて市ホームページや広報蕨等を通じた周知を図ります。
- ③ だれにでも分かりやすい案内などによるまちの美化への意識啓発を通じて、ごみ出しルールや喫煙ルールの更なる徹底を図ります。
- ④ 蕨市公衆衛生推進協議会など関係団体との連携により、集積所等におけるごみの散乱防止など良好な環境整備を促進します。
- ⑤ 関係機関や関係団体等と連携を図り、ペットの飼育マナーの向上に努めます。

(2) 団体などの支援

- ① まちの美化活動に自主的に取り組む市民団体に対する支援を行います。

施策2 暮らしやすい安心なまちづくりの推進



(1) 身近な環境問題への対応

- ① 都市・生活型公害を未然に防止するための啓発や、情報発信を行います。また、苦情や相談に適切に対応し、早期解決につながるよう努めます。

(2) 環境保全などの推進

- ① 県や関係機関、事業者などとの連携により、河川や大気などの汚染を監視するとともに、騒音や振動、悪臭などの産業型公害に対する適正指導等を実施します。
- ② 羽田空港の新飛行経路導入に伴う本市上空の通過について、騒音対策等の推進など、県と連携し、国に対して必要な働きかけを行います。

23 資源循環・廃棄物処理

目指す姿 リサイクルや分別に関する市民の意識の啓発を進めながら、ごみの減量化と再資源化に取り組むとともに、ごみやし尿などの適正な収集処理を進め、市民が清潔で快適な暮らしを営めるまちを目指します。

◆ 現況と課題

- わが国のみならず、特に世界の先進国においては、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムのもと経済発展を進めた結果、ごみ問題という深刻な社会問題を引き起こしてきました。持続可能な資源利用に向けた取組は、世界的な大きな課題であり、国は、循環型社会形成推進基本法に基づき、2018(平成30)年に第四次循環型社会形成推進基本計画を策定し、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、適正処理の更なる推進などを掲げ、取組を進めています。
- 蕨市でもこれまで、ごみ減量化の推進(リデュース)に取り組むとともに、廃棄物の再使用と資源循環推進(リユース・リサイクル)を進めていますが、2023(令和5)年に策定した、「第3次蕨市環境基本計画」においても、「みんなでつくる 資源循環のまち」の推進を図っているところです。また、ごみ処理については、「ごみ処理基本計画」を戸田市、蕨戸田衛生センター組合とともに策定し、ごみの収集・運搬、中間処理、最終処分の方針などについて示しています。
- 蕨市には、単身世帯が多く、高齢者世帯、外国人世帯も増加しているという特徴があります。こうした背景のもと、これからも循環型社会*の構築の必要性等に関する市民の学びを進めつつ、地域の現状を踏まえながら、ごみの減量化や再資源化に向けた市民の主体的な取組を促していく必要があります。
- また、蕨市と戸田市のごみやし尿を処理している蕨戸田衛生センター組合の効率的・効果的な運営に努め、安定的なごみ処理・し尿処理体制を確保していく必要があります。



施策1 循環型社会の構築

- (1) 循環型社会の実現に向けた意識向上
- ① 3R(リデュース・リユース・リサイクル)*についての理解を深めるため、学習機会の提供や情報提供に努めます。
 - ② 環境負荷が少ない消費行動の重要性について発信し、エコバッグ、マイボトル、マイ箸の利用促進を図ります。
 - ③ 事業者との連携により、使い捨てプラスチック製品を使わない呼びかけを行うとともに、食品ロス削減に向けた取組を呼びかけます。
- (2) 適正なごみ出しと分別・減量に向けた周知と支援
- ① ごみと資源の出し方マニュアルなどを活用して、ごみの分別を周知徹底し、ごみの減量化を促進します。
 - ② ごみ出しが困難な高齢者等の支援を行います。
- (3) 廃棄物の再使用と資源循環の推進
- ① 市民・団体・事業者との連携により、フリーマーケットやバザーの情報発信、情報サイトを利用したリユースの取組促進、リサイクル品回収ボックスの設置などに努めます。
 - ② 蕨戸田衛生センター組合との連携により、生ごみの減量化や堆肥化事業を推進します。



施策2 ごみ処理体制の充実・し尿処理施設の適正な維持管理

- (1) ごみ処理体制の充実
- ① 収集・運搬事業者などとの連携により、ごみ収集・運搬の適正化、効率化を図ります。
 - ② 蕨戸田衛生センター組合内の中間処理施設機能の維持に努めます。
 - ③ 最終処分する残さ*量を削減するとともに、最終処分先の安定的な確保に努めます。
- (2) し尿処理施設の適正な維持管理
- ① 下水道未整備地区における浄化槽の適正な維持管理に向け、周知・啓発を行います。
 - ② 蕨戸田衛生センター組合内し尿処理施設の適正な維持管理に努めます。

24 公園・緑地

目指す姿 市民や団体との協働などにより、公園の機能向上や適正な維持管理に努めるとともに、身近な住宅などの緑化と農地の有効活用や保全に取り組むことにより、快適で安全な公園等を提供し、緑があふれる快適なまちを目指します。

◆ 現況と課題

- 公園・緑地は、人々の憩いの場であるだけでなく、防災的側面、環境的側面などさまざまな公共・公益的機能を有しており、都市空間における公園・緑地は極めて重要である一方、公園施設の老朽化や維持管理、都市における緑地の減少等が全国的な課題となっています。現在、蕨市では、蕨市民公園や富士見公園など46か所の都市公園が整備され、このほかにもちびっこ広場や、生産緑地などがあり、市域全体を通してオープンスペースが少ないとされる本市において貴重な存在となっています。
- 蕨市ではこれまでも、わらびりんご公園やわらび公園、末広公園などが、計画段階から市民参画により整備され、地域に密着した公園として親しまれています。更に、2023(令和5)年には、地域ニーズに対応し、特色のある公園づくりを進めるため、市民参画により「錦町地区街区公園整備基本構想」を策定し、錦町地域全体及び個々の公園の基本方針を定めました。また、住宅における緑化の促進、更には市民が農と触れ合うファミリー菜園の開設など農地を有効活用しているほか、生産緑地の保全にも取り組んでいます。
- 蕨市では、市域全域で既に市街化が進んでいることから、今後も市街地整備事業などの都市基盤整備の機会を捉えながら、市民に親しまれる公園づくりを着実に進めるとともに、既存の公園については、だれもが安全に利用できるよう適切な維持管理を図っていく必要があります。
- また、都市の緑は、生活に潤いを与える大きな要素ともなりうるため、住宅の緑化促進や既存樹木の保護、ファミリー菜園の活用や、特定生産緑地*などの指定による農地の保全に引き続き努めていく必要があります。



施策1 公園の整備

- (1) 身近な公園の整備・充実
- ①市街地整備事業などの都市基盤整備の機会を捉えて、市民のニーズを踏まえた親しまれる公園づくりを進めます。
 - ②防災機能や安全性・快適性に配慮しながら、「蕨市公園施設長寿命化計画」に基づく公園施設の計画的な修繕や更新に努め、だれでも安全に安心して利用できる公園づくりを進めます。
 - ③ボール遊びやグラウンドゴルフができる公園など、多様なニーズに対応した公園づくりを進めます。
- (2) 市民参画・協働による公園づくり
- ①公園の整備・改修において、計画段階からの市民参画を推進します。
 - ②地域住民や団体などとの協働による公園の維持管理を促進します。

施策2 緑化の推進

- (1) 市民による緑化の支援
- ①リサイクルフラワーセンター*を活用した花苗の提供や、わらびりんごの植樹など緑化活動を展開するとともに、生垣設置補助などを周知し、その利用を促進します。
 - ②プランターを活用した家庭菜園の普及などを通じて、市民が緑に触れ合う機会の充実を図り、身近な家庭から地域の緑化を促進します。
- (2) 公共施設の緑化の推進
- ①施設の計画的な修繕や更新の機会などを捉え、公共施設における緑の充実を図ります。



施策3 農地・緑地の活用や保全

- (1) 自然との触れ合いと交流の場の提供
- ①土地所有者などと協力し、ファミリー菜園など市民が自然と触れ合う場、交流の場を提供します。
 - ②特定生産緑地*など、身近な緑地である農地の保全に努めます。
 - ③市内農家との連携により、農地へのわらびりんごの植樹に取り組むとともに、収穫体験等の実施などを通じた活用を図ります。

25 市街地整備

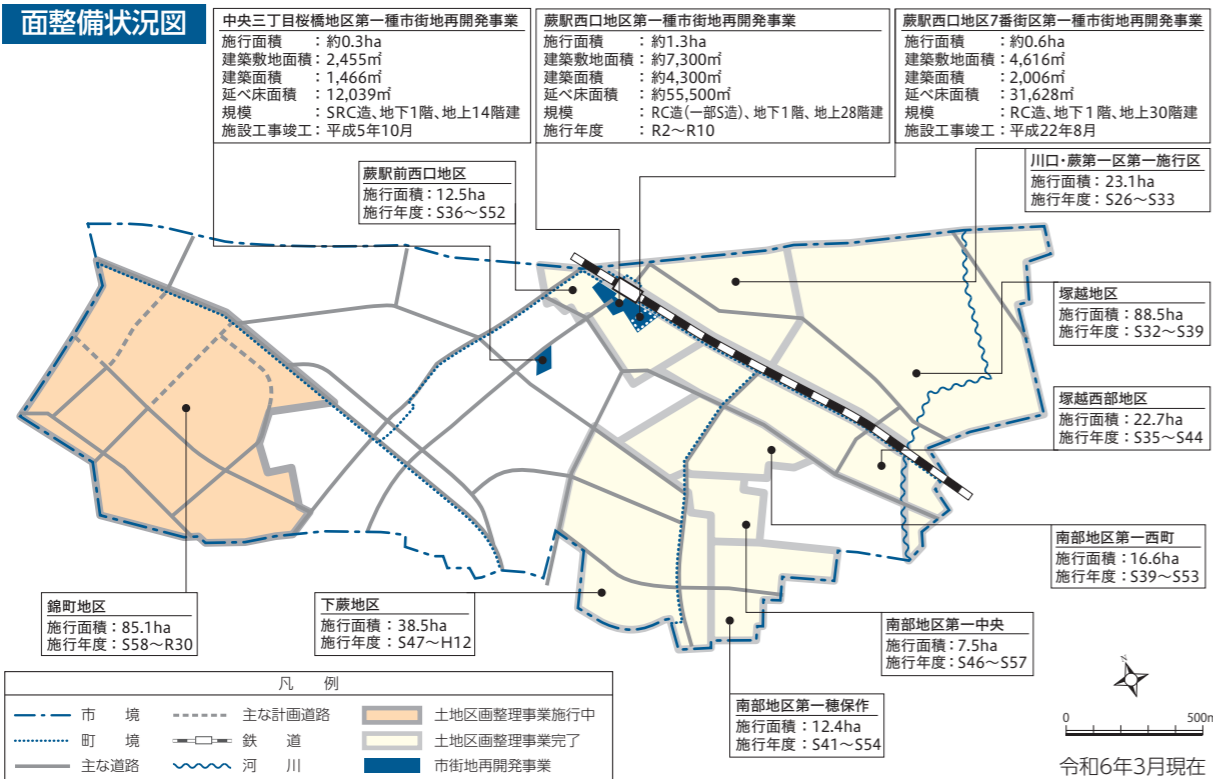
目指す姿

市街地再開発事業や土地区画整理事業などを計画的に推進していくとともに、地区計画制度などを活用することにより、魅力ある市街地整備の進んだまちを目指します。

◆ 現況と課題

- 人口減少と少子高齢化が進むなか、わが国の市街地では、地域活力の減退、都市施設の老朽化、防災性・安全性などが問題となっており、国などでも、ICT*を活用したスマートシティ、ウォークアブルシティなどこれからの都市の新たなあり方について、さまざまな概念やモデルが提示されてきています。蕨市では、2021(令和3)年に「蕨市都市計画マスタープラン」、「蕨市立地適正化計画」を策定し、今後のまちづくりに当たり、都市の将来像とその実現に向けた方針、持続可能な都市を目指すための施策などを示しました。
- 蕨市では現在、市街地整備事業として、蕨駅西口地区第一種市街地再開発事業(第2工区)、錦町土地区画整理事業、地区計画制度*を活用した中央第一地区まちづくり事業を進めています。このほか、2022(令和4)年に策定した「蕨市景観計画」に基づく景観づくりを進めるなど、地域特性を生かしたまちなみ形成に努めています。
- 今後も、蕨市を持続可能な都市として発展させていくためには、蕨駅周辺を都市機能の核とした魅力ある空間づくりを進め、人が集う活力あるまちとしていく必要があります。あわせて、市内には蕨らしさの核である中山道蕨宿周辺をはじめとした歴史的・文化的資源も多いことから、これらを生かした蕨らしいまちづくりに取り組む必要があります。

面整備状況図



施策1 魅力ある空間づくりの推進

- (1) 計画的な都市形成の推進
 - ① 都市形成の将来ビジョンであり、その実現に向けた方針や施策を示す「蕨市都市計画マスタープラン」や「蕨市立地適正化計画」に基づき、本市の特性を生かした都市形成を推進します。
- (2) 蕨駅西口地区市街地再開発事業の推進
 - ① 蕨駅西口地区市街地再開発事業により、住宅施設や商業業務施設、公共公益施設からなる建物の整備や駅前広場の再整備など、市の玄関口にふさわしい駅前の魅力ある空間の創出に向けた整備を進めます。
- (3) 錦町土地区画整理事業の推進
 - ① 公共施設の整備改善や、良好な住環境の形成を進めるため、権利者の理解と協力を得ながら、錦町土地区画整理事業による道路や公園の整備などを計画的に推進します。
 - ② 地区の特性に応じた敷地面積の最低限度や建築物の高さの最高限度などを定めた「錦町地区地区計画」により、錦町地区にふさわしいまちづくりを進めます。
- (4) 中央第一地区まちづくり事業の推進
 - ① 「中央第一地区まちづくりプラン」に基づき、地区計画制度*を活用したまちづくりを推進するとともに、駅前通りの拡幅・リニューアル整備を通じて、にぎわいの軸としてふさわしい空間の形成に取り組みます。
 - ② 個々の建替えにより不燃化などを促進するとともに、区画道路や公園などの整備により、安全・安心に住み続けられるまちづくりを進めます。



施策2 快適で暮らしやすいまちづくりの推進

- (1) 景観まちづくりの推進
 - ① 「蕨市景観計画」の周知とあわせ、計画に基づく良好な景観形成を推進します。
 - ② 中山道蕨宿周辺においては、「中仙道蕨宿まちなみ協定*」により進められている歴史的なまちなみの維持・保全活動を支援します。
 - ③ 地域住民との協働により、都市の美観の維持や向上を図ります。
- (2) 狭隘道路の解消
 - ① 市街地整備事業や「蕨市狭隘道路拡幅整備要綱」などに基づき、狭隘道路の解消に向けた取組を推進します。
- (3) 地区計画などの活用促進
 - ① 地区計画制度*や建築協定などの周知を図りながら、制度を活用した市民の主体的なまちづくりを支援します。

26 道路・交通

目指す姿 道路などの計画的な整備・改修、市民や団体との協働による維持管理を行うとともに、鉄道やバスの利便性等の向上に努め、市民が安全で快適に行き交うことができるまちを目指します。

◆ 現況と課題

- わが国の道路は、2021(令和3)年3月時点で総延長約128万kmに達しており、日常生活や産業振興に必要な都市基盤となっていますが、一方で、高度経済成長期に整備された道路も多く、老朽化への対応が全国的な課題となっています。また、鉄道やバスといった公共交通機関については、地域により路線の維持など持続可能性の確保が課題となっています。蕨市では、古くから主要交通路として利用されていた中山道が、国道17号として現在も広域幹線道路の役割を果たしているほか、県道川口・蕨線や蕨停車場線などの主要県道とこれらをつなぐ市道が、コンパクトな市域において充実した道路網を形成しています。また、公共交通についても、J R京浜東北線蕨駅をはじめ、市外の西川口駅やJ R埼京線北戸田駅、戸田駅、戸田公園駅などが徒歩圏で利用可能なほか、民間路線バスや、コミュニティバス「ぷらっとわらび」など、比較的充実した環境にあります。
- 蕨市では、市街地整備事業などの都市基盤整備の機会を捉えて道路の整備を進めるとともに、老朽化した道路・橋りょうの改修を計画的に推進しており、また、「ぷらっとわらび」の運行などにより市民にとって利便性の高い公共交通の充実に取り組んでいます。
- 密度の高い市街地が既に形成されている蕨市では、これからも、道路・橋りょうの改修などにより、安全で快適かつ通行しやすい道路を維持する必要があります。
- また、高齢化を背景として公共交通の果たす役割の重要性が増していることから、市民のニーズを捉え、関係機関や事業者などとの連携を図りながら、鉄道やバス、駅の利便性向上に向けた取組、シェアサイクル*などの新たな交通手段への対応などを継続的に進めていく必要があります。

施策1 道路等の整備



- (1) 幹線道路と生活道路等の整備
- ① 市街地整備事業などの都市基盤整備の機会を捉えて、都市計画道路と生活道路の計画的な整備を進めます。
 - ② 市民や団体との協働により、身近な道路の清掃を行うとともに、適正な街路樹の維持管理に努めます。また、市民等の主体的な活動の継続と活性化に向けた支援を行います。
- (2) 道路・橋りょうの計画的改修
- ① 老朽化の進行状況や交通量、市民ニーズなどを踏まえ、道路や道路附属施設、橋りょうを計画的に改修し、道路交通の安全確保、橋りょうの長寿命化を進めます。
- (3) 出歩きやすい歩道等の整備
- ① ユニバーサルデザイン*に配慮し、だれもが安心して利用できるとともに、出歩きやすいウォーカブル*なまちづくりの推進に向けて、歩道の段差の解消などを進めます。

施策2 交通の利便性等の向上



- (1) 鉄道の利便性と安全性向上
- ① J Rに対し、蕨駅の利便性と安全性の確保に向けた協議や、京浜東北線や埼京線の利便性向上に向けた協議を継続的に行います。
- (2) バスの利便性向上
- ① 民間バス事業者に対する路線維持や利便性の向上に向けた協議を継続的に行います。
 - ② コミュニティバス「ぷらっとわらび」については、運行ルート改善などを含め利便性の向上を図りながら、利用促進を図ります。
- (3) 新たな交通・移動手段の検討
- ① 民間事業者等と連携を図りながら、市民ニーズを踏まえ、時代に対応した新たな交通・移動手段の導入について検討します。

27 上・下水道

目指す姿

上・下水道事業の健全な運営と施設の計画的整備に努め、市民の日常生活に必要不可欠な都市基盤としての機能の維持・向上を目指すとともに、施設の耐震化や下水道による雨水対策を進めるなど、市民の快適で安全な生活を支える上・下水道が充実したまちを目指します。

◆ 現況と課題

- わが国の上・下水道事業は、人口増加と高度経済成長に伴う拡張期を経て、現在では、人口減少などを背景として、健全運営や施設の維持・更新に重点が置かれる時期を迎えています。また、上・下水道は人々の日常生活や社会経済活動を維持するために必要不可欠な都市基盤であることから、大規模な地震や豪雨災害時にも機能を発揮する耐震化等の対策が求められています。蕨市の上水道は、1958(昭和33)年度に給水を開始し、1975(昭和50)年度には普及率100%を達成、一方、下水道は、1969(昭和44)年度から事業を展開し、2022(令和4)年度末の対人口普及率は96.9%となっており、いずれも老朽化と災害等に対応するための今後の維持管理が極めて重要です。
- 蕨市では、上水道については、「蕨市水道事業ビジョン」に基づき、「市民の豊かさつなぐ わらびの水道」を実現するため、この間、耐震性の劣る石綿セメント管*の解消をほぼ達成させるとともに、基幹管路*の耐震化などの取組を推進しています。また、下水道は、「蕨市下水道ストックマネジメント計画」に基づき改築修繕工事を順次進めており、また、2021(令和3)年には「蕨市公共下水道事業経営戦略」を策定し、事業の健全運営に努めています。
- 今後も上水道については、「蕨市水道事業ビジョン」に基づき、引き続き安心・安全な水の安定的な供給を図るとともに、管路や施設について、耐震化等を含めた維持管理を図ることが必要です。
- あわせて、下水道については、今後も、錦町土地区画整理事業の進捗に合わせた施設の計画的な整備による下水道未整備地区の解消や、既設の下水道施設の適切な維持管理及び長寿命化・耐震化を踏まえた計画的な改築修繕、都市型水害に対応するための雨水対策などが必要です。

施策1 上水道の整備



(1) 水道事業の健全な運営

- ① 「蕨市水道事業ビジョン」の各施策を着実に実施するとともに、アセットマネジメント*や経営戦略に基づき、「将来にわたって、市民に安心・安全な水を安定的に、適正な料金でお届けする」経営理念の実現に向け、事業の中長期的な健全運営に努めます。
- ② 広報蕨や市ホームページ、水道部発行の広報紙「水道とくらし」などを活用し、水道事業に関する情報を提供するとともに、意見や要望などの収集に努めます。

(2) 施設の計画的整備

- ① 「蕨市水道事業ビジョン」に基づき、重要施設配水管路*などの災害時に重要な役割を果たす管路について計画的に耐震化・長寿命化を進めます。
- ② 中央・塚越浄水場、取水井、導・配水管路などの既存施設を適切に維持管理します。

施策2 下水道の整備



(1) 下水道事業の健全な運営

- ① 「蕨市公共下水道事業経営戦略」等に基づき、経営の効率化を図り、事業の中長期的な健全運営に努めます。

(2) 施設の計画的整備

- ① 錦町土地区画整理事業区域における分流式下水道*の整備を進めます。
- ② 南町・塚越ポンプ場及び既設下水道管路の適切な維持管理と、「蕨市下水道ストックマネジメント計画」に基づいた計画的な長寿命化・耐震化を推進します。

(3) 雨水対策の推進

- ① 浸水被害を軽減するため、下水道整備による都市浸水対策を推進するとともに、市民や事業者による雨水流出抑制対策を促進します。また、市民に対し内水ハザードマップ*の周知を図ります。

28 住宅

目指す姿 住宅の改善や確保についての取組の充実を図るとともに、質の高い住宅の確保、適正な維持管理のための支援に努め、市民が心豊かに暮らし続けられるより良い居住環境が整ったまちを目指します。

◆ 現況と課題

- 住まいは、人々が生活を営む上での大切な基盤であり、安定的な量の確保とともに、その質の確保が求められています。国は、2021(令和3)年に新たな住生活基本計画(全国計画)を策定し、激甚化する災害や気候変動への対応、既存ストックの流通促進、新技術の活用などを踏まえた住宅政策を推進しています。更に、空家等対策の推進に関する特別措置法の改正(2023(令和5)年)に伴い、空き家対策が総合的に進められています。蕨市は、高度経済成長期に人口が急増し、今に至るまで東京近郊の住宅都市として発展してきた背景があり、住宅等の高経年化が進んでいることから、質の高い住宅の確保、居住環境の改善などについて、適切に支援していくことが求められます。
- 蕨市では、住宅の耐震化の促進、蕨市住宅改修資金助成金を通じた既存住宅の改修支援、三世代ふれあい家族住宅取得補助制度による三世代の市内定住のための住宅確保支援などを進めるとともに、「蕨市マンション管理適正化推進計画」や、「蕨市老朽空き家等の安全管理に関する条例」などにより民間住宅の適正な維持管理を促しています。あわせて、市営住宅については、既存住宅の計画的な長寿命化と適正管理を通じて、老朽化対策やより良い住環境の実現に努めています。
- 今後は、特に、将来を担う若い世代、子育て世代の定住を促進するとともに、どの世代も恒久的に住み続けられる環境を整備していくことが重要であり、住まいの安全性・快適性向上への支援や、環境への配慮に向けた支援などを、継続的に検討し充実していく必要があります。
- また、現在の市営住宅を最大限に活用するため、建物の長寿命化を図るとともに、引き続き計画的かつ適切な維持保全を実施することが求められています。



施策1 住宅の改善・確保と適正管理

- (1) 住宅の改善に向けた支援の充実
- ① リフォームやバリアフリー化、耐震化、環境への配慮などに向けた住宅改善の支援の充実に努め、だれもが安心して住み続けられる住宅環境の整備を促進します。
 - ② 住宅相談制度の周知を図るとともに、悪質な事業者による被害防止に向けた情報提供を行います。
- (2) 質の高い住宅の確保と支援
- ① 民間事業者との連携により、良質な民間賃貸住宅の供給を促します。また、住宅の流通に関する適切な情報提供や相談体制の充実に努めます。
 - ② 三世代ふれあい家族住宅取得補助制度により、親・子・孫の三世代の同居や近居を支援します。
- (3) 民間住宅等の適正管理の促進
- ① 「蕨市マンション管理適正化推進計画」に基づき、マンション管理に関する基礎セミナーの開催やマンションアドバイザーの派遣などを実施し、各関係主体との連携により、良好な住環境の整備に努めます。
 - ② 「蕨市老朽空き家等の安全管理に関する条例」及び「蕨市さわやか環境条例」に基づき、空き家などの適正な維持・安全管理を推進します。



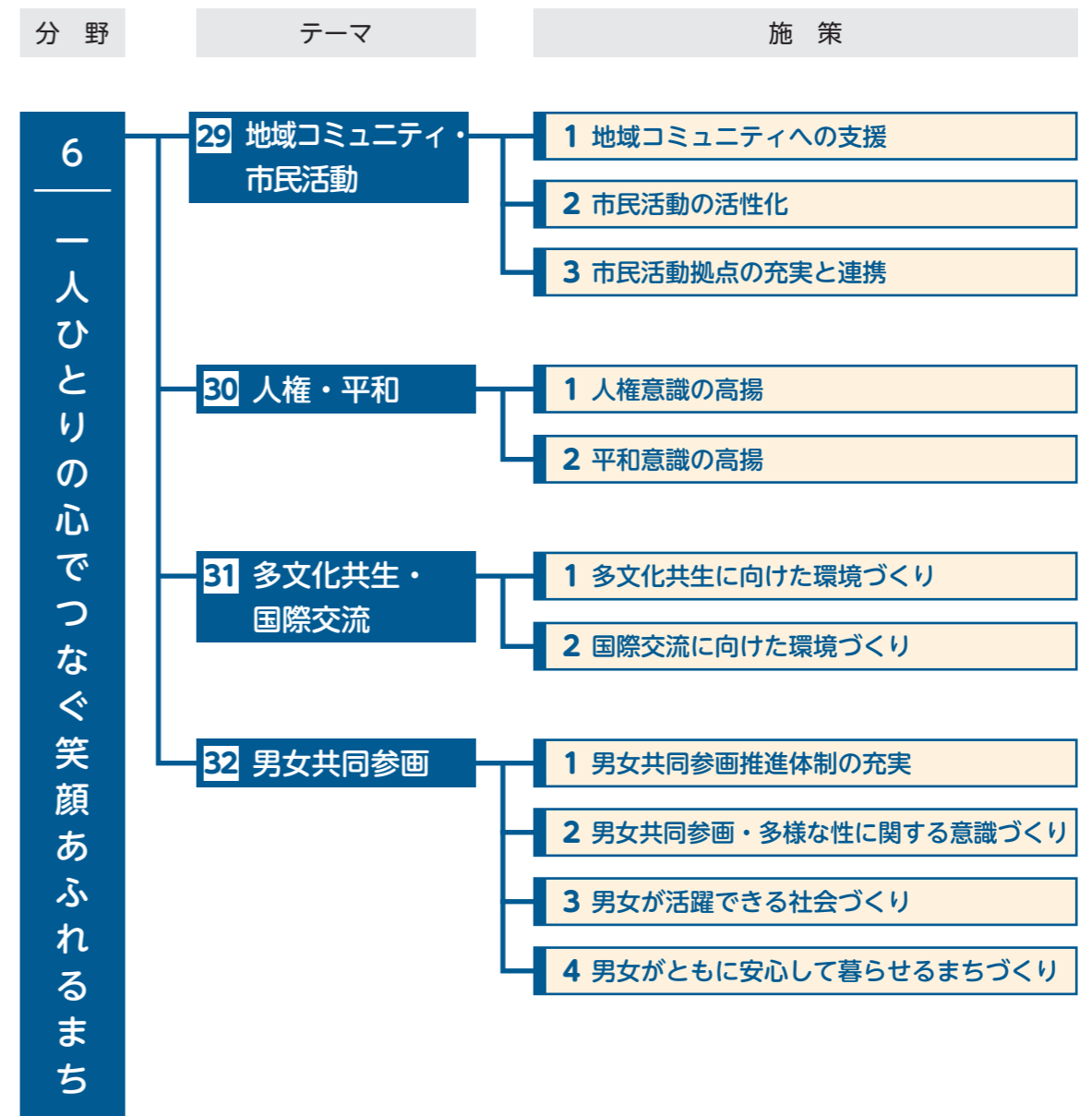
施策2 市営住宅の適切な維持管理

- (1) 既存市営住宅の計画的長寿命化と適正管理
- ① 「蕨市営住宅等長寿命化計画」に基づき、既存市営住宅の計画的な予防保全を図り、施設の適正な維持管理に努めます。

第6章 一人ひとりの心でつなぐ笑顔あふれるまち

市民による自主的なまちづくりを更に活性化していくため、地域コミュニティや各種団体・NPOなどによる市民活動を支援し、お互いの顔が見える、笑顔があふれるまちを目指します。また、人権や平和、多文化共生*、男女共同参画などについての学習や実践を促し、市民一人ひとりが尊重される、心でつなぐまちを目指します。

【施策の体系】



【指標】

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|----------------------|-------------------------|-----------|
| 町会加入世帯数 | 24,913 世帯 (令和4年9月時点) | 25,000 世帯 |
| わらびネットワークステーション登録団体数 | 213 団体 | 250 団体 |
| 外国人向け一元的相談窓口支援件数 | — | 500 件 |
| 審議会等への女性委員登用率 | 42.8% (令和5年4月1日時点) | 45% |

現状値＝特記のないものは令和4年度実績または令和4年度末実績 目標値＝令和10年度目標または令和10年度末目標

【関連計画等（主要なもの）】

| 計画等の名称 | 内容 |
|---------------------|---|
| 蕨市多文化共生指針 | 国籍や民族を越えて、互いの文化的違いを認め合いながら、ともに生きる地域社会づくりの実現に向けて、多文化共生*の方向性を定めた指針です。 |
| 蕨市男女共同参画パートナーシッププラン | 男女共同参画社会の実現に向けた各施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。 |
| 蕨市DV防止基本計画 | DV*の防止や被害者に対する支援のための施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。 |

【協働とDXの取組】

| テーマ | 具体的な取組（例） |
|-----|--|
| 協働 | 活発な地域コミュニティ活動や市民活動に立脚したまちづくりを進めるとともに、市民一人ひとりの平和意識、人権意識等の醸成により、みんなにわたるまちづくりを進めます。 |
| DX | デジタル技術の活用により、地域活動・市民活動に取り組む市民との情報共有手段の充実を図るとともに、国際交流や多文化共生*への理解促進等を図ります。 |

【SDGsの取組】

| ゴール5：ジェンダー平等を実現しよう | |
|---|---|
|  | 32-1. 男女共同参画推進体制の充実（男女共同参画の計画的な推進、市民による推進体制の充実） 32-2. 男女共同参画・多様な性に関する意識づくり（ジェンダー平等の意識啓発と多様性への理解促進、男女共同参画を推進する教育・学習の充実） 32-3. 男女が活躍できる社会づくり（意思決定過程への女性の参画推進、男女が活躍できるためのワーク・ライフ・バランスの推進） 32-4. 男女がともに安心して暮らせるまちづくり（男女共同参画の視点に立った地域づくりの推進、性の理解・尊重の促進） |
| ゴール10：人や国の不平等をなくそう | |
|  | 30-1. 人権意識の高揚（市民の意識の高揚、人権教育の推進、人権相談と人権擁護の推進） 31-1. 多文化共生に向けた環境づくり（多文化共生への理解の促進、外国人住民向けサービスの充実、関係団体などへの支援と連携） 31-2. 国際交流に向けた環境づくり（国際理解教育の充実、国際交流の促進） |
| ゴール16：平和と公正をすべての人に | |
|  | 30-2. 平和意識の高揚（市民の意識の高揚） 32-4. 男女がともに安心して暮らせるまちづくり（暴力根絶と被害者への支援） |
| ゴール17：パートナーシップで目標を達成しよう | |
|  | 29-1. 地域コミュニティへの支援（地域コミュニティ活動への支援） 29-2. 市民活動の活性化（市民や市民活動団体への支援） 29-3. 市民活動拠点の充実と連携（市民活動拠点の充実、地域コミュニティ活動と市民活動との連携による課題解決） |

29 地域コミュニティ・市民活動

目指す姿 町会や各地区のコミュニティ委員会などといった地域におけるさまざまな活動と、多様な分野における市民活動を支援するとともに、そうした活動を有機的に結び付けることにより、市民みんなで創る笑顔あふれるまちを目指します。

◆ 現況と課題

- 人口減少、少子高齢化や核家族化が進むなかで、わが国では、地域コミュニティの希薄化が顕著となり、その一方では、まちの課題の解決に向け、さまざまな分野における市民活動の盛り上がりなどもみられます。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大は、こうした活動にも大きな制約を与え、地域における人と人とのつながりのあり方は、いま改めてクローズアップされているところです。蕨市では、長年にわたり町会などの自治組織のほか、各地区のコミュニティ委員会などが、地域コミュニティの中核を担い、今日の蕨市を築きあげてきました。また、福祉や子育てといったテーマに沿った市民活動も盛んであり、2011(平成23)年に開設したわらびネットワークステーションでは、市民活動団体と市との協働により、幅広い情報発信や市民活動の支援を行っています。いずれの活動も、一時期のコロナ禍での制約を経て活動を再び活発化しているものの、高齢化などを背景とした担い手不足等の課題は、蕨市においても例外ではありません。
- 蕨市では、これまで地域コミュニティ活動や市民活動への支援、コミュニティ・センター*やわらびネットワークステーションなどの活動拠点の整備などにより、こうした市民の活動を促進し、その力をまちづくりに生かしてきました。
- 社会のあり方は著しく変化していますが、これからも、蕨市のまちづくりには地域の力は不可欠であり、地域コミュニティ活動の中核である町会や各地区のコミュニティ委員会などの活動を引き続き支援し、地域活動の活性化を図っていく必要があります。
- また、さまざまな分野で活動する市民活動団体は、まちづくりの担い手として重要な役割を果たしていることから、活動の支援や担い手の確保を進め、今後も活性化を図っていく必要があります。
- 更には、まちの課題解決に向け、地域コミュニティ活動とテーマ型の市民活動との連携を促し、地域課題の解決に向けてみんなで取り組んでいくことにより、蕨のまちづくりを推進する地域力の向上を促していく必要があります。



施策1 地域コミュニティへの支援

- (1) 地域コミュニティ活動への支援
- ①防災・防犯活動や福祉活動をはじめ、文化・スポーツ活動や伝統行事など地域におけるさまざまな取組に対して支援を行い、活動の活性化を図ります。
 - ②活動の意義を分かりやすく伝えるなど、周知方法の工夫に努め、単身世帯や市外からの転入世帯、外国人世帯などを含めたすべての市民を対象として、地域コミュニティへの参加促進を図ります。



施策2 市民活動の活性化

- (1) 市民や市民活動団体への支援
- ①わらびネットワークステーションにおいて、市民活動団体情報やわらび市民活動人材ネットワーク*などにより、市民や市民活動団体に対して情報提供を行い、市民活動への参加促進と団体の活性化を図ります。
 - ②市民活動団体のネットワーク化を図るとともに、蕨市SDGs提案制度*などにより、市民活動団体が自主的に企画・運営する公益的な活動を支援します。
 - ③新たな活動の担い手を増やしていくために地域デビューのきっかけづくりや市民活動の中心となる人材の育成を支援します。

施策3 市民活動拠点の充実と連携

- (1) 市民活動拠点の充実
- ①コミュニティ・センター*やわらびネットワークステーションなどの市民活動の拠点において、社会や地域のさまざまな課題の解決に向けた支援の充実を図るとともに、更なる利用を促す情報発信に努めます。
- (2) 地域コミュニティ活動と市民活動との連携による課題解決
- ①地域コミュニティ団体と市民活動団体との連携を促進し、協働による地域課題の解決を図ります。
 - ②各地区のコミュニティ委員会を中心に、関連する各団体との連携をとりながら、地区のまちづくりについての検討を進め、協働による実践を図ります。

30 人権・平和

目指す姿 市民一人ひとりがお互いを尊重する心を育み、人権意識の高揚を図りながら市民の人権の擁護を推進します。また、戦争の悲惨さと平和の尊さを伝える取組を進め、人権の尊重と平和を愛する心を醸成するまちを目指します。

◆ 現況と課題

- わが国には、同和問題*をはじめ、子どもへの虐待、いじめ、ドメスティック・バイオレンス(DV)*、さまざまなハラスメント*、インターネットを悪用した中傷、LGBTQ*などの性的少数者や外国籍の人への差別や偏見など、いまだ人権に関する問題・課題が多く残されています。また、近年の国際情勢は、世界中の人々の願いである平和に対する脅威であり、戦争の悲惨さと平和の尊さを伝える取組の重要性は、今一層増しています。
- 蕨市では、国から委嘱を受けた人権擁護委員*による人権相談が行われているほか、学校教育における人権感覚の育成や、生涯学習における人権学習、さまざまな人権課題を視野に入れた指導の充実などを図っています。また、蕨市は、第二次世界大戦末期に3度にわたる空襲を受け、多くの犠牲者を出したことから、1985(昭和60)年に「蕨市平和都市宣言」を制定、2010(平成22)年には平和都市宣言塔を設置し、平和の尊さを伝える平和学習などの取組も進めています。
- 社会経済情勢の著しい変化のなかで、人権問題も多様化・複雑化し、新たな人権課題が生じています。このため、お互いを尊重するという基本的な考え方を再認識し、差別のない明るい社会の実現を目指すとともに、支援を必要とする人を守る環境づくりが求められています。
- また、近年の国際情勢の緊張を背景として、平和を願う声が一段と高まっていることから、平和を愛する心の更なる醸成に取り組んでいく必要があります。

施策1 人権意識の高揚

- (1) 市民の意識の高揚
- ① だれもが生きやすい社会の実現を目指し、さまざまな人権課題に対する市民の理解を深めるため、広報蕨や市ホームページ、SNS*、パンフレットなどさまざまな媒体や街頭啓発などの機会を活用し、周知・啓発活動に努めます。
- (2) 人権教育の推進
- ① インターネットを介した人権侵害やさまざまな人権課題などに対応しながら、小学校における人権の花運動や小・中学校における人権教室、人権作文の実施などを通じ、学校教育において、子どもの成長段階に応じた人権感覚の育成に努めます。
 - ② 生涯学習の一環として、人権について学ぶ講座や講演会、パネル展などを開催します。
- (3) 人権相談と人権擁護の推進
- ① 差別やいじめ、家庭問題など幅広い人権問題の早期解決に向けて、人権擁護委員*による人権相談の利用促進を図ります。
 - ② 人権侵害の申告に対し、関係機関と協力して被害者の救済につなげます。
 - ③ パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度*などの充実を図り、当事者が各種サービスや社会的な配慮を受けやすい環境づくりに努めます。

施策2 平和意識の高揚

- (1) 市民の意識の高揚
- ① 広報蕨や市ホームページなどを活用した周知・啓発活動や、平和について考える講演会、パネル展などを継続的に開催し、市民の平和意識の高揚を図るとともに、市民の主体的な取組を支援します。
 - ② 戦争の歴史を後世に伝えるため、関係資料の収集や保存に努めます。

31 多文化共生・国際交流

目指す姿

グローバル化が進展するなか、市民主体のさまざまな国際交流活動の支援などを通じて、国際的視野の醸成や国際社会を担う人材を育成するとともに、国籍や文化、習慣、言語などの違いを越えて、ともに豊かに生きることのできる環境づくりを進め、多文化共生*のまちを目指します。

◆ 現況と課題

- 2020(令和2)年国勢調査によれば、わが国の総人口に占める外国人の割合は2.2%であり、その比率は年々増加しています。また、一時コロナ禍により停滞したものの、グローバル化を背景とし、文化・芸術、スポーツなどを通じた国際交流活動が、多様な主体により引き続き盛んに行われています。
- 蕨市は、その立地や利便性などから居住する外国人住民の数が、7,746人(2023(令和5)年1月1日時点)で総人口の10.3%と、外国人人口の比率が県内で最も高いまちとなっています。また、長年にわたり、姉妹都市(アメリカ合衆国エルドラド郡)や友好都市(ドイツ連邦共和国リンデン市)などとの市民を主体とした国際交流活動が展開され、国際交流も盛んなまちです。
- 蕨市では、国籍や民族を越えて、互いの文化的な違いを認め合いながら、ともに生きる地域社会づくりの実現に向け、2022(令和4)年に「蕨市多文化共生指針」を策定し、外国人向け一元的相談窓口の設置など、多文化共生*の取組を進めています。また、国際交流事業として、児童・生徒の国際的な視野を広げる国際理解教育や国際青少年キャンプを実施しており、更に同キャンプ事業に参加した青少年が中心となって、国際交流ボランティア活動などに主体的に取り組んでいます。
- 外国人が多く暮らすまちとして、今後も、地域生活における相互理解の進展などに努め、だれもが住みやすいまちづくりを進めるとともに、多文化共生*社会の実現を図っていくことが重要です。
- また、国際交流活動については、市民、児童・生徒の国際的な視野を醸成する大切な取組であることから、国際理解教育の充実を図るとともに、市民を主体とした活動が更に継続・発展するよう、側面から支援することが重要になっています。

【外国人人口の動向】

(各年3月末日現在・人)

| 年 | 国名 | 中国 | ベトナム | ネパール | 韓国及び朝鮮 | フィリピン | バングラデシュ | その他 | 合計 |
|-------------|----|-------|------|------|--------|-------|---------|-----|-------|
| 2019(平成31)年 | | 4,369 | 597 | 318 | 443 | 378 | 176 | 477 | 6,758 |
| 2020(令和2)年 | | 4,831 | 737 | 345 | 451 | 389 | 161 | 534 | 7,448 |
| 2021(令和3)年 | | 4,963 | 801 | 321 | 421 | 350 | 145 | 560 | 7,561 |
| 2022(令和4)年 | | 4,904 | 757 | 337 | 389 | 341 | 137 | 513 | 7,378 |
| 2023(令和5)年 | | 5,266 | 772 | 399 | 376 | 335 | 166 | 544 | 7,858 |

市民課



施策1 多文化共生に向けた環境づくり

- (1) 多文化共生への理解の促進
 - ①「蕨市多文化共生指針」に基づき、多文化共生事業・みんなの広場や公民館における国際理解・交流事業などを進め、外国人住民との相互理解を促進します。
- (2) 外国人住民向けサービスの充実
 - ①外国人向け一元的相談窓口を中心として、外国人住民に対して医療や福祉、子どもの教育など生活に関する相談支援の充実を図ります。
 - ②外国人住民が適切なサービスを受けられるよう、多言語化ややさしい日本語の表記などによる情報提供に努めます。
 - ③教育センター*における日本語特別支援教室の運営により、日本語による会話などに困難を抱える児童・生徒等に対する支援を行います。
- (3) 関係団体などへの支援と連携
 - ①日本語ボランティアサークルなど関係団体との連携を図り、多文化共生*の担い手の育成・確保を支援します。
 - ②外国人総合相談センター埼玉など、関係団体との連携強化を図ります。
 - ③地域との連携により、外国人世帯の地域コミュニティへの参加促進に努めます。

施策2 国際交流に向けた環境づくり

- (1) 国際理解教育の充実
 - ①中学校におけるICT*の活用等を通じた国際交流など、学校教育における国際理解の機会の充実に努めます。
 - ②小・中学校に配置しているALT(外国語指導助手)を通じた国際理解教育を推進します。また、ALTの更なる活用手法などについて検討します。
- (2) 国際交流の促進
 - ①国際青少年キャンプを開催するとともに、国際交流推進ボランティア団体の育成・支援に努めます。

32 男女共同参画

目指す姿 市民の意識の醸成と、社会の環境整備を促すことにより、家庭や学校、地域、職場など社会のあらゆる分野で、男女が対等なパートナーとして個性と能力を生かし、社会に参画して責任を担い合う、男女共同参画のまちを目指します。

◆ 現況と課題

- 人生100年時代を迎え、若い世代の理想とするライフスタイルも変化するなど、人々の価値観は多様化し、また、家族のカタチも多様化しています。しかし、こうしたなかであっても依然として固定的な性別役割分担意識*は根強く残っており、国は、政策・方針決定過程への女性の参画拡大、雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和、あらゆる暴力の根絶など、男女共同参画の実現に向けた取組を推進しています。
- 蕨市は、「お互いよりよく生きたい。重たい荷物は男女で持ちましょう。」という印象的な前文で始まる「蕨市男女共同参画パートナーシップ条例」を2003(平成15)年に施行し、「蕨市男女共同参画パートナーシッププラン」、「蕨市DV防止基本計画」のもと、男女共同参画を推進するとともに、配偶者などからの暴力の防止と被害者支援などにも取り組んできました。
- 性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく慣行は、依然として根強く残っていることから、今後も引き続き、男女共同参画社会の実現に向けた市民、行政における推進体制の充実に努めていく必要があります。
- また、男女共同参画意識の啓発、男女平等・男女共同参画に関する教育・学習の充実などによって、市民一人ひとりの男女共同参画に向けた意識改革を促していくとともに、政策・方針などの意思決定過程への女性の参加促進や男女がともに働きやすい環境づくりを進め、男女が活躍できる社会を実現していく必要があります。
- 更には、男女がともに支え合う地域社会づくりを進めるとともに、DV*など暴力の根絶や被害者支援の充実、性の理解・尊重を促進することで、性差などにかかわらず、安心して暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

施策1 男女共同参画推進体制の充実

- (1) 男女共同参画の計画的な推進
- ① 「蕨市男女共同参画パートナーシッププラン」に基づき、男女の共同参画に向けた取組を全庁的に推進します。
- (2) 市民による推進体制の充実
- ① 男女共同参画の推進に向け、男女共同参画推進委員会において、取組の進捗状況などの確認と提言を行うとともに、講演会などを開催します。
 - ② 男女共同参画推進員の活動などを通じ、地域における男女共同参画を推進します。

施策2 男女共同参画・多様な性に関する意識づくり

- (1) ジェンダー平等の意識啓発と多様性への理解促進
- ① 家庭・地域・職場などにおける固定的な性別役割分担意識*などの解消に向け、さまざまな機会を通じて、ジェンダー平等を図ります。
 - ② 性的指向・性自認(SOGI)を尊重する取組を推進し、多様性を認め合うために人権教育や意識啓発を進めます。
- (2) 男女共同参画を推進する教育・学習の充実
- ① 学校、家庭、地域等あらゆる場において、男女共同参画及びジェンダー平等の意識に係る教育や学習の推進を図ります。

施策3 男女が活躍できる社会づくり

- (1) 意思決定過程への女性の参画推進
- ① 市の審議会等や市の管理職など、政策・方針決定過程への女性の登用を進めます。
 - ② 固定的な性別役割分担*にとらわれることなく、それぞれの個性と能力を生かして女性が地域活動に参画できるよう支援を行います。
 - ③ 女性の活躍促進に向けた人材育成に努めるとともに、人材情報の提供を行います。
- (2) 男女が活躍できるためのワーク・ライフ・バランスの推進
- ① 男女のワーク・ライフ・バランス*実現のため、男女がともに家事や育児、介護などに参画することへの啓発を行うとともに、仕事と子育てや介護との両立を支援します。
 - ② 就業や起業などのチャレンジを支援するとともに、多様な働き方への支援を行います。

施策4 男女がともに安心して暮らせるまちづくり



(1) 男女共同参画の視点に立った地域づくりの推進

- ①生活上のさまざまな困難や悩みに対する相談体制の充実や自立支援を行います。
- ②地域における防災活動への女性の参画を促すとともに、防災対策の各段階に女性の視点を取り入れるなど防災分野における男女共同参画を推進します。

(2) 暴力根絶と被害者への支援

- ①DV*やセクシュアルハラスメント、ストーカー行為、性暴力等の暴力の根絶に向けて、あらゆる世代への意識啓発と被害者への支援を充実します。
- ②庁内連携の強化を図りながら、配偶者暴力相談支援センター*における被害者の相談・支援の充実を図ります。

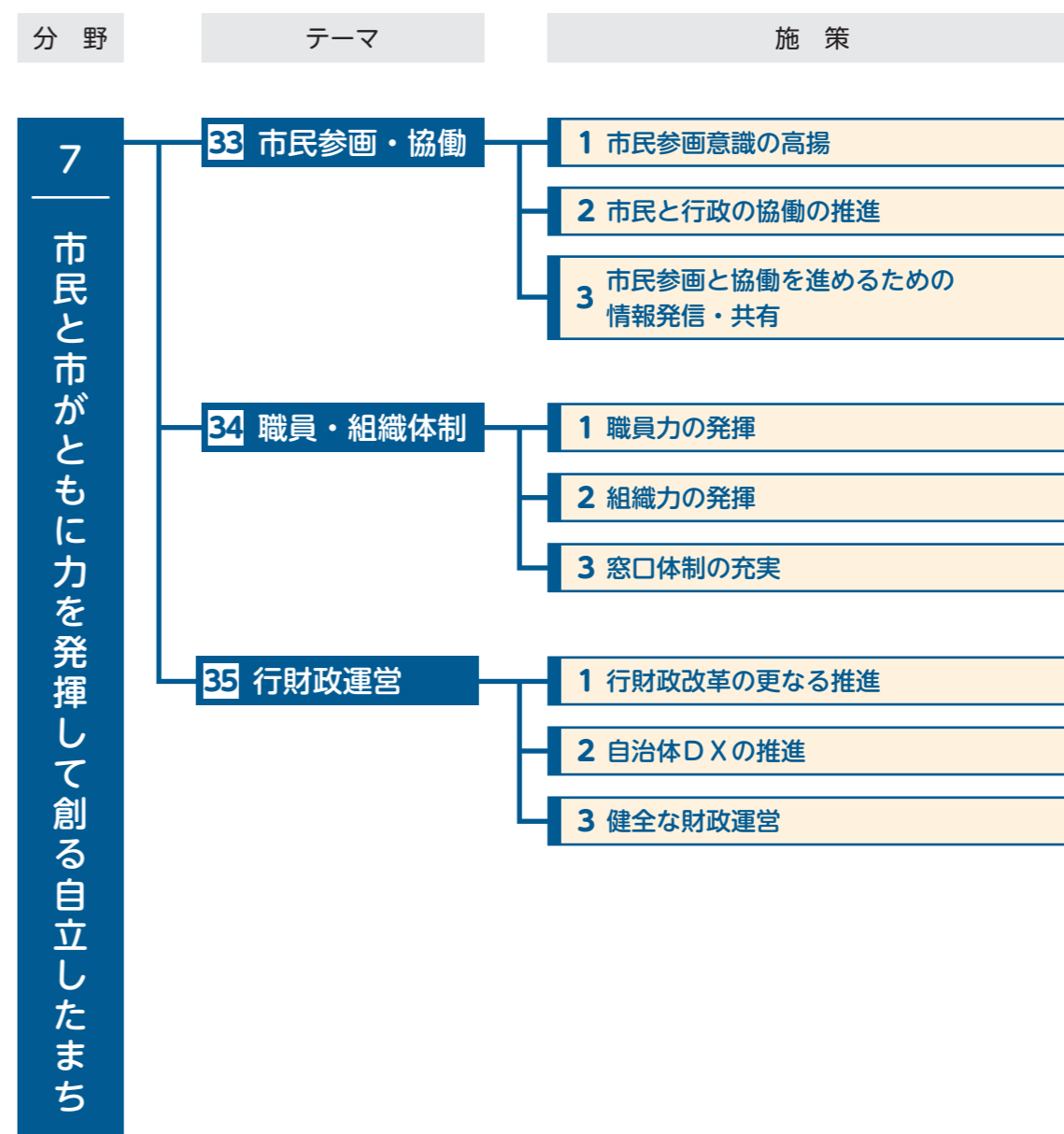
(3) 性の理解・尊重の促進

- ①生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ*)について、理解を深めるための啓発や相談・支援を行います。

第7章 市民と市がともに力を発揮して創る自立したまち

市民への積極的で効果的な情報発信や、市の計画づくりなどへの市民参画などを進めるとともに、協働によるまちづくりを一層推進し、市民とともに創るまちを目指します。また、市職員の人材育成や時代の変化に対応した組織体制の構築、デジタル技術の活用などを図るとともに、自主財源の確保と歳出の見直しによる安定的な財政運営に努め、自立したまちを目指します。

【施策の体系】



【指標】

| 指標 | 現状値 | 目標値 |
|--------------------------|-----------------------|--------|
| 協働事業（SDGs）提案制度への応募件数（累計） | 59件 | 90件 |
| 民間事業者等との連携協定の締結数（累計） | 44件 | 55件 |
| 個人市民税の収納率（現年課税分+滞納繰越分） | 97.4% | 98% |
| 市公式SNSの登録者数 | 5,587人 (令和5年10月時点) | 7,000人 |

現状値=特記のないものは令和4年度実績または令和4年度末実績 目標値=令和10年度目標または令和10年度末目標



【関連計画等（主要なもの）】

| 計画等の名称 | 内容 |
|---------------|---|
| 蕨市人財育成基本方針 | 目指すべき職員像や人材育成の取組を明確にすることで、人材育成の方向性を総合的に定めた方針です。 |
| 蕨市公共施設等総合管理計画 | 将来のまちの姿を見据えた公共施設等のあり方に関する基本方針を定め、施設の有効活用や適正配置、適切な維持管理などの総合的なマネジメントを推進するための計画です。 |
| 蕨市情報化総合推進計画 | 情報通信技術を活用し、市民の利便性向上や行政事務の効率化、情報の安全性・信頼性の確保を図り、情報化を推進することを目的とした計画です。 |

【協働とDXの取組】

| テーマ | 具体的な取組（例） |
|-----|---|
| 協働 | 行財政運営に関し市民へ適切な情報提供を図るとともに、職員の協働意識の醸成により、市民参画・協働のまちづくりを進めます。 |
| DX | デジタル技術の活用により、行政事務の効率化を図るとともに、市民の利便性向上を図ります。 |

【SDGsの取組】

| ゴール16：平和と公正をすべての人に | |
|---|---|
|  | 33-1. 市民参画意識の高揚（多様な市民参画機会の拡充、市民参画の促進に向けた啓発） |
| ゴール17：パートナーシップで目標を達成しよう | |
|  | 33-2. 市民と行政の協働の推進（協働の体制整備、ボランティア活動への支援、市民活動団体の設立や活動への支援） 33-3. 市民参画と協働を進めるための情報発信・共有（市民ニーズの把握、多様な媒体を活用した情報発信、情報公開・個人情報の保護） 34-1. 職員力の発揮（人材育成の機会の充実、職員を育てる人事制度、職員の採用と確保） 34-2. 組織力の発揮（効率的・効果的な組織運営、機動力の高い組織の運用、組織の目標管理とマネジメント力の強化） 34-3. 窓口体制の充実（窓口サービスの充実） 35-1. 行財政改革の更なる推進（行財政運営指針に基づいた取組の推進、公共施設等総合管理計画の推進、PDCAサイクルに基づいた施策・事業の見直し、民間活力の積極的な活用、広域連携の推進） 35-2. 自治体DXの推進（DX推進に向けた取組、デジタルデバインド対策、情報セキュリティ対策の強化） 35-3. 健全な財政運営（多様な手法による財源の確保、選択と集中による効率的・効果的な歳出の実現、将来世代に負担を先送りしない財政運営） |

33 市民参画・協働

目指す姿

市民参画・協働に対する市民の意識を高めながら、さまざまな機会を捉えた市民参画と協働の場づくりや、市の取組や地域情報の発信を積極的に進めるとともに、市民のニーズを把握し、市民に寄り添いながらまちづくりに取り組むことで、市民とともに創るまちを目指します。

◆ 現況と課題

- 市民が行政の政策等に意見や提案を行い、ともにまちづくりを考える「市民参画」は、市民意識の高揚や地方分権の進展、市民ニーズの多様化などを背景に、いまや全国の自治体と市民に浸透してきており、自治体のまちづくりに当たっては、欠かすことのできない理念となっています。一方、お互いが対等の立場に立ち、役割分担と責任のもと、共通の目的を達成するために協力して行動することを示す、「協働」の考え方も、市民参画同様に浸透しており、市民や団体、民間事業者、大学等、さまざまな主体と行政との協働によるまちづくりが全国各地で展開されています。
- 蕨市では、盛んな地域コミュニティ活動や市民活動を背景に、長年醸成されてきた市民参画と協働の土壌のもと、2013(平成25)年度から「蕨市市民参画と協働を推進する条例(愛称:みんなで創るわらび推進条例)」を施行し、市民参画制度の整備や、蕨市協働事業提案制度の創設などに取り組んできました。
- 市民参画・協働によるまちづくりは、蕨市のまちづくりにとって、今後も大切な理念であり、市民、団体・NPO、事業者など多様な主体の参画と協働によって、地域の課題解決に向けて取り組むため、今後も、「みんなで創るわらび推進条例」の理念のもと、市民参画の場、協働の場を充実していく必要があります。
- また、そのためには、市の取組や地域情報などを市民に広く、分かりやすく伝える情報の発信、情報の共有が必須です。こうした情報は、市民の市政への理解を促すだけでなく、市民の生活を便利に、快適にしていくためにも重要であり、広報蕨や市ホームページをはじめとしたさまざまな媒体を活用しながら、分かりやすい情報の発信・共有に努めていく必要があります。

施策1 市民参画意識の高揚

- (1) 多様な市民参画機会の拡充
- ①「みんなで創るわらび推進条例」を踏まえて、各種計画の策定や事業の実施などの機会を捉え、さまざまな市民参画の場の提供に努めます。
 - ②市民参画手続職員マニュアルに基づき、制度の適切な運用や工夫、改善を図ることで参画しやすい環境づくりを進め、幅広い層からの意見を効果的に市政運営に活用します。
- (2) 市民参画の促進に向けた啓発
- ①若者や子育て世代など、日頃、参画の機会が少ない人々を含め広く市民に呼びかけや啓発を行い、市民参画の促進に努めます。



強靱化

施策2 市民と行政の協働の推進

- (1) 協働の体制整備
- ①蕨市SDGs提案制度*などを活用し、地域課題の解決を図る場の充実に努めます。
 - ②協働のまちづくりに取り組む市民の育成を支援します。
 - ③民間事業者などとの公民連携による、地域課題に対応したまちづくりを進めます。
- (2) ボランティア活動への支援
- ①ボランティア活動の活性化に向け、市民や事業者等に広く参加を呼びかけるとともに、わらびネットワークステーションや蕨市社会福祉協議会のボランティアセンターを通じて活動の支援に努めます。
- (3) 市民活動団体の設立や活動への支援
- ①情報提供などにより、市民活動団体の設立を支援します。
 - ②市民活動団体の事業内容の周知や活動支援を行います。
 - ③ICT*等の活用など活動の活性化に向けた団体の主体的な取組の支援に努めます。



市民ワークショップの様子

施策3 市民参画と協働を進めるための情報発信・共有



- (1) 市民ニーズの把握
- ①市民の意見を把握するため、市民意識調査や各種アンケート、市長への手紙など多様な広聴活動を継続的に行います。
 - ②各地区における市長タウンミーティングや市民と市長の面会日など、市民から直接市政に対する意見を聴く機会の確保に努めます。
- (2) 多様な媒体を活用した情報発信
- ①市の取組や地域情報などを広く、分かりやすく伝えるため、広報蔵やテレビ広報「ハローわらび」、市ホームページなどの充実を図ります。
 - ②より多くの市民に効果的に伝わる情報発信を目指し、SNS*や市庁舎のデジタルサイネージ*など、デジタル技術を使用した情報発信手段の更なる活用を進めます。
- (3) 情報公開・個人情報の保護
- ①市民の知る権利に応える情報公開と、市民の信頼が得られる個人情報の保護を行い、開かれた市政を推進します。



市長タウンミーティング



市庁舎のデジタルサイネージ



情報発信にも活用する多目的会議室

34 職員・組織体制

目指す姿

地方分権や少子高齢化など、社会経済状況が変化するなかで多様化・高度化する市民ニーズに対応していくため、市職員の人材育成と、時代の変化に対応した組織体制の構築を図ることにより、職員の力と組織の力でより良い行政サービスを提供するまちを目指します。

◆ 現況と課題

- 地方分権による権限移譲が進み、かつ市民ニーズも多様化・高度化するなか、地方自治体の果たす役割がこれまで以上に大きくなっています。新型コロナウイルス感染症の拡大の際に改めて明らかになったように、とりわけ市町村は、市民生活にとって最も身近な行政機関であることから、その能力を最大限に発揮することが求められています。
- 蕨市では、厳しい社会経済状況のなか、多様化・高度化する行政需要に対応していくため、行政の職員力と組織力を高めながら、市民から信頼され、市民とともに歩む行政であることを基本とし、行政サービスの向上をはじめとした行政改革を強力に推進してきました。更に、「蕨市人財育成基本方針」に基づき、「真に市民にとっての『たから(財)』となる職員」を目指し、全庁をあげて人材育成に取り組んでいます。
- 蕨市は、市域がコンパクトであること、長年にわたり各地区のコミュニティを中心とした協働のまちづくりが行われてきたことから、市民と市役所との距離が物理的にも心理的にも近いという特長があります。このため、今後も市民から信頼され、市民とともに歩む行政であることを基本としながら、職員の能力等の向上に努めていく必要があります。
- また、著しい変化を見せる社会経済情勢や、少子高齢化のなかで多様化する行政課題に的確に対応していくため、効果的な組織運営や横断的な組織間の連携、民間の活用などを通じ、組織の力の向上に努めていく必要があります。
- 更には、職員及び組織における市民との協働意識の浸透を図りながら、市民にとって便利で快適な窓口サービスの充実などに取り組んでいく必要があります。

施策1 職員力の発揮

- (1) 人材育成の機会の充実
- ①「蕨市人財育成基本方針」に基づき、自己啓発や職場研修、職場外研修など、さまざまな人材育成の機会の充実を図ります。
- (2) 職員を育てる人事制度
- ①職員の意欲と能力の向上を図る視点からの人事評価を推進します。
 - ②公務員制度改革に対応した人事管理の見直しを行います。
- (3) 職員の採用と確保
- ①職員の採用や確保のあり方に関して継続的な検討・工夫を行うとともに、経験豊富な職員の能力の活用などに取り組みます。

施策2 組織力の発揮

- (1) 効率的・効果的な組織運営
- ①行政需要の変化に対応した効率的・効果的な組織体制を構築するとともに、適切な職員配置に基づく定員管理に努めます。
 - ②多様化・高度化する行政ニーズに対応するため、民間活力の導入を含めた組織体制の強化に努めます。
 - ③職員提案等制度を活用し、職員の自主的な提案や業務改善への取組を促進します。
- (2) 機動力の高い組織の運用
- ①多様化・高度化する行政課題に対して的確に対応するため、横断的な組織間の連携を推進します。
- (3) 組織の目標管理とマネジメント力の強化
- ①部や課による目標設定と検証を行い、業務を戦略的・大局的に進めるためのマネジメント力の強化を図ります。

施策3 窓口体制の充実

- (1) 窓口サービスの充実
- ①職員及び組織における市民との協働意識の浸透を図りながら、接遇など窓口サービスの向上や改善に努めます。
 - ②休日窓口や、駅前行政センターの開設、塚越連絡室の行政機能の充実などを通じて利便性の向上を図ります。
 - ③外国人向け一元的相談窓口やおくやみ窓口の運用などにより、引き続きニーズを踏まえた市民サービスの提供に努めます。

35 行財政運営

目指す姿 地方分権の進展に対応しつつ不断の行財政改革を進め、デジタル技術の活用を図りながら、安定的で健全な財政運営に努めることで、厳しい社会経済状況のなか、自立したまちを目指します。

◆ 現況と課題

- 地方分権が進展するなかにあつて、地方自治体が、多様化する行政課題や市民ニーズに的確に応えていくためには、今後も一層の行財政改革の推進が求められています。
- また、デジタル技術の著しい発展を背景に、さまざまな分野における行政サービス提供のあり方は急速に変革しており、国は、2021(令和3)年にデジタル庁を発足させ、住民の利便性向上や自治体の業務効率化などを目的とした、地方行政のデジタル化の推進に取り組んでいます。
- 蕨市では、これまで、7次にわたる行政改革大綱を策定し、行財政改革の不断の努力を続けるとともに、2017(平成29)年には「蕨市公共施設等総合管理計画」、2020(令和2)年には「第4次蕨市情報化総合推進計画」を策定するなど、効率的で効果的な行財政運営に向けた取組を各分野において進めています。
- 市民にとって最も身近な行政として、市民の期待に応えるとともにその役割を最大限に担う持続可能な行財政運営を実現するため、今後も引き続き行財政改革の更なる推進に努めていく必要があります。
- 特に、国が策定した「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」に対応し、デジタル技術の活用を全庁的に進めていくことにより、市民の利便性の向上や、行政事務の効率化を図っていく必要があります。更には、幅広い世代がデジタル技術の恩恵を受けられるよう、デジタルデバインド*に配慮した取組を行うことが求められています。
- また、地方自治体の財政をめぐる社会経済情勢の見通しはいまだ不透明であることから、今後も多様な手法による財源の確保に努めるとともに、効率的・効果的な歳出を実現し、将来世代に負担を先送りしない財政運営を心掛けていく必要があります。



施策1 行財政改革の更なる推進

- (1) 行財政運営指針に基づいた取組の推進
 - ① これまで継続的に策定してきた行政改革に係るプランを引き続き策定し、それに基づいた取組を着実に推進します。
 - ② 地方自治体の財政をめぐる国などの取組や社会経済情勢を踏まえ、中期財政見通しを策定します。
- (2) 公共施設等総合管理計画の推進
 - ① 「蕨市公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の適正な維持管理に努めます。
 - ② 「蕨市個別施設計画」に基づき、個別施設ごとの劣化状況等について定期的に調査を行い、その結果を踏まえ必要な処置を講じます。
- (3) PDCAサイクルに基づいた施策・事業の見直し
 - ① 行政評価のしくみに基づき、施策・事業の継続的な点検・見直しを行います。
- (4) 民間活力の積極的な活用
 - ① 市民サービスの向上やコスト削減が見込まれる分野において、指定管理者制度*やPFI*、民間委託などの活用を図ります。
 - ② 公民連携の推進を図り、民間の知見やアイデアをまちづくりに生かします。
- (5) 広域連携の推進
 - ① 時代のニーズに応じた広域行政のあり方を検討し、近隣市との効果的な連携を推進します。
 - ② 国や県との連携を強化し、より効果的な事業を展開することで成果の向上を図ります。



施策2 自治体DXの推進

- (1) DX推進に向けた取組
 - ① 行政手続きのオンライン化を進めるとともに、マイナンバーカードを利用した証明書等のコンビニ交付や公共施設へのWi-Fi設置など、デジタル化による市民の利便性の向上を図ります。
 - ② 新たなデジタル技術の活用を検討し、行政事務の効率化を図ります。
- (2) デジタルデバインド対策
 - ① 幅広い世代がデジタル技術の恩恵を受けられるよう情報提供や学びの機会の充実などデジタルデバインド*対策に努めます。

(3) 情報セキュリティ対策の強化

- ①情報セキュリティ対策を実施するとともに、職員一人ひとりのセキュリティ意識の向上を図ります。

施策3 健全な財政運営

(1) 多様な手法による財源の確保

- ①市税などの公平で適正な賦課徴収に努めるとともに、納付手続きの利便性の向上などを図り、滞納債権の回収を促進し、財源の確保を図ります。
- ②市有財産の売却・有効活用、有料広告事業などを推進し、財源の確保を図ります。
- ③国や県との連携を強化し、補助金の活用など財源の確保を図ります。

(2) 選択と集中による効率的・効果的な歳出の実現

- ①選択と集中の考え方にに基づき事務事業の見直しを進め、より効果的な事業へ予算を重点的に配分します。
- ②外郭団体などに対する補助金について、適正な交付を図ります。

(3) 将来世代に負担を先送りしない財政運営

- ①財政健全化指標(将来負担比率*)について、引き続き健全化を図ります。

第 3 部

蕨市国土強靱化
地域計画

1 国土強靱化地域計画とは

1 策定の趣旨

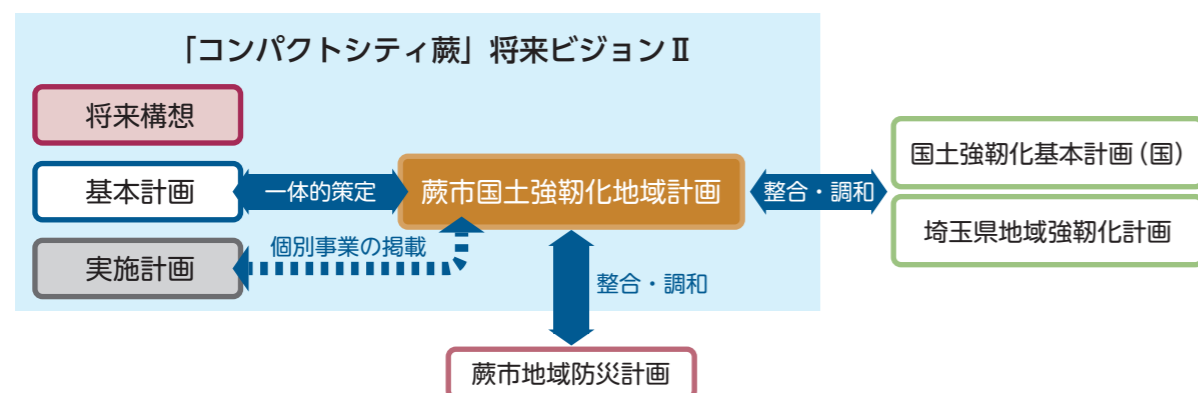
大規模自然災害等に備えた強靱な国づくりを進めるため、国は、2013(平成25)年に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下「基本法」という。)を公布・施行し、次いで「国土強靱化基本計画」(以下「国計画」という。)を策定しました。

基本法第13条では、「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画(以下「国土強靱化地域計画」という。)を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と定めており、これに基づき、2017(平成29)年には埼玉県が「埼玉県地域強靱化計画」(以下「県計画」という。)を策定し、本市においても、2021(令和3)年に「蕨市国土強靱化地域計画」を策定しました。

今後も引き続き、大規模自然災害等の発生時に市民の生命を最大限守り、地域社会の重要な機能を維持する「強さ」と、生活・経済への影響、市民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減して迅速な復旧・復興ができる「しなやかさ」を持ち、市民の安全・安心を守るよう備えるための計画として、改めて「蕨市国土強靱化地域計画」を、『コンパクトシティ蕨』将来ビジョンⅡにあわせて策定します。

2 計画の位置付けと計画期間

「蕨市国土強靱化地域計画」は、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として、基本法第13条に基づき策定するものです。このため、国計画や県計画、「蕨市地域防災計画」等とも整合・調和を図るとともに、『コンパクトシティ蕨』将来ビジョンⅡの一部として、基本計画と一体的に策定することによって、国土強靱化に関する本市の各種個別計画等の指針(いわゆる「アンブレラ計画」)とします。またこれに伴い、本計画の計画期間は、基本計画の計画期間と同様に2024(令和6)年度から2028(令和10)年度までの5年間とします。



2 想定する大規模自然災害

1 想定する大規模自然災害の種類

本計画では、県計画等を踏まえ、特に地震被害、風水害(洪水・竜巻)を基本として、市内で被害が生じうる大規模自然災害と、その規模を想定することとします。

2 地震被害の想定

県が2014(平成26)年に公表した「埼玉県地震被害想定調査報告書」によれば、東京湾北部地震、茨城県南部地震、元禄型関東地震、関東平野北西縁断層帯地震、立川断層帯地震の5つの地震が想定されています。

本市の場合、最も大きな影響を受けるのは「東京湾北部地震」と考えられます。この地震は、首都直下で発生する切迫性の高い地震のうち、経済的・社会的な影響が甚大となるため、「蕨市地域防災計画」では想定地震を県想定による「東京湾北部地震」(マグニチュード7.3)とし、本市における最大震度は6強と想定しています。

3 風水害(洪水・竜巻)の想定

本市で起こりうる風水害は、局地的な大雨により水路や下水道が大量の雨水を処理しきれなくなつて起こる内水はん濫、いわゆる都市型水害と、荒川や芝川・新芝川、鴨川・鴻沼川などが大雨により越流あるいは決壊し起こる洪水が主に考えられます。

このうち内水はん濫については、低地部等で浸水の可能性があり、一方、洪水については、2022(令和4)年に改定した「蕨市洪水ハザードマップ」では、「想定される最大規模の降雨」で荒川の洪水が発生した場合、市のほぼ全域が1m以上の深さで浸水し、市の南部と東部では3m以上に達するところもあると想定しています。

また、竜巻は、局所的・突発的に発生し甚大な被害をもたらすものです。その発生を事前に正確に予測することは困難ですが、県下では、2013(平成25)年に越谷市や熊谷市等で被害が発生し、災害救助法が適用された例があります。

3 基本目標と行動目標

1 基本目標

国計画及び県計画を踏まえ、本市における強靱化を推進するための基本目標を次のとおり設定します。

- ①市民の生命を最大限守る
- ②地域社会の重要な機能を維持し、生活・経済への影響をできる限り軽減する
- ③市民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減する
- ④迅速な復旧・復興を可能とする備えをする

2 事前に備える目標（行動目標）

基本目標を基に本市の強靱化を推進するために必要な事項として、国計画及び県計画を踏まえ、事前に備える目標（行動目標）を次のとおり設定します。

- ①被害の発生抑制により人命を保護する
- ②救助・救急・医療活動により人命を保護する
- ③交通ネットワーク、情報通信機能を確保する
- ④必要不可欠な行政機能を確保する
- ⑤生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する
- ⑥「稼げる力」を確保できる経済活動の機能を維持する
- ⑦二次災害を発生させない
- ⑧大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする

4 脆弱性の評価

1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

評価に先立ち、県計画及び本市の地域特性を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を32項目設定しました。


| 事前に備える目標（行動目標） | 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） |
|--|--|
| 行動目標 1 被害の発生抑制により人命を保護する | 1-1 火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態 |
| | 1-2 建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態 |
| | 1-3 異常気象（洪水・浸水・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態 |
| | 1-4 列車の転覆等の交通機関の被害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態 |
| | 1-5 災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態 |
| 行動目標 2 救助・救急・医療活動により人命を保護する | 2-1 救助・捜索活動が大量に発生し、対応が遅延する事態 |
| | 2-2 医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態 |
| | 2-3 ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態 |
| 行動目標 3 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する | 3-1 沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態 |
| | 3-2 信号機停止等により、多数の道路で通行障害が発生する事態 |
| | 3-3 旅客の輸送が長期間停止する事態 |
| | 3-4 物資の輸送が長期間停止する事態 |
| | 3-5 情報通信が輻輳・途絶する事態 |
| | 3-6 情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態 |
| 行動目標 4 必要不可欠な行政機能を確保する | 4-1 市の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態 |
| 行動目標 5 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する | 5-1 食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態 |
| | 5-2 電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態 |
| | 5-3 取水・配水機能不全により、給水停止が長期化する事態 |
| | 5-4 下水排除機能の長期間停止等により、下水が滞留する事態 |
| | 5-5 地域活動の担い手不足や感染症の発生等により、避難所等の生活環境が悪化する事態 |
| 行動目標 6 「稼げる力」を確保できる経済活動の機能を維持する | 6-1 産業の生産力が大幅に低下する事態 |
| | 6-2 金融機能の大幅低下等により、経済活動が停滞する事態 |
| | 7-1 消防力低下等により、大規模延焼が発生する事態 |
| 行動目標 7 二次災害を発生させない | 7-2 洪水抑制機能が大幅に低下する事態 |
| | 7-3 危険物・有害物質等が流出する事態 |
| | 行動目標 8 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする |
| 8-2 市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態 | |
| 8-3 土地利用の混乱等により、復興事業に着手できない事態 | |
| 8-4 広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態 | |
| 8-5 労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態 | |
| 8-6 被災等により治安が悪化する事態 | |
| 8-7 大量の帰宅困難者が発生し、多数の家族が分断される事態 | |

2 脆弱性の評価

32項目のリスクシナリオについて、発生回避・被害軽減に向けた取組の方向性を評価しました。評価に当たっては、2017(平成29)年に県が公表した「脆弱性評価結果」等を参考に、本市の地域特性を踏まえ検証し、以下のとおりポイントを整理しました。

- 人命保護、社会機能維持、財産・施設被害の最小化に取り組むことを通じて、迅速な再建・回復ができるよう備える必要がある。
- 人命を保護する観点から、住宅・建築物の耐震化等の促進、消防力等を発揮できる体制の確保、学校の災害対応力の強化に一層取り組む必要がある。また、市民の自助・共助に活用できるような災害情報を適切に提供する必要がある。
- 社会の機能を維持する観点から、道路・ライフライン等の各種施設の耐震化・機能確保に加え、非常時の電源等エネルギーの確保にも一層取り組む必要がある。また、平常時からの連携関係の確立、産業機能の確保に取り組む、災害時には、支援・受援も含め、機能確保を図る必要がある。
- 財産・施設の被害を最小化する観点から、治水施設等の整備・減災に向けた取組を一層強化するとともに、各種施設の耐震化・機能確保に取り組む、災害に強い都市をつくる必要がある。
- リスクシナリオ回避に向けたそれぞれの取組の推進に当たっては、感染症対策に引き続き留意するとともに、子ども、女性、高齢者、障害者、外国人など市民一人ひとりの多様性を踏まえ地域における防災力の向上に努めつつ、またデジタル技術等の活用を図りながら進めていく必要がある。

5 強靱化に向けた施策

強靱化に向けた行動・取組は多岐にわたるものですが、ここでは、事前に備える目標(行動目標)ごとに、目標実現を阻害する「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を発生させないための市としての取組を整理し、主なものを示した上で、市が計画期間中に重点的に推進する「強靱化に向けた行動」の主なものについて示します。なお、ここに示した各行動については、テーマ別計画においてもそれぞれ関連する項目に位置付けています(テーマ別計画の関連する施策に強靱化マークを掲載)。

行動目標 1

被害の発生抑制により人命を保護する

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)

- 1-1 火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態
- 1-2 建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態
- 1-3 異常気象(洪水・浸水・竜巻)等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
- 1-4 列車の転覆等の交通機関の被害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
- 1-5 災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態

【強靱化に向けた市の取組(主なもの)】

- 消防力等の発揮による被害の発生抑制・軽減
- 住宅・建築物の耐震化等の促進
- 学校等の災害対応力の向上
- 災害情報の共有と市民への適切な提供
- 防災知識の普及啓発

強靱化に向けた行動(主なもの)

【啓発活動の実施と防火管理体制の強化促進】

- 広報蕨や市ホームページなどによる情報発信や、イベントの開催、標語の募集やポスターの作成などの啓発を通じ、市民一人ひとりの防火意識の向上に努めます。また、住宅用火災警報器の設置に向け、啓発活動を継続的に展開します。
- 学校や事業所などに対して、防火管理体制の強化を促します。

【常備消防力の強化】

- 人員体制や車両・消防資機材などの充実・強化に努めるとともに、消火栓や防火水槽などの計画的な整備と耐震化を推進します。
- 近隣市と連携し、相互応援など協力体制の充実に努めます。また、特殊災害*等対応訓練などの

合同訓練を進めます。

【消防団の強化】

- 市民に広く呼びかけ、消防団への入団を促進するとともに、車両や消防資機材、訓練などの充実・強化を図ります。

【地域との連携による訓練などの充実】

- 消防本部・消防署や消防団、自主防災組織などの協働により、地域における効果的な訓練を実施します。

【災害に強い都市基盤づくり】

- 市街地整備事業などの都市基盤整備の機会を捉え、道路の整備やオープンスペースの確保等を計画的に進めます。
- 市民生活を支える上・下水道などのライフラインや道路(橋りょう)の耐震化・長寿命化を推進します。
- 下水道整備による都市浸水対策を推進するとともに、市民や事業者による雨水流出抑制対策を促進し、浸水被害の軽減を図ります。

【市立病院の建替え】

- 耐震化が課題となっている市立病院について、早期の建替えを推進します。

【住宅の耐震化】

- 耐震診断及び耐震改修の助成などを通じ、住宅の耐震化を支援します。

【生涯学習施設の計画的改修】

- 公民館や歴史民俗資料館、文化ホールくるるなど、生涯学習の拠点となる施設を計画的に改修し、その機能の向上を図ります。

【スポーツ・レクリエーション施設の予防保全】

- 市民体育館や錦町スポーツ広場など、スポーツ・レクリエーション活動の拠点となる施設を適正に維持管理し、機能の維持と安全性の確保を図ります。
- 老朽化が進む中央プールについては、整備・活用方針とともに、学校授業をはじめ、幅広い活用も視野に検討します。また、塚越プールについては、施設の利用やあり方を検討します。
- 富士見公園内野球場、塚越グラウンドについては、利用者のニーズ等を踏まえて改修を実施します。

【蕨駅西口地区市街地再開発事業の推進】

- 蕨駅西口地区市街地再開発事業により、住宅施設や商業業務施設、公共公益施設からなる建物の整備や駅前広場の再整備など、市の玄関口にふさわしい駅前の魅力ある空間の創出に向けた整備を進めます。

【錦町土地区画整理事業の推進】

- 公共施設の整備改善や、良好な住環境の形成を進めるため、権利者の理解と協力を得ながら、錦町土地区画整理事業による道路や公園の整備などを計画的に推進します。
- 地区の特性に応じた敷地面積の最低限度や建築物の高さの最高限度などを定めた「錦町地区地区計画」により、錦町地区にふさわしいまちづくりを進めます。

【中央第一地区まちづくり事業の推進】

- 「中央第一地区まちづくりプラン」に基づき、地区計画制度*を活用したまちづくりを推進するとともに、駅前通りの拡幅・リニューアル整備を通じて、にぎわいの軸としてふさわしい空間の形成に取り組みます。

- 個々の建替えにより不燃化などを促進するとともに、住宅市街地総合整備事業により、区画道路や公園などの整備を推進し、安全・安心に住み続けられるまちづくりを進めます。

【狹隘道路の解消】

- 市街地整備事業や「蕨市狹隘道路拡幅整備要綱」などに基づき、狹隘道路の解消に向けた取組を推進します。

【住宅の改善に向けた支援の充実】

- リフォームやバリアフリー化、耐震化、環境への配慮などに向けた住宅改善の支援の充実に努め、だれもが安心して住み続けられる住宅環境の整備を促進します。

【質の高い住宅の確保と支援】

- 民間事業者との連携により、良質な民間賃貸住宅の供給を促します。また、住宅の流通に関する適切な情報提供や相談体制の充実に努めます。
- 三世代ふれあい家族住宅取得補助制度により、親・子・孫の三世代の同居や近居を支援します。

【民間住宅等の適正管理の促進】

- 「蕨市マンション管理適正化推進計画」に基づき、マンション管理に関する基礎セミナーの開催やマンションアドバイザーの派遣などを実施し、各関係主体との連携により、良好な住環境の整備に努めます。
- 「蕨市老朽空き家等の安全管理に関する条例」及び「蕨市さわやか環境条例」に基づき、空き家などの適正な維持・安全管理を推進します。

【既存市営住宅の計画的長寿命化と適正管理】

- 「蕨市営住宅等長寿命化計画」に基づき、既存市営住宅の計画的な予防保全を図り、施設の適正な維持管理に努めます。

【公共施設等総合管理計画の推進】

- 「蕨市公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の適正な維持管理に努めます。
- 「蕨市個別施設計画」に基づき、個別施設ごとの劣化状況等について定期的に調査を行い、その結果を踏まえ必要な処置を講じます。

【保育施設における安全な保育】

- 保育の実施に当たっては、園児や児童が健康で安全に過ごせるよう、衛生管理や安全管理、災害への備えについて、必要な対策を講じます。

【防災教育等の充実】

- 災害や事故から児童・生徒を守るため、防災教育や安全教育の充実を図ります。

【時代に対応した学校施設の機能充実】

- 児童・生徒が健やかに学習・生活できるよう、トイレの洋式化を進めるとともに、新しい時代の学びに対応した環境の整備に努めます。

【学校安全の向上】

- 施設の安全対策や防犯対策、校舎等における設備・機器等の保守点検や計画的な修繕等による安全管理を徹底します。

【情報収集・伝達体制の充実】

- 国や県、他市町村や関係機関との情報収集・伝達体制の充実を図ります。
- 防災行政無線をはじめ、J - A L E R T (全国瞬時警報システム)*、緊急速報メール、各種配信サービスなどを用いた情報伝達手段の整備に努めます。

【多様な媒体を活用した情報発信】

- 市の取組や地域情報などを広く、分かりやすく伝えるため、広報蕨やテレビ広報「ハローわらび」、市ホームページなどの充実を図ります。
- より多くの市民に効果的に伝わる情報発信を目指し、SNS*や市庁舎のデジタルサイネージ*など、デジタル技術を使用した情報発信手段の更なる活用を進めます。

【災害に対する意識の向上】

- 広報蕨や市ホームページ、ハザードマップ*などにより、家庭等における地震や風水害への備えの必要性など、災害に関する情報提供を積極的に行います。
- 学校や地域、事業所などにおける、さまざまな事態を想定した防災訓練や防災学習を支援するとともに、蕨市総合防災演習への参加を促進します。

【防災組織の活動支援と担い手の育成】

- 自主防災組織をはじめとする市民の自主的な防災活動に対し、避難所運営訓練などを通じて支援するとともに、防災活動の担い手の育成に努めます。
- 避難所運営協議会などを通じて自主防災組織と行政の連携を深め、災害時に円滑に対応できる体制づくりを進めます。
- 地域における防災リーダーを育成するとともに、災害時において地域防災の一助となる中学生との連携を促進します。

【避難行動要支援者への支援】

- 地域コミュニティや民生・児童委員、蕨市社会福祉協議会などとの連携により、地域の実情を把握し、要支援者名簿の情報の更新・活用を促しながら、地域全体で支援体制の充実を図ります。

強靱化に向けたテーマ別計画の施策(※テーマ別計画で強靱化マーク  が付されている項目)

- 1-1-1 地域の防災力の向上
- 1-1-2 危機管理体制の確立
- 1-1-3 災害に強いまちづくりの推進
- 1-5-1 防火意識の向上
- 1-5-2 消防体制の充実
- 2-6-1 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援
- 2-7-1 教育内容の充実
- 2-7-2 教育環境の充実
- 4-18-2 学習環境と学習機会の充実
- 4-20-2 スポーツ・レクリエーション活動の推進
- 5-25-1 魅力ある空間づくりの推進
- 5-25-2 快適で暮らしやすいまちづくりの推進
- 5-28-1 住宅の改善・確保と適正管理
- 5-28-2 市営住宅の適切な維持管理
- 7-33-3 市民参画と協働を進めるための情報発信・共有
- 7-35-1 行財政改革の更なる推進

行動目標 2

救助・救急・医療活動により人命を保護する

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

- 2-1 救助・捜索活動が大量に発生し、対応が遅延する事態
- 2-2 医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態
- 2-3 ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態

【強靱化に向けた市の取組（主なもの）】

- 医療体制の確保
- 消防力等の発揮による被害の発生抑制・軽減
- 道路ネットワークの整備、通行の確保
- 道路施設の耐震化等による安全性の向上
- 安全な水の早期供給再開と施設の災害対応力強化
- 市街地等で発生する下水の適切な排除と施設の災害対応力強化

強靱化に向けた行動（主なもの）

【身近な医療体制づくり】

- 日常の健康を維持するための健康診査・検診や早期にかかれる身近な医療機関として、かかりつけ医の普及を促進します。また、在宅医療と介護の連携を促進します。
- 蕨戸田市医師会や蕨戸田歯科医師会による、市内医療機関の機能分担と連携を促進します。
- 広域的な医療機関の連携を促進します。

【救急医療体制の充実】

- 第二次救急医療*機関との連携により、救急医療体制の充実を図ります。
- 休日・平日夜間急患診療所、産婦人科休日在宅当番医制、小児救急に関する情報提供の充実を図ります。
- 救急医療の適正な利用方法について、普及・啓発に努めます。

【市立病院の医療サービスの充実】

- 安定的な医師確保や更なる市立病院の充実に向けて、大学病院等との連携を推進します。
- 市民の健康を守るため、地域の医療機関や保健、福祉、介護などの関係機関との連携強化を図ります。
- 地域に根ざした第二次救急医療*機関としての機能の充実を図ります。

【市立病院の機能の強化】

- 市立病院の効率的かつ安定的な経営を推進します。また、必要な施設・設備の更新及び修繕を進めます。
- 市立病院に求められる役割などを踏まえた基本構想・基本計画に基づき、早期の建替えを推進します。

- 【救急・救命体制の強化】**
 - 車両・救急資機材などの計画的な整備に努めるとともに、救急救命士の確保や、訓練を通じた救急隊員の能力向上を図ります。また、感染症拡大などによる救急需要に対応した体制強化に努めます。
 - 救急車の適正な利用のあり方について、引き続き周知・啓発に努めます。
 - 近隣市と連携し、救急に関する相互応援など、協力体制の充実に努めます。
- 【市民と連携した救急・救命の充実】**
 - 民間事業者などとの連携により、事業所等におけるAEDの設置を促進します。
 - 救命講習会への市民の参加を促し、応急手当に関する正しい知識の周知と技術の向上に努めます。
- 【蕨駅西口地区市街地再開発事業の推進】**
 - 蕨駅西口地区市街地再開発事業により、住宅施設や商業業務施設、公共公益施設からなる建物の整備や駅前広場の再整備など、市の玄関口にふさわしい駅前の魅力ある空間の創出に向けた整備を進めます。
- 【錦町土地区画整理事業の推進】**
 - 公共施設の整備改善や、良好な住環境の形成を進めるため、権利者の理解と協力を得ながら、錦町土地区画整理事業による道路や公園の整備などを計画的に推進します。
 - 地区の特性に応じた敷地面積の最低限度や建築物の高さの最高限度などを定めた「錦町地区地区計画」により、錦町地区にふさわしいまちづくりを進めます。
- 【中央第一地区まちづくり事業の推進】**
 - 「中央第一地区まちづくりプラン」に基づき、地区計画制度*を活用したまちづくりを推進するとともに、駅前通りの拡幅・リニューアル整備を通じて、にぎわいの軸としてふさわしい空間の形成に取り組みます。
 - 個々の建替えにより不燃化などを促進するとともに、住宅市街地総合整備事業により、区画道路や公園などの整備を推進し、安全・安心に住み続けられるまちづくりを進めます。
- 【幹線道路と生活道路等の整備】**
 - 市街地整備事業などの都市基盤整備の機会を捉えて、都市計画道路と生活道路の計画的な整備を進めます。
 - 市民や団体との協働により、身近な道路の清掃を行うとともに、適正な街路樹の維持管理に努めます。また、市民等の主体的な活動の継続と活性化に向けた支援を行います。
- 【新たな交通・移動手段の検討】**
 - 民間事業者等と連携を図りながら、市民ニーズを踏まえ、時代に対応した新たな交通・移動手段の導入について検討します。
- 【災害に強い都市基盤づくり】**
 - 市街地整備事業などの都市基盤整備の機会を捉え、道路の整備やオープンスペースの確保等を計画的に進めます。
 - 市民生活を支える上・下水道などのライフラインや道路(橋りょう)の耐震化・長寿命化を推進します。
 - 下水道整備による都市浸水対策を推進するとともに、市民や事業者による雨水流出抑制対策を推進し、浸水被害の軽減を図ります。

- 【道路・橋りょうの計画的改修】**
 - 老朽化の進行状況や交通量、市民ニーズなどを踏まえ、道路や道路付属施設、橋りょうを計画的に改修し、道路交通の安全確保、橋りょうの長寿命化を進めます。
- 【上水道施設の計画的整備】**
 - 「蕨市水道事業ビジョン」に基づき、重要施設配水管路*などの災害時に重要な役割を果たす管路について計画的に耐震化・長寿命化を進めます。
 - 中央・塚越浄水場、取水井、導・配水管路などの既存施設を適切に維持管理します。
- 【下水道施設の計画的整備】**
 - 錦町土地区画整理事業区域における分流式下水道*の整備を進めます。
 - 南町・塚越ポンプ場及び既設下水道管路の適切な維持管理と、「蕨市下水道ストックマネジメント計画」に基づいた計画的な長寿命化・耐震化を推進します。
- 【雨水対策の推進】**
 - 浸水被害を軽減するため、下水道整備による都市浸水対策を推進するとともに、市民や事業者による雨水流出抑制対策を促進します。また、市民に対し内水ハザードマップ*の周知を図ります。



強靱化に向けたテーマ別計画の施策(※テーマ別計画で強靱化マーク  が付されている項目)

| | |
|--------|---------------|
| 1-1-3 | 災害に強いまちづくりの推進 |
| 1-5-3 | 救急・救命体制の充実 |
| 3-14-1 | 地域における医療体制の充実 |
| 3-14-2 | 市立病院の充実 |
| 5-25-1 | 魅力ある空間づくりの推進 |
| 5-26-1 | 道路等の整備 |
| 5-26-2 | 交通の利便性等の向上 |
| 5-27-1 | 上水道の整備 |
| 5-27-2 | 下水道の整備 |

行動目標3

交通ネットワーク、情報通信機能を確保する

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

- 3-1 沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態
- 3-2 信号機停止等により、多数の道路で通行障害が発生する事態
- 3-3 旅客の輸送が長期間停止する事態
- 3-4 物資の輸送が長期間停止する事態
- 3-5 情報通信が輻輳・途絶する事態
- 3-6 情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態

【強靱化に向けた市の取組（主なもの）】

- 道路ネットワークの整備・通行の確保
- 道路施設の耐震化等による安全性の向上
- デジタル活用と情報通信体制の強化
- 災害情報の共有と市民への適切な提供

強靱化に向けた行動（主なもの）

【蕨駅西口地区市街地再開発事業の推進】

- 蕨駅西口地区市街地再開発事業により、住宅施設や商業業務施設、公共施設からなる建物の整備や駅前広場の再整備など、市の玄関口にふさわしい駅前の魅力ある空間の創出に向けた整備を進めます。

【錦町土地区画整理事業の推進】

- 公共施設の整備改善や、良好な住環境の形成を進めるため、権利者の理解と協力を得ながら、錦町土地区画整理事業による道路や公園の整備などを計画的に推進します。
- 地区の特性に応じた敷地面積の最低限度や建築物の高さの最高限度などを定めた「錦町地区地区計画」により、錦町地区にふさわしいまちづくりを進めます。

【中央第一地区まちづくり事業の推進】

- 「中央第一地区まちづくりプラン」に基づき、地区計画制度*を活用したまちづくりを推進するとともに、駅前通りの拡幅・リニューアル整備を通じて、にぎわいの軸としてふさわしい空間の形成に取り組みます。
- 個々の建替えにより不燃化などを促進するとともに、住宅市街地総合整備事業により、区画道路や公園などの整備を推進し、安全・安心に住み続けられるまちづくりを進めます。

【幹線道路と生活道路等の整備】

- 市街地整備事業などの都市基盤整備の機会を捉えて、都市計画道路と生活道路の計画的な整備を進めます。
- 市民や団体との協働により、身近な道路の清掃を行うとともに、適正な街路樹の維持管理に努めます。また、市民等の主体的な活動の継続と活性化に向けた支援を行います。

【バスの利用性向上】

- コミュニティバス「ぶらっとわらび」については、運行ルートの改善などを含め利便性の向上

を図りながら、利用促進を図ります。

【新たな交通・移動手段の検討】

- 民間事業者等と連携を図りながら、市民ニーズを踏まえ、時代に対応した新たな交通・移動手段の導入について検討します。

【災害に強い都市基盤づくり】

- 市街地整備事業などの都市基盤整備の機会を捉え、道路の整備やオープンスペースの確保等を計画的に進めます。
- 市民生活を支える上・下水道などのライフラインや道路（橋りょう）の耐震化・長寿命化を推進します。

【道路・橋りょうの計画的改修】

- 老朽化の進行状況や交通量、市民ニーズなどを踏まえ、道路や道路付属施設、橋りょうを計画的に改修し、道路交通の安全確保、橋りょうの長寿命化を進めます。

【多様な媒体を活用した情報発信】

- 市の取組や地域情報などを広く、分かりやすく伝えるため、広報蕨やテレビ広報「ハローわらび」、市ホームページなどの充実を図ります。
- より多くの市民に効果的に伝わる情報発信を目指し、SNS*や市庁舎のデジタルサイネージ*など、デジタル技術を使用した情報発信手段の更なる活用を進めます。

【DX推進に向けた取組】

- 行政手続きのオンライン化を進めるとともに、マイナンバーカードを利用した証明書等のコンビニ交付や公共施設へのWi-Fi設置など、デジタル化による市民の利便性の向上を図ります。
- 新たなデジタル技術の活用を検討し、行政事務の効率化を図ります。

【デジタルデバイド対策】

- 幅広い世代がデジタル技術の恩恵を受けられるよう情報提供や学びの機会の充実などデジタルデバイド*対策に努めます。

【情報セキュリティ対策の強化】

- 情報セキュリティ対策を実施するとともに、職員一人ひとりのセキュリティ意識の向上を図ります。

【情報収集・伝達体制の充実】

- 国や県、他市町村や関係機関との情報収集・伝達体制の充実を図ります。
- 防災行政無線をはじめ、J-ALERT（全国瞬時警報システム）*、緊急速報メール、各種配信サービスなどを用いた情報伝達手段の整備に努めます。

強靱化に向けたテーマ別計画の施策（※テーマ別計画で強靱化マーク  が付されている項目）

- 1-1-2 危機管理体制の確立
- 1-1-3 災害に強いまちづくりの推進
- 5-25-1 魅力ある空間づくりの推進
- 5-26-1 道路等の整備
- 5-26-2 交通の利便性等の向上
- 7-33-3 市民参画と協働を進めるための情報発信・共有
- 7-35-2 自治体DXの推進

行動目標 4

必要不可欠な行政機能を確保する

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

4-1 市の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態

【強靱化に向けた市の取組（主なもの）】

- 防災活動拠点等の強化
- 行政機関の業務継続の確保
- 感染症等への対応強化
- 防災知識の普及啓発

強靱化に向けた行動（主なもの）

【防災拠点機能の充実・強化】

- 市役所新庁舎の防災拠点機能を最大限に発揮させながら、地震・風水害や武力攻撃などの事態に対応する全庁的・全市的な危機管理体制の充実・強化を図ります。

【災害援助・復旧体制の充実】

- 被災者への援助及び復旧活動のため、食料や飲料水、生活必需品、各種資機材の備蓄や、災害用トイレの整備を進めます。
- 他市町村や事業者、関係機関との災害協定の拡充などにより、災害援助・復旧体制の充実を図ります。
- 災害時においても非常用電源を確保できるよう、公共施設へのソーラー蓄電池ステーションの設置に向けた検討を進めます。
- BCP（業務継続計画）*に基づき、市の行政機能の維持に努めます。また、市内事業所などに対してBCPの策定を促します。

【常備消防力の強化】

- 人員体制や車両・消防資機材などの充実・強化に努めるとともに、消火栓や防火水槽などの計画的な整備と耐震化を推進します。
- 近隣市と連携し、相互応援など協力体制の充実に努めます。また、特殊災害*等対応訓練などの合同訓練を進めます。

【公共施設等総合管理計画の推進】

- 「蕨市公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の適正な維持管理に努めます。
- 「蕨市個別施設計画」に基づき、個別施設ごとの劣化状況等について定期的に調査を行い、その結果を踏まえ必要な処置を講じます。

【市立病院の建替え】

- 耐震化が課題となっている市立病院について、早期の建替えを推進します。

【DX推進に向けた取組】

- 行政手続きのオンライン化を進めるとともに、マイナンバーカードを利用した証明書等のコン

ビニ交付や公共施設へのWi-Fi設置など、デジタル化による市民の利便性の向上を図ります。

- 新たなデジタル技術の活用を検討し、行政事務の効率化を図ります。

【感染症等への対応強化】

- 「蕨市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、情報の提供、予防・まん延防止、予防接種の推進、市民生活及び市民経済の安定の確保に努めます。
- 国、南部保健所、蕨市田市医師会、蕨市田歯科医師会及び蕨市薬剤師会などとの連携を深め、感染症対策の体制強化を図ります。

【ワクチン接種の促進】

- 定期予防接種について、国の方針等に基づき適切に対応するとともに、任意接種の带状疱疹ワクチン接種の助成などにより疾病予防の促進を図ります。

【災害に対する意識の向上】

- 広報蕨や市ホームページ、ハザードマップ*などにより、家庭等における地震や風水害への備えの必要性など、災害に関する情報提供を積極的に行います。
- 学校や地域、事業所などにおける、さまざまな事態を想定した防災訓練や防災学習を支援するとともに、蕨市総合防災演習への参加を促進します。

【防災組織の活動支援と担い手の育成】

- 自主防災組織をはじめとする市民の自主的な防災活動に対し、避難所運営訓練などを通じて支援するとともに、防災活動の担い手の育成に努めます。
- 避難所運営協議会などを通じて自主防災組織と行政の連携を深め、災害時に円滑に対応できる体制づくりを進めます。
- 地域における防災リーダーを育成するとともに、災害時において地域防災の一助となる中学生との連携を促進します。

【避難行動要支援者への支援】

- 地域コミュニティや民生・児童委員、蕨市社会福祉協議会などとの連携により、地域の実情を把握し、要支援者名簿の情報の更新・活用を促しながら、地域全体で支援体制の充実を図ります。

強靱化に向けたテーマ別計画の施策（※テーマ別計画で強靱化マーク  が付されている項目）

- 1-1-1 地域の防災力の向上
- 1-1-2 危機管理体制の確立
- 1-1-3 災害に強いまちづくりの推進
- 1-5-2 消防体制の充実
- 3-14-1 地域における医療体制の充実
- 7-35-1 行財政改革の更なる推進
- 7-35-2 自治体DXの推進

行動目標5

生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

- 5-1 食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態
- 5-2 電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
- 5-3 取水・配水機能不全により、給水停止が長期化する事態
- 5-4 下水排除機能の長期間停止等により、下水が滞留する事態
- 5-5 地域活動の担い手不足や感染症の発生等により、避難所等の生活環境が悪化する事態

【強靱化に向けた市の取組（主なもの）】

- 安全な水の早期供給再開と施設の災害対応力強化
- 再生可能エネルギー*等の代替エネルギーの確保
- 省エネルギー化の推進
- 自助と共助による地域単位の防災力の向上
- 市街地等で発生する下水の適切な排除と施設の災害対応力強化
- 感染症等への対応強化

強靱化に向けた行動（主なもの）

【上水道施設の計画的整備】

- 「蕨市水道事業ビジョン」に基づき、重要施設配水管路*などの災害時に重要な役割を果たす管路について計画的に耐震化・長寿命化を進めます。
- 中央・塚越浄水場、取水井、導・配水管路などの既存施設を適切に維持管理します。

【災害援助・復旧体制の充実】

- 災害時においても非常用電源を確保できるよう、公共施設へのソーラー蓄電池ステーションの設置に向けた検討を進めます。

【省エネ・再エネに関する情報提供の充実】

- 省エネルギー行動や再生可能エネルギー*の利活用を促すため、広報蕨や市ホームページ、その他さまざまな機会を通じて市民や事業者、市民団体等に分かりやすく情報を発信します。

【省エネルギーの促進】

- LED照明への交換や冷暖房時の適切な節電など、市民の省エネ行動を促進します。
- 公共施設の新築、改築、設備の更新などに際しては、省エネルギー診断などを踏まえ、省・創・蓄エネルギー設備の導入を推進します。
- 各家庭や事業所などに対し、省エネルギー設備の導入を啓発・支援します。

【再生可能エネルギーの利活用の促進】

- 太陽光発電設備をはじめとした、ソーラー蓄電池ステーションの導入を検討します。また、各家庭や事業所などにおける再生可能エネルギー*設備の導入を支援します。
- 蕨戸田衛生センター組合と連携し、電力の地産地消を推進します。また、公共施設において再

生可能エネルギー*由来の電力の活用を拡大するほか、各家庭や事業所などに対し、再生可能エネルギー*由来の電力の活用を促します。

【交通における脱炭素の推進】

- 事業者との連携により、自転車やバス・鉄道といった公共交通機関の利用について市民に広く啓発します。
- 公用車・ぶらっとわらびのEV（電気自動車）導入を推進します。また、市民に対してEVへの切り替えを支援するとともに、普及・促進を図るため、公共空間での充電設備の充実に向けて国・県などへの働きかけを行います。
- シェアサイクル*や電動カートシェア事業など、環境に優しい新たな交通・移動手段の導入を推進します。

【スマートコミュニティの検討】

- エネルギーの消費を最小限に抑え、地域でエネルギーを有効活用するスマートコミュニティ*の実現に向け、検討を進めます。
- EVの普及を図り、V2H（ヴィークルトゥホーム）*やV2G（ヴィークルトゥグリッド）*と連携した電力需給システムの構築を検討します。

【災害に対する意識の向上】

- 広報蕨や市ホームページ、ハザードマップ*などにより、家庭等における地震や風水害への備えの必要性など、災害に関する情報提供を積極的に行います。
- 学校や地域、事業所などにおける、さまざまな事態を想定した防災訓練や防災学習を支援するとともに、蕨市総合防災演習への参加を促進します。

【防災組織の活動支援と担い手の育成】

- 自主防災組織をはじめとする市民の自主的な防災活動に対し、避難所運営訓練などを通じて支援するとともに、防災活動の担い手の育成に努めます。
- 避難所運営協議会などを通じて自主防災組織と行政の連携を深め、災害時に円滑に対応できる体制づくりを進めます。
- 地域における防災リーダーを育成するとともに、災害時において地域防災の一助となる中学生との連携を促進します。

【避難行動要支援者への支援】

- 地域コミュニティや民生・児童委員、蕨市社会福祉協議会などとの連携により、地域の実情を把握し、要支援者名簿の情報の更新・活用を促しながら、地域全体で支援体制の充実に努めます。

【災害に強い都市基盤づくり】

- 市民生活を支える上・下水道などのライフラインや道路（橋りょう）の耐震化・長寿命化を推進します。
- 下水道整備による都市浸水対策を推進するとともに、市民や事業者による雨水流出抑制対策を促進し、浸水被害の軽減を図ります。

【蕨駅西口地区市街地再開発事業の推進】

- 蕨駅西口地区市街地再開発事業により、住宅施設や商業業務施設、公共公益施設からなる建物の整備や駅前広場の再整備など、市の玄関口にふさわしい駅前の魅力ある空間の創出に向けた整備を進めます。

【錦町土地区画整理事業の推進】

- 公共施設の整備改善や、良好な住環境の形成を進めるため、権利者の理解と協力を得ながら、

錦町土地区画整理事業による道路や公園の整備などを計画的に推進します。

- 地区の特性に応じた敷地面積の最低限度や建築物の高さの最高限度などを定めた「錦町地区地区計画」により、錦町地区にふさわしいまちづくりを進めます。

【中央第一地区まちづくり事業の推進】……………

- 「中央第一地区まちづくりプラン」に基づき、地区計画制度*を活用したまちづくりを推進するとともに、駅前通りの拡幅・リニューアル整備を通じて、にぎわいの軸としてふさわしい空間の形成に取り組みます。
- 個々の建替えにより不燃化などを促進するとともに、住宅市街地総合整備事業により、区画道路や公園などの整備を推進し、安全・安心に住み続けられるまちづくりを進めます。

【下水道施設の計画的整備】……………

- 錦町土地区画整理事業区域における分流式下水道*の整備を進めます。
- 南町・塚越ポンプ場及び既設下水道管路の適切な維持管理と、「蕨市下水道ストックマネジメント計画」に基づいた計画的な長寿命化・耐震化を推進します。

【雨水対策の推進】……………

- 浸水被害を軽減するため、下水道整備による都市浸水対策を推進するとともに、市民や事業者による雨水流出抑制対策を促進します。また、市民に対し内水ハザードマップ*の周知を図ります。

【感染症等への対応強化】……………

- 「蕨市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、情報の提供、予防・まん延防止、予防接種の推進、市民生活及び市民経済の安定の確保に努めます。
- 国、南部保健所、蕨市医師会、蕨市歯科医師会及び蕨市薬剤師会などとの連携を深め、感染症対策の体制強化を図ります。

【ワクチン接種の促進】……………

- 定期予防接種について、国の方針等に基づき適切に対応するとともに、任意接種の带状疱疹ワクチン接種の助成などにより疾病予防の促進を図ります。

【多様な防災対策の推進】……………

- 地域における防災活動への女性の参画を促すとともに、防災対策の各段階に女性の視点を取り入れるなど防災分野における男女共同参画を推進します。



強靱化に向けたテーマ別計画の施策(※テーマ別計画で強靱化マーク  が付されている項目)

- 1-1-1 地域の防災力の向上
- 1-1-2 危機管理体制の確立
- 1-1-3 災害に強いまちづくりの推進
- 3-14-1 地域における医療体制の充実
- 5-21-1 省エネルギー行動や再生可能エネルギー利活用などの促進
- 5-21-2 脱炭素社会に向けたまちづくりの推進
- 5-25-1 魅力ある空間づくりの推進
- 5-27-1 上水道の整備
- 5-27-2 下水道の整備
- 6-32-4 男女がともに安心して暮らせるまちづくり

行動目標 6

「稼げる力」を確保できる経済活動の機能を維持する

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

- 6-1 産業の生産力が大幅に低下する事態
- 6-2 金融機能の大幅低下等により、経済活動が停滞する事態

【強靱化に向けた市の取組（主なもの）】……………

- 平常時からの産業創出
- 産業を担う人材の育成確保

強靱化に向けた行動（主なもの）

【計画的な中心市街地の活性化】……………

- 「蕨市中心市街地活性化プラン」に基づき、まち全体の活性化に向けた事業を計画的に推進します。また、にぎわいを創出する新たな交流拠点の整備など、エリアリノベーション*の推進に取り組みます。
- 蕨駅西口地区市街地再開発事業や中央第一地区まちづくり事業などにあわせ、周辺事業者などとの協働により、まちのにぎわいづくりを進めます。

【魅力ある商業空間の創出】……………

- 蕨市にぎわいまちづくり連合会などとの連携により、商店街への支援を充実するとともに、にぎわいの軸としての駅前通りのリニューアル整備など、魅力的な商業空間を創出します。
- 関係団体などとの連携により、空き店舗の有効活用に向けた取組を支援します。

【産業関係団体等への支援と連携促進】……………

- 「蕨市商業振興条例」に基づき、各種産業関係団体に対して支援するとともに、各種団体間の連携を促進します。
- 中小企業等経営強化法に基づき、市の認定を受けた中小企業の設備投資を促進します。
- 住宅改修資金助成制度と中小企業を対象とした資金融資制度の活用を促進します。
- 公共施設における小規模修理・修繕契約希望者登録制度の活用を促進します。
- SDGsの達成に向けて取り組む市内事業者等と連携し、その取組の周知やSDGsの普及・促進を図ります。

【経営体質の強化と起業支援】……………

- 蕨商工会議所や蕨市にぎわいまちづくり連合会との連携により、経営改善や事業継承などに向けた各種講習会を継続的に実施するとともに、魅力ある店舗づくりに取り組む事業者の支援などを通じて、市内事業者の経営体質の強化を促進します。
- 起業を志す人を対象とした、情報や学習機会の提供と相談体制の充実に努めます。



強靱化に向けたテーマ別計画の施策(※テーマ別計画で強靱化マーク  が付されている項目)

- 4-16-1 中心市街地の活性化
- 4-16-2 産業支援の推進

行動目標7

二次災害を発生させない

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

7-1 消防力低下等により、大規模延焼が発生する事態

7-2 洪水抑制機能が大幅に低下する事態

7-3 危険物・有害物質等が流出する事態

【強靱化に向けた市の取組（主なもの）】

- 災害に強い都市づくり
- 学校等の災害対応力の向上

強靱化に向けた行動（主なもの）

【災害に強い都市基盤づくり】

- 市街地整備事業などの都市基盤整備の機会を捉え、道路の整備やオープンスペースの確保等を計画的に進めます。
- 市民生活を支える上・下水道などのライフラインや道路（橋りょう）の耐震化・長寿命化を推進します。
- 下水道整備による都市浸水対策を推進するとともに、市民や事業者による雨水流出抑制対策を促進し、浸水被害の軽減を図ります。

【身近な環境問題への対応】

- 都市・生活型公害を未然に防止するための啓発や、情報発信を行います。また、苦情や相談に適切に対応し、早期解決につながるよう努めます。

【環境保全などの推進】

- 県や関係機関、事業者などとの連携により、河川や大気などの汚染を監視するとともに、騒音や振動、悪臭などの産業型公害に対する適正指導等を実施します。

【身近な公園の整備・充実】

- 市街地整備事業などの都市基盤整備の機会を捉えて、市民のニーズを踏まえた親しまれる公園づくりを進めます。
- 防災機能や安全性・快適性に配慮しながら、「蕨市公園施設長寿命化計画」に基づく公園施設の計画的な修繕や更新に努め、だれでも安全に安心して利用できる公園づくりを進めます。

【農地の保全】

- 特定生産緑地*など、身近な緑地である農地の保全に努めます。

【計画的な都市形成の推進】

- 都市形成の将来ビジョンであり、その実現に向けた方針や施策を示す「蕨市都市計画マスタープラン」や「蕨市立地適正化計画」に基づき、本市の特性を生かした都市形成を推進します。

【蕨駅西口地区市街地再開発事業の推進】

- 蕨駅西口地区市街地再開発事業により、住宅施設や商業業務施設、公共公益施設からなる建物

の整備や駅前広場の再整備など、市の玄関口にふさわしい駅前の魅力ある空間の創出に向けた整備を進めます。

【錦町土地区画整理事業の推進】

- 公共施設の整備改善や、良好な住環境の形成を進めるため、権利者の理解と協力を得ながら、錦町土地区画整理事業による道路や公園の整備などを計画的に推進します。
- 地区の特性に応じた敷地面積の最低限度や建築物の高さの最高限度などを定めた「錦町地区地区計画」により、錦町地区にふさわしいまちづくりを進めます。

【中央第一地区まちづくり事業の推進】

- 「中央第一地区まちづくりプラン」に基づき、地区計画制度*を活用したまちづくりを推進するとともに、駅前通りの拡幅・リニューアル整備を通じて、にぎわいの軸としてふさわしい空間の形成に取り組みます。
- 個々の建替えにより不燃化などを促進するとともに、住宅市街地総合整備事業により、区画道路や公園などの整備を推進し、安全・安心に住み続けられるまちづくりを進めます。

【狹隘道路の解消】

- 市街地整備事業や「蕨市狹隘道路拡幅整備要綱」などに基づき、狹隘道路の解消に向けた取組を推進します。

【地区計画などの活用促進】

- 地区計画制度*や建築協定などの周知を図りながら、制度を活用した市民の主体的なまちづくりを支援します。

【幹線道路と生活道路等の整備】

- 市街地整備事業などの都市基盤整備の機会を捉えて、都市計画道路と生活道路の計画的な整備を進めます。

【下水道施設の計画的整備】

- 錦町土地区画整理事業区域における分流式下水道*の整備を進めます。
- 南町・塚越ポンプ場及び既設下水道管路の適切な維持管理と、「蕨市下水道ストックマネジメント計画」に基づいた計画的な長寿命化・耐震化を推進します。

【雨水対策の推進】

- 浸水被害を軽減するため、下水道整備による都市浸水対策を推進するとともに、市民や事業者による雨水流出抑制対策を促進します。また、市民に対し内水ハザードマップ*の周知を図ります。

【保育施設における安全な保育】

- 保育の実施に当たっては、園児や児童が健康で安全に過ごせるよう、衛生管理や安全管理、災害への備えについて、必要な対策を講じます。

【防災教育等の充実】

- 災害や事故から児童・生徒を守るため、防災教育や安全教育の充実を図ります。

【時代に対応した学校施設の機能充実】

- 児童・生徒が健やかに学習・生活できるよう、トイレの洋式化を進めるとともに、新しい時代の学びに対応した環境の整備に努めます。

【学校安全の向上】

- 施設の安全対策や防犯対策、校舎等における設備・機器等の保守点検や計画的な修繕等による安全管理を徹底します。

強靱化に向けたテーマ別計画の施策（※テーマ別計画で強靱化マーク  が付されている項目）

- 1-1-3 災害に強いまちづくりの推進
- 2-6-1 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援
- 2-7-1 教育内容の充実
- 2-7-2 教育環境の充実
- 5-22-2 暮らしやすい安心なまちづくりの推進
- 5-24-1 公園の整備
- 5-24-3 農地・緑地の活用や保全
- 5-25-1 魅力ある空間づくりの推進
- 5-25-2 快適で暮らしやすいまちづくりの推進
- 5-26-1 道路等の整備
- 5-27-2 下水道の整備

行動目標 8

大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

- 8-1 大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態
- 8-2 市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
- 8-3 土地利用の混乱等により、復興事業に着手できない事態
- 8-4 広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態
- 8-5 労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態
- 8-6 被災等により治安が悪化する事態
- 8-7 大量の帰宅困難者が発生し、多数の家族が分断される事態

【強靱化に向けた市の取組（主なもの）】

- 自助と共助による地域単位の防災力の向上
- 平常時からの連携関係の確立
- 発災前からの都市の復興への備え
- 空き家対策の促進
- 総合的な防犯対策の推進

強靱化に向けた行動（主なもの）

【防災組織の活動支援と担い手の育成】

- 自主防災組織をはじめとする市民の自主的な防災活動に対し、避難所運営訓練などを通じて支援するとともに、防災活動の担い手の育成に努めます。
- 避難所運営協議会などを通じて自主防災組織と行政の連携を深め、災害時に円滑に対応できる体制づくりを進めます。
- 地域における防災リーダーを育成するとともに、災害時において地域防災の一助となる中学生との連携を促進します。

【避難行動要支援者への支援】

- 地域コミュニティや民生・児童委員、蕨市社会福祉協議会などとの連携により、地域の実情を把握し、要支援者名簿の情報の更新・活用を促しながら、地域全体で支援体制の充実を図ります。

【地域福祉に対する意識の向上】

- 広報蕨や市ホームページ、各種イベントなどを通じて、地域福祉に対する意識啓発に努め、地域での支え合い、助け合いを促します。
- 学校教育や生涯学習を通じて、地域福祉に対する意識の向上を図ります。

【地域福祉の活動支援と担い手の育成・ネットワークづくり】

- 蕨市社会福祉協議会や民生・児童委員、各種福祉団体、事業者などによる主体的な活動を支援します。

- 蕨市社会福祉協議会によるボランティアセンターの運営と、地域ボランティアの確保・育成を支援します。
- 子どもや高齢者、障害のある人をはじめ、すべての支援を必要とする人を見守るネットワークの充実を図りながら、虐待や地域での孤独・孤立の防止などに取り組みます。

【地域福祉の環境整備】

- 地域での支え合い、助け合いを促すため、さまざまな属性の市民が交流する環境づくりを進めるとともに、地域福祉活動の拠点として、総合社会福祉センターの施設・機能の充実を図ります。

【地域コミュニティ活動への支援】

- 防災・防犯活動や福祉活動をはじめ、文化・スポーツ活動や伝統行事など地域におけるさまざまな取組に対して支援を行い、活動の活性化を図ります。
- 活動の意義を分かりやすく伝えるなど、周知方法の工夫に努め、単身世帯や市外からの転入世帯、外国人世帯などを含めたすべての市民を対象として、地域コミュニティへの参加促進を図ります。

【市民や市民活動団体への支援】

- わらびネットワークステーションにおいて、市民活動団体情報やわらび市民活動人材ネットつながるバンク*などにより、市民や市民活動団体に対して情報提供を行い、市民活動への参加促進と団体の活性化を図ります。
- 市民活動団体のネットワーク化を図るとともに、蕨市SDGs提案制度*などにより、市民活動団体が自主的に企画・運営する公益的な活動を支援します。
- 新たな活動の担い手を増やしていくために地域デビューのきっかけづくりや市民活動の中心となる人材の育成を支援します。

【多文化共生への理解の促進】

- 「蕨市多文化共生指針」に基づき、多文化共生事業・みんなの広場や公民館における国際理解・交流事業などを進め、外国人住民との相互理解を促進します。

【多様な防災対策の推進】

- 地域における防災活動への女性の参画を促すとともに、防災対策の各段階に女性の視点を取り入れるなど防災分野における男女共同参画を推進します。

【協働の体制整備】

- 蕨市SDGs提案制度*などを活用し、地域課題の解決を図る場の充実に努めます。
- 協働のまちづくりに取り組む市民の育成を支援します。
- 民間事業者などとの公民連携による、地域課題に対応したまちづくりを進めます。

【ボランティア活動への支援】

- ボランティア活動の活性化に向け、市民や事業者等に広く参加を呼びかけるとともに、わらびネットワークステーションや蕨市社会福祉協議会のボランティアセンターを通じて活動の支援に努めます。

【民間活力の積極的な活用】

- 公民連携の推進を図り、民間の知見やアイデアをまちづくりに生かします。

【広域連携の推進】

- 時代のニーズに応じた広域行政のあり方を検討し、近隣市との効果的な連携を推進します。
- 国や県との連携を強化し、より効果的な事業を展開することで成果の向上を図ります。

【災害援助・復旧体制の充実】

- 他市町村や事業者、関係機関との災害協定の拡充などにより、災害援助・復旧体制の充実を図ります。

【循環型社会の実現に向けた意識向上】

- 3R(リデュース・リユース・リサイクル)*についての理解を深めるため、学習機会の提供や情報提供に努めます。
- 環境負荷が少ない消費行動の重要性について発信し、エコバッグ、マイボトル、マイ箸の利用促進を図ります。
- 事業者との連携により、使い捨てプラスチック製品を使わない呼びかけを行うとともに、食品ロス削減に向けた取組を呼びかけます。

【適正なごみ出しと分別・減量に向けた周知と支援】

- ごみと資源の出し方マニュアルなどを活用して、ごみの分別を周知徹底し、ごみの減量化を促進します。
- ごみ出しが困難な高齢者等の支援を行います。

【廃棄物の再利用と資源循環の推進】

- 市民・団体・事業者との連携により、フリーマーケットやバザーの情報発信、情報サイトを利用したリユースの取組促進、リサイクル品回収ボックスの設置などに努めます。
- 蕨戸田衛生センター組合との連携により、生ごみの減量化や堆肥化事業を推進します。

【ごみ処理体制の充実】

- 収集・運搬事業者などとの連携により、ごみ収集・運搬の適正化、効率化を図ります。
- 蕨戸田衛生センター組合内の中間処理施設機能の維持に努めます。
- 最終処分する残さ*量を削減するとともに、最終処分先の安定的な確保に努めます。

【し尿処理施設の適正な維持管理】

- 下水道未整備地区における浄化槽の適正な維持管理に向け、周知・啓発を行います。
- 蕨戸田衛生センター組合内し尿処理施設の適正な維持管理に努めます。

【計画的な都市形成の推進】

- 都市形成の将来ビジョンであり、その実現に向けた方針や施策を示す「蕨市都市計画マスタープラン」や「蕨市立地適正化計画」に基づき、本市の特性を生かした都市形成を推進します。

【鉄道の利便性と安全性向上】

- JRに対し、蕨駅の利便性と安全性の確保に向けた協議や、京浜東北線や埼京線の利便性向上に向けた協議を継続的に行います。

【民間住宅等の適正管理の促進】

- 「蕨市老朽空き家等の安全管理に関する条例」及び「蕨市さわやか環境条例」に基づき、空き家などの適正な維持・安全管理を推進します。

【市民の防犯意識の向上】

- 広報蕨や市ホームページ、メール配信サービスなどにより、防犯に関する情報提供を積極的に行います。
- 防犯キャンペーンを通じて市民の防犯意識の向上を図るとともに、地域などにおける防犯講習会の開催を支援します。

【防犯組織の活動支援と担い手の育成】

- 自主防犯組織等による防犯パトロールなど、市民の自主的な防犯活動を支援するとともに、その活動の担い手の育成と確保に努めます。

【防犯体制の充実】

- 警察などの関係機関や防犯関係団体との連携を強化し、情報の共有に努めます。

【犯罪の起きにくい環境づくり】

- 市内のLED防犯灯や防犯カメラの維持管理・新規設置などを進めるとともに、市民等の防犯環境整備の取組を支援することで、地域全体の犯罪抑止力の向上を図ります。
- 警察などの関係機関や防犯関係団体との連携により、自転車盗難防止活動を継続的に実施します。
- 発生事例の情報提供や、通話録音機能付き電話機の購入費用補助などの支援により、振り込め詐欺防止を図ります。
- 地域との協働により、明るく安全な公園や道路づくり、ごみや落書きなどの除去に取り組み、犯罪が起きにくい環境をつくります。

【犯罪被害者等の支援体制の充実】

- 「蕨市犯罪被害者等支援条例」に基づき、相談・支援体制の強化に努めます。
- 彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センターなど関係機関との連携を図りながら、犯罪被害者などへの総合的な支援に努めます。

強靱化に向けたテーマ別計画の施策(※テーマ別計画で強靱化マークが付けられている項目)

| | |
|--------|--------------------------|
| 1-1-1 | 地域の防災力の向上 |
| 1-1-2 | 危機管理体制の確立 |
| 1-2-1 | 地域の防犯力の向上 |
| 1-2-2 | 防犯体制等の充実 |
| 1-2-3 | 犯罪被害者等の支援 |
| 3-9-1 | 地域福祉の推進 |
| 5-23-1 | 循環型社会の構築 |
| 5-23-2 | ごみ処理体制の充実・し尿処理施設の適正な維持管理 |
| 5-25-1 | 魅力ある空間づくりの推進 |
| 5-26-2 | 交通の利便性等の向上 |
| 5-28-1 | 住宅の改善・確保と適正管理 |
| 6-29-1 | 地域コミュニティへの支援 |
| 6-29-2 | 市民活動の活性化 |
| 6-31-1 | 多文化共生に向けた環境づくり |
| 6-32-4 | 男女がともに安心して暮らせるまちづくり |
| 7-33-2 | 市民と行政の協働の推進 |
| 7-35-1 | 行財政改革の更なる推進 |

6 強靱化の推進に向けて

1 推進体制の確保

本計画は、市だけでなく、市民や団体、ライフライン事業者などの民間企業等による主体的な取組を含め、本市における強靱化を推進するための基本的な指針となるものです。本計画を踏まえ、市、市民や団体、民間企業等、社会を構成する主体がそれぞれの担う役割を理解し、自主的かつ積極的に取り組むことが必要となります。

1 市の役割

大規模自然災害のリスク等を直視し、強靱化地域計画を策定した上で、その取組を総合的かつ計画的に進めます。

また、市民や団体、民間企業等が自主的かつ積極的に取り組めるような環境整備や、情報提供等を進めていきます。なお、本計画に基づく事業の実施については、交付金・補助金等を積極的に活用するものとします。

2 市民・団体の役割

大規模自然災害が発生した場合、当たり前な日常が一変し、必要な物資が手に入らないなど制約のある生活となることが予測されます。

自助の取組等により自らの命を守るとともに、住宅を耐震化するなど生活の基盤を維持できるよう備えておくことが期待されます。

加えて、「自分の地域は自分で守る」ため、近所とのつながりづくりや自主防災組織への参加を通じて平常時から助け合い（共助）の体制づくりを進めることが期待されます。また、団体には、それぞれの活動テーマに応じて共助の担い手等となることが期待されます。

3 民間企業等の役割

大規模自然災害が発生した場合にも、経済活動の基盤となる施設を維持できるよう、災害に強い施設としておくとともに、地域経済を停滞させないよう活動を継続することが期待されます。

また、市民生活や経済活動の基盤となるライフラインを担う企業においては、大規模自然災害による影響を受けないよう施設の耐震化等により備えるとともに、被災した場合もできるだけ早期に平常時のサービス水準を回復することが期待されます。

加えて、地域社会の一員として、地域における助け合い（共助）の活動に積極的に参加・貢献するなど、地域の状況に応じた社会的責任を果たすことも期待されます。

2 進捗状況の把握と個別事業の計画

『コンパクトシティ蕨』将来ビジョンⅡの一部として、一体的に策定していることから、同ビジョンの進捗管理とあわせて本計画の進捗状況を把握します。

また、本計画に基づく個別事業については、「将来ビジョン実施計画」に位置付けるものとします。

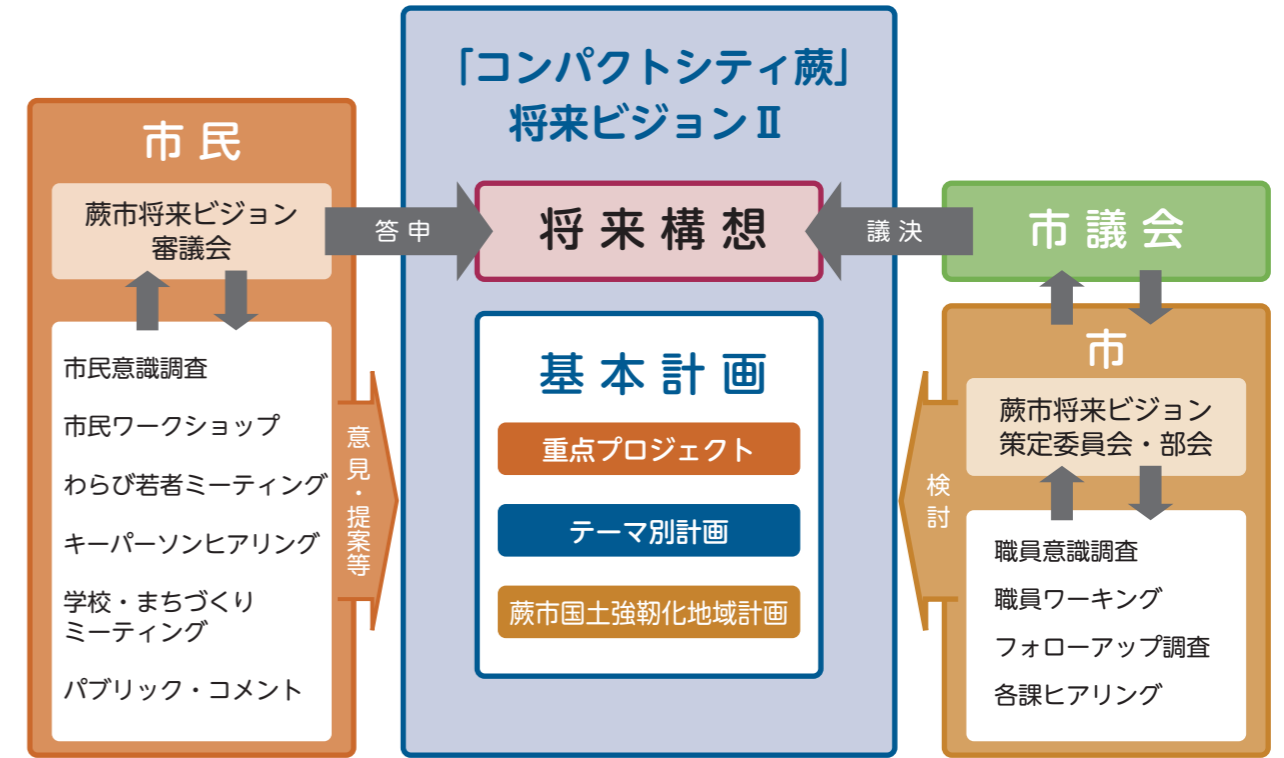


資料編

1 策定の流れ

| 年月 | 市民参画 | 市 | |
|------|-------------------|---------------------------------|--|
| 令和4年 | 4月 | | |
| | 5月 | | |
| | 6月 | | |
| | 7月 | ・市民意識調査（～9月） | |
| | 8月 | | |
| | 9月 | ・市民ワークショップ（第1回） | |
| | 10月 | ・市民ワークショップ（第2回） | ・職員意識調査（～11月） |
| | 11月 | ・市民ワークショップ（第3回） | ・職員ワーキング（第1回） |
| | 12月 | ・わらび若者ミーティング ・市民ワークショップ（第4回） | ・策定委員会（第1回） |
| | | | ・将来ビジョン後期実現計画フォローアップ調査（～1月） ・職員ワーキング（第2回） |
| | 令和5年 | 1月 | ・学校・まちづくりミーティング |
| | | | ・市民ワークショップ（第5回） |
| 2月 | | ・キーパーソンヒアリング | ・各課ヒアリング |
| 3月 | | | ・職員ワーキング（成果報告） |
| 4月 | | ・蕨市将来ビジョン審議会（第1回） | ・策定委員会（第2回） |
| 5月 | | ・蕨市将来ビジョン審議会（第2回） | ・策定委員会（第3回） |
| 6月 | | | |
| 7月 | | ・蕨市将来ビジョン審議会（第3回） | ・策定委員会（第4回）（第5回） |
| 8月 | | ・蕨市将来ビジョン審議会（第4回）（第5回） | ・策定委員会（第6回） |
| 9月 | | ・将来構想（素案）のパブリック・コメント | ・策定委員会（第7回） |
| 10月 | | ・蕨市将来ビジョン審議会（第6回） | ・策定委員会（第8回） |
| 11月 | | ・蕨市将来ビジョン審議会（第7回） | ・策定委員会 部会（第1回） |
| | ・策定委員会（第9回）（第10回） | | |
| 12月 | | ・将来構想の議決 | |
| | | ・策定委員会 部会（第2回） | |
| 令和6年 | 1月 | ・策定委員会（第11回）（第12回） | |
| | 2月 | ・基本計画（案）のパブリック・コメント | ・策定委員会（第13回） |
| | 3月 | | ・策定委員会（第14回） |

図表 「コンパクトシティ蕨」 将来ビジョンⅡ 策定の流れ



2 市民参画

1 蕨市将来ビジョン審議会

① 蕨市将来ビジョン審議会条例

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、蕨市の行政運営の基本指針となる長期計画として、新たな将来ビジョン（以下「将来ビジョン」という。）の策定に関し必要な調査及び審議（以下「審議等」という。）を行うため、蕨市将来ビジョン審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織及び委員)

第2条 審議会は、委員18人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 市政について優れた識見を有する者
- (3) 公募による市民

2 委員の任期は、将来ビジョンの策定に係る審議等が終了するまでの期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、総務部政策課において処理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。

② 蕨市将来ビジョン審議会委員名簿

任期 令和5年4月28日から

| 区分 | 氏名（敬称略） | 役職等 | 備考 |
|----------------------------------|-----------------|---------------------|-------------|
| 1号委員 市議会議員 | 武下 涼 | 市議会議員 | |
| | 宮下 奈美 | 市議会議員 | 令和5年7月14日まで |
| | 古川 歩 | 市議会議員 | |
| | 本田 てい子 | 市議会議員 | |
| | 前川 やすえ | 市議会議員 | |
| | 岡田 三喜男 | 市議会議員 | 令和5年8月4日から |
| 2号委員 市政について 優れた識見を 有する者 | 林 大 樹 | 一橋大学名誉教授 | 会長 |
| | 坪井 真 | 作新学院大学女子短期大学部教授 | 副会長 |
| | 植田 富美子 | 蕨市町会長連絡協議会会長 | |
| | 平田 毅 | 蕨市PTA連合会会長 | |
| | 佐藤 政美 | 蕨市民生委員・児童委員協議会連合会会長 | |
| | 上野 寿一 | 蕨市高齢者クラブ連合会副会長 | |
| | 智内 兄助 | 蕨市文化協会会長 | |
| | 長谷川 浩司 | 蕨商工会議所事務局長 | |
| | 岡本 和子 | 蕨市地域女性団体連絡協議会会長 | |
| 山之内 正 | 蕨市コミュニティ運営協議会会長 | | |
| 3号委員 公募による市民 | 木田 麗花 | 公募委員 | |
| | 笹渕 敏子 | 公募委員 | |
| | 島村 幸子 | 公募委員 | |

※役職等については委嘱時のもの

3 諮問書及び答申書

蕨第050428号
令和5年4月28日

蕨市将来ビジョン審議会
会長 林 大樹 様

蕨市長 頼高 英雄

蕨市将来構想の策定について（諮問）

蕨市将来ビジョン審議会条例第1条の規定に基づき、蕨市将来構想の策定について、調査、審議を求めます。

令和5年11月10日

蕨市長 頼高 英雄 様

蕨市将来ビジョン審議会
会長 林 大樹

蕨市将来構想の策定について（答申）

令和5年4月28日付蕨第050428号をもって諮問された蕨市将来構想の策定について、本審議会では7回にわたり活発な意見交換を行いながら、慎重な審議を重ねてきました。

審議の結果、示された蕨市将来構想(素案)は、目指すまちのビジョンとして「安心・にぎわい・未来 みんなで創る みんなにあたたかい みんなのまち蕨」を掲げ、今後10年の本市のまちづくりの目指す姿や方向など、市政運営にあたっての基本的な考え方を示しており、その内容はおおむね妥当であると認めます。

なお、審議の過程で議論された《蕨市将来構想の実現に向けた主な意見》を、別添のとおり取りまとめましたので、十分配慮されるよう求めます。

【別添】

《蕨市将来構想の実現に向けた主な意見》

- (1) 安全で安心して暮らせるまち ……………
- 「安全安心」に向けた取組は引き続き最重要のテーマと捉える必要がある。
 - 「自助・共助・公助」の考えのもと、各地区・地域における対応の計画化や、要支援者名簿の有効な活用、外国人住民の避難、民間事業者のBCP策定支援などにも取り組んでいく必要がある。
 - 防犯パトロールなどの、力強い地域の活動と連携し防犯対策を進めるとともに、多様化する消費者被害対策の推進も図る必要がある。
- (2) 豊かな個性を育み子どもたちの未来輝くまち ……………
- 保育園等については、待機児童対策としての「量の確保」のみでなく、今後は「質の確保」が一層重要となる。
 - 学校については、校舎の老朽化やトイレの洋式化など、ハード面での対応にしっかり取り組む必要があるとともに、教育内容などソフト面の改善・強化により蕨の強みをアピールしていく必要がある。
 - 今の時代、子どもと電子メディアの関係は切り離せないものであるが、「健やかメディア」などの上手なメディアとの付き合い方の取組は依然として重要である。また、子どもの居場所の確保として、児童館・児童センターを中高生にも利用しやすくすることや、不登校など支援を求める人たちにも目を向けた取組なども必要である。
 - 「全ての子どもを犯罪から守る」ことなど、子どもの安全安心に向けた取組を重視する必要がある。
- (3) みんなにあたたかく健康に生活できるまち ……………
- 市民の健康づくりにあたっては、一人ひとりが健康管理の意識を持つことが大切であり、それを促す取組が重要である。
 - 歩きやすい歩道を整備することでウォーキングをする人が増えるなど、健康づくりのためには、バリアフリーの観点からのアプローチも重要であり、そうした取組も推進していく必要がある。
 - ウェルビーイングの視点に立ち、子どもからお年寄り、また外国人も含め全ての人を対象に「健幸づくり」の取組を進める必要がある。
 - 高齢化が進むなか、高齢者に向けた取組を一層重視していく必要がある。独り暮らし高齢者への対応や、コロナ禍で増加した心身の機能が低下する高齢者への対応、高齢者クラブの担い手の減少、元気な高齢者の社会参画など様々な課題やテーマがある。
 - 蕨市にとって、公立病院の存在は大きな強みであるので、建替えとともに、利便性の向上などの充実も進めていく必要がある。

(4) にぎわいと活力、市民文化と歴史がとけあう元気なまち ……………

- 中山道をはじめとした観光資源を活用し、マイクロツーリズム(近距離圏での旅行・観光)の視点等も踏まえながら、観光の取組に一層の力を入れていく必要がある。
- 商店が継続的に経営できるような支援を進めるとともに、空き店舗を活用しやすい仕組みづくりの取組などによって、イベント等による一時的なものに止まらない商店街の一層の活性化を図る必要がある。
- 起業や創業に向けた支援や、継承者の確保・育成とともに、地域資源を活用した商品開発などによって、産業の育成・支援に取り組む必要がある。あわせて、企業・事業者には時代に合わせた「働きやすさ」を求めていく必要もある。
- 様々な取組については、それを市内外に情報発信していくことで、多くの人に住んでもらえる「選ばれるまち」になると考えるので、シティプロモーションの推進は非常に重要なものである。
- 芸術・文化を、市民レベルで掘り起こすとともに、歴史民俗資料館の活用や新庁舎の展示スペースの活用など芸術・文化の発信機能を強化し、市民一人ひとりの足元から、「文化」のボトムアップを目指していくことが重要である。

(5) 環境に優しく快適で過ごしやすいまち ……………

- ゴミ問題は、環境をはじめ文化など様々な分野と関連し、また生活に密接なテーマでもある。持続可能なエコシティを目指すと同時に、市民一人ひとりのごみ出しのマナーの向上なども重要である。
- 都市整備の取組は、様々な分野に関連し波及する(上下水道の整備が市民の命を守ることにつながり、歩道の整備が高齢者・障害者への配慮となる、またボール遊びができる公園づくりが子どもの居場所となる等)ものなので、適切にしっかり取り組んでいくことが必要である。

(6) 一人ひとりの心でつなぐ笑顔あふれるまち ……………

- 10年前に5%であった本市の外国人の人口は、現在10%超と大きく増加している。外国人との相互理解を深めることで、差別・偏見をなくし、多文化共生への取組を進めていくことは非常に重要なことである。
- 人権や平和に対する取組は、昨今の国際情勢等を背景に極めて重要度が増している。また、多様性(ダイバーシティ)もより重視する必要がある。

(7) 市民と市がともに力を発揮して創るまち ……………

- 蕨市の強みである「協働のまちづくり」は、ネットワークステーションの整備などにより、この10数年間で、一層浸透・推進されてきた。今後も力を入れて継続していくべきである。
- 困りごとを抱えた市民が一人で悩まないよう、市は寄り添った相談の対応を図る必要がある。

- 様々な施策を進めていく上で、いずれの分野においてもデジタル化は切り離すことのできないものとなっている。

その他全体を通じて ……………

- 「選ばれるまちづくり」のためには、あらゆる分野において生活都市としての魅力向上を図ることが重要である。
- イベントや地域の活動を支える人たちの高齢化が進んでおり、若者の地域参加の促進や世代間交流の取組などによって、若い世代のまちづくりの参加の間口拡大を図り、年齢や国籍などを問わず、みんなで育てるまちづくりを進めていく必要がある。
- 多様性に配慮したまちづくり、支援を必要とする人たち(子ども、子育て世代、高齢者、障害者など)に優しいまちづくりが大切である。
- コロナ禍の影響による「ニューノーマル」への社会転換など、市民のライフスタイルの変化を踏まえたまちづくりも重要である。
- 若者を含め、多くの市民に市からの情報やメッセージを伝え、共有するためには、それに興味を持ってもらうような情報の伝え方を工夫する必要がある。
- 蕨市は、行政サービスなど行き届いているものが多く、コンパクトな利点を生かした取組が蕨市の強みである。今後も、コンパクトさをチャンスと捉え、更に住みよいまちを目指すことで、次世代の若者が増えていくような取り組みを進めていくことが重要である。
- 目指すまちのビジョン実現に向けては、市民側も自発的にまちづくりに関わり、それぞれの役割を果たして、互いの知恵や能力を出し合い、情報の共有をしつつ、連携協力することが必要であり、また市民が身近なまちづくりに対して自発的、積極的に取り組んでいけるように行政が支援することが必要である。
- 「自助・共助・公助」、更には「互助」の視点も含めた、地域のなかでの住民同士の支え合いによるまちづくりも重要である。

2 市民意識調査

| | |
|----------|--|
| 目的 | 新たな「将来ビジョン」の策定に当たり、市の取組に対する市民の意識等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施 |
| 調査対象 | 蕨市在住の満18歳以上の市民3,000名 (住民基本台帳から各地区の年齢層別の人口比率に基づき男女別に無作為抽出) |
| 調査方法 | 行政連絡員による調査票の配布、郵送またはウェブ上での回収 ※調査票は無記名で回答 |
| 調査期間 | 令和4年7月26日～令和4年9月2日 |
| 有効回答数(率) | 1,374票/3,000票(45.8%) |

3 市民ワークショップ

| | |
|--------|--|
| 目的 | 新たな「将来ビジョン」の策定に当たり、まちづくりの課題や課題解決に向けた提案などについて、市民から提言をいただくことを目的に実施 |
| 参加者の構成 | 無作為抽出による参加呼びかけに応じた市民25名(グループ編成前のみ参加した方を含む)で構成 |
| 開催期間 | 令和4年9月～令和5年1月(全5回) |
| 概要 | 話し合いは、テーマごとのグループディスカッション形式で行った。第2回以降、参加者の関心に沿って4つのグループを編成し、蕨市の魅力や課題、目指すべき姿とそれを実現するための取組について話し合い、提言書を取りまとめた |

【グループ編成】

| グループ名 | メンバー(敬称略・50音順) |
|--|---|
| 第1班 子どもの未来が輝くまち (子育て、学校教育) | 岩井 美恵子、奥田 雅彦、斉藤 寿美子、西元 光子、松本 浩昌 |
| 第2班 快適で安全・安心なまち (防災、防犯・交通安全、環境) | 井野 千賀子、今堀 佳代子、川野 耕三、関根 未希、坪井 真、ピッツアート キアラ |
| 第3班 にぎわいのあるまち (にぎわいづくり、地域資源、都市基盤・住環境、芸術・文化) | 大島 耕児、大森 隆史、平林 千明、前川 武司、三浦 雅典、李 春玲 |
| 第4班 みんなで支え合うまち (地域福祉、保健・医療、生涯学習・スポーツ) | 小木 曾 保、高 凱、小林 恵子、白石 良恵、田上 洋輔、張 瓊 |

4 わらび若者ミーティング

| | |
|--------|---|
| 目的 | 新たな「将来ビジョン」の策定に当たり、次代を担う若者から見た今後の蕨市の姿とまちづくりのアイデアを引き出すとともに、今後のまちづくりに積極的に関わってもらえる若者の輪を広げていくことを目的に実施 |
| 参加者の構成 | 市からの呼びかけに応じた市内で活動する団体や公募による17歳から24歳までの15名で構成 |
| 開催期間 | 令和4年12月(1回) |
| 概要 | 「若者の考える蕨市の未来!」をテーマに、まちづくりの分野ごとに、3つのグループに分かれて意見交換を行った |

【グループ編成】

| グループ名 | メンバー(敬称略・50音順) |
|-----------------------|-------------------------------------|
| 第1班 子育て・教育グループ | 石丸 遼、鈴木 颯太、園川 真唯、坪野 泰河 |
| 第2班 にぎわい、安全・安心、環境グループ | 尾方 瑛、木田 麗花、清水 隆、中村 式千華、古川 明日香、吉田 愛佳 |
| 第3班 文化・スポーツ・生涯学習グループ | 下山 桃佳、菅谷 優希、堂満 百花、中井 悠貴、保坂 朱李 |



市民ワークショップ参加者の皆さん



わらび若者ミーティングの様子

5 キーパーソンヒアリング

| | |
|---------|--|
| 目的 | 新たな「将来ビジョン」の策定に当たり、各分野の関係者から意見を伺い、統計資料等からは把握が困難な定性的な情報やまちづくりの課題などを明らかにしていくことを目的に実施 |
| ヒアリング対象 | 市内5地区の代表者や各種団体等の関係者 |
| 開催期間 | 令和5年2月 |
| ヒアリング項目 | 1) 団体の活動状況、特に力を入れていること 2) 活動における課題や困りごと 3) 当該分野において目指すべき蕨市の姿と、市が重点的に取り組むべきこと |

【グループ編成】

(順不同)

| 分野 | 団体・役職等 | 氏名(敬称略) |
|--------------|----------------------|---------|
| 地域福祉・健康・スポーツ | 蕨市高齢者クラブ連合会副会長 | 山本 昭三 |
| | 蕨市身体障害者相談員 | 尾崎 節子 |
| | 蕨市知的障害者相談員 | 鹿子木 順子 |
| | 蕨市民生委員・児童委員協議会連合会会長 | 佐藤 政美 |
| | NPO法人糸ぐるま理事長 | 足立 明美 |
| | 蕨市レクリエーション協会会長 | 大武 勝雄 |
| | 蕨市スポーツ協会会長 | 佐藤 則夫 |
| 安全・安心 | 蕨市町会長連絡協議会会長 | 植田 富美子 |
| | 蕨市町会長連絡協議会副会長 | 岩淵 養光 |
| | 蕨市地域女性団体連絡協議会会長 | 岡本 和子 |
| | 蕨市公衆衛生推進協議会会長 | 阿部 恒男 |
| | 蕨防災士会会長 | 川野 耕三 |
| コミュニティ | 中央コミュニティ委員会会長 | 山岡 さと子 |
| | 塚越コミュニティ委員会会長 | 比企 孝司 |
| | 南町コミュニティ委員会会長 | 足立 朋彦 |
| | 錦町コミュニティ委員会会長 | 山之内 正 |
| | 北町コミュニティ委員会会長 | 平井 則明 |
| にぎわい・文化 | 蕨商工会議所事務局長 | 長谷川 浩司 |
| | 蕨商工会議所青年部会長 | 笠井 毅 |
| | 蕨市にぎわいまちづくり連合会副理事長 | 酒井 佳延 |
| | 蕨市文化協会会長 | 智内 兄助 |
| | 社会教育委員会議長 | 徳丸 平太郎 |
| 子育て・教育 | 蕨市保育園保護者 | 才本 紫乃 |
| | 蕨市幼稚園保護者 | 富塚 達也 |
| | NPO法人ふうせん代表 | 園川 泰子 |
| | 夕方からの居場所づくり「ぼっかぽか」代表 | 新妻 朋子 |
| | 蕨市子ども会育成連合会副会長 | 杉山 芳朗 |
| | 蕨市PTA連合会会長 | 平田 毅 |
| | 蕨市青少年団体連絡協議会会長 | 須賀 昭仁 |

※役職等についてはヒアリング時のもの

6 学校・まちづくりミーティング

| | |
|------|--|
| 目的 | これからの蕨市のまちづくりについて、中学生の意見を伺うため、蕨市立第二中学校の生徒と市長とのまちづくりミーティングを実施 |
| 参加者 | 蕨市立第二中学校生徒会役員、学級委員等(1~2年)の28名 |
| 開催期間 | 令和5年1月(1回) |
| 概要 | 第二中学校生徒会が学校環境の向上に向けて、学校のトイレについてのアンケートを取り、市長に報告したいとの話があったことから、アンケートの結果など生徒の声を市長が伺うとともに、あわせて蕨市の将来のまちづくりについても意見交換を行った |

7 パブリック・コメント

| | |
|----------|--|
| 目的 | 新たな「将来ビジョン」の策定に当たり、その案を公表し、広く市民から意見を募ることで、市民参画機会の確保や市民への説明責任を果たすとともに、その意見等を将来ビジョンに反映することを目的に実施 |
| 将来構想(素案) | 実施期間：令和5年9月 意見数：5件(意見提出者3人) |
| 基本計画(案) | 実施期間：令和6年2月 意見数：7件(意見提出者4人) |

3 庁内検討

1 蕨市将来ビジョン策定委員会

蕨市将来ビジョン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 蕨市の行政運営の基本指針となる長期計画として、新たな将来ビジョン（以下「将来ビジョン」という。）を策定するため、蕨市将来ビジョン策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 将来ビジョンの策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、将来ビジョンに係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、市長をもって充てる。
- 3 委員は、副市長、教育長、部長、消防長、市立病院事務局長、議会事務局長及び教育部長とする。
- 4 委員長は、会務を総理する。
- 5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第5条 委員会は、将来ビジョンの策定に係る分野横断的な重点課題について調査研究するため、部会を置くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部政策課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

蕨市将来ビジョン策定委員会 委員名簿

| 委員長 | 市長 | 頼高 英雄 |
|--------|----------|-------|
| 委員 | 教育長 | 松本 隆男 |
| | 理事 | 佐藤 慎也 |
| | 総務部長 | 阿部 泰洋 |
| | 市民生活部長 | 小柴 正樹 |
| | 健康福祉部長 | 根津 賢治 |
| | 都市整備部長 | 高橋 稔明 |
| | 教育部長 | 渡部 幸代 |
| | 消防長 | 野崎 好伴 |
| | 水道部長 | 相馬 一富 |
| | 市立病院事務局長 | 田谷 信行 |
| 議会事務局長 | 小谷野 賢一 | |

2 蕨市将来ビジョン策定委員会 部会

蕨市将来ビジョン策定委員会部会設置要領

(設置)

第1条 蕨市将来ビジョン策定委員会設置要綱（令和4年蕨市要綱第55号）第5条の規定に基づき、蕨市将来ビジョン策定委員会部会（以下「部会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 部会は、蕨市将来ビジョン策定委員会委員長の指示を受け、新たな将来ビジョンの策定に当たり、特に必要と認める事項について調査研究を行う。

(組織)

第3条 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織し、市職員のうちから市長が任命する。

2 部会長は、部会を総理する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 部会長、副部会長及び部会員の任期は、任命の日から調査研究終了の日までとする。

(会議)

第4条 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

2 部会が必要と認めるときは、部会員以外の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 部会の庶務は、総務部政策課において処理する。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年10月10日から施行する。

蕨市将来ビジョン策定委員会部会 部会員名簿

| | | |
|----------|------------------|-------|
| 部会長 | 総務部長 | 阿部泰洋 |
| 副部会長 | 総務部政策課長 | 佐藤則之 |
| 部会員 | 秘書広報課長（副参事） | 有里友希 |
| | 総務部庶務課長 | 赤羽悟 |
| | 総務部財政課長 | 白鳥幸男 |
| | 市民生活部安全安心課長 | 加藤宏之 |
| | 健康福祉部福祉総務課長（次長） | 國井信太郎 |
| | 都市整備部まちづくり課長（次長） | 丸山友之 |
| | 教育部教育総務課長 | 田中昌継 |
| | 水道部業務課長 | 尾上聡 |
| | 市立病院事務局庶務課長（次長） | 小川淳治 |
| 消防本部総務課長 | 鈴木経一 | |
| 議会事務局次長 | 津田伸一 | |

3 職員意識調査

| | |
|----------|---|
| 目的 | 新たな「将来ビジョン」の策定に当たり、日頃、市政運営を行っている職員の意識等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施 |
| 調査対象 | 正職員623名（ただし、特別職、産・育休等休職中の職員を除く） |
| 調査方法 | 調査票の配布・回収 ※調査票は無記名で回答 |
| 調査期間 | 令和4年10月25日～令和4年11月22日 |
| 有効回答数（率） | 591票／623票（94.9%） |

4 職員ワーキング

| | |
|--------|---|
| 目的 | 新たな「将来ビジョン」の策定に当たり、まちづくりに対する若手職員からの具体的な提案を得る機会とするとともに、若手職員の市の将来ビジョンに対する意識の醸成や市政全体を俯瞰するきっかけとなることを目的に実施 |
| 参加者の構成 | おおむね入庁3年目から10年目までの若手職員を対象に公募し、応募のあった13名で構成 |
| 開催期間 | 令和4年11月～令和5年3月(全3回) |
| 概要 | 話し合いは、3つのグループに分かれ、2回のワーキングや各自での調査・研究、各グループの自主的な活動などを経て提案を取りまとめ、部長会議終了後、成果報告を行った |

【グループ編成】

| グループ名 | メンバー(敬称略・組織順) |
|-------------------|---|
| 第1班 子ども・子育て支援グループ | 佐藤 宇宙 (総務部人事課) 伊藤 沙保理 (健康福祉部保健センター) 迫 脇 大輔 (都市整備部まちづくり推進室) 小 河 原 充 (教育部市立図書館) |
| 第2班 安全・安心グループ | 田 中 莞太 (市民生活部安全安心推進課) 三 浦 壽美花 (都市整備部まちづくり推進室) 渡 邊 貴大 (教育部下蔵公民館) 川 端 優 佑 (消防署第2中隊救助隊) |
| 第3班 にぎわいづくりグループ | 加 藤 裕也 (総務部税務課) 小 倉 慎次 (市民生活部医療保険課) 片 桐 大曜 (都市整備部建築課) 横 山 滯 (教育部教育総務課) 高 橋 晴 弥 (消防署第1中隊救急隊) |

※所属等についてはワーキング時のもの

5 フォローアップ調査・各課ヒアリング

| | |
|------|---|
| 目的 | 『コンパクトシティ蕨』将来ビジョン後期実現計画』の検証、及び新たな「将来ビジョン」策定に当たり考慮すべき重要な課題や、必要な取組を整理するために実施 |
| 概要 | フォローアップ調査では、『コンパクトシティ蕨』将来ビジョン後期実現計画』に掲げた施策に関する課題や今後必要な取組などについて整理し、この結果を基に、各課ヒアリングを実施し、担当部署の考え方を直接聴取した |
| 実施期間 | 令和4年12月～令和5年2月 |

6 事務局

| | | |
|-----|-----------|-------|
| 事務局 | 総務部政策課長 | 佐藤 則之 |
| | 総務部政策課主幹 | 島田 雅也 |
| | 総務部政策課主査 | 石黒 沙織 |
| | 総務部政策課主査 | 市川 翔太 |
| | 総務部政策課主事補 | 藤田 睦子 |

4 基本計画における指標一覧

各分野(各章)における指標の考え方は以下のとおりです。なお、右欄「重プロ指標」に数字を示している指標は、「重点プロジェクト」にも使用している指標です。

現状値＝特記のないものは令和4年度実績または令和4年度末実績 目標値＝令和10年度目標または令和10年度末目標




第1章 安全で安心して暮らせるまち

| 指標 | 現状値 | 目標値 | 指標の考え方 | 重プロ指標 |
|--------------------------|-------------------|--------|--|-------|
| 自主防災組織による防災訓練の実施率 | 48.1% (過去5年平均) | 100% | 共助による防災力向上を示す指標として、自主防災組織による防災訓練の実施率をみます。すべての自主防災組織での防災訓練実施を目標値とします。 | 1 |
| 災害協定の締結数(累計) | 49件 | 60件 | 災害救助・復旧体制の強化・充実を示す指標として、他市町村や事業者などとの災害協定の締結数をみます。累計で60件を目標値とします。 | |
| 市内の防犯カメラ設置台数(公設・商店街・家庭等) | 233台 | 400台 | 犯罪が起きにくい環境づくりを進めるための指標として、公共施設や、市の設置費補助による家庭等への防犯カメラ設置台数をみます。400台を目標値とします。 | 1 |
| 応急手当普及啓発活動の参加者数 | 1,252人 | 1,500人 | バイスタンダー(救急現場に居合わせた市民)が応急手当できるよう、知識・技術の普及を進めるための指標として、応急手当普及啓発活動の参加者数をみます。1,500人を目標値とします。 | |



第2章 豊かな個性を育み子どもたちの未来輝くまち

| 指標 | 現状値 | 目標値 | 指標の考え方 | 重プロ指標 |
|---|-------------------|---------|--|-------|
| 子育てしやすいと思う市民の割合【市民意識調査】 | 78.4% (過去5年平均) | 80% | 子どもを安心して産み育てることのできるまちであることを示す指標として、市民意識調査により、子育てしやすいまちと思う市民の割合をみます。80%を目標値とします。 | 2 |
| 地域子育て支援センター利用件数 | 9,138件 | 15,000件 | 子育てしやすい環境づくりを進めるための指標として、地域子育て支援センター(令和5年度末時点で市内に5施設)の利用件数をみます。15,000件を目標値とします。 | |
| 埼玉県学習状況調査において各教科内容別結果(正答率)が県平均を上回った項目の割合(小・中学校) | 89.7% (過去5年平均) | 100% | 教育内容の充実度を測る指標として、埼玉県が実施している学習状況調査から、各教科内容別結果(正答率)が県平均を上回った項目の割合をみます。県平均を全項目で上回ることを目標値とします。 | 2 |
| 小・中学校トイレの洋式化率 | 54.9% | 100% | 学校施設の整備の充実度を示す指標として、小・中学校トイレの洋式化率をみます。洋式化率100%を目標値とします。 | 2 |


第3章 みんなにわたたく健康に生活できるまち

| 指標 | 現状値 | 目標値 | 指標の考え方 | 重プロ指標 |
|---------------------------------|---------------------|---------|--|---|
| 介護予防事業参加者数 | 10,694人 (過去5年平均) | 20,000人 | 高齢になっても元気に生活できるよう介護予防を推進する指標として、介護予防事業の参加者数をみます。20,000人を目標値とします。 |  |
| 認知症サポーターステップアップ講座の修了者数(累計) | — | 150人 | 認知症に対する理解を促し、認知症高齢者などへの支援を進めるための指標として、認知症サポーターステップアップ講座の修了者数をみます。累計で150人を目標値とします。 | |
| 健康長寿蕨市モデル事業(コパトナALKOOマイレージ)参加者数 | — | 2,000人 | 「スマートウェルネスシティ」の実現に向け、健康づくりのための運動を促進するための指標として、健康長寿蕨市モデル事業の参加者数をみます。2,000人を目標値とします。 |  |
| 市立病院病床利用率 | 59.0% | 73% | 市立病院の安定的な経営を示す指標として、市立病院の病床利用率をみます。73%を目標値とします。 |  |

第4章 にぎわいと活力、市民文化と歴史がとけあう元気なまち

| 指標 | 現状値 | 目標値 | 指標の考え方 | 重プロ指標 |
|--|----------|----------|--|---|
| サブリース等による空き店舗解消件数(サブリース事業により出店または空き店舗有効活用事業補助金を活用して出店した件数・期間中累計) | — | 15件 | にぎわいのあるまちづくりに向け空き店舗の解消を図るための取組を示す指標として、サブリース等による空き店舗解消件数をみます。累計で15件を目標値とします。 |  |
| 魅力ある店舗づくり支援事業補助金の活用件数(累計) | — | 80件 | 魅力ある店舗づくりの支援を推進するための指標として、魅力ある店舗づくり支援事業補助金の活用件数をみます。累計で80件を目標値とします。 |  |
| 公民館延べ利用者数 | 163,634人 | 210,000人 | 生涯学習環境や機会の充実を示す指標として、生涯学習の拠点である公民館の延べ利用者数をみます。210,000人を目標値とします。 | |
| 図書館の貸出等件数(電子図書含む) | 357,073件 | 530,000件 | 市民の生涯学習に重要な役割を果たす図書館の充実を示す指標として、市立図書館の貸出等の件数をみます。電子図書の利用も含め530,000件を目標値とします。 | |


第5章 環境にやさしく快適で過ごしやすいまち

| 指標 | 現状値 | 目標値 | 指標の考え方 | 重プロ指標 |
|---------------------------|-----------------------|----------|---|---|
| 地球温暖化対策設備等設置費補助金の補助件数(累計) | 614件 | 1,000件 | 再生可能エネルギーの利用・普及を促進するための指標として、地球温暖化対策設備等設置費補助金の補助件数をみます。累計で1,000件を目標値とします。 |  |
| コミュニティバス利用者数 | 180,678人 (過去5年平均) | 220,000人 | 市内の交通利便性を示す指標として、コミュニティバス「ぶらっとわらび」の利用者数をみます。220,000人を目標値とします。 | |
| 市内住宅の耐震化率(戸数) | 85.7% (平成30年10月時点) | 95% | 災害に強い都市づくりを進める指標として、市内住宅の耐震化の割合をみます(住宅・土地統計調査)。95%を目標値とします。 | |
| 重要施設配水管路の耐震適合率 | 89.1% | 99% | 災害時のライフラインの強靱化を示す指標として、避難所などの重要給水施設への配水管の耐震化の割合をみます。99%を目標値とします。 | |

第6章 一人ひとりの心でつなぐ笑顔あふれるまち

| 指標 | 現状値 | 目標値 | 指標の考え方 | 重プロ指標 |
|----------------------|------------------------|----------|--|-------|
| 町会加入世帯数 | 24,913世帯 (令和4年9月時点) | 25,000世帯 | 地域コミュニティの活性化を示す指標として、地域コミュニティ活動の中核である町会の加入世帯数をみます。25,000世帯を目標値とします。 | |
| わらびネットワークステーション登録団体数 | 213団体 | 250団体 | 市民活動の活性化を示す指標として、わらびネットワークステーションの登録団体数をみます。250団体を目標値とします。 | |
| 外国人向け一元的相談窓口支援件数 | — | 500件 | 多文化共生に向けた環境づくりを示す指標として、令和5年に新庁舎開庁にあわせ設置した、外国人向け一元的相談窓口における支援件数をみます。500件を目標値とします。 | |
| 審議会等への女性委員登用率 | 42.8% (令和5年4月1日時点) | 45% | 男女共同参画によるまちづくりの推進を示す指標として、審議会等における女性委員の割合をみます。45%を目標値とします。 | |

第7章 市民と市がともに力を発揮して創る自立したまち

| 指標 | 現状値 | 目標値 | 指標の考え方 | 重プロ指標 |
|--------------------------|-----------------------|--------|--|---|
| 協働事業(SDGs)提案制度への応募件数(累計) | 59件 | 90件 | 協働のまちづくりを進めるための指標として、SDGs提案制度(令和5年までの名称は「協働事業提案制度」)への応募件数をみます。累計で90件を目標値とします。 | |
| 民間事業者等との連携協定の締結数(累計) | 44件 | 55件 | 民間事業者等との協働によるまちづくりを進めるための指標として、民間事業者等との連携協定の締結数をみます。累計で55件を目標値とします。 | |
| 個人市民税の収納率(現年課税分+滞納繰越分) | 97.4% | 98% | 健全な財政運営のための着実な財源確保の取組を示す指標として、個人市民税の収納率をみます。98%を目標値とします。 | |
| 市公式SNSの登録者数 | 5,587人 (令和5年10月時点) | 7,000人 | 市政の情報発信の取組を示す指標として、市公式SNS(蕨市X、蕨市YouTube、防災行政無線X、商工観光課Instagramなど)の登録者数をみます。7,000人を目標値とします。 |  |

5 用語解説

本冊子中「*」印を付した用語の解説

| 英数字 | |
|---------------------------|--|
| BCP (業務継続計画) | 緊急事態が発生しても業務が継続できるよう、官公庁や企業が定める計画のこと。 |
| DX (デジタル・トランスフォーメーション) | デジタル技術を活用して人々の生活をより良いものへと変革し、既存の価値観などを根底から覆すような新たなしくみを作り出すこと。 |
| GIGAスクール構想 | 児童・生徒に、一人1台の端末の配布と高速ネットワーク設備への対応のほか、教育のICT化を進める国の取組のこと。 |
| GTEC | Global Test of English Communicationの略。スコア型英語4技能(聞く、話す、読む、書く)検定試験のこと。 ※「GTEC®」は、株式会社ベネッセコーポレーションの登録商標です。 |
| ICT | Information and Communication Technologyの略。 情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。 |
| J-ALERT (全国瞬時警報システム) | 人工衛星と市町村の防災行政無線を利用して緊急情報を伝えるシステムのこと。津波警報や緊急地震速報、弾道ミサイル発射情報など対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を速やかに知らせることを目的とする。 |
| LGBTQ | 「Lesbian(レズビアン)」、「Gay(ゲイ)」、「Bisexual(バイセクシュアル)」、「Trans-gender(トランスジェンダー)」、「Queer/Questioning(クィア/クエスチョニング)」の頭文字をとって名付けられた言葉。性的少数者を表す総称の一つ。 |
| PFI | Private Finance Initiativeの略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のこと。 |
| SNS | Social Networking Serviceの略。個人間の交流を支援するサービスで、参加者は共通の興味、知人などをもとにさまざまな交流を図ることができる。 |
| V2G (ヴィークルトゥグリッド) | Vehicle to Gridの略。電気自動車を蓄電池として使用し、電力会社の電力系統に接続して相互に利用する技術を指す。 |
| V2H (ヴィークルトゥホーム) | Vehicle to Homeの略。電気自動車を蓄電池として使用し、家庭の電力に利用する技術を指す。 |
| 3R (リデュース・リユース・リサイクル) | 環境保全に向けたReduce(リデュース:廃棄物の排出抑制)、Reuse(リユース:製品などの再使用)、Recycle(リサイクル:資源としての再生利用)の略称。 |
| あ行 | |
| アセットマネジメント | 施設のライフサイクルを中長期的に見据え、効率的かつ効果的に管理運営する実践活動。目的は、現有資産の状態を診断・評価し、中長期の更新需要と財政収支を考慮して更新財源を確保し、事業の実行可能性を担保すること。 |

| いきいき百歳体操 | 準備体操・重りを使った筋力運動・整理体操の3つの運動を組み合わせたもので、高齢者が無理なく能力を付けることができる介護予防体操のこと。住民運営による「高齢者の通いの場」で行われ、地域のつながりや見守りなどの役割も果たしている。 |
|-----------------|--|
| 石綿セメント管 | 軽量で加工性がよく、安価であったため用いられていた配水管。強度及び耐震性が低いという欠点があるため、現在では製造されていない。 |
| 一次医療 | プライマリ・ケアともいわれ、通常みられる病気や外傷などの治療のみでなく、疾病予防や健康管理など、地域に密着した保健・医療・福祉に至る包括的な医療を指す。主に、地域の診療所や病院がその役割を担っている。 |
| 医療的ケア児 | 日常生活及び社会生活を営むために恒常的に人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引などの医療行為を受けることが不可欠である児童のこと。 |
| ウォーカブル | 「歩く」を意味する「walk」と「できる」の「able」を組み合わせた造語。国土交通省では、「『居心地が良く歩きたくなる』まちなかづくり ～ウォーカブルなまちなかの形成～」を推進している。 |
| エリアリノベーション | 区域を定め、空き店舗や空き地等を活用・改修し、活性化につながる機能を加えるなど、新たな価値を付加することにより、まちの魅力を積み上げ、エリアの価値やイメージを向上させるエリア形成手法のこと。 |
| か行 | |
| カーボンオフセット | 温室効果ガスの排出量をできるだけ抑え、どうしても排出される温室効果ガスについては、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資することなどにより、埋め合わせするという考え方のこと。 |
| 介護予防・生活支援サービス事業 | 各市町村による「介護予防・日常生活支援総合事業」のうち、要支援1、2の認定者と市町村がチェックリストで同等に生活機能が低下していると判断した人が対象の事業。掃除・洗濯や運動・レクリエーションの送迎などがあり、NPOやボランティア、民間企業などがサービスの担い手になることもできる。 |
| 学校応援団 | 学校における学習活動、安全確保、環境整備などについて、ボランティアとして協力や支援を行う保護者・地域住民による活動組織のこと。 |
| 学校図書館教育支援員 | 子どもの読書活動を支援するために、蔵書では2校に1名の割合で配置している司書資格を有する職員のこと。 |
| カリキュラム・マネジメント | 学習指導要領等を受け止めつつ、子どもたちの姿や地域の実情等を踏まえて、各学校が設定する教育目標を実現するために、学習指導要領等に基づき教育課程を編成し、それを実施・評価し改善していくこと。 |
| 基幹管路 | 上水道において、水源である深井戸から浄水場まで、地下水を送るための導水管と、配水池から上水道の利用者へ水を配るための配水管の中で、給水管の取り出しがない基幹的な配水管のこと。 |
| 教育センター | 保護者や児童・生徒、教職員に対する教育相談やスクールソーシャルワーカーによる環境改善のための支援をはじめ、児童・生徒の適応指導や、日本語による会話などに困難を抱える外国人児童・生徒に対する初歩的な日本語指導を行っている。また、教職員の資質・指導力向上のためのさまざまな研修を行うとともに、学校における対応事案、配慮事案に対する支援を行っている。 |
| 居宅介護支援事業所 | 在宅の要介護認定者が適切に介護サービスを利用できるよう、ケアマネージャーが在籍し、本人や家族の心身の状況や生活環境、希望などに沿って、居宅サービス計画書(ケアプラン)を作成している。 |

| | |
|--------------------------|--|
| グループホーム | 病気や障害などで一般的な生活が困難な人々が、地域住民との交流が確保される地域のなかで、専門スタッフの支援を受けながら共同生活を営む住まいの場のこと。主に身辺自立が可能な状態にある高齢者や障害者が、プライバシーに配慮した個室からなる住居に少人数で住み、24時間の専門的な支援体制のもとで、家庭的で落ち着いた雰囲気の中で生活を送ることを目的としている。 |
| ゲートキーパー | 身近な人の自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のこと。「命の門番」としても位置付けられている。 |
| 健康寿命 | 健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。埼玉県は、65歳に達した県民が健康で自立した生活を送ることができる期間(65歳健康寿命)として指標を定義し、具体的な算定の方法として介護保険制度の「要介護2以上」になるまでの期間を算定している。 |
| 合計特殊出生率 | 15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数に相当する比率のこと。 |
| 合理的配慮 | 障害のある人が障害のない人と平等に生まれながらに持っている人権や基本的自由を行使できるように、障害特性やそれぞれの場面・状況に応じて生じる社会的障壁を取り除くための、負担になり過ぎない範囲で求められる変更及び調整のこと。 |
| こども家庭センター | 既存の子育て世代包括支援センター(母子保健)と子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関のこと。 |
| 子ども食堂 | 地域の人々が主体となり、子どもが1人でも安心して利用することができる無料または低額の食堂であり、貧困家庭の子どもへの支援や孤食の解消、食育など、食を通じた地域交流の場としての役割を果たしている取組のこと。 |
| コミュニティ・スクール (学校運営協議会) | 学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効なしくみのこと。 |
| コミュニティ・センター | 蕨市が中央、塚越、南町、錦町及び北町に設置しているコミュニティ(近隣社会)の形成を図るための拠点施設。市民と行政が一体となり、蕨市民憲章に掲げる理想のまちの実現に努めることを目的としている。 |
| さ行 | |
| 再生可能エネルギー | 太陽光・太陽熱・風力・地熱・水力・バイオマスなどの持続的に利用でき、温室効果ガスの削減に資するエネルギーのこと。 |
| 産後ケア事業 | 産後の母子に対して、助産師等による心身のケアや育児のサポートなどが受けられる事業のこと。 |
| 残さ | ある操作で処理をした場合に、その処理による目的に適合しなかった部分をいう。ここでは、ごみを焼却した際に残る灰のこと。 |
| シェアサイクル | 各所に設置されたポート(自転車ステーション)であれば、どこでも自転車をレンタル・返却することができるサービスのこと。 |
| 自助・共助・公助 | 自助は、一人ひとりが自ら取り組むこと。共助は、地域や身近にいる人どうしがいっしょに取り組むこと。公助は、国や地方自治体などが取り組むこと。3つの連携が円滑なほど災害の被害が軽減できるとされる。 |

| | |
|--------------|---|
| 指定管理者制度 | 地方自治体が所管する公の施設について、管理・運営を民間事業者等に委任することができる制度。民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上、競争原理による経費削減が見込める。 |
| シティプロモーション | 人口減少・少子高齢化が進み、移住者の獲得をめぐる都市間の競争が今後、より激しくなることも予想されるなか、自治体が地域の魅力を掘り起こし、戦略的に内外に魅力を発信することで、移住・定住の促進やシビックプライドの醸成などにつなげていくことを指す。 |
| 重要施設配水管路 | 震災時においても給水が特に必要となる基幹病院や指定避難所、応急給水拠点などの重要給水施設と浄水場を結ぶ管路のこと。水道システム全体の耐震性を効率的・効果的に高めるという観点から優先的な耐震化が図られている。 |
| 循環型社会 | 環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、有効に使うことで廃棄するものを最小限に抑える社会のこと。 |
| 将来負担比率 | 地方自治体の借入金(地方債)など現在抱えている負債の大きさを、その地方自治体の財政規模に対する割合で表したものの。 |
| ショートステイ | 要介護者等が施設に短期間入所し、日常生活の世話や機能訓練などを受けるサービス。 |
| 人権擁護委員 | 人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けたり、人権の考えを広める活動をしている民間ボランティアのこと。 |
| 人口動態 | ある一定の期間における人口の変動のこと。 |
| スクールカウンセラー | 問題行動・不登校等の課題解決を図るため、児童・生徒や保護者、教職員に対し、専門的な知識・経験に基づいて、相談に応じ、適切に助言や援助をする専門家のこと。 |
| スクール支援員 | 児童・生徒の豊かな心や生きる力を育むために、教科指導、国際理解教育、情報教育等での補助や支援のほか、学校生活全般についての補助を行う職員のこと。 |
| ステップアップルーム | 自分のクラスに入りづらい児童・生徒が、落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・生活できるよう学校内に設置している学習室のこと。自分のクラスとつながり、オンライン指導やテスト等も受けられ、その結果を成績に反映することができる。 |
| スマートコミュニティ | 省エネルギーに取り組むつつ、再生可能エネルギーを最大限活用し、家庭やオフィス、交通システムなどをITネットワークでつなげ、地域でエネルギーを有効活用する次世代の社会システムを指す。 |
| 生活困窮者自立支援制度 | 「経済的に苦しい」、「生活に困っている」など、心配ごとや悩みごとについて、専門の支援員が相談に応じる制度。支援員は、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行う。 |
| 生活支援コーディネーター | 高齢者らの在宅生活を支えるための調整役で、各市町村への配置が義務付けられている。「地域支え合い推進員」とも呼ばれる。 |
| 成年後見制度 | 認知症、知的障害、精神障害などの理由により判断能力が十分でない人々が安心して生活できるように、家庭裁判所から選任された者が、本人の意思を尊重して、財産の管理や身の回りの世話の手配などの支援を行う制度。 |
| 性別役割分担(意識) | 「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」などのように、男性、女性という性別を理由として役割を分ける考え方。 |

| | |
|------------|--|
| セーフティネット | 元々はサーカスの綱渡りや空中ブランコのときに張られた安全ネットのこと。転じて、福祉、防犯、防災、雇用など、幅広い分野において、人々の生活を守るためのしくみをいう。 |
| セカンドブック事業 | ブックスタート事業のフォローアップ事業で、子どもたちの成長に応じた読書のきっかけづくりや習慣化を支援するため「本」をプレゼントする取組のこと。 |
| ゼロカーボンシティ | ゼロカーボンとは、カーボンニュートラルとも呼ばれ、温室効果ガスの排出と吸収を均衡させることを指す。ゼロカーボンを目指す都市をゼロカーボンシティという。 |
| た行 | |
| 第一次救急医療 | 重症度に応じた3段階別の救急医療体制の一つで、主に入院治療の必要がなく、外来で対処しうる帰宅可能な軽傷患者に対応する救急医療を指す。 |
| 第二次救急医療 | 重症度に応じた3段階別の救急医療体制の一つで、入院治療や手術を必要とする重症患者に対応する救急医療を指す。このほか、第三次救急医療は、二次救急まででは対応できない一刻を争う重篤な救急患者に対応する救急医療を指す。 |
| 多文化共生 | 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくこと。 |
| 地域包括ケアシステム | 地域のなかで、保健サービス(健康づくり)、医療サービス及び在宅ケア、リハビリテーションなどの介護を含む福祉サービスを、保健・医療・介護・福祉の関係者が連携・協力して、地域住民のニーズに応じて一体的・体系的に提供するしくみ。 |
| 地域密着型サービス | 高齢者が要介護や要支援状態になっても、住み慣れた環境・地域で、きめ細かく配慮されたサービスの提供を受けることができるよう創設されたもので、市が指定した事業者がサービスを提供し、原則として市民が利用するサービス。 |
| 地区計画制度 | ドイツなどを参考に、1980(昭和55)年の都市計画法及び建築基準法の改正により創設された制度であり、住民の合意に基づいて、それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための計画を策定し、建築物の用途や形態などを制限する制度のこと。 |
| 超高齢社会 | 65歳以上の高齢者の占める割合が総人口の21%を超えた社会のこと。なお、65歳以上の高齢者の占める割合が総人口の7%を超えた社会は「高齢化社会」、14%を超えた社会は「高齢社会」と呼ばれる。 |
| デジタルサイネージ | ディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するシステム・媒体のこと。日本語では「電子看板」ともいう。 |
| デジタルデバイド | ICT(情報通信技術)を利用できる人とできない人との間で生じる格差のこと。 |
| テレワーク | ICT(情報通信技術)を活用した時間や場所にとらわれない柔軟な働き方のこと。 |
| 同和問題 | 日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別に由来するもので、今なお、日常生活の上でいろいろな差別を受けるなど、わが国固有の人権問題のこと。 |
| 特殊災害 | 自然災害以外の化学物質関連の事故などを指し、核(nuclear)、生物(biological)、化学物質(chemical)の頭文字から「NBC災害」と呼ばれることもある。 |

| | |
|-----------------------|---|
| 特殊詐欺 | 「オレオレ詐欺」、「還付金詐欺」、「架空請求詐欺」、「融資保証金詐欺」といった「振り込み詐欺」のほか、「金融商品等取引」名目の詐欺、「ギャンブル必勝法情報提供」名目の詐欺、「異性とのお付き合い」名目の詐欺など「振り込み類似詐欺」などを総称したもの。 |
| 読書通帳 | 子どもたちの読書意欲の向上などに向けた取組の一つで、自分の読んだ本を記録しておくものこと。 |
| 特定生産緑地 | 都市計画決定から30年経過する生産緑地(良好な都市環境の形成に役立ち、農業の継続が可能であることなどを条件に、都市計画により生産緑地地区として定められた農地等。税制の優遇措置あり)について、引き続き同様の制度が10年延長される農地のこと。 |
| 特別支援教育 | 従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)、高機能自閉症を含めて障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向け、一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う教育のこと。 |
| ドメスティック・バイオレンス(DV) | 配偶者や恋人など親密な関係にある者(過去にそうであった者を含む)からの暴力のこと。身体的暴力のみならず、心身に有害な影響を及ぼす言動などの精神的暴力、性的・経済的な暴力も含む。 |
| な行 | |
| 中仙道蕨宿まちなみ協定 | 中仙道まちづくり協議会の区域の住民が、自主的に定め、運営するまちづくりのためのルール。中山道沿道蕨宿地域において、建築物等の整備に関する事項等を定め、当該地域の歴史文化軸にふさわしいまちなみとして、維持向上することを目的としている。 |
| 認知症ケアパス | 認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、市が作成したガイドブックのこと。認知症の状態に応じて、家族に行ってほしいこと、認知症高齢者を支援する体制などを解説している。 |
| 認知症サポーター | 認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族を温かく見守り、支援する応援者のことを指す。認知症サポーターになるには、キャラバンメイト(認知症サポーター養成講座講師)による講義を受けることが必要。 |
| 認知症地域支援推進員 | 認知症になっても住み慣れた環境で生活できる地域づくりに向けて、各市町村が配置。認知症の人や家族の相談支援や関係機関とのネットワークづくりなどを担う。 |
| は行 | |
| パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度 | 一方または双方が性的少数者である二人が、お互いを人生のパートナーとして認め合い、協力し合う関係であることを市に届け出ると、市から「届出受理証明書」と「届出受理証明カード」が交付される制度のこと。 |
| 配偶者暴力相談支援センター | 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく事業であり、配偶者等からの暴力を防止し、被害者の自立及び保護を行う機関のこと。 |
| ハザードマップ | 地震や洪水、内水など、想定される自然災害による被害を予測し、その被害の範囲と程度を地図化するとともに、対応方法や避難場所等の各種情報を分かりやすく表示したもの。自然災害のリスクの把握や適切な避難行動等の情報提供により、被害軽減に役立ててもらうことを目的とする。 |

| | |
|-------------------|---|
| はつらつスクール事業 | 大学生などに児童・生徒の学習や生活の支援等をしてもらうことで、学校教育の充実を図る事業のこと。活動する大学生にとっても、将来に向けた社会的視野の拡大という側面から、大切な経験となりえる。 |
| ハラスメント | さまざまな場面における嫌がらせやいじめのこと。他者に対する発言や行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指す。 |
| 伴走型相談支援 | すべての妊婦や乳幼児期の子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで各段階のニーズに合わせて、相談や面談、情報発信など、寄り添いながら支援を行う取組のこと。 |
| ファミリー・サポート・センター事業 | 「子育ての援助を受けたい人」と「子育ての援助を行いたい人」が会員になって、お互いの理解と協力のもとに、地域のなかで育児のボランティア活動を有料で行う会員組織。安心して子どもを預けたり、預かることができるように会員相互間のコーディネートを行う。 |
| フードパントリー | ひとり親家庭や生活困窮世帯など、さまざまな理由で日々の食品や日用品の入手が困難な方に対して、企業や団体などからの提供を受け、身近な地域で無料で配付する活動または場所のこと。 |
| 双子織 | 江戸時代の末、塚越の高橋新五郎が英国製綿糸を入手し織り出した「ニタ子」と明治20年代後半に改良して開発された「双子織」を指す。昭和に入り、手織りから力織機への転換により衰退し、幻の織物になっていたが、近年、できる限りの再現を目指して、機械織ではあるが「新織 藤双子」として復興した。 |
| 分流式下水道 | 汚水と雨水を別々の管に分けて排除する下水道のこと。かつて主流であった汚水と雨水を同一の管渠で排除する合流式下水道とは異なり、雨水は直接河川等へ放流され、汚水のみが処理場へ集められて処理される。近年は、分流式下水道の整備が進められている。 |
| 保育・子育てコンシェルジュ | 藤市が配置する、保育施設や子育て支援事業の相談や情報提供を行う職員のこと。 |
| や行 | |
| ヤングケアラー | 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているおおむね18歳未満の子どものこと。 |
| ユニバーサルデザイン | 障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすい都市や生活環境などのデザインのこと。 |
| ら行 | |
| リサイクルフラワーセンター | 藤市・戸田市・藤戸田衛生センター組合が共同で設置・運営している施設。市民自らが分別して、家庭で一定の段階まで堆肥化を進めた生ごみを再生資源として肥料に変え、花苗を生産している。 |
| リプロダクティブ・ヘルス/ライツ | 性と生殖に関する健康と権利。性や子どもを産むことに関わるすべてにおいて、身体的、精神的、社会的に本人の意思が尊重され、自己決定でき、そのための情報と手段を得ることができること。 |
| 留守家庭児童指導室 | 保護者等が就労、出産、病気・障害、看護・介護、災害、求職、就学等に関する理由により、放課後に保育ができないと認められる際に、藤市内に住所を有する小学生を対象として、遊びや生活の支援などを行う施設。 |
| ロケーションサービス | 映画やドラマなどの撮影をスムーズに進めるため、ロケ地に関するさまざまな情報の提供や公共施設の使用などを支援するサービスのこと。 |
| ロコモティブシンドローム | 年齢を重ねることによって筋力が低下したり、関節や脊椎などの病気を発症したりすることで運動器の機能が低下し、立ったり、歩いたりといった移動機能が低下した状態のこと。 |

| | |
|---------------------|--|
| わ行 | |
| ワーク・ライフ・バランス | 仕事と生活の調和を指し、仕事と私生活の両方を充実させることで、相互に良い効果を生み出そうとするもの。 |
| わらび学校土曜塾 | 児童の自主的な学習をサポートし、学ぶ楽しさを教え、基礎学力の向上や学習習慣の定着を図ることを目的に、市内の全小学校区において、月2回程度、土曜日に実施している事業のこと。 |
| わらび子ども宣言 | 2009(平成21)年7月、藤市市制施行50周年に当たり、藤市の子どもたちが豊かな心を育み、社会に誇れる人格を形成することを願い、未来ある藤市の子ども像の実現に向けた、青少年健全育成の指針として制定した。 |
| 藤市SDGs提案制度 | 市民活動を行う団体等から、その専門性や柔軟性を生かし、SDGs(持続可能な開発目標)の理念を踏まえた事業提案を受け、藤市との協働で地域課題の解決を図ろうとする制度のこと。 |
| 藤市健やかメディア宣言 | 未来を担う子どもたちの健やかな未来を願い、電子メディアから離れる時間も大切に、目的を持って電子メディアを活用していけるようにする宣言。 |
| わらび市民活動人材ネットつながるバンク | わらび市民ネットと藤市が協働で運営するシステム。「資格や知識、技術などを社会に役立てたい」と思う人の登録と、それを必要としている人への紹介を行う。 |

「コンパクトシティ蕨」将来ビジョンⅡ
令和6年3月

発行 埼玉県蕨市
編集 総務部政策課
住所 〒335-8501 蕨市中央5丁目14番15号
電話 048-432-3200 (代表)
ホームページ <https://www.city.warabi.saitama.jp/>

日本一小さな市(5.11km²)



—「コンパクトシティ蕨」 将来ビジョンⅡ—

発 行 埼玉県蕨市

編 集 総務部政策課

住 所 〒335-8501 蕨市中央5丁目14番15号

電 話 048-432-3200 (代表)

ホームページ <https://www.city.warabi.saitama.jp/>